

2015 年度

大東文化大学
自己点検・評価報告書
(2016 年度認証評価申請用)



目次

序章	3
第1章 理念・目的	9
第2章 教育研究組織	33
第3章 教員・教員組織	41
第4章 教育内容・方法・成果	
第1節 教育目標・学位授与方針、教育課程の編制・実施方針	75
第2節 教育課程・教育内容	111
第3節 教育方法	157
第4節 成果	187
第5章 学生の受け入れ	207
第6章 学生支援	235
第7章 教育研究等環境	253
第8章 社会連携・社会貢献	269
第9章 管理運営・財務	
第1節 管理運営	285
第2節 財務	301
第10章 内部質保証	309
終章	319

大東文化大学

序 章

序 章

1. 自己点検・評価の目的

大東文化大学は、自己点検・評価の目的について、学則第1条第2項において、「本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受けるものとする」と定めている。

本学の自己点検・評価の歴史は、1994年度に制定された「大東文化大学自己点検及び評価規程」と同施行細則に基づいて活動を開始したことにさかのぼる。その後、2001年度の大学基準協会による相互評価結果を受けて、2002年度より毎年度、「自己点検・評価基本事項検討委員会」を責任主体として自己点検・評価活動を行い、ホームページ等でその結果を公表してきた。

2013年10月には、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」を新たに制定し、自己点検・評価基本事項検討委員会を改組して「大東文化学園自己点検・評価推進委員会」を発足させ、2014年度より新体制で活動を行ってきた。新体制の特色は、それまで大学だけが行ってきた自己点検・評価に、学校法人大東文化学園（法人経営）および設置校である大東文化大学第一高等学校が加わり、オール大東で自己点検・評価を実施することである。上記の規程には、大学、法人経営、第一高等学校のそれぞれについて、自己点検・評価の内容、組織体制等が定められている。

また、本学は、大学の自己点検・評価の基準を明確にするために、2014年2月に、大学基準の10項目に準拠して「大東文化大学基準別基本方針」を定めた。基本方針の内容は、本報告書の各章に示したとおりである。

2. 自己点検・評価の実施体制と活動

毎年度実施する本学の自己点検・評価は、学部・研究科・附置研究所・図書館・各センター等、大学のすべての部署・機関が参加し、「理念・目的」から「内部質保証」までの全10章について、大学基準にある「点検・評価項目」「評価の視点」に本学独自の項目・視点を加えた自己点検・評価シートに基づいて行われる。その概要は本報告書第10章「内部質保証」で述べるとおりである。

学部・研究科、図書館、センター等を統括し、大学全体の自己点検・評価活動を推進する責任主体となるのは、大東文化学園自己点検・評価推進委員会である。学長を委員長とする推進委員会は、以下の7つの事項を行うことを規程に定めている。

- (1) 自己点検・評価に関する基本方針の策定および学園全体の調整に関する事項
- (2) 自己点検・評価報告書の検討と理事会への報告に関する事項
- (3) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- (4) 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
- (5) 認証評価に関する事項
- (6) 外部評価委員会に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、推進委員会が必要と認めた事項

序章

2014年度、自己点検・評価推進委員会は5回開催され、上記の事項等について審議を行った。その開催日および議題は、下表のとおりである。

	開催日	議案
第1回	2014年4月21日	1. 自己点検・評価の新体制について ・評価専門委員会委員の委嘱および正副委員長の指名について ・企画委員会委員の委嘱および委員長の指名について 2. 改善報告書・完成報告書について
第2回	6月18日	1. 改善報告書・完成報告書の理事会提出について
第3回	7月21日	1. 自己点検・評価（全学的視点）シート作成の担当部局について 2. 2014年度自己点検・評価（全学的視点）シート（案）について 3. 2013年度点検・評価シートのホームページ公開について
第4回	11月4日	1. 評価専門委員会報告書について 2. 第一高等学校点検・評価シートについて 3. 外部評価委員会の開催について 4. 学部・研究科の求める教員像・教員組織の編制方針の策定について 5. 今後のスケジュールについて
第5回	2015年3月9日	1. 外部評価委員会報告書について 2. 2014年度自己点検・評価シート達成目標の自己評価及び所見への回答について 3. 2015年度自己点検・評価活動について 4. 『2015年度大東文化大学自己点検・評価報告書』作成要綱（案）について 5. 全学的視点作成担当者について 6. 2015年度企画委員会委員（案）について

推進委員会の下には、副学長を委員長として、大学・法人・第一高等学校の教職員から構成される企画委員会が設置されている。企画委員会は原則として毎月開催され、本学の自己点検・評価活動の実務について企画・立案・調査・調整等を行う。

また、評価組織として、評価専門委員会と外部評価委員会がある。評価専門委員会は学内の教職員から構成され、年度ごとの自己点検・評価報告書（自己点検・評価シート）を精査し、助言・勧告等を行う。その報告書はホームページで公開されている。

外部評価委員会は、20年余の実績をもつ本学の自己点検・評価活動において、2014年度に初めて導入されたもので、学外の有識者7名と学内の教員3名から構成される。自己点検・評価の適切性を第三者の目で検証する本委員会は、自己点検・評価シートおよび評価専門委員会報告書の点検を行い、必要な助言・提言を行う。2014年度は、自己点検・評価を実施した各部署（学部・研究科・センター・図書館・法人経営・第一高等学校その他）の責任者との意見交換会を経て、学園理事会に「外部評価委員会報告書」を提出した。報告書はホームページで公開されている。

3. 2010年度大学評価結果への対応

2010年度、本学は大学基準協会による大学評価（認証評価）を受けた。評価結果は「大学基準に適合している」と認定されたが、17の項目について「助言」が付された（「勧告」はなし）。助言に対する改善の取り組みは、「改善報告書」として2014年7月に同協会へ提

出している。

助言のうち、「4年次の履修登録単位数の上限設定」「シラバスの記載内容に関する教員間の精粗の差の解消」「研究科における学位授与方針および学位論文審査基準の学生への明示」「情報開示手続きの明確化」など大学および学園全体に関する項目の大半については、改善が図られ、おおむね問題は解消している。しかし、「(いくつかの)研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の低さ」「(いくつかの)学部における61歳以上の教員比率の高さ」などの問題は、長期的な取り組みを要する課題であり、現段階では解決されていない。これら未解決の課題については、自己点検・評価の「中期目標(2014～2018年度)」に設定し、引き続き解決のための努力を続けているところである。

なお、上記の「改善報告書」に対する検討結果は、いくつかの改善課題について引き続き一層の努力が望まれるとの意見があったが、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」と評価され、再報告は求められなかった。

法務研究科(法科大学院)については、2007年度に続いて、2012年度に日弁連法務研究財団による2度目の認証評価を受けた。評価結果は「法科大学院評価基準に適合している」と認定されたが、相当数の項目に5段階で下から2番目の「C」評価(実施できている(最低限必要な水準に到達している))が付された。法務研究科は2015年度より、学生募集を停止し、将来の閉校を予定しているが、認証評価で指摘された課題については改善の努力を続けている。

4. 本報告書について

本報告書は、本学がこれまで取り組んできた自己点検・評価活動の成果をまとめたものである。ベースとなったのは、2014年度の自己点検・評価報告書(自己点検・評価シート)で、そこに2015年現在における改善の進捗状況、新たな課題設定、達成目標などを加えたものである。別言すれば、本報告書は、一から作成の作業を行ったというのではなく、毎年度の自己点検・評価活動の延長線上に作成されたものである。

報告書の作成については、部局別の記述は関係する学部・研究科、図書館、センター、法人関係部署等が、大学全体にかかわる記述は学長、副学長、学務局長等が行い、それを企画委員会が精査して各部署、大学執行部等とのやりとりを通じて数次の校正を重ね、最終版をまとめた。実務を担当したのは、大学と法人組織にまたがる業務を遂行する総合企画室である。

認証評価の意義は、報告書作成と大学評価の相互運動を通じて、大学の改善課題あるいは伸長すべき強みを検証し、大学の発展のために活用することであろう。本報告書について忌憚のない評価をいただき、さらなる改善に結びつけたいと考えている。

2016年3月

大東文化大学 学長

学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会 委員長

太田 政男

第1章 理念・目的

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

1-1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

《大学全体》

本学は、1923（大正12）年に、当時の帝国議会で採択された建議「漢学振興ニ関スル建議案」に基づいて設立された。建学の精神は、「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」（1985年『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会報告書）と成文化された。また、大学の理念には、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美德を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目ざす」（前掲報告書）ことが掲げられた。

建学の精神と理念は、社会の進展と時代の変化の中で検証が行われてきた。学校法人大東文化学園の『中期経営計画「CROSSING」（2009-2023）』（2008年9月理事会承認）では、「東西文化の融合」という建学の精神は、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられた。これは、1990年代に始まり、21世紀に入って加速する、グローバル化の現実と課題に対応するために打ち出されたものである。

とはいえ、東洋の文化の教育・研究から出発した本学の歴史においては、アジアに軸足を置いた教育と研究に最も蓄積がある。さらに現在は、欧米を含む世界を見据え、国際的な視野に立った教育と研究を特色としている。そのことから、2012年に設置された大東文化大学改革推進会議における検証を経て、現在は、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を大学の理念として掲げている（B1-1 p.1~p.2）。

このような理念に基づき、大東文化大学学則（以下、「学則」という）第1条において、学士課程の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」と定めている。大学院については、大東文化大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第1条において、「高度にして専門的な学問の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」とうたっている。また、大学院法務研究科（法科大学院）については、大東文化大学大学院法務研究科学則（以下、「法務研究科学則」という）第1条において、「本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている（A1-1第1条、A1-2第1条、A1-3第1条）。

本学は2023年に創立百周年を迎えるにあたり、6つのヴィジョンからなる「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）を策定した。その骨子は下記のとおりである（B1-1 p.4）。

創立百周年に向けた6つのヴィジョン

1 主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する

- (1) すべての学生が大東学士力を身につける質の高い教育を展開する。
- (2) 参加型・問題解決型の主体的な学びを実現する。
- (3) 垣根をこえた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造する。
- (4) カリキュラムを全学的に共通化・柔軟化・スリム化する。

2 自主・参加・共同による学生生活を支援する

- (1) 主人公として大学生活に参加することを支援する。
- (2) 学習支援、生活支援を充実させる。
- (3) 学生のさまざまなニーズ（障がい学生、心の病など）に適切に対応した施策を行う。
- (4) キャリア教育・就職支援の全学的な体制をつくる。
- (5) 留学生への支援を強化する。
- (6) スポーツ・文化活動をはじめ自主的活動を支援する。

3 「開かれた知の共同体」をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する

- (1) 個人の自由な研究活動を発展させると同時に、「知の共同体」としての機能を充実する。
- (2) 基礎研究を重視すると共に、地域や社会の要請に基づくプロジェクトを展開する。
- (3) 研究所体制を再編成し、学際的でダイナミックな研究を発信する。
- (4) 大学院を再編成し、「大東文化」らしい教育と研究を充実させる。

4 国際的な学術・教育のネットワークの拠点となり、世界に向けて発信する

- (1) 大学の国際的なネットワークに参加し、国際水準の研究を推進する。
- (2) 留学の制度（受け入れと派遣）を充実し、交流の国・地域、留学生数を増加させる。
- (3) 国際的な学術交流を発展させる。

5 「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する

- (1) 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
- (2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- (3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- (4) ボランティア活動を支援し、拡大していく。

6 人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる

- (1) 教育・研究の場にふさわしく、学生、教職員の自由と人権が尊重されるキャンパスをつくる。
- (2) 社会に開かれた自治的なガバナンスを行う。
- (3) コンプライアンスを徹底し、社会に信頼される大学にする。
- (4) 安全と安心の危機管理体制をつくる。
- (5) 教育・研究のための財政基盤を確立する。

本学は現在、創立百周年に向け、社会と時代の要請に応える高等教育機関として、さらに進化していくために、これらのビジョンを具体的な施策に落とし込みつつその実現に取り組んでいるところである。

本学には大学附置の研究所として、東洋研究所と書道研究所がある。いずれも本学の理念、教育研究の特色を反映した研究機関で、その理念・目的は以下のとおりである。

《東洋研究所》

本研究所の起源は1923年の帝国議会による「漢学振興ニ関スル建議案」に由来する。この建議の背後にある基本的理念は、①漢学を中心とする東洋学術の研究、②東西文化の融合による新しい文化の創造、をめざすことにあった。この理念を実現する推進母体として、同年に大東文化協会が創設され、協会内の研究部組織として東洋研究部・比較研究部が設立された。これらの研究部は、1953年に学校法人大東文化大学附属の大東文化研究所に継承された。さらに1960年の学園振興計画の一環として、1961年に法人附属機関から大学附置研究所へ移行し、新たに東洋研究所として発足した。

本研究所の目的は、大東文化大学東洋研究所規程第2条1項に定められ、「アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究を行ない、ひろく学術の発達に寄与すること」とされている(A1-4第2条1項)。さまざまな研究部会を組織し、創設当時の理念・目的は今日の活動に反映されている。

《書道研究所》

本研究所は、前身の書道文化センター（1969年設置）の書道文化事業を継承し、書道芸術教育と書道文化のさらなる普及を目的として、1988年に書道文化センターから書道研究所へ組織を改組して発足した。本研究所は、全国の国公立大学のなかで唯一の書道研究機関であり、国内外の書道関係機関との交流・連携を積極的に進めている。

研究所の目的は、大東文化大学書道研究所規程第2条1項において、「書に関する研究調査及びこれに関する諸事業を行い、書芸術並びに書教育の高揚発展に寄与することを目的とする」と定めている。また、この目的を達成するために、同規程第3条1項で、①調査及び研究の実施並びにその成果の発表及び出版、②資料の収集、整理及び保管、③講演会、

講習会、展覧会等の開催、④書教育に関する指導及び助成、などの事業を行うことを掲げている(A1-5第2条1項、第3条)。

本学には、学士課程に8学部19学科、大学院に7研究科14専攻、専門職大学院として法務研究科(法科大学院)が置かれている。それぞれの理念・目的は、以下のとおりである。

《学部》

(1) 文学部

文学部の淵源は、1923(大正12)年に設立された本学の前身である大東文化学院にあり、本学において最も長い歴史を有する学部である。したがって、文学部は、本学の創設時における理念、さらにはそれを現代的に読み替えた現在の理念「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を最も直接的に体现してきた学部である。学部および学科の教育研究上の目的は、以下のように学則に定めている(A1-1第2条の2第1号)。

文学部は、人文諸科学に関する学識を修めることを通し、広い識見と深い洞察力をもち、人間の生き方やあり方を考究し、多様な現代社会ならびに国際社会の諸問題に対応できる人材を養成することを目的とする。

文学部日本文学科は、日本文学に関する学識を修め、多様な現代社会に対応できる能力を有する人材の養成を目的とする。

文学部中国学科は、中国古典学に関する学識を修め、中国文化圏に対する深い洞察力と国際感覚を有する人材の養成を目的とする。

文学部英米文学科は、英語圏の文学・語学・文化に関する学識を修め、国際語としての英語の基盤の上に立った広い見識を持つ人材の養成を目的とする。

文学部教育学科は、教育学に関する学識を修め、教育に関する知識・技能について、理論的実践的に優れた能力を有する人材の養成を目的とする。

文学部書道学科は、書道学に関する学識を修め、書表現および書学に秀でた人材の養成を目的とする。

(2) 経済学部

経済学部は文学部とともに本学創立以来の伝統をもつ学部である。2001年の学部改組によって社会経済学科と現代経済学科の2学科体制となり、学部の理念として「新教養主義」を掲げた。これは、形骸化した旧来の一般教養教育と不断の陳腐化のリスクを負う職業教育の双方から訣別し、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断し、行動することのできる人材の養成(主体性の涵養)を目指すものである。

上記の理念に基づいて、学部および学科の教育研究上の目的を以下のように定め、学則に明記した(A1-1第2条の2第2号)。

経済学部は、経済学の専門知識と幅広い教養を修得することによって、社会人としての健全な判断力、新たな価値を創造する力、社会的諸問題への適応力、情報収集・分析・発信能力など、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決するといった「主体性」の涵養を目的とする。

経済学部社会経済学科は、経済学および経済に関連する諸領域についての理論と歴史・

現状分析の手法を学修し、複雑で多様な社会の諸相を包括的な視点で考察、分析する能力を備えた人材の養成を目的とする。

経済学部現代経済学科は、経済学および経済に関連する諸領域についての理論と数理・計量分析の手法を学修し、現実の経済的諸問題についての具体的解決策を見出す能力を備えた人材の養成を目的とする。

(3) 外国語学部

中国語学科、英語学科および日本語学科から構成される外国語学部は、「専攻言語に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材を養成すること」を理念として、1972（昭和47）年に創設された。

このような理念に基づいて、学部および学科の教育研究上の目的は、次のように学則に定められている(A1-1第2条の2第3号)。

外国語学部は言語に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有し、専攻する言語およびその言語が使用される地域の文化、社会、歴史等の教育・研究を通じて、国際的な幅広い知識と教養を身につけた外国語のスペシャリストを育成することを目的とする。

外国語学部中国語学科は、中国語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を目的とする。

外国語学部英語学科は、英語学に加えてドイツ語学、フランス語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を目的とする。

外国語学部日本語学科は、日本語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を目的とする。

(4) 法学部

法学部は、1973（昭和48）年に、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」（法学部「設置要項」）を理念・目的として創設された。創設にあたり法学部は法律学科のみを持つ学部として出発したが、1990年には、「地域からの国際化」を担う人材の育成を目的として政治学科を増設し、2学科を擁する学部となった。

法律学科と政治学科を備えたことにより、法学部は法律学および政治学のそれぞれの専門的知識のみならず互いに隣接する分野に関わる知識を広く教授し、学校教育法第83条の趣旨を具現する体制を整えた。そして現在、「東西文化の融合」をめざした建学の精神を現代的に捉え直した「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」の理念に基づき、国際性豊かな法律家、公務員、ビジネスマンなど有為な人材の育成を目指している。

このような設立理念に基づき、学部および学科の教育研究上の目的は、次のように学則に定められている(A1-1第2条の2第4号)。

法学部は、法学および政治学に関する専門知識を教授することにより、広い視野に立ち、論理的に物事を考え、正しい判断ができる、バランス感覚に満ちた人材を育成することおよび法学・政治学の各分野において創造的で水準の高い研究成果を継続的に世に問うてい

くことを目的とする。

法学部法律学科は、法に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

法学部政治学科は、政治学に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

(5) 国際関係学部

国際関係学科と国際文化学科の2学科からなる本学部は、1986（昭和61）年、「わが国の国際化に対する社会的要請に応えるべく、総合的な知識と視野を持ち、かつ国際的感覚と語学力を兼ね備え、自ら考え、判断し、行動することのできる実践的人材を養成すること」を理念として創設された。

2006年には、20年の実績をもつ国際関係学部の教育『アジア理解教育の総合的取組』が、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）に選定された。「アジア言語教育」「地域研究カリキュラム」「現地体験型学習」「学生による企画・参加・実行型の活動」の4つの活動を有機的に結合させたアジア重視プログラムであり、学部の理念と教育目標を定式化したものである。

このような理念に基づいて、学部および学科の教育研究上の目的は、次のように学則に定められている(A1-1第2条の2第5号)。

国際関係学部はアジア諸地域を中心に、国際政治・経済・社会の課題を考え、また豊かな伝統と多様性に富むアジア諸地域の歴史・芸術・文化を学ぶことを通して、異文化を理解する心を育てるとともに、アジアの地域言語および英語の運用能力を身につけ、グローバル社会の一員として国際協力や国際交流に貢献できる人材の育成を目的とする。

国際関係学部国際関係学科は、アジアを中心とした国際関係学に関する学識を修め、広い視野に立脚した国際感覚と言語能力を有する人材の養成を目的とする。

国際関係学部国際文化学科は、アジアを中心とした国際文化学に関する学識を修め、広い視野に立脚した国際感覚と言語能力を有する人材の養成を目的とする。

(6) 経営学部

経営学部は、旧経済学部経営学科の理念・目的・教育目標を引き継ぎ、建学の精神に立脚しつつ、日本経済の国際化・情報化に対応できる企業の経営や管理の問題を扱うため、2000（平成12）年に創設された。その際に設置認可申請書に記した「経営学部における人材育成の柱」を要約すると、次のようになる。

- (1) 実践的教育を通じて必要な情報を選択できる判断能力と、そのための技術的基礎となる情報リテラシー、外国語運用能力を育成する。
- (2) 専門教育科目を通じて企業倫理等に関する教育を徹底する。
- (3) 卒業後も自主的・自立的な社会人として自己研鑽できる職業観と資質を身に付けられるよう少人数教育を徹底する。
- (4) 社会性を持つ個人の確立、創造的能力の開発、判断力・指導力の養成、たくましい精神力の涵養を行う。

このような設置の趣旨に基づき、経営学部は学部および学科の教育研究上の目的を、以

下のように学則に定めている(A1-1第2条の2第6号)。

経営学部は、経営学の基礎的・専門的知識を教授し、情報教育や語学教育またインターンシップなどの実践教育を通じて、経営学、会計学、情報・システム学および商学に関する専門的な知識と能力を身につけ、広い視野から現代社会を分析するとともに、自主的に判断できる力をもった人材を育成することを目的とする。

経営学部経営学科は、経営学、会計学に関する研究を行うとともに、これらの学力を基礎に、広い視野から現代社会を分析し、自主的に判断できる能力を備えた人材の養成を目的とする。

経営学部企業システム学科は、経営学、情報・システム論に関する研究を行うとともに、これらの学力を基礎に、広い視野から現代社会を分析し、自主的に判断できる能力を備えた人材の養成を目的とする。

なお、経営学部は2016年度から経営学部経営学科の1学部1学科体制に改組される。その新たな教育研究上の目的は、以下のとおりである(B1-4)。

経営学部経営学科は、「東西文化の融合」という大東文化大学の建学の精神を踏まえ、経営の理論と実践の融合を礎とし、国際化、多様化する社会のニーズに柔軟に対応でき、かつ即戦力となる人材を育成・教育することを目的とする。

(7) 環境創造学部

本学部は、“人間生存環境の再構築”という理念に基づき、2001(平成13)年に設置された社会科学系学部であり、環境創造学科の1学科から構成される(A1-20)。持続可能な社会をつくるために、社会経済システムから問題解決にアプローチすることを重視し、設置にあたって、下記の5つを学部の特色として掲げた。

- (1) 生きた現実の問題を扱う学部
- (2) 社会的教養に裏付けられた職業人の育成
- (3) 開かれた専門分野の履修に収斂するカリキュラム体系
- (4) 在来の学部学科で取り扱い困難な教育・研究分野の開拓
- (5) 学問に主体的に取り組む教育環境

このような設置の理念に基づいて、環境創造学部環境創造学科は教育研究上の目的を、次のように学則に定めている(A1-1第2条の2第7号)。

環境創造学部環境創造学科は、主として社会科学的な観点から地球および人間の環境に関する知識と手法を修め、その課題の発見と解決に創造的・実践的に取り組める人材の養成を目的とする。

(8) スポーツ・健康科学部

本学部は、スポーツ科学科と健康科学科の2学科をもって、2005(平成17)年に創設された。スポーツ科学科は、トップアスリートの育成に加え、スポーツ指導者の養成とスポーツ文化の普及に努め、さらには地域に密着した健康づくりに貢献すること、健康科学科は、疾病予備軍の危険因子の解明とその正常化への科学的バックアップ、健康増進因子の解明、予防医学への貢献など、科学的根拠をベースに健康づくりをサポートすることが創

設の理念である。

このような理念に基づき、学部および両学科の教育研究上の目的は、以下のように学則に定められている(A1-1第2条の2第8号)。

スポーツ・健康科学部は、本学の建学精神とその教育理念に基づき、国民の健康の維持と増進を視野に、スポーツを通して文化の発展と健康づくりに貢献できる人材の育成、医学・健康関連分野で健康の増進に寄与できる人材の育成を目的とする。

スポーツ・健康科学部スポーツ科学科は、スポーツ科学に関する学識を修め、人間性豊かなスポーツ指導と健康づくりの能力を有する人材の養成を目的とする。

スポーツ・健康科学部健康科学科は、生命の尊厳に基づいた生活の質を理解し、医療と保健の幅広い分野で国民の健康づくりに貢献できる人材の養成を目的とする。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科は1964(昭和39)年に設置されたが、そのときの設置認可申請書には「高度にして専門的な学術理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与する事を目的とする」と掲げられており、その目的のもとに今日に至っている。

現在、本研究科は、日本文学専攻、中国学専攻、英文学専攻、書道学専攻、教育学専攻の5専攻からなる。大学院学則に定められた文学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、以下のとおりである(A1-2第3条の2第1項第1号、第2項第1号)。

《文学研究科》

文学研究科博士課程前期課程・修士課程は、人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学の真髄を理解し、かつ広範な知識を修得し、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる高度な研究能力及び職業能力を持った人材の養成を目的とする(A1-2第3条の2第1項)。文学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程での教育内容をさらに深め、人文諸科学(日本文学・中国学・書道学)の真髄を理解し、かつそれに関するより広範な知識を修得し、新しい価値観を創造して人類文化の発展に寄与することができる高度な研究能力及びより専門的な職業能力を持った人材の養成を目的とする。

〈日本文学専攻〉

文学研究科日本文学専攻博士課程前期課程は、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を身につけた、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。文学研究科日本文学専攻博士課程後期課程は、自立した日本文学研究者及び高度な専門業務従事者を養成し、もって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

〈中国学専攻〉

文学研究科中国学専攻博士課程前期課程は、文学部中国学科の上位に位置する教育課程を擁し、中国の文化を専門的に勉学することによって、その専門知識と研究能力を修得することを目的とする。文学研究科中国学専攻博士課程後期課程は、前期課程の教育課程をさらに発展させ、より高度に中国の文化を専門的に研究することにより、この分野における専門的職業人としてふさわしい十分な研究能力を修得することを目的とする。

＜英文学専攻＞

文学研究科英文学専攻修士課程は、学部で培った知識をさらに専門的に深め、英文学、米文学、英語学、英米の文化を中心に各人の研究能力を学際的な視野に立ち高めることを目的とする。

＜書道学専攻＞

文学研究科書道学専攻博士課程前期課程は、漢字文化・仮名文化に立脚した書の本質をグローバルな視点から解明し考究する「書道学」の理念に基づき、高度な職業人の養成、高い見識をもった研究者・教育者・書作家の育成、国際交流の推進など、学内外の要望に応えられるような人材を送り出すことを目的とする。文学研究科書道学専攻博士課程後期課程は、漢字文化・仮名文化に立脚した書の本質をグローバルな視点から解明し考究する「書道学」の理念に基づき、中国書学、日本書学、書跡文化財学のトップリーダーの養成を目的とする。

＜教育学専攻＞

文学研究科教育学専攻修士課程は、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を身につけた、社会に貢献できる教育学研究者や教員の育成を目的とする。

（2）経済学研究科

1972（昭和47）年、大東文化大学経済学部の上に、学部教育で培った経済学の専門知識を基礎にさらに高度な専門的知識、学術の理論及び応用を研究・教授することにより、専攻分野における研究・教育活動その他高度な専門性が要求される業務に従事する人材を養成することを目的として、大学院経済学研究科修士課程経済学専攻が設置された。その後、1978年に博士課程後期課程経済学専攻が設置され、それに伴い修士課程も博士課程前期課程に改編されて経済学に関する高度な専門教育・研究指導の体制が整った。

その後、1993年には修士課程経営学専攻、1995年には博士課程後期課程経営学専攻が相次いで設置されたが、2003年に経営学専攻が経営学研究科として独立し、経済学研究科は改組され、経済学専攻のみの1専攻体制となった。また2007年には、成熟した市民社会の実現を担う人材の養成を目指して、法学研究科政治学専攻と連携協力し公共政策学専修コースを立ち上げた。

このような理念に基づいて、経済学専攻の教育研究上の目的は、次のように大学院学則に定められている(A1-2第3条の2第1項第2号、第2項第2号)。

経済学研究科博士課程前期課程は、経済理論及び経済諸現象を理解するための高度な教育研究を行い、広く豊かな学識と高い研究能力、思考力、表現力などを有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする。経済学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程における教育研究をさらに発展させ、経済学専攻分野において研究者として自立するために必要な広く豊かな学識と高度な研究能力または専門業務に必要な高度な専門能力をもち、社会の発展と人類の福祉に貢献できる人材の養成を目的とする。

（3）法学研究科

法学研究科は、1977（昭和52）年に法学専攻修士課程の1専攻で開設された。その後、

1991年に同専攻に博士課程後期課程を設置し、1994年に政治学専攻博士課程前期課程、さらに1996年に同専攻博士課程後期課程を設置し今日に至っている。

大学院学則に定められた法学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりである(A1-2第3条の2第1項第3号、第2項第3号)。

《法学研究科》

法学研究科博士課程前期課程は、法律学及び政治学についてより深く学識を修め、広い視野に立った研究を遂行するとともに高度に専門的な職業能力を修得し、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献する人材の養成を目的とする。法学研究科博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、法学または政治学の研究者、及びその高度な専門知識を必須とする職業分野に従事する能力を有し、多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目的とする。

＜法律学専攻＞

法学研究科法律学専攻博士課程前期課程は、法学に関する精緻で深い学識を修め、広い視野をもって研究する能力と高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、前期課程での研究成果に基づいて、さらに専門性を深め、自立した法学研究者として、高度な専門業務従事者として、社会で活躍できる人材の養成を目的とする。

＜政治学専攻＞

法学研究科政治学専攻博士課程前期課程は、政治学に関する専門的な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。法学研究科政治学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、政治学に関して、より専門性を深め、自立した政治学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

(4) 外国語学研究科

1999(平成11)年に中国語学、英語学、日本語学の3専攻をもって設置された外国語学研究科は、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という大学の理念に基づき、国際的視野の拡大、異文化理解力の深化、および言語コミュニケーション能力の高揚に努め、高度の語学エキスパート・異文化コミュニケーター・国際的教養人として、社会のグローバル化に柔軟に対応し貢献できる、責任ある創造力を兼備した人材を養成することを基本理念としている。

このような基本理念に基づいて、外国語学研究科および各専攻の教育研究上の目的を、以下のとおり大学院学則に定めている(A1-2第3条の2第1項第4号、第2項第4号)。

《外国語学研究科》

外国語学研究科博士課程前期課程は、高度な言語運用能力と専門的な知識、豊かな教養を修め、国内外の社会で活躍できる有能な人材の育成を目的とする。外国語学研究科博士課程後期課程は、博士課程前期課程で修めた専門知識と言語能力をもとに、研究能力をさらに向上させ、高度な言語運用能力を備え、優れた教育・研究活動を行え、社会の専門分野で活躍できる国際的な人材の育成を目的とする。

＜中国言語文化学専攻＞

外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程前期課程は、中国語学、中国語教育学、中国文化学の3つ分野に関する専門的な学識を修め、それぞれの分野で世界に通じる研究能力、高度な中国語運用能力及び専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。外国語学研究科中国言語文化学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より高度な言語運用能力と専門性を深め、専門分野別の知識を用い、自身の言葉で見解を展開できる世界に通じる自立した中国言語文化学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

＜英語学専攻＞

外国語学研究科英語学専攻博士課程前期課程は、英語学、英語教育学、英米言語文化学、の分野において深い学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な知識、技能を有する人材の養成を目的とする。外国語学研究科英語学専攻博士課程後期課程は、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した研究者及び高度な専門的業務従事者の養成を目的とする。

＜日本言語文化学専攻＞

外国語学研究科日本言語文化学専攻博士課程前期課程は、日本言語文化学に関する高度な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。外国語学研究科日本言語文化学専攻博士課程後期課程は、国際的な日本言語文化学研究者及び高度専門業務従事者の養成を目的とする。

（5）アジア地域研究科

アジア地域研究科は、1999（平成11）年に、「ヨーロッパ中心的な観点を改めて、アジア人の立場からアジアを見ること」「アジア4地域（東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア）の政治、経済社会、歴史、文化（思想・宗教）、及びアジアと域外との関係と共通課題を教育研究の対象とすること」「アジア研究を通じて豊かな国際感覚をそなえた人材を育成すること」を掲げて設置された。

このような理念に基づいて、研究科の教育研究上の目的は、以下のように大学院学則に定められている(A1-2第3条の2第1項第5号、第2項第5号)。

アジア地域研究科博士課程前期課程は、21世紀のアジアを捉える切り口として「アジアの現代化」と「アジアの伝統規範の再生」を軸にして、アジア諸地域に共通する問題に関する理解と洞察力を深め、アジア地域研究に関する深い学識を修めた、国際的な広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。アジア地域研究科博士課程後期課程は、前期課程の2つの視点「アジアの現代化」と「アジアの伝統社会の再生」を踏まえ、アジア地域研究に関して幅広く深い学識を修め、国際的に認知・評価される高度な専門性と実践力、及び高度な研究能力・職業能力を有し、アジア地域研究の専門家としてグローバルに活躍できる人材の育成を目的とする。

（6）経営学研究科

経営学研究科は、「経営学としての自立性と独立性を有する、より高度な教育・研究組織」を構築し、「新たな社会的要請に適合する高度な実践的知識と能力を備えた専門的職業

人の養成という社会的責任」(経営学研究科設置趣意書)を果たすために、2003(平成15)年に設置された。

このような理念に基づき、研究科の教育研究上の目的を、以下のように大学院学則に定めている(A1-2第3条の2第1項第6号、第2項第6号)。

経営学研究科博士課程前期課程は、実践能力を発揮できる高度な専門的職業人を養成すること、及び社会で活躍している職業人に対してビジネスの現場において活用可能な経営・会計・情報・商学の分野における実践的かつ理論的に体系化が可能な知識ならびに教育・研究の機会を提供することを目的とする。経営学研究科博士課程後期課程は、経営・会計・情報・商学といった経営科学の分野において、変化して止まない現代社会に適用可能なより専門性の高く、創造的かつ自立した研究者を養成するとともに、各分野にまたがる幅広く深い専門的知識を身につけ、それを応用できる高度な専門業務従事者を養成することを目的とする。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、「スポーツや身体活動及び健康や医療に関する諸問題を分野横断的及び学際的な視座から解決するために、人間という視点から適応、行動、健康、医療に関する研究を行い、幅広い視野と高度な技術・技能をもった教員、専門的指導者及び職業人を社会に輩出することによって人々の健康的な生活や文化的活動に貢献する」ことを理念として2009(平成21)年に設立された。

このような理念に基づいて、研究科の教育研究上の目的を、以下のように大学院学則に定めている(A1-2第3条の2第1項第7号)。

スポーツ・健康科学研究科修士課程は、スポーツ関連領域と健康関連領域を配置し、スポーツや身体活動および健康や医療に関する分野横断的、学際的な教育研究を行うことで、幅広い視野と高度な知識・技能をもった専修免許を有する教員、各領域の専門的指導者および職業人を輩出することを目的とする。

(8) 法務研究科

法務研究科は、法曹養成のための教育・研究を行う専門職大学院として、2004(平成16)年に開設された。設置にあたっては、以下のことを教育理念として掲げた。

すなわち、21世紀の法曹養成の主眼たる理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、

- (1) 国民の「社会生活上の医師」としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得と豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- (2) 専門的知識を習得させることのみならず、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、あるいは法的問題の解決に必要な法的分析力や法的議論の能力などを育成する。
- (3) 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせるとともに、新しい社会の多様なニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行う。
- (4) 経済的に恵まれない人を対象としたクリニックなどの体験において法曹としての責任

感や倫理観を養う。

などの諸理念を総合的に実現するような教育を行う（法務研究科設置認可申請書「法務研究科設置の趣旨及び必要性」2003年）。

本研究科は、以上のような教育理念に基づいて、教育研究上の目的を「法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている(A1-3第1条)。そして、これを以下のような文言に読み替え、大学構成員および社会に向けて、研究科ホームページや『Guide Book』等で公表している(A1-8 p.4、B1-2)。

「本研究科は、法曹養成のための教育・研究を行うことを目的とし、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、理論的教育と実務的教育を架橋し、豊かな人間性を持つ『社会生活上の医師』としての法曹に必要とされる専門的能力を涵養しつつ、先端的・専門的法領域も理解して社会に生起する様々な問題にも対応することのできる法曹を養成する。」

なお、本研究科は、すでに2013年12月の大東文化学園理事会において、将来の閉校（閉科）を前提として、2015年度より学生募集を停止している。

1-2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

《大学全体》

大学の理念・目的は、ホームページで公開されており、大学構成員および社会に公表、周知が図られている。全学生に毎年度配布する学生手帳の冒頭にも「大東文化大学の建学の精神と教育の目的」を掲げ(B1-3 p.4)、学生への周知に努めている。また、受験生向け『大学案内 CROSSING』にも、大学の建学の精神、教育の理念を掲載している(A1-6 p.011)。教職員に対しては、全員に配布した『大東文化大学 将来ヴィジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」、基準別基本方針（「大学の求める教員像・教員組織の編制方針」「学生支援方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」その他）等とともに、大学の建学の精神、理念・目的を記載し(B1-1 p.2、B1-4 p.11~p.14、p.37~p.64)、周知を図っている。

理念・目的が大学構成員にどこまで浸透しているかの検証は、学生に対しては毎年度の卒業時に行う卒業生アンケートに、「大東文化大学の理念・目的として『多文化共生』を掲げていますが、知っていましたか？」という質問項目を設け、検証を行っている(B1-22 d2-表2)。また、年度当初のガイダンス時に全学年生を対象に行う学生生活調査でも、「大東文化大学の建学の精神、教育の理念を知っていますか？」という質問項目を設定している(B1-7)。

《東洋研究所》

理念・目的と活動は、東洋研究所ホームページを通じて公開されており、研究所と大学の構成員および社会に向けて公表・周知が図られている(B1-8)。1984年より現在まで毎年2回、研究所の活動を紹介する『大東文化大学東洋研究所報』を発行し、学内および学外の関係機関、関係者に配布している(A1-18)。

《書道研究所》

書道研究所の研究・活動等は、研究所ホームページを通じて教職員および社会に公開し

ている(B1-9)。研究所の月刊誌『大東書道』は（発行部数7,300部）は、全国の会員および書道関係者に送付され、書道研究所の活動を発信する有力な媒体になっている(A1-19)。

《学部》

（1）文学部

文学部の教育研究上の目的は、学部ホームページ、文学部『履修の手引』への掲載、学部・学科ガイダンスでの説明、教授会や学科会議での告知、受験生向けのオープンキャンパス、相談会、高等学校への出前授業などで周知している。(B1-6、A1-9 p.2、B1-22 d2-表1)

（2）経済学部

経済学部の教育研究上の目的は、学部の『履修の手引』に記載し、入学時に実施するフレッシュマンセミナー、1～4年次の全学年で年度初めに実施する教務ガイダンス等で教員・学生に周知している。また、学部ホームページにも記載され、広く社会にも公表されている(A1-10 冒頭、B1-6、B1-22 d2-表1)。

（3）外国語学部

外国語学部の教育研究上の目的は、学部ホームページに掲載して広く社会に公表するとともに、各学科のガイダンス、キャンパス見学会等で学生や受験生に周知を図っている。(B1-6、B1-22 d2-表1)。

（4）法学部

法学部と両学科の教育研究上の目的は、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」と併せて、学部ホームページと法学部の『履修の手引き』に明記し、学生に周知を図っている。教員に対しては教授会において自己点検・評価結果を審議し、周知している(A1-11 ii～iv、B1-6、B1-22 d2-表1)。

（5）国際関係学部

国際関係学部の教育研究上の目的は、学部ホームページ、履修の手引き『国際関係学部ガイドブック』に掲載して周知を図っている(A1-12 p.14、B1-6、B1-22 d2-表1)。また、特色GPに選定された『アジア理解教育の総合的取組』について、教師向けと生徒向けの小冊子を作成して高等学校や地域社会に発信している(B1-10)。とりわけ、この取り組みの一環として行われる学部主催の「アジア芸能の夕べ」は、地域社会に向けて学部の理念・目的を発信する有益な機会となっている(B1-11)。

（6）経営学部

経営学部の教育研究上の目的は、文言を平易にわかり易い表現にし、学部ホームページにアドミッション・ポリシーとともに掲載している(B1-6、B1-22 d2-表1)。また、学部の『履修の手引』にも掲載し(A1-13 p.2)、年度当初のガイダンスには各学年とも教員が参加して、丁寧な説明と指導を行っている。

（7）環境創造学部

環境創造学部の教育研究上の目的は、学部の教育活動・地域連携事業などの諸情報とともに、学部ホームページに掲載して社会に公表し(B1-6、B1-22 d2-表1)、わかりやすく説明する工夫をし毎年更新している。また、年度当初のガイダンス、入学オリエンテーションを通じて学生への周知を図っている。

（8）スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部の教育研究上の目的は、学部ホームページに掲載し、社会に公表している(B1-6)。また、学部の履修の手引き『羅針盤』に掲載し(A1-14 p.2、B1-22 d2-表1)、毎年のガイダンス時に学生に対する確認を行っている。

《研究科》

（1）文学研究科

文学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、本学ホームページに公開されており、大学構成員と社会に向けた公表、周知が図られている(B1-6)。また、『大学院の手引き』(A1-17 p.16~p.18)、受験生向けの『大東文化大学大学院案内』にも掲載している(A1-7 p.0~p.1、p.4~p.11、B1-22 d2-表1)。

（2）経済学研究科

経済学研究科の教育研究上の目的は、『大東文化大学大学院案内』(A1-7 p.0~p.1)、『大学院の手引き』(A1-17 p.17~p.18)等の冊子体に記載されているほか、ホームページ(B1-6)にも掲載され、学生や受験生への周知が図られている(B1-22 d2-表1)。

（3）法学研究科

法学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、本学ホームページに公開されており、大学構成員および社会に向けた周知が図られている(B1-6)。また、受験生向けの『大東文化大学大学院案内』にも掲載されている(A1-7 p.0~p.1、p.14~p.17)。『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』にも記載され、同ガイドは本研究科の教員および入学志願者に配布されている(B1-12 p.6~p.11、B1-22 d2-表1)。

（4）外国語学研究科

外国語学研究科および各専攻の教育研究上の目的は、ホームページにおいて公開されており、大学構成員および社会に向けた公表、周知が図られている(B1-6)。また、受験生向けの『大東文化大学大学院案内』にも掲載されている(A1-7 p.2~p.3、p.20~p.25、B1-22 d2-表1)。

（5）アジア地域研究科

アジア地域研究科の教育研究上の目的は、ホームページ(B1-6)、アジア地域研究科『大学院履修要項』(A1-15 p.2~p.3)、『大東文化大学大学院案内』(A1-7 p.2~p.3)等で公表するとともに、毎年入学時に実施しているガイダンスの際に周知が図られている。また、2013年度から毎年2回ほど入学説明会を開催し、本研究科の教育研究上の目的の周知を図っている(B1-22 d2-表1)。

（6）経営学研究科

経営学研究科の教育研究上の目的は、ホームページや『大東文化大学大学院案内』で公開し、学生や教職員の大学構成員および社会に周知を図っている（B1-6、A1-7 p.2~p.3）。また、学生に対してはガイダンスでも明示し、周知を確実なものとしている（B1-22 d2-表1）。さらには、2013年度から実施されている「大学院入試相談会」でも来場した候補生に説明を行っている。

（7）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の教育研究上の目的は、ホームページ(B1-6)や『大東文化大学大学院案内』（A1-7 p.2~p.3）、スポーツ・健康科学研究科『大学院履修要項』（A1-16 p.11~p.12）によって教職員や学生に周知を図り、社会に公表している。また、入学時のガイダンスや必修科目である「スポーツ・健康科学研究法」（オムニバス方式）の前期の初回授業において、研究科委員長が本研究科の理念および目的などを周知させている（A1-16 p.11~p.12、B1-22 d2-表1）。

（8）法務研究科

教職員および学生に対する周知としては、ホームページに理念・目的を公開しているほか、教育の理念・目的およびカリキュラムを掲載したガイドブックを、非常勤講師を含めて全教員に配布している（B1-2、A1-8 p.4）。さらに、学生に対しては、入学時のオリエンテーション、在学生ガイダンス、オフィスアワー等による学生との面談の機会を利用して、教育理念の理解を得ることに務めてきた。社会に対しては、ホームページやガイドブック、募集要項、進学相談会、広告等を通じて公表してきた。

1-3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

1985年に成文化された建学の精神、大学の理念・目的は、その後1997年に理念・目的自己点検・評価実施委員会、2002年に自己点検・評価基本事項検討委員会、2008年に中期経営計画・推進委員会、2009年に学校法人大東文化学園基本構想検討特別諮問委員会、2010年に自己点検・評価基本事項検討委員会において、それぞれ検証がなされてきた。さらに、2012年に発足した大東文化大学改革推進会議において、新たな検証が行われ現在に至っている。

2012年度には、自己点検・評価基本事項検討委員会での議論を経て、8学部と7研究科の教育研究上の目的を新たに設定した。

また、毎年度実施する自己点検・評価活動でも、評価基準1に「理念・目的」の章を設定し、学長を委員長とする大東文化学園自己点検・評価推進委員会（2013年度に自己点検・評価基本事項検討委員会を改組）を責任主体として、検証を行っている（B1-16）。

以上のように、大学の理念・目的の適切性については、責任主体・組織、権限、手続き等を明確にしつつ、定期的な検証が行われている。

《東洋研究所》

研究所が行う研究活動等については管理委員会で定期的に点検し、理念・目的の適切性

については毎年度の自己点検・評価活動において検証している(B1-16)。

《書道研究所》

研究所の研究活動や諸事業については、管理委員会において定期的に検証している。理念・目的の適切性は、年度ごとの自己点検・評価活動において検証している(B1-16)。

《学部》

(1) 文学部

毎年、文学部教務委員会（学部・各学科に設置）において、理念・目的の適切性について、検証する機会を設けている。また、年度ごとの自己点検・評価でも検証を行っている(B1-16)。

(2) 経済学部

学部の理念・目的は、学部改組（2001年度）や学則整備（2008年度）の際、カリキュラム準備委員会・学部執行部等において検証を行い、教授会承認を得てきた。その後はカリキュラム改革推進委員会において、現行理念の適切性に関する検証を随時行い、検証結果を教授会で報告している(B1-17)。毎年度の自己点検・評価活動でも検証を行っている(B1-16)。

(3) 外国語学部

学部の理念・教育研究上の目的の適切性は、年度ごとの自己点検・評価活動で定期的に検証している(B1-16)。また、カリキュラム改正の際にも、検証を行っている。

(4) 法学部

各年度末の教授会で自己点検・評価結果を審議・承認することにより、学部の理念・目的の適切性を検証している(B1-16)。

(5) 国際関係学部

2006年度の特徴G Pに選定された『アジア理解教育の総合的取組』は、学部創設以来20年間の教育実践を総括し、学部の理念・目的について学部全体で総点検・検証した成果である。また、4年ごとに行うカリキュラムの見直しや、自己点検・評価活動における定期的な検証のほか、毎年実施する学部独自の「卒業生アンケート」の結果が教授会に報告され、学部教育の目標を検証するための有益な資料となっている(B1-16)。検証の主体となるのは教務委員会および学生支援委員会であり、結果はすべて教授会に報告される。

(6) 経営学部

経営学部の理念・目的の適切性は、毎年度の自己点検・評価活動で定期的に検証しているほか、カリキュラム改正の機会などに見直しを行ってきた(B1-16)。本学部は2016年度から、現行の2学科から経営学科のみの1学科体制に改組されるが、新しいカリキュラム編成などの制度設計の過程でも理念・目的の検証を行った。

（7）環境創造学部

環境創造学部の理念・目的の適切性については、カリキュラム改正のたびに検証を行ってきた。2013年度のカリキュラム改正では、教育課程の編成・実施方針と併せて検証を行い、現在に至っている。2015年度からは、全学的な学部再編の議論の中で、学部将来構想委員会（2014年度設置）において、理念・目的に関する議論と検証を進めている。また、自己点検・評価活動のなかでも検証を行っている(B1-16)。

（8）スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部の理念・目的の適切性は、毎年度の自己点検・評価活動で検証を行っている(B1-16)。また、月例で開催される両学科の教務委員会において、カリキュラムの点検を行っている。その際のチェックポイントのひとつとして、「理念・目的の実現に適したカリキュラム」がある。

《研究科》

（1）文学研究科

文学研究科の理念・目的の適切性については、各専攻の専攻協議会、文学研究科委員会で定期的に検証している。また、自己点検・評価活動でも検証を行っている(B1-16)。

（2）経済学研究科

毎年度の自己点検・評価で検証を行っている(B1-16)。また、経済研究科委員会では、2012年度に「大学院経済学研究科新教育課程検討委員会」を立ち上げ、2013年度末に報告書がまとめられた。翌2014年度には、それをさらに発展・深化させるべく「経済学研究科改革新委員会」が立ち上げられ、2017年度から新しい理念・目的に沿った教育課程に移行する予定で作業を進めている。

（3）法学研究科

理念・目的の適切性については、随時、各専攻協議会において検討し、研究科委員会の審議を経ている。2014年3月には、法学研究科所属教員の「理念・目的の周知度を調査するアンケート」を実施し、2014年6月10日開催の研究科委員会において、その結果を審議した。また、年度ごとの自己点検・評価でも検証を行っている(B1-16)。

（4）外国語学研究科

外国語学研究科の理念・目的の適切性については、各専攻の専攻協議会からの報告に基づき外国語学研究科委員会において、また毎年度の自己点検・評価活動において定期的に検証している(B1-16)。

（5）アジア地域研究科

研究科の3つのポリシーを明文化する作業を通して、また、教員と院生を対象とした定期的なアンケート調査を通して、研究科の理念・目的の適切性について検証を行ってきた。検証を行う責任者は研究科委員長と専攻主任であるが、そのもとで教務・広報委員会とFD

委員会が実務を担当している。

（6）経営学研究科

経営学研究科の理念・目的の適切性については、研究科委員長および専攻主任が主体となり、かつ担当事務職員も加わり、研究科委員会等で互いに確認し合っている。また、毎年の自己点検・評価活動でも検証を行っている(B1-16)。

（7）スポーツ・健康科学研究科

理念・目的の適切性については、自己点検・評価において定期的な検証を行っている(B1-16)。また、研究科の開設から7年目を迎えるに当たり、今後のスポーツ・健康科学研究科の将来像を踏まえ、2014年度に研究科内に設置したカリキュラム改革ワーキンググループおよび入試ワーキンググループから選任された委員から構成される検討委員会において、理念・目的の適切性などについて検証を進める予定である。

（8）法務研究科

理念・目的の適切性については、年度ごとに自己点検・評価活動を行い、法務研究科教授会で承認を受けることで、定期的に検証している(B1-16)。

2. 点検・評価

【基準1の充足状況】

本学は、1923年の創立以来、「東西文化の融合」という建学の精神の下、明確な理念・目的を掲げて教育研究を推進してきた。そして建学の精神、理念・目的は、時代の変化を踏まえつつ、数度にわたって検証が行われてきた。創立百周年に向けて策定した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」は、実現すべき6つのヴィジョンを柱として、本学の将来像を描いたものである(B1-1)。

学部・研究科においても、建学の精神、大学の理念・目的に基づいて、教育研究上の目的を定め、学則および大学院学則、法務研究科学則に明記している(A1-1第1条、A1-2第1条、A1-3第1条)。

これらはホームページや各種印刷物への掲載、ガイダンス等の機会を通じて、学生や教職員に周知が図られ、広く社会に公表されている(A1-6 p.011、A1-7 p.0~p.31、A1-8 p.4、A1-9 p.2、A1-10 巻頭、A1-11 ii、A1-12 p.14、A1-13 p.2、A1-14 p.2、A1-15、A1-16、A1-17 p.16~p.19、B1-5、B1-6、B1-3 p.4.)。

また、2014年度から始まった新体制による自己点検・評価活動では、評価基準1に「理念・目的」の章を設定し、理念・目的の明確化とその適切性、構成員に対する周知、定期的な検証等について、大学として、また学部・研究科ごとに点検と評価を行っている(B1-16)。

以上のことから、大学においても、学部・研究科においても、理念・目的は適切に設定されており、大学構成員および社会への周知と公表(B1-5、B1-6)、適切性の検証も行われ(B1-16)、基準1は充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 2023年の創立百周年に向けて、6つのヴィジョンからなる「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を策定した(B1-1)。全学の合意を得てこのような総合的な中期計画を策定したのは、大東文化大学として初めてのことであり、本学がさまざまな取り組みを行うための基本方針ができたことになる。
- ② 大学基準に準拠して、「大東文化大学の理念・目的」「教育研究組織の編制原理」「大学の求める教員像・教員組織の編制方針」「学生支援方針」「国際化に関する方針」「教育研究等環境の整備に関する方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」「管理運営・財務に関する方針」「内部質保証に関する方針」からなる「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、大学運営の基本方針を明確にした(B1-18)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

大学および学部・研究科の理念・目的の適切性については、特段の改善を要する点は見当たらないが、大学構成員に理念・目的がどこまで浸透しているかの検証は、学部・研究科のレベルでは十分になされていない。検証作業を通じて、大学構成員にさらに浸透させる取り組みを強化する必要がある。

2014年度卒業生アンケート（回答者数 2,234名）では、「大東文化大学の理念・目的として『多文化共生』を掲げていますが、知っていましたか？」という問いに、「そう思う」（肯定）、「少し思う」（弱肯定）の回答が合わせて62.3%であった(B1-22 d2-表2)。

また、年度当初のガイダンス時に実施した2015年度学生生活調査（1年生および2～4年生の休学・留学者を除く。対象学生数 8,580名、回収率 93.1%）では、「大東文化大学の建学の精神、教育の理念を知っていますか」との設問に、「知っており内容も理解している」が17.3%、「あることは知っているが内容はよくわからない」が50.0%、「全く知らない」が32.7%であった(B1-7)。

どちらの調査でも浸透度は高いとは言えず、今後、大学および学部・研究科の理念・目的について、学生と教職員に浸透させる方策を講じていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 大学改革推進会議での議論を通じて「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を具体的なプランに落とし込み、着実に実現を図っていく。この将来基本計画は、全教職員が共有し、実現すべき戦略的課題として、大東文化学園の毎年度の基本方針・行動計画に盛り込まれ、関連部局において実現が図られている(B1-19)。とりわけ、将来基本計画の中核をなすさまざまな教育課題については、2015年12月に設置した副学長を責任者とする全学教務委員会で制度設計の議論が進められている。(B1-20、B1-21)。
- ② 「大東文化大学基準別基本方針」の中の「学生支援方針」「国際化に関する方針」「教育研究等環境の整備に関する方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」「管理運営・財務

に関する方針」に盛り込まれた課題を、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」および学園の基本方針・行動計画と連動させながら具体化していく(B1-1、B1-19)。大学改革推進会議を責任主体とし、学生支援は学生支援センター、国際化は国際交流センター、教育研究等環境の整備は学園管理課等、社会連携・社会貢献は地域連携センター、管理運営・財務は学園総務部・財務部が推進の中心となる。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

学生に対しては、「卒業生アンケート」(全学FD委員会主催)および「学生生活調査」(学生支援センター主催)に学部・学科の理念・目的に関する設問を加えるなどの工夫をして、理念・目的の浸透度を検証し、各種の媒体を通じて認知度を高める。教職員に対しては、自己点検・評価推進委員会が、総合企画室作成の『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』(2016年2月発行)を主な媒体として、「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」、基準別基本方針等とともに、周知させていく(B1-16)。

4. 根拠資料

＜根拠資料＞

- A1-1 大東文化大学学則
- A1-2 大東文化大学大学院学則
- A1-3 大東文化大学大学院法務研究科(法科大学院)学則
- A1-4 大東文化大学東洋研究所規程
- A1-5 大東文化大学書道研究所規程
- A1-6 大学案内「CROSSING2015」
- A1-7 大東文化大学大学院案内 2014
- A1-8 大東文化大学法科大学院 2014 ガイドブック
- A1-9 文学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用
- A1-10 経済学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用
- A1-11 法学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用
- A1-12 国際関係学部 ガイドブック 平成 27 (2015) 年度入学生用
- A1-13 経営学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用
- A1-14 スポーツ・健康科学部 羅針盤(履修の手引き) 2015
- A1-15 大学院履修要項アジア地域研究科 2015 年度
- A1-16 大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科 2015 年度
- A1-17 2015(平成 27)年度大学院の手引き
- A1-18 大東文化大学東洋研究所所報 No.63、64
- A1-19 書道研究所案内、月刊『大東書道』誌 500 号刊行記念－昭和・平成、書の伝承。
- A1-20 環境創造学部とは
- B1-1 大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023
- B1-2 法科大学院ホームページ (教育研究上の目的及び基本方針(3つのポリシー))
<http://www.daito.ac.jp/lawschool/profile/policy.html>

第1章 理念・目的

- B1-3 2015年度学生手帳
- B1-4 『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）
- B1-5 大学ホームページ（建学の精神・教育の理念）
<http://www.daito.ac.jp/information/about/idea.html>
大東文化大学の基準別基本方針 <http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html>
- B1-6 大学ホームページ（情報公開） <http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html>
- B1-7 2015年度学生生活調査
- B1-8 東洋研究所ホームページ（東洋研究所概要）
<http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/oriental/information/philosophy.html>
- B1-9 書道研究所ホームページ
<http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/calligraphy/index.html>
- B1-10 2006年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」選定「アジア理解教育の総合的取組」
- B1-11 第6回アジア芸能の夕べ（2014年10月25日）
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9362.html
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9778.html
- B1-12 大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド
- B1-13 欠番
- B1-14 欠番
- B1-15 欠番
- B1-16 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html>
- B1-17 「カリキュラム改革の方向性」について（第2次答申）
- B1-18 大東文化大学基準別基本方針
- B1-19 2015年度大東文化学園基本方針・行動計画
- B1-20 全学教務委員会規程
- B1-21 全学教務委員会（第1回）次第
- B1-22 大学データ集

<大学基礎データ>

d1-表1 全学の設置学部・学科・大学院研究科等（2016年4月1日現在）

第 2 章 教育研究組織

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

2-1 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

(1) 学部・学科・研究科・専攻

1923（大正12）年に「大東文化学院」として誕生した本学は、1953（昭和28）年に「大東文化大学」と改称し現在に至っている。教育研究組織は、2015年5月1日現在、学士課程が8学部19学科、大学院が7研究科14専攻から構成され、専門職大学院として法務研究科（法科大学院）がある。教育研究組織の関連図は別紙資料のとおりである（d1-表1、B2-8 d2-表56）。

教育目的を達成するため、学士課程に、文学部（日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科）、経済学部（社会経済学科・現代経済学科）、外国語学部（中国語学科・英語学科・日本語学科）、法学部（法律学科・政治学科）、国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）、経営学部（経営学科・企業システム学科）、環境創造学部（環境創造学科）、スポーツ・健康科学部（スポーツ科学科・健康科学科）を置く。

大学院には、文学研究科（日本文学専攻・中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻・教育学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、法学研究科（法律学専攻・政治学専攻）、外国語学研究科（中国言語文化学専攻・英語学専攻・日本言語文化学専攻）、アジア地域研究科（アジア地域研究専攻）、経営学研究科（経営学専攻）、スポーツ・健康科学研究科（スポーツ・健康科学専攻）が設置されている。さらに、専門職大学院として、法務研究科を置くが、同研究科は将来の閉校（閉科）を前提として、2015年度より学生募集を停止している。

以上の学部、研究科の理念・目的は第1章で述べたとおりである。

なお、専攻科として、文学専攻科（日本文学専攻・中国学専攻・教育学専攻）と経済学専攻科（経済学専攻）があるが、組織としては存続しているものの、現在はいずれも学生募集を停止し在籍者はいない。

校舎は東京都板橋区高島平と埼玉県東松山市岩殿に置かれ、国際関係学部とスポーツ・健康科学部は4年間、東松山校舎で一貫教育を行い、他の6学部は2年次まで東松山校舎で学んだ後、3年次からは板橋校舎で学ぶ。大学院については、アジア地域研究科とスポーツ・健康科学研究科が東松山校舎、他の5研究科が板橋校舎にあり、法務研究科は東京都新宿区JR信濃町ビル内に校舎がある。

学士課程は学科ごとに、大学院は専攻ごとに、教育目的を定め、それに沿った教育研究組織が編制されている。学部には学部教授会を置き、学部長・学科主任からなる執行部を中心にカリキュラム編成、教員配置、学生の受け入れ等を行う。学部を超えた大学共通の課題については、大学評議会、学部長会議、学内各種委員会等において協議・調整を図る。

東松山キャンパスの学部横断的な共通課題については、同キャンパス担当副学長と8学部選出の東松山担当主任からなる東松山キャンパス運営委員会が協議・調整を行う。運営委員会には教務部会、学生支援部会、環境整備部会を置き、主に1、2年生を対象とする教養科目（全学共通科目）・外国語科目等を学部・学科の枠をこえて推進するほか、各種の学生支援を行い、学習・生活環境の改善を図る。

大学院は、研究科ごとに研究科委員会を置き、研究科委員長・専攻主任を中心として運営を行い、大学院全体の教学に関する事項は大学院評議会、研究科委員長会議において協議・調整を図る。法務研究科を除いて、大学院は基本的に学部の延長線上に位置づけられ、教育研究を担うのは学部所属（一部は大学附置研究所所属）の教員である。

学部と大学院の教学に関わる事項は、学部長会議、大学院研究科委員長会議と学部教授会、研究科委員会との調整を経て、大学評議会、大学院評議会において審議・議決を行う。

これらの教育研究組織はいずれも、大学の理念・目的を踏まえて、新設や改組を経て現在に至ったものである。しかし2010年度に受審した大学基準協会の大学評価（認証評価）において、学部・学科では「類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成にはなっていない面も見受けられる」と指摘されたように、学部・学科の編制について見直すべき時期に来ている。また、慢性的に収容定員を満たさず教育組織として十分な役割を果たしていない専攻を抱える研究科も、その編制について検討時期を迎えている（d1・表4、B2-8 d2・表33）。

なお、経営学部は2016年度より、経営学部経営学科の1学部1学科体制に移行することになっている（B2-1）。

（2）附置研究所・資料館

本学の研究組織には、学部と大学院のほかに、附置研究所がある。大学の附置研究所としては、「アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究を行ない、ひろく学術の発達に寄与すること」を目的とする東洋研究所、「書に関する調査研究及びこれに関する諸事業を行い、書芸術並びに書教育の高揚発展に寄与すること」を目的とする書道研究所がある（A2-1 第2条、A2-2 第2条）。

東洋研究所は、専任の研究員のほか、学部所属の教員が兼担研究員を務め、研究テーマごとに共同研究部会を設け、研究活動を行う。書道研究所は、専任研究員のほか、文学部書道学科所属の教員を中心とする兼担研究員、外部の大学・研究機関等から招聘した兼任研究員等を置き、研究活動に加えて、「高校生のための書道講座」「大東書道講習会」などを開催している。この二つの大学附置研究所は、東洋文化の研究から出発した本学の伝統と特色、強みを生かした研究所である（A2-3、A2-4）。

このほか、学部附置の研究所として、文学部の人文科学研究所、経済学部の経済研究所、外国語学部の語学教育研究所、法学部の法学研究所と国際比較政治研究所、国際関係学部の現代アジア研究所、経営学部の経営研究所があり、学部の特色を生かした研究活動を行っている。学部附置研究所は、それぞれ以下のように設置目的を規程に定めている。

人文科学研究所 人文科学に関する学術の研究およびこれに関する諸事業を行い、研究成果の社会への還元を目的とする（A2-5 人文科学研究所規程第2条）。

経済研究所 経済に関する理論的研究および実証的研究を行うことを目的とする（A2-5 経済研究所規程第2条）。

語学教育研究所 世界における主要な言語および言語教育の科学的な調査・研究を行ない、言語研究の進歩、言語教育の向上への寄与、および研究成果の社会への還元を目的とする（A2-5 語学教育研究所規程第2条）。

法学研究所 法学（関連諸科学を含む）に関する学術の研究及びこれに関連する諸事業を

行い、広く社会科学の発達に寄与することを目的とする（A2-5 法学研究所規程第2条）。

国際比較政治研究所 わが国を含む先進国の政治および発展途上国の比較研究・調査を行い、あわせてトランスナショナルな傾向をも研究・調査し、広く社会科学の発達に寄与することを目的とする（A2-5 国際比較政治研究所規程第2条）。

現代アジア研究所 現代アジアに関する学術研究およびこれに関する諸事業を行い、研究成果を社会へ還元することを目的とする（A2-5 現代アジア研究所規程第2条）。

経営研究所 会計及び経営に関する理論的及び実証的研究を行うことを目的とする（A2-5 経営研究所規程第2条）。

東松山キャンパスに隣接する埼玉県こども動物自然公園内に設置された大東文化大学ピアトリクス・ポター資料館は、「ピーターラビット」の作者ピアトリクス・ポターの資料を蒐集展示する世界的なコレクションであり、資料の一般公開、ピアトリクス・ポター研究を行うとともに、本学で博物館学を受講する学生を対象とした学芸員実習のための教育施設として利用される（A2-6）。

また、大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）は、学園および大学等の設置校の歴史に関する調査・研究、校史にかかる資料の収集・整理・保存・公開を行うことを目的とし、板橋校舎と東松山校舎に資料展示室を置く。『大東文化歴史資料館だより』を定期刊行するとともに、各種の企画展を開催して本学の歴史について広報活動を行っている（A2-7）。創立百周年に向けて百年史の編纂作業も進められている。

これらの附置研究所と資料館の運営については、それぞれに置かれた運営委員会もしくは管理委員会が責任を負い、設置目的に沿った事業を行う。

（3）教育研究の支援体制

学部事務室・大学院事務室のほかに、本学の教育研究を支援する主な組織として、以下のものがある（B2-8 d2-表 55、表 56）。

図書館 板橋キャンパス中央図書館と東松山キャンパス 60 周年記念図書館があり、図書の閲覧・貸出など図書館の通常業務のほか、ラーニング・コモンズを設置し学生の学習支援を行う。

学園総合情報センター 教育研究等で使用するネットワークの維持管理、情報機器のサポートのほか、パソコン教室での情報処理教育の支援、板橋校舎と東松山校舎をつなぐ遠隔授業の支援などを行う。

学生支援センター 学生が物心両面で学習に専念できるように修学支援、奨学金による経済的支援、障がい学生支援、休・退学者の把握と指導、学生相談室と保健室・診療室の運営、ハラスメント防止、課外活動の支援などを行う。

キャリアセンター 学生のキャリアデザイン支援、進路支援および資格取得支援等を行う。キャリア形成のための各種講座、就職ガイダンス、資格取得のためのダブルスクールを開催するなどの支援事業を推進する。

国際交流センター 本学の国際交流と国際化推進の中心を担う。専任教員を配置して留学生の日本語教育を推進するほか、留学生の受け入れと派遣、教員の海外研究支援、海外協

定校との交流、近隣自治体の国際交流事業への協力などを行う。

地域連携センター 地域社会に開かれた大学をめざす本学の社会連携・社会貢献活動を推進する。生涯学習講座（オープンカレッジ）の開講、研究成果の社会還元や教職員による社会貢献活動の支援、学生主体の社会貢献活動の奨励・支援が主な活動である。

スポーツ振興センター スポーツの振興により、学生の心身の成長と人格の形成を図るために、運動部の活動を支援する。併せて、スポーツを通じて大学への帰属意識、一体感の醸成などに取り組む。

北京事務所 2007年に開設された本学初の海外オフィス。常駐のスタッフを置き、事務所の所在する北京外国語大学をはじめとする中国の協定校との学術交流の促進、本学からの派遣留学生の支援、北京で実施する入学試験の支援などが主な業務である。

なお、従来、教員免許・学芸員等の教育関係の資格取得は全学教職課程委員会および博物館学講座委員会が支援してきたが、2016年4月からは新たに発足する「教職課程センター」が支援業務を統括し、全学教職課程委員会と博物館学講座委員会はセンター管理委員会の下に置かれる。センターはその目的を、「教員免許・資格養成課程にかかわる専門性の形成を全面的に支援し、諸資格を持った有為な人材を輩出することによって、社会に貢献することを目的とする」と定め、所長、教員、事務室長、事務職員を置く（B2-2）。

2-2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性については、毎年度の自己点検・評価活動において、評価基準2に「教育研究組織」の章を設定し、大学およびすべての学部・研究科で検証を行っている（B2-3）。大学および学部の附置研究所の適切性については、各研究所の運営委員会または管理委員会が責任を負い、検証を行っている。教育研究組織の新設や改組に関しては、学部教授会、大学院研究科委員会、学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等さまざまな会議体において審議と合意形成を行い、理事会で最終決定というプロセスをとっている。

本学の教育研究を支える図書館、学生支援センター、キャリアセンター、国際交流センター、地域連携センター、スポーツ振興センター、北京事務所については、それぞれ運営委員会または管理委員会が設けられ、設置目的に沿った事業が行われているか検証している。学園総合情報センターについては、学園情報化推進委員会において業務の点検が行われる。

本学は2023年に創立百周年を迎えるにあたり、6つのビジョンからなる「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を策定したが、取り組むべき重要課題として、学部・学科の再編と大学院改革が挙げられている（B2-4 p.25～p.26）。この学部・学科の再編と大学院改革を含む教育研究組織のあり方については、2012年度に設置された大学改革推進会議で検討が続けられている（B2-5-1、B2-5-2）。

2. 点検・評価

【基準2の充足状況】

学部・学科、研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、それぞれ

の設置の理念・目的に則って組織され運営されている。教育研究組織の適切性の検証も、責任主体・手続き等を明確にしつつ、定期的に行われている(B2-3)。

以上のことから、基準2は充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

教員および学部・研究科等の教育研究組織とそれを支援する事務組織は、大学教育を推進する車の両輪である。本学の教育研究を支える学生支援センター、キャリアセンター、国際交流センター、地域連携センター、スポーツ振興センターは、それぞれセンター所長(教員)のもとに専任スタッフを置き、運営委員会・管理委員会で事業計画を策定し、さまざまな事業を行い成果に結びつけている(B2-6、B2-8 d2-表54、d2-表55)。

(2) 改善すべき事項

本学では現在、看護学科の設置に向けて準備が進んでいるが、学部の新設が最後に行われたのは2005年度開講のスポーツ・健康科学部、研究科では2009年度のスポーツ・健康科学研究科である。現在の8学部19学科のうち、文学部中国学科と外国語学部中国語学科はここ数年、入学定員を満たさない状態が続いている。研究科においても、在籍者数比率で1.00倍を超えているのは、スポーツ・健康科学研究科のみで、慢性的に収容定員を満たしていない研究科が多い(d1-表4、B2-8 d2-表33)。第5章「学生の受け入れ」でも述べるように、学部・研究科のあり方について検証し、再編制に向けた具体的な議論が求められている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

教育研究を支える5つのセンターの取り組みをさらに充実させるために、センター相互の横の連携を強化していく。例えば、学生支援では、学生支援センターが中心になるとしても、留学生支援では国際交流センターとの、学生のボランティア活動など社会貢献活動の支援では地域連携センターとの連携が欠かせない。2016年度の大学事業計画として、センター間の連携を緊密にするために、独立して運営されている各センター間の情報共有と相互提案のためのセンター連絡協議会(仮称)を設置する(B2-7)。さらに、2016年4月には、教職課程センターを発足させ、教員養成・諸資格取得の支援を強化する(B2-2)。

(2) 改善すべき事項

現在、大学改革推進会議において、学部・学科の再編制、新設等に関する議論が進行中であり、新学部、新学科の具体的な名称を挙げて再編・新設の検討が進められている(B2-5-2)。この動きを加速させ、2018年度までの中期目標として、学生定員・教員定数の見直しとともに、学部・学科および研究科、附置研究所の再編制の基本計画をまとめる。

4. 根拠資料

<根拠資料>

A2-1 大東文化大学東洋研究所規程 <既出>A1-4

第2章 教育研究組織

- A2-2 大東文化大学書道研究所規程 《既出》A1-5
- A2-3 大東文化大学東洋研究所所報No.63、64 《既出》A1-18
- A2-4 書道研究所案内 《既出》A1-19
月刊『大東書道』誌500号刊行記念－昭和・平成、書の伝承。(平成23年8月4日刊行)
- A2-5 大東文化大学人文科学研究所規程
大東文化大学経済研究所規程
大東文化大学語学教育研究所規程
大東文化大学法学研究所規程
大東文化大学国際比較政治研究所規程
大東文化大学現代アジア研究所規程
大東文化大学経営研究所規程
- A2-6 大東文化大学 ビアトリクス・ポター資料館パンフレット
NEWSLETTER Vol.8、Vol.9
- A2-7 大東文化歴史資料館(大東アーカイブス)利用案内／大東文化歴史資料館だより(第17号)
- B2-1 Faculty of Business Administration 2016(大東文化大学経営学部パンフレット)
- B2-2 教職課程センター規程
- B2-3 大東文化大学ホームページ(自己点検・評価活動)
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> 《既出》B1-16
- B2-4 「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」 《既出》B1-1
- B2-5-1 大東文化大学改革推進会議規程
- B2-5-2 平成27年度大東文化大学改革推進会議開催概要
- B2-6 各センター2014年度事業報告
- B2-7 2016年度事業計画(学生支援センター)
- B2-8 大学データ集 《既出》B1-22

<大学基礎データ>

- d1-表1 全学の設置学部・学科・大学院研究科等(2016年4月1日現在)
- d1-表4 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数

第3章 教員・教員組織

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

《大学全体》

本学は、「学校法人大東文化学園職員任免規則」に基づき、大学の「教員選考基準」において、学部・大学院・法務研究科・大学附置研究所・国際交流センターの教員（教授・准教授・講師・助教・研究助手・特任教員・非常勤講師等）の資格に関し、必要な事項を定めている(A3-1、A3-2)。

例えば、教員選考基準第3条において、本学の教員になることができる者の要件を明記したうえで、教授の資格について、同第4条で「博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者」など8つの要件を定めている。他の職位についても同様である。

また、2016年1月には、「大東文化大学専任教員就業規則」を制定し、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した（大学院法務研究科の実務家教員は規則の適用外）(B3-1)。

特任教員については、2015年1月に「大東文化大学特任教員就業規則」を制定した(B3-2)。

2013年度には、教員選考基準を基に、自己点検・評価基本事項検討委員会での議論を経て、大学として、また学部・研究科として、「求める教員像・教員組織の編制方針」を定め、ホームページ等で公表している(B3-3)。

大学の求める教員像・教員組織の編制方針は、以下のとおりである。

大学の求める教員像・教員組織の編制方針

＜基本方針＞

本学は、教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に沿って、学園規則で教員選考基準を定め、「人格が高潔で、学校教育に関し高い見識を持ち、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」（「教員選考基準」第3条）を本学の教員とするとしている。

大学として求める教員像・教員組織の編制方針は以下のとおりである。

1. 本学の求める教員像

- (1) 大東文化大学の理念と目的を理解し、高い倫理観と使命感をもって教育研究に専心する。
- (2) 所属する学部学科・研究科の教育目的を理解し、その達成のために真摯に努力する。
- (3) 学生の人格を尊重し、その信頼に応えるとともに、学生の自発的な学習を促し積極的な学習支援を行う。
- (4) 教育力を向上させるために授業内容・方法の不断の検証と改善に努める。

- (5) 本学が研究倫理について定めた「大東文化大学学術研究行動憲章」「大東文化大学研究倫理指針」等を遵守しつつ、自己の専門分野を究め、学問の発展に貢献する。
- (6) 自己の専門的な学識と経験をもって社会貢献・国際貢献に積極的に参画する。

2. 教員組織の編制方針

本学は、教育研究上の目的を達成するために、学生/教員比率（ST比）、教員の年齢構成、教員の男女比率、外国人教員の比率等に配慮しつつ、適切な教員組織の編制に努める。また、学園規則に定める教員選考基準を踏まえ、学部ごとに、法務研究科においては研究科独自に定めた教員の募集・採用・昇格に関する内規に沿って、公平性と透明性に則った適切な人事に努める。

法務研究科を除く大学院研究科の教員人事に関しては、全員が学部所属の教員であるため、大学院の専門性を考慮しつつ各学部教授会において人事を行う。

全学共通科目を担当する教員の採用人事については、全学共通科目を統括する東松山キャンパス運営委員会が、当該教員が所属する予定の学部と協議のうえ発議し、学部教授会の承認を得るものとする。

国際交流センター所属の教員は、センター管理委員会が資格審査を行い、同管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。

東洋研究所と書道研究所の専任研究員は、それぞれの管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、大東文化学園理事長が委嘱する。

法務研究科の人事は、研究科教授会で承認を得た後、研究科委員長会議での協議を経て、大学院評議会の承認を受ける。

上記の教員人事はすべて、大学評議会および大学院評議会の承認を経て、学園理事会において最終決定を行う。

3. 教員の資質向上のための取り組み、教員組織の適切性の検証

教員の資質向上のための取り組みは、教員個人の不断の努力とともに、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」規程に基づいて、学生による授業評価、FD活動等を通じて行われる。

教員組織の適切性については、大学が毎年度実施する自己点検・評価で定期的に検証する。

組織的な教育を推進するために、学士課程では学部教授会、学科協議会、東松山キャンパス運営委員会等が役割を分担し、責任の所在を明らかにしている(A3-3 第11条、B3-4、B3-6)。また、必要に応じて学部教授会に教務委員会やカリキュラム委員会等が、東松山キャンパス運営委員会に教務部会、学生支援部会、環境整備部会が置かれている。大学院研究科については、研究科委員会、専攻協議会等が役割分担と責任の所在を明確にし、組織的な教育を行っている(B3-24、B3-25)。

各学部・研究科の教員組織編制の基本方針は、以下のとおりである。学部・研究科の求める教員像、また学科・専攻ごとに定めた編制方針および求める教員像については、別添資料に示す(B3-5)。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科の五学科から成る学部である。文学部の教育研究上の目的は、人文諸科学に関する学識を修めることを通し、広い識見と深い洞察力をもち、人間の生き方やありかたを考究し、多様な現代社会ならびに国際社会の諸問題に対応できる人材を養成することである。この目的を達成するための教員組織の編制方針は、以下のとおりである。

変化流動する今日の世界と日本にあって、現代的課題に配慮しつつ、文学部の教育研究上の目的実現のため、文学部五学科（日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科）各々の専門分野に照らし、教員の専門性・年齢構成・性別・国籍等を勘案しつつ、編制する。

組織的な教育の推進体制については、まず各学科において学科主任とカリキュラム委員が連携し、ついで主任会議、教務委員会、FD委員会を中心に5学科間の調整を図り、それぞれが役割分担して責任の所在を明確にするとともに、すべて学部教授会に報告し承認を得ている。

(2) 経済学部

経済学部は、理論経済学、計量経済学、経済学史、経済史、国際経済、金融、財政、社会保障、経済地理等の分野にかかる講義科目を置き、実社会で通用する実践力があり、グローバル化にも対応できる力を持つ者の育成を目的としている。この目的を実現するために、下記の方針に基づいて教員組織を編制する。

教員組織の編制に当たっては、教育上の要請に適切に応えるため、教員の専門性が特定の分野に偏らないよう、バランスのとれた編制に努める。また学部ごとに閉じられた組織ではなく、学部を超えて自由闊達な学際的議論ができるような研究風土の醸成に努める。

なお、経済学部における教員の組織的な連携体制に関しては、短期および長期的な教育の方向性については学科主任、教務委員会、カリキュラム改革委員会を中心として連携を図り、実際の教育については科目担当者会議（基礎演習、1年次専門必修科目、経済学演習、理論・数理科目、情報科目、語学科目の各部会）を設置して連携を図っている。

(3) 外国語学部

外国語学部は、中国語学科、英語学科、日本語学科を持ち、各学科の専攻言語について専門研究を行い、わが国と世界の学問の発展と諸問題の解決に貢献できる国際的な視野に立った専門的職業人の育成を目的としている。この目的を実現するために、下記の方針に基づいて教員組織を編制する。

教員組織の編制に当たっては、学部・学科の理念と目的が実現できるよう、また学生の教育研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性、年齢構成、性別、国籍等のバランスを考慮する。教員の選考は、学園規則に定められた教員選考基準および学部の教員人事に関する内規に従って行う。

学部教育を組織的に推進するための連携に関しては、教務委員会、留学委員会、学生支援委員会など学部内の各組織で連携を図っている。各組織および組織間の決定や取り決めは、すべて学部教授会に報告され承認を得ている。

(4) 法学部

法学部の教員は、本学および法学部の理念と目的を十分に理解し、高度に専門的な研究および工夫に満ちた教育に情熱を注ぐことが求められる。また、大学および学部の運営に積極的に関わり協力を惜しまず、さらに地域社会に対し常に関心を持ち貢献することを求められる。

教員組織は、学部教授会で策定したカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な教育研究分野を担うべき高度に専門性を有する教員を、学園規則として定められた教員選考基準および法学部教員選考規程に則り採用する。採用に当たっては、一般公募とし、教授会の下に設置する選考委員会の厳正な選考手続きにより、年齢構成、性別、国籍等に配慮しつつ進める。

法学部では、法律学科と政治学科がそれぞれ独自に、求める教員像と編制方針を定めている。別添資料を参照(B3-5 p.6~p.7)。

なお、学部教育にかかわる教員の組織的な連携体制に関しては、各学科において学科主任と教務・FD委員会を中心として有機的な連携を図るとともに、科目編成等に際して必要な学科間の連携については学科主任間で調整を図っている。

(5) 国際関係学部

国際関係学部は、アジア諸地域を中心に、国際政治・経済・社会の課題を考え、また豊かな伝統と多様性に富むアジア諸地域の歴史・芸術・文化を学ぶことを通じて、異文化を理解する心を育てると共に、アジアの地域言語および英語の運用能力を身につけ、グローバル社会の一員として国際協力や国際交流に貢献できる人材の育成を目的としている。この目的を実現するために、下記の方針に基づいて教員組織を編制する。

多様性・流動性に富む社会の教育・研究を学際的に進めるために、学問領域や地域的な専門性に偏りのない教員組織を編制する。教員採用等の人事計画は、教務委員会の提案に基づき、人事委員会において教員定数および専門別・年齢別等の教員構成状況を勘案して策定し、教授会の承認を得て実施される。教員の採用・昇任に当たっては、大学の「教員選考基準」および「国際関係学部人事に関する内規」に基づいて適切に審査・選考する。教員の授業運営能力向上のために、学部独自に実施する「授業改善アンケート」による点検を行うとともに、学部FD委員会が企画するFD研修会に参加する。

学部教育を組織的に推進するための連携として、教務委員会や国際交流委員会、英語教育委員会、地域言語教育委員会などの学部内組織のほか、東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアの4地域ごとに世話人を置き、教員間の教育上の連携に配慮している。各組織および組織間の決定や取り決めは、すべて学部教授会に報告され承認を得ている。

（6）経営学部

経営学部は、経営学科と企業システム学科から成る。経営、商学、会計、情報などの分野で、理論的研究・実証的研究、およびフィールド研究において優れた業績を有し、かつ変化する社会や学生のニーズに適切に対応しつつ専門教育を提供できる教員の獲得を目指している。

教員組織の編制に当たっては、学生教員比率、教員の年齢構成、男女比率、外国人教員の比率等を考慮しつつ、適切な教員組織の編制に努め、効率的な担当科目の配置を目指す。

学部教育を組織的に推進するための連携については、学科主任、東松山担当主任、教務委員会、FD委員会を中心に連携を図っている。各組織で決定されたことはすべて学部教授会で報告・承認を受けている。

（7）環境創造学部

「人間の生存環境の再構築」という環境創造学部の理念と目的を十分に理解し、各自の専門性と能力を最大限に発揮し、研究に専心するとともに学生の主体性を伸ばす熱意と創意あふれる教育を行う心豊かな教員を求める。さらに大学と学部の運営にも積極的に参加し、地域社会と国際交流の発展に寄与する教員が望まれる。

教員組織は、専門分野、年齢、性別、国籍などを考慮しつつ、文理融合の理念と3コースの目的を実現する教員構成となるよう編制に努める。教員組織の編制は、学園規則に定められた教員選考基準および学部の教員人事に関する内規に従って行う。

学部教育を組織的に推進するための連携体制として、教務委員会のほかに地域連携委員会、インターンシップ委員会、学生生活就職支援委員会、環境創造フォーラム運営委員会等の学部内組織を設けている。各組織または組織間の決定や取り決めは、学部教授会で報告・承認を得ている。

（8）スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部は、大学および学部・学科の理念と目的を十分に理解し、熱意と創意あふれる教育と独創的な研究を行う教員を求める。また、教育研究だけでなく、大学と学部・学科の運営に積極的に参加することが求められる。

教員組織は、年齢、性別、国籍、研究分野、スポーツや医療に関する専門領域などを考慮しつつ、学部・学科の理念と目的を実現する教員構成となるよう編制に努める。教員組織の編制は、学園規則に定められた教員選考基準および学部の教員人事に関する内規に従って行う。

本学部は、スポーツ科学科と健康科学科がそれぞれ独自に、求める教員像と編制方針を

定めている。別添資料を参照(B3-5 p.11～p.12)。

学部教育の組織的な推進については、両学科の教員からなる各種委員会（教務・予算・学会運営・入試広報・FD・地域連携・国際交流・研究倫理審査等）を設置し、学部内の連携を図っている。また、学科ごとに同様の委員会を置き、学科固有の教育上の課題についても配慮し、教員間の意思疎通を図っている。これら各委員会による決定事項は学部教授会で報告・承認を受ける。

《研究科》

（1）文学研究科

文学研究科は、大学院及び文学研究科、研究科内の各専攻の理念と目的を十分に理解し、熱意と創意あふれる教育と独創的な研究を行うと同時に、大学院及び文学研究科、研究科内の各専攻の運営に積極的に参加する教員を求める。

教員組織の編制は、学園規則に定められた教員選考基準及び「大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程」に従って行うが、年齢、性別、国籍、分野などを考慮しつつ、文学研究科及び研究科内の各専攻の理念と目的を実現する教員組織となるよう努める。

専攻ごとの求める教員像と編制方針は、別添資料のとおりである(B3-5 p.13～p.16)。

文学研究科の教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在、また教員組織の適切性の検証については、組織体制と責任の所在を明確にし、学部教授会、専攻協議会、文学研究科委員会、大学院評議会、理事会等で適切に対処している。

（2）経済学研究科

経済学研究科は、経済理論及び経済諸現象を理解するための高度な教育研究を行い、広く豊かな学識と高い研究能力、思考力、表現力などを有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする。

本研究科の教員は全員が学士課程（学部）学部に所属しており、研究科として独自に教員採用を行う人事権は持っていない。そのことを前提として、教員組織の編制に当たっては、学生の研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性が特定の専門分野に偏らないよう、バランスのとれた編制に努める。

経済学研究科の教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在、また教員組織の適切性の検証については、組織体制と責任の所在を明確にし、学部教授会、経済学研究科委員会、大学院評議会、理事会等で適切に対処している。

（3）法学研究科

法学研究科は、法律学専攻及び政治学専攻で構成され、両専攻とも博士課程前期課程及び博士課程後期課程を設置し、各分野について専門研究を行い、それぞれの分野で、多文化の共生に積極的に貢献できる研究者と高度な専門知識を要する専門職業人の育成を目的としている。この目的を達成するために、法学研究科の教員組織は以下の方針で編制する。

グローバル化の進む現在の世界における法律学専攻及び政治学専攻の教育研究上の目的を実現するためには、今日的な課題に目配りしつつ、歴史・思想といった伝統的分野はもちろん、細分化の進む選択分野をも幅広い分野をカバーできる教員を配置する必要がある。教員組織の編制は、上記のことに留意しつつ、かつ、学部との十分な連携をとりつつ、教員の専門性、年齢構成、性別、国籍等を勘案しつつ進める。

法学研究科は、法律学専攻と政治学専攻でそれぞれ独自に求める教員像を定めている。別添資料を参照(B3-5)。

組織的な教育を行うための連携体制は、専攻主任が中心となって行われている。すなわち、法律学専攻には、複数の教員が連携的に教育を行う「総合演習」が開講されており、毎年、この科目の運営について検討・協議している。政治学専攻には、「公共政策学専修コース」が設置され、その運営について検討・協議している。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は、中国言語文化学、英語学、日本語文化学の各分野について専門研究を行い、わが国と世界の学問の発展と諸問題の解決に貢献できる研究者と専門職業人の育成を目的としている。この目的を実現するために、下記の方針に基づいて教員組織を編制する。

本研究科の教員は全員が学士課程（学部）に所属しており、研究科として独自に教員採用を行う人事権は持っていない。そのことを前提として、教員組織の編制に当たっては、学生の研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性が特定の専門分野に偏らないよう、バランスのとれた編制に努める。また、専攻ごとに閉じられた組織ではなく、専攻を超えて自由闊達な学際的議論ができるような研究風土の醸成に努める。

外国語学研究科は、中国言語文化学、英語学、日本語文化学の3専攻ごとに求める教員像を定めている。別添資料を参照(B3-5 p.18～p.19)。

教育の組織的な連携については、各専攻において専攻主任と各研究分野の世話人を中心に有機的な連携を図るとともに、科目編成等に際して研究科委員長・専攻主任を中心に研究科委員会において調整および専攻間の連携を図っている。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は、政治研究、経済研究、社会研究、歴史研究、文化研究、芸術研究の6分野で構成され、アジア諸地域に共通する問題に関する理解と洞察力を深め、アジア地域研究に関する深い学識を修めた、国際的な広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的としている。この目的を実現するために、下記の方針に基づいて教員組織を編制する。

本研究科の教員は全員が国際関係学部 に所属し、研究科として独自に教員採用を行う人事権がない。このため、教員組織の編制に当たっては、国際関係学部と連携をとりながら、学生の研究上の要請に適切に対応するために、教員の専門性が特定の専門分野や専門地域に偏らないように配慮する。同時に、アジアに共通する問題群を学際的に研究できるよう

に、教員と学生の研究交流の活性化に努める。

大学院教育を組織的に推進するために、運営委員会や国際交流委員会、教務委員会、FD委員会などの研究科内組織を設け、教員間の教育上の有機的な連携に配慮している。各組織または組織間の決定や取り決めは、すべて研究科委員会に報告され承認を得ている。

(6) 経営学研究科

経営学研究科は、「実践能力を発揮できる高度な専門的職業人を養成すること、及び社会で活躍している職業人に対してビジネスの現場において活用可能な経営・会計・情報・商学の分野における実践的かつ理論的に体系化が可能な知識ならびに教育・研究の機会を提供すること」(博士課程前期課程)、「経営・会計・情報・商学といった経営科学の分野において、変化して止まない現代社会に適応可能なより専門性の高く、創造的かつ自立した研究者を養成するとともに、各分野にまたがる幅広く深い専門的知識を身につけ、それを応用できる高度な専門業務従事者を養成すること」(博士課程後期課程)を教育研究上の目的としている。この目的に沿うべく、組織及び科目を編制し、それに適合した教員構成の明確化を目指すと同時に、その要件を満たす能力を有する教育・研究陣を配し、その目的に適う体制を整えるよう努力を重ねている。

本研究科の教員は全員が経営学部にも所属しており、研究科として独自に教員採用を行う人事権は持っていない。このことを前提として、教員組織の編制に当たっては、学生の研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性を基に、バランスのとれた編制に努めている。また、専攻ごとに閉じられた組織ではなく、専攻を超えて自由闊達な学際的議論ができるような研究風土の醸成に努めている。

組織的な教育を推進するために、経営学研究科委員長及び専攻主任の下に改善方策検討委員会やカリキュラム委員会、成績評価検討委員会といった各種委員会を設置し、連携体制を整えている。各委員会の決定は、すべて研究科委員会に報告され承認を得ている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、スポーツ科学領域と応用スポーツ科学領域からなるスポーツ関連分野と、健康科学領域と健康情報科学領域からなる健康関連分野を配置し、分野横断的及び学際的な教育研究を行い、幅広い視野と高度な知識・技能をもった研究者及び専門的職業人の育成を目的としている。

本研究科の教員は全員が学士課程(学部)にも所属しており、研究科として独自に教員採用を行う人事権は有していない。教員組織の編制に当たっては、学生の研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性が特定の専門分野に偏らないよう編制に努める。また、分野を超えて自由闊達な学際的議論が可能な研究風土の醸成に努める。

大学院教育を組織的に推進するための連携として、教務委員会および自己点検委員会などを中心として、教員間の有機的な連携に配慮している。そうした組織あるいは組織間の決定や取り決めは、すべて研究科委員会に報告され承認を得ている。

（8）法務研究科

法務研究科（法科大学院）においては、法曹養成教育を実現するため、求められる教員像および教員組織の編制方針は、設置基準および法科大学院評価基準・規定により、明確に定められている。すなわち、教員は、①教育上の経歴・経験のほか、②理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、または③理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を総合的に考慮され、担当する授業科目に対応させて、教育に必要な能力を授業科目毎に判定され、法科大学院の教員として求められる高度の教育能力があると認められる者が、専任教員として配置される。

教員組織の編制方針は、①専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること、②法律基本科目の各分野に必要な数の専任教員がいること、③5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること、④専任教員の半数以上は教授であること、である。さらに、設置基準および法科大学院評価基準・規定により、授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていることが要求されるほか、授業科目が体系的かつ適切に開設されていることが要求される。

法務研究科は、小規模で教員数も少ないものの、法律基本科目の分野ごとに必要数の教員が配置され、教務委員会、FD委員会、科目別FD分科会において、教員の組織的な連携体制を構築し、授業科目が体系的かつ適切に開設されるようカリキュラムを編成している。

3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

《大学全体》

本学の教育課程の専任教員は全員、法務研究科を除いて、学部（一部は国際交流センター、東洋研究所、書道研究所）に所属しており、教員の採用人事等は学部単位で行われる（A3-1、A3-2、A3-4-1～A3-4-19）。

各学部の教員組織は、いずれも大学設置基準に定められた専任教員数を満たしている。2015年5月1日現在、専任教員数は347人、そのうち全学共通科目（教養教育・基礎教育）および基礎教育としての外国語教育担当教員（以下、「全学共通科目等担当」という）が86人である(d1-表2)。

学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定される。

教員の配置は、学部および研究科の編制方針に則って行われ、授業科目と担当教員の整合性については、学部、研究科内に設けられた教務委員会等により点検が行われる。

教員1人当たりの学生数は、大学基礎データ表2のとおりである(d1-表2)。

研究科担当教員は、先述したように全員が学部所属教員であるが、各研究科委員会において担当資格を審査し、適正な配置が行われている。

教員構成については、2010年度に受審した大学評価（認証評価）において、女性教員と外国人教員の比率が全体的に低いとの指摘があり、とりわけ年齢構成では61歳以上の教員の比率が高いため改善が望まれるとの助言が付された。このことについては該当する学部

で改善に努めているが、今なお年齢構成と男女比率に偏りがあり、外国人教員の比率も高いとは言えない。2015年度の全学の数値は以下のとおりである。

東洋研究所、書道研究所、国際交流センター所属の教員を含めた全体（347人）の年齢構成：61歳以上32.9%、51歳～60歳27.7%、41歳～50歳25.6%、31歳～40歳13.3%、30歳以下0.6%（助手は年齢構成に含めない）(B3-26 d2・表5)。全体に占める女性教員の割合：22.2%、外国人教員の割合：5.2%（特任教員は含める。助手は含めない）(B3-26 d2・表4)。

以下、全学共通科目等担当教員の人事を発議する東松山キャンパス運営委員会、国際交流センター、大学附置研究所、学部、研究科の教員組織の整備状況について、現状を説明する。

《東松山キャンパス運営委員会》

本学の1、2年次の学士課程教育はすべて東松山校舎で行われており、全学共通の科目群と担当教員の配置については、東松山キャンパス担当副学長と8学部選出の東松山担当主任からなる東松山キャンパス運営委員会が調整にあたる(B3-6)。

全学共通科目等担当教員の数は、2015年度で86人であり、大学設置基準が定める「大学全体の収容定員に応じ定める教授等」の定数84人を満たしている(d1・表2)。授業科目と担当教員の整合性については、東松山キャンパス運営委員会教務部会の4つの分科会（全学共通科目、保健体育、英語、外国語）において点検が行われる(B3-6)。

全学共通科目等担当教員はすべて学部に分属しており、その人事権も学部にあるため、東松山キャンパス運営委員会は、カリキュラムの編成状況を点検し、必要な教員の補充について学部教授会に発議を行うことになっている。

《東洋研究所》

研究所として教員組織の編制方針は定めていないが、「アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究を行い、ひろく学術の発達に寄与する」という研究所の目的を達成するために、個人また研究班として行う研究活動に必要な教員組織を編制している(A3-4-18、A3-5)。

現在の教員編制は、専任研究員（特任教員を含む）6人（教授1人、准教授3人、講師2人(d1・表2)。うち准教授1人・講師1人は、大東文化大学百年史編纂作業のため、大東文化歴史資料館に出向）、兼担研究員（学内教員）25人、兼任研究員（学外者）38人、特別兼任研究員（元本学教員等の学外者）7人であり、2015年5月1日現在、これらが10の研究班を組織している(A3-5)。

なお、学部・研究科の要請により、専任研究員は3コマを上限として、学部・研究科の授業を担当している(A3-4-18)。

《書道研究所》

書道研究所は、書道研究所規程第6条において、専任、兼担（学内）、兼任（学外）、客員研究員を置くことになっている(A3-4-19)。2015年5月1日現在、研究員数は、専任（特任）1人、兼担10人、兼任15人、客員10人であり、書学研究者と書作研究者に大別される(B3-8)。

専任研究員は3コマを上限として、書道学科・中国学科・日本文学科の書道関連科目を担当している。研究員の資格審査は、書道研究所研究計画審査手続内規(B3-9)に従い、管理委員会の下に設ける書道研究所資格審査委員会において、適切に行っている。

《国際交流センター》

国際交流センターは、学部学科の枠を超えて、外国人留学生に対する日本語教育を行うことを事業目的の一つとする。この目的を達成するために、日本語科目を担当する専任教員、兼任教員(学部所属教員)および兼任教員(学外)を置いている(A3-4-17 第6条1項、2項)。教員構成は、専任教員(特任)1人、兼任教員5人、兼任教員11人である(d1-表2)。教員1人当たりの留学生数は17人(交流学生および科目等履修生を含む留学生数を、日本語科目を担当する教員数で割ったもの)である。

センターとして求める教員像・教員組織の編制方針は明文化していないが、大学規程に定められた「教員選考基準」に準拠し、国際交流センター管理委員会の責任の下で、適切な編制が行われている。授業科目と担当教員の適合性については、管理委員会日本語部会で点検が行われ、管理委員会に報告される。毎年度の自己点検・評価活動においても検証が行われている。

《学部》

(1) 文学部

文学部は5学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員、兼任教員を置いている。文学部の教員構成は以下のとおりである。

専任教員(特任教員を含む)は83人(教授46人、准教授24人、講師11人、助教2人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は231人、専兼比率(専門教育科目)89.4%、専任教員1人当たりの学生数30.3人、年齢構成比率は61歳以上39.8%、60～51歳25.3%、50～41歳26.5%、40～31歳8.4%、30歳以下0%、女性教員比率20.5%、外国人教員比率2.4%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性については、各学科の学科協議会で点検が行われ、学部教授会に報告される(B3-22)。毎年度の自己点検・評価活動においても検証が行われる(B3-21)。

(2) 経済学部

経済学部は2学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。経済学部の教員構成は以下のとおりである。

専任教員は42人(教授25人、准教授9人、講師6人、助教2人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は57人、専兼比率(専門教育科目必修科目)68.0%、専任教員1人当たりの学生数38.9人、年齢構成比率は61歳以上21.4%、60～51歳23.8%、50～41歳33.3%、40～31歳21.4%、30歳以下0%、女性教員比率21.4%、外国人教員比率0%である(d1-表2、B3-26 d2-

表 10、表 5、表 4)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとしては教務委員会があり、毎年の科目編成表作成にあたって慎重に検討を重ね、教授会で審議している (B3-22)。

(3) 外国語学部

外国語学部は中国語学科、英語学科、日本語学科の3学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。教員構成は以下のとおりである。

専任教員(特任教員を含む)は53人(教授27人、准教授16人、講師8人、助教2人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は201人、専兼比率(専門教育科目必修科目)73.3%、専任教員1人当たりの学生数31.8人、年齢構成比率は61歳以上26.4%、60～51歳34.0%、50～41歳28.3%、40～31歳11.3%、30歳以下0%、女性教員比率28.3%、外国人教員比率15.1%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の整合性については、学部内に設けられた教務委員会等を通じて点検が行われている (B3-22)。

(4) 法学部

法学部は法律学科、政治学科の2学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員、兼任教員を置いている。教育課程に相応しい教員配置については、各学科に設置された将来計画検討委員会により策定された中期の方針に従って整備している(B3-10)。法学部の教員構成は以下のとおりである。

専任教員(特任教員を含む)は40人(教授30人、准教授5人、講師5人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は80人、専兼比率(専門教育科目必修科目)74.7%、専任教員1人当たりの学生数43.0人、年齢構成比率は61歳以上30.0%、60～51歳22.5%、50～41歳22.5%、40～31歳22.5%、30歳以下2.5%、女性教員比率20.0%、外国人教員比率2.5%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性は、教員の採用および昇格に際し審査するとともに、毎年度、次年度のカリキュラム編成の過程で教務・FD委員会によって検討のうえ、教授会で審議、確認されている (B3-22)。

(5) 国際関係学部

国際関係学部は国際関係学科、国際文化学科の2学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。

本学部は、1986年の学部設置時に、教養課程的な性格をもつことから、大学設置基準上の専門教育担当の教員定数は34人とされその数を維持してきたが、現在では18人(国際

関係学科10人、国際文化学科8人)が設置基準上の定数となっている(2015年7月22日付、文部科学省大学設置室からの回答に基づく)。教員構成は以下のとおりである。

専任教員は33人(教授24人、准教授8人、講師1人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は33人、専兼比率(専門教育科目必修科目)100%、専任教員1人当たりの学生数27.0人、年齢構成比率は61歳以上57.6%、60～51歳27.3%、50～41歳15.2%、40～31歳0%、30歳以下0%、女性教員比率24.2%、外国人教員比率9.1%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、教員の採用・昇格時に審査を行うほか、毎年度の学科目編成に際して学部教務委員会が点検し教授会に報告を行っている(B3-22)。

(6) 経営学部

経営学部は経営学科、企業システム学科の2学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。教員構成は以下のとおりである。

専任教員は34人(教授21人、准教授9人、講師4人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たしており、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は45人、専兼比率(専門教育科目必修科目)47.9%、教員1人当たりの学生数は46.9人、年齢構成比率は61歳以上20.6%、60～51歳38.2%、50～41歳23.5%、40～31歳14.7%、30歳以下2.9%、女性教員比率は23.5%、外国人教員比率は8.8%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性については、教員の採用および昇格審査の過程において判断され、学部教授会で承認を得ることになっている(B3-22)。また、専任教員の新規採用を行う際に、教員組織の適切性をあらためて確認している。

(7) 環境創造学部

環境創造学部は環境創造学科の1学科体制をとっている。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。教員構成は以下のとおりである。

専任教員は19人(教授9人、准教授6人、講師3人、助教1人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は31人、専兼比率(専門教育科目必修科目)100%、専任教員1人当たりの学生数37.8人、年齢構成比率は61歳以上21.1%、60～51歳31.6%、50～41歳31.6%、40～31歳15.8%、30歳以下0%、女性教員比率21.1%、外国人教員比率5.3%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

なお、本学部は、2010年度の認証評価において、教員1人あたりの学生数が多い(43.1人)との指摘を受けたが、2014年度は専任教員19名、学生数707名で、1人あたりの学生数は37.2人、2015年5月では37.8人となり、改善されている(B3-26 d2-表3)。

授業科目と担当教員の適合性は、カリキュラム改正時にカリキュラム編成委員会と教務

委員会がシラバス等を参考に検証している (B3-22)。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部はスポーツ科学科と健康科学科の2学科から構成される。教員組織は学部・学科の教育研究上の目的を達成するために編制され、専門教育・基礎教育・教養教育(全学共通科目)・外国語教育等を担当する専任教員を置いている。教員構成は以下のとおりである。

専任教員(特任教員を含む)は35人(教授24人、准教授6人、講師5人)で、大学設置基準によって定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に整合した編制が行われている。兼任教員は37人、専兼比率(専門教育科目必修科目)76.7%、専任教員1人当たりの学生数26.3人、年齢構成比率は61歳以上37.1%、60~51歳25.7%、50~41歳25.7%、40~31歳11.4%、30歳以下0%、女性教員比率20.0%、外国人教員比率0%である(d1-表2、B3-26 d2-表10、表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性については、学科および学部教務委員会が本学部の特徴である講義系/実技系科目のバランスを考慮しながら点検している (B3-22)。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科5専攻は、大学院設置基準に準拠し、編制方針に沿って教員組織を整備している。本研究科の教員組織の整備および授業科目と担当教員の適合性については、各専攻協議会、文学研究科委員会で、毎年度確認を行っている。研究科担当教員の資格の明確化については、「大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程」(A3-4-9)にもとづいて適正に行われている。

教員1人当たりの学生数は2.4人である(d2-表3)。専任教員の年齢構成(比率)は、61歳以上が12人(46.2%)、51~60歳が10人(38.5%)、41~50歳が4人(15.4%)である。また、女性の専任教員(比率)は2人(7.7%)、外国人教員は0人(0.0%)である。研究指導教員は、26人(うち教授数22人)兼任教員数26人である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

文学研究科の教員組織は、大学院設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

(2) 経済学研究科

経済学研究科は、大学院設置基準に準拠し、大学院学則で定める教育課程に沿って担任教員を配置している。授業科目と担任教員の適合性については、研究科委員会において点検、調整が行われる。

経済学研究科の教員は、全員が経済学部その他の所属教員であるが、「授業科目担任規程」(A3-4-10)の定めに基づき、経済学研究科委員会の審議を経て、適正な配置が行われている。

研究指導教員数は17人(うち教授数12人)、兼任教員数4人である。教員1人当たりの学生数は、0.5人である(d2-表3)。専任教員の年齢構成(比率)は、61歳以上が6人(35.3%)、51~60歳が3人(17.6%)、41~50歳が7人(41.2%)、31~40歳が1人(5.9%)である。また、女

性の専任教員は2人(11.8%)、外国人教員は0人(0%)である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

教員構成については、男女比率に偏りはあるが、全体的にバランスのとれた年齢構成となっている。ただし、外国人教員については、兼任講師が1名のみで、専任教員はいない。

(3) 法学研究科

法学研究科は、大学院設置基準に準拠し、担当教員の資格については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」(A3-4-11)を定め、これに基づき適正に審査を行っている。授業科目と担任教員の適合性、適正配置については、研究科委員会および専攻協議会において判断される。ただし、法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員であり、これを選考する権限は法学部教授会に属しているから、法学部教授会と連携して適正配置の検討を行っている。

研究指導教員数は28人(うち教授数23人)、兼任教員数8人である(兼任教員は前期課程のみ担当)。教員1人当たりの学生数は、0.3人である(d2-表3)。専任教員の年齢構成(比率)は、61歳以上が9人(32.1%)、51～60歳が7人(25%)、41～50歳が6人(21.4%)、31～40歳が6人(21.4%)である。また、女性の専任教員は4人(14.3%)、外国人教員は1人(3.6%)である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

なお、2015年度現在、法学研究科法律学専攻博士課程後期課程において、大学設置基準上必要専任教員数に対して1名未充足の状態となっている。これについては、法学研究科において早急に対応を行っている。

(4) 外国語学研究科

3つの専攻からなる外国語学研究科は、大学院設置基準に準拠し、編制方針に沿って教員組織を整備している(A3-4-12)。担当教員の配置および授業科目との適合性など教員組織の整備については、各専攻協議会、外国語学研究科委員会で確認を行っている。

研究指導教員数は24人(うち教授数19人)、兼任教員数23人である。教員1人当たりの学生数(在籍学生数51人)は2.1人である(d2-表3)。専任教員の年齢比構成(比率)は、61歳以上が8人(33.3%)、51～60歳が9人(37.5%)、41～50歳が7人(29.2%)、40歳以下は0人である。女性教員(比率)は5人(20.8%)、外国人教員は6人(25.0%)である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

外国語学研究科の教員組織は、大学院設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は、大学院設置基準に準拠し、編制方針に沿って教員組織を整備している。本研究科は、担当教員の資格について学園規則に依拠した内規を定め、これに従って研究科運営委員会が担当教員を提案し、研究科委員会によって選出される審査委員会では当該教員の審査を行い、資格の有無を判断する仕組みを整備している(A3-4-13)。また、授業科目と担当教員の適合性については、運営委員会で審議したうえで研究科委員会で判断している。

研究指導教員数は30人(うち教授数23人)、兼任教員数0人である。教員1人当たり

の学生数は0.6人である(d2-表3)。教員の年齢構成(比率)は、61歳以上が17人56.7%、51～60歳が9人30.0%、41～50歳が4人13.3%である。また、女性の専任教員は7人(23.3%)、外国人教員は2人(6.7%)となっている(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

以上、アジア地域研究科の教員組織は、大学院設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

(6) 経営学研究科

経営学研究科は、大学設置基準に準拠し、編制方針に沿って教員組織を整備している(A3-4-14)。

研究指導教員数は15人(うち教授数15人)、兼任教員数4人である。教員1人当たりの学生数は0.9人である(d2-表3)。専任教員の年齢比構成(比率)は、61歳以上が5人(33.3%)、51～60歳が8人(53.3%)、41～50歳が2人(13.3%)である。専任教員中の女性教員(比率)は2人(13.3%)、外国人教員は1人(6.7%)である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組み、担当教員の資格の明確化および適正配置については、経営学研究科委員長・専攻主任の下に改善方策委員会およびカリキュラム委員会、成績評価改善委員会などの委員会を設置し、点検・確認を行っている。経営学研究科の教員組織は、大学院設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、大学設置基準に準拠し、編制方針に沿って教員組織を整備している。授業科目と担当教員の適合性は、スポーツ科学、応用スポーツ科学、健康科学、健康情報科学の4領域に配置された教員の研究業績調査を基に、研究科委員会において判断している。また、資格の明確化と適正配置は、「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」(第2条の2)の研究指導科目の担当基準に則って行っている(A3-4-15)。

研究指導教員数は13人(うち教授数11人)、研究指導補助教員1人、兼任教員数0人である。教員1人当たりの学生数は1.6人である(d2-表3)。専任教員の年齢比構成(比率)は、61歳以上が6人42.9%、51～60歳が4人28.6%、41～50歳が4人28.6%である。女性教員は1人(7.1%)、外国人教員は0人(0%)である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

スポーツ・健康科学研究科の教員組織は、大学院設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

(8) 法務研究科

法務研究科は2015年度より学生募集を停止しているが、2014年度までの入学定員は40人、収容定員は120人であり、文科省の設置基準では12人以上の専任教員が必要である。本研究科は、現在14人の教員がおり、全員が教授である。その内訳は、研究者教員が6人(特任教授1人を含む)、法令上必要とされる5年以上の実務経験の持つ実務家教員である教員は8人である(特任教授5人を含む)(d1-表2、表4、B3-26 d2-表7)。法律基本科目における教員数は11人で、憲法、民法等7つの法律基本科目の必要人数を充足している。

授業科目と担当教員の適合性、担当教員の資格の明確化と適正配置は、そもそも、科目担当教員を採用する際に、3-1 で述べられた基準を考慮して採用されるため、十分に実現できている(A3-4-16)。

専任教員数は、14人(特任教員を含む)(教授14人)であり、そのうち1人は、女性教員である(7.1%)。教員1人当りの学生数は2.9人である(学生数41人)(d2-表3)。年齢構成比率は、51～60歳が1人(7.1%)、61歳以上が13人(92.9%)。外国人教員はいない。専任教員合計14人の内訳は、専任教員6人、専任(兼担)教員0人、実務家教員3人、みなし専任教員5人である(d1-表2、B3-26 d2-表5、表4)。

以上のことから、法務研究科は、設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。

3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

《大学全体》

教員の募集・採用・昇格については、大学設置基準の定めに準拠し、「大東文化学園職員任免規則」に基づいて、学部・大学院・法務研究科・大学附置研究所・国際交流センターの「教員選考基準」を大学規程に定め、本学の教員となることのできる者の要件、教授・准教授・講師等の資格を明文化し、それに基づいて適切に行っている(A3-1、A3-2)。さらに、「大東文化大学専任教員就業規則」を新たに制定し(2016年1月)、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した(B3-1)。学部、法務研究科、大学附置研究所、国際交流センター等では、教員選考基準に準拠して独自に内規を定め、内規に則って募集・採用・昇格が行われている(A3-4-1～A3-4-17、A3-8、A3-9、A3-10)。

採用人事計画は、学部教授会、大学附置研究所等の管理委員会で審議し、学部長会議、大学評議会等を経て、学園理事会で正式決定される(B3-23)。採用・昇格についても、教員選考基準、内規に則って選考・審査を行い、理事会で正式決定される。

学部に所属する全学共通科目等担当教員の採用人事は、東松山キャンパス運営委員会と所属先の教授会で事前協議を行い、人事計画を策定する(B3-11)。

また、期間の定めのある特任教員、客員教員および助教については、全学的な基準として特任教員就業規則、客員教員任用基準、助教規程を制定し、それに基づいて任用が行われている(B3-2、A3-6、A3-7)。

教員の募集・採用・昇格を審議する学部教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事に関する提案は出席者の3分の2以上の同意をもって承認される(A3-3 第11条の5第1項および第11条の6)。

以上のように、教員の募集・採用・昇格はすべて、明文化した規程と手続きに基づいて、適切に行われている。

学部、研究科、研究所等の教員の募集・採用・昇格については、以下のとおりである。

《東洋研究所》

東洋研究所の専任研究員の募集・採用・昇格については、研究所の規則に従い、研究所で審査後、採用・昇格予定者の専門分野に応じて、関連する学部に適正審査を委嘱して行

っている (A3-8)。

《書道研究所》

書道研究所の専任研究員の募集・採用・昇格については、大学の教員選考基準および書道研究所専任研究員選考内規に基づき、適切に行われている (A3-2、A3-9)。専任研究員の資格審査についても、書道研究所管理委員会の下に設ける書道研究所資格審査委員会において適切に行われている。

《国際交流センター》

国際交流センターの専任教員の募集・採用・昇格については、大学の教員選考基準に準拠し、教員人事計画、国際交流センターの内規（教員選考審査規程および国際交流センター任期付教員資格審査基準）(A3-10) に基づき、適正に行われている。

《学部》

(1) 文学部

教員の募集・採用・昇格については、全学の基準である大東文化大学規程の教員選考基準に準拠して、文学部および各学科が定める内規に則って適切に行われている (A3-4-1)。

採用と昇格の手続きについては、当該教員の所属学科での協議に基づき、学科主任が教授会に選考委員会の設置を報告し承認を得る。選考委員会は、専任教員の採用・昇格または兼任教員の採用の人事別に委員の構成が定められている。委員会は履歴書・業績等に基づいて審査を行い、その結果は教授会に報告され、教授会出席者の3分の2以上の同意を得て採用と昇格人事は承認される。募集は全学の方針に従って公募制をとっている。

選考にあたっては、科目編成および年齢構成において適正であること、当該学科専任教員の出身校比において偏りが無いこと、を考慮する。

以上、教員の募集・採用・昇格は定められた規程と手続きに則って、適切に行われている。

(2) 経済学部

教員の募集・採用・昇格については、全学の規程である教員選考基準に基づき、経済学部教員選考審査規程により詳細な教員選考基準が定められ、手続きも明確化している (A3-4-2)。募集・採用については、教授会に5名の選考委員からなる教員採用人事選考委員会を設置する。選考委員会は、募集要項を作成し、教授会の承認を得た後、公募を行う。さらに選考委員会は、応募者の業績等審査、面接等を行い、候補者を決定し教授会に報告し審議に付す。

昇格については、まず学部長が経済学部教員選考審査規程に定める昇格要件に適合している教員に対し昇格希望の有無を確認する。昇格を希望する教員については、教授会に5名の審査委員からなる資格審査委員会を設置する。資格審査委員会は、当該教員の業績等を審査したうえで、その結果を教授会に報告し審議に付す。

以上のように、教員の募集・採用・昇格は明確な規程と手続きに基づいて、適切に行われている。

(3) 外国語学部

教員の募集・採用・昇格に関しては、大学の教員選考基準に準拠して、外国語学部の内規を定め、適切に行われている(A3-4-3)。手続きは以下のとおりである。

採用と昇格については、当該教員の所属学科の協議に基づき、学科主任が教授会において選考委員会設置を求め、承認を受ける。採用と昇格のための選考委員会は、専任教員5名で構成される。選考にあたって、候補者より履歴書、業績一覧、主要業績3点の提出をうける。選考委員会の委員長は、委員会で採用もしくは昇格を可とした場合、その結果を教授会に報告し、出席者の3分の2以上の同意を得れば人事案は教授会承認となる。

募集は、本学の方針にしたがって、公募制を採用しており、本学ホームページにおける掲示、関係大学への文書送付などにより、周知を図っている。

以上のとおり、教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って、適切に行われている。

(4) 法学部

教員の募集・採用・昇格については、大東文化学園職員任免規則の定めに基づき教員選考基準を定めている。さらに、同基準に準拠して、学部の内規として「法学部教員選考規程」を設け、適切に運用している(A3-4-4)。

採用は、当該教員の所属する学科での協議を経て、また昇格は、被選考者が所属する学科の専任教員（2名以上）による推薦の申し出を受けて、それぞれ当該学科主任が教授会に選考委員会の設置を提案し承認を得る。選考委員会は、採用ないし昇格を可とした場合、学部教授会にそれを報告提案する。提案が出席者の3分の2以上の同意を得れば人事案は承認される。

採用は、大学の方針に基づいて、公募制を原則としている。また、選考にあたっては、当該学科専任教員の年齢構成に照らして適切であること、当該学科専任教員の出身校比に偏りがなく、当該学科科目編成において適正であることに留意する。

以上、法学部の募集・採用・昇格は、いずれも明確な規程と手続きに従って適切に行われている。

(5) 国際関係学部

教員の募集・採用・昇格に関しては、大学の教員選考基準に準拠し、学部の「人事に関する内規」「人事に関する内規細則(1)～(3)」を定め、適切な選考・審査を行っている(A3-4-5)。

採用人事では、公募を原則とし、学部の人事委員会が提案し学部教授会で承認された選考委員会が、履歴書・教育研究業績書および社会活動などに関する書類の審査、面接等により選考を行う。選考委員会による選考報告書は、人事委員会で精査した後、学部教授会

に提案され、出席者の3分の2以上の同意をもって提案は承認される。

昇格人事では、人事委員会が提案し学部教授会で承認された昇任審査委員会が、教育研究業績、学部内外の委員会活動などに関する情報に基づいて審査を行う。審査委員会による審査報告書は、人事委員会で精査した後、学部教授会に提案され、出席者の3分の2以上の同意をもって提案は承認される。

以上、教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って、適切に行われている。

(6) 経営学部

教員の募集・採用・昇格は、大学の教員選考基準および経営学部に内規である「経営学部教員選考規程」に則り、厳正に行っている(A3-4-6)。

専任教員採用の際には、5名からなる人事委員会により最終候補者が選ばれ、学部教授会に提案される。人事案は教授会出席者の3分の2以上の同意を得て承認される。募集は公募により行われる。選考審査においては公正であることに細心の注意を払っている。とりわけ面接候補者については、研究・教育業績を厳格に取り扱いつつ学部内の他の教員に公開し、公平性を確保している。面接では候補者の模擬授業により、教育実践力も審査するようにしている。

専任教員の昇格についても、5名からなる人事委員会において研究・教育の実績について厳密に審査した後、その報告に基づいて教授会で判断している。

教員の募集・採用・昇格は、以上のように、明確な規程と手続きに基づき適切に行われている。

(7) 環境創造学部

教員の募集・採用・昇格に関しては、大学の教員選考基準に準拠し、「環境創造学部・学部内規」を定め、適切な選考・審査を行っている(A3-4-7)。

採用人事は、公募を原則とし、学部教授会で承認された選考委員会が、教育研究業績および社会活動などに関する書類審査、面接等により選考を行う。選考委員会による選考報告書は、学部教授会に提案され、出席者の3分の2以上の同意をもって提案は承認される。

昇格人事は、学部教授会で承認された昇任審査委員会(3名以上)が、教育研究業績、学部内外の委員会活動などに関する情報に基づいて審査を行う。審査委員会による審査報告書は、学部教授会に提案され、出席者の3分の2以上の同意をもって提案は承認される。

以上、教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って、適切に行われている。

(8) スポーツ・健康科学部

教員の募集・採用・昇格に関しては、大学の教員選考基準に準拠し、スポーツ科学科と健康科学科のそれぞれにおいて内規を定め、所定の手続きに則って適切に行っている(A3-4-8)。

新規採用または昇格の審査の必要が生じた場合、当該学科から教授会にそのことが提案

され、教授会承認のもとに教員選考委員会が設置される。選考委員会は候補者について、それぞれの学科が定めた教授・准教授・講師の職位別の学位資格、教育業績、研究業績等の基準に基づいて審査を行う。採用または昇格を可とした場合、教授会に報告提案が行われ、投票による採用・昇格の可否を判断する。出席教員の3分の2以上の同意をもって提案は承認される。

採用人事は原則として公募とし、教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って、適切に行われている。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科の教員は学部にも所属しており、研究科には募集・採用・昇格の人事権がないため、それらの審議と決定は学部教授会で行われる。

文学研究科では、教員の大学院科目担当資格審査・選考は「大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程」(A3-4-9)に基づき適切に行われている。

選考・審査については、当該専攻の協議に基づいて、専攻主任が文学研究科委員会に大学院担当教員資格審査委員会の設置を提案し承認を受ける。資格審査委員会は、候補者の履歴書・研究業績一覧・主要業績等に基づいて審査を行い、規程に定められた基準に達しているか否かを判定する。資格審査委員会の審査結果は、文学研究科委員会において審査が行われる。

(2) 経済学研究科

経済学研究科教員の募集・採用・昇格の人事案件に関しては、研究科教員の全員（他学部所属を除く）が経済学部所属の専任教員であるため、経済学部教授会の審議に委ねられている。兼任教員の募集・採用についても同様である。

経済学研究科が配置する授業科目の担任等について、教員の資格、担任基準等の具体的な内容、選考手続きなどに関しては、「経済学研究科の授業科目担任に関する規程」(A3-4-10)に定められており、当該基準に基づき経済学研究科委員会において適正に選考・審査を行い、授業科目担任者を決定している。

(3) 法学研究科

法学研究科担当の専任教員は、すべて法学部所属専任教員であり、募集・採用・昇格の審議は法学部教授会の権限であるから、法学研究科専任教員の採用等の審議は法学部教授会に委ねられている。法学研究科担当の兼任教員の募集・採用については、法学研究科委員会が審議し、その議に基づいて、法学部教授会が決定する。

法学研究科担当教員の採用等については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」(A3-4-11)を定め、これに基づき法学研究科委員会が適正に審査している。

(4) 外国語学研究科

教員の募集・採用・昇格は学部教授会に属する事柄で、研究科には権限がないため、その審議・決定は学部教授会で行われる。ただし、研究科は直接関与しないものの、研究科の科目担当者の退職に伴う補充については、研究科から学部働きかけるなど、補充が適切に行われるよう努めている。

外国語学研究科が配置する授業科目の担任については、授業科目担任候補者の資格・担任の適切性に関して、各専攻における協議を踏まえて専攻主任が文書により研究科委員会に提案し、審議の上、投票により決している。研究科の内規「外国語学研究科授業担当教員の選考に関する基準」を2015年6月に改正し、2016年4月から新内規を適用することとした(A3-4-12)。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科教員の募集・採用・昇格に関しては、研究科教員全員が国際関係学部所属の専任教員であるため、学部教授会の審議に委ねられている。兼任講師の募集と採用についても同様である。

担当教員の適格性に関しては、アジア地域研究科委員会として独自に審査委員会を設置し、教育研究上の能力、業績等に留意した規程「大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」(A3-4-13)に則って審査を行う。審査結果は研究科委員会に報告され、研究科委員会が最終判断を行う。

(6) 経営学研究科

経営学研究科担当の専任教員は、経営学部にも所属しているため、募集・採用・昇格については、学部教授会の審議に委ねられている。

授業科目と担当教員の適合性および研究科担当教員の資格審査と適正配置については、「大学院経営学研究科経営学専攻の科目担当運営内規」(A3-4-14)に従って、研究科委員長、専攻主任、博士課程後期課程の研究指導科目担当者から構成される経営学研究科人事選考会議によって審議・選考が行われ、経営学研究科委員会で決定している。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の専任教員は、スポーツ・健康科学部に所属しているため、募集・採用・昇格に関しては、学部教授会の審議に委ねられている。スポーツ・健康科学研究科の教員候補者は、学部での募集・採用・昇格時に、学部および両学科の教員選考規程に基づいて、教員選考委員会によって審査される。

採用・昇格が可と判断された学部教員の候補者が研究科の科目担当者として適任か否かは、「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規」(A3-4-15)に基づいて、本研究科選考委員会が審議し、審議結果を研究科委員会に報告し、承認を得ることになっている。

(8) 法務研究科

法務研究科における人事は、人事計画に基づいて行われ、適切かつ計画的に補充人事が

行われている。教員の募集・採用にあたっては、選考基準の内規を定め、それに則って適切に選考・審査が行われている（A3-4-16）。専任教員の適格性の審査においては、教員採用時に教員選考委員会が組織され、この選考委員会が、「選考基準」に基づき、研究業績・教育業績・実務業績・人格および教育上の見識等を基に、厳格な審査を行った上で候補者を選定し、教授会に諮って決定している。なお、法務研究科では、教授しか存在せず、昇格が問題になることはない。

3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

専任教員の教育研究活動については、2011年度から導入した「教育研究業績システム」により、教育研究業績を大学ホームページで公表することを義務づけている（A3-12、B3-13）。公表される情報は、専門分野、発表した著書・論文等、教育上の能力、職務上の実績、社会における活動などである。教員は随時、自身の教育研究業績をWeb入力して情報を更新することができる。全教員361人のうち、ホームページ上に業績を公表している教員は、350人（97.0%）である（2015年12月10日現在）。

また、教育研究業績は、昇格審査の際の重要な資料として、各学部が定める人事に関する内規に基準が明記されている。

教員の教育活動の評価は、毎年度の学生による授業評価アンケートで行われているが（B3-12）、これは学部の授業が対象で、研究科では実施されていない。

教員の業績評価は、一般的に、研究業績に重きを置く傾向が強かったが、近年では教育業績が重視されており、本学でも教科書作成や授業改善等の実践を積極的に評価するようになっている。

授業方法の改善等を主眼とするFD活動については、第4章3節で詳述するが、本学では全学FDフォーラムのほか、学部・研究科でも独自の取り組みが行われている。

新任の専任教員には、『大東文化大学教育職員ハンドブック〈専任・特任・助教用〉』（総合企画課・総務課・人事課・学務課・学部事務室共同制作。2015年度版で68ページ）を作成して配布している（B3-14）。学園の沿革、学士課程教育に関する基本方針（3つのポリシー）、学務・教務に関する諸情報（授業運営、学生サポート、研究助成等）、コンプライアンス推進（ハラスメント防止、個人情報保護、公益通報等）などがその内容である。

授業方法等の改善を目的とした研修会は教員を対象に実施しているが、新任教員研修会や教員の社会貢献、管理業務等に関する資質向上を図るための研修会等は、大学全体の取り組みとして組織的・恒常的には実施していない。

〈東洋研究所〉

専任研究員の研究業績については、昇格の際の審査資料となるが、外部の研究者を加えるなどして研究業績を評価する制度は構築されていない。共同研究などのプロジェクトの評価についても同様である。研究活動については、『東洋研究所所報』、ホームページで公表している（A3-5、B3-15）。

〈書道研究所〉

専任研究員の研究業績については、書道研究所専任研究員選考内規1に「昇任における

研究業績」の条項を定め、審査資料として用いているが、外部の研究者を加えるなどして研究業績を評価する制度は構築されていない。研究活動については、レフリー制による『大東書道研究』（紀要）において研究発表を行い、その成果は書道研究所ホームページをはじめ、大東文化大学機関リポジトリ登録によって公表している（B3-16、B3-17）。

《国際交流センター》

国際交流センター所属教員の教育研究活動のうち、教育活動の評価は、全学的な取り組みとして、「学生による授業評価アンケート」等で実施されているが、国際交流センター独自の評価制度は設けていない。研究業績は、昇格の審査資料として用いられるが、センターとしての評価制度は構築されていない。

《学部》

（1）文学部

教育活動については、毎年度、「学生による授業評価アンケート」を実施し、評価を行っている（B3-12）。また、文学部FD委員会が組織され、毎年、数回の研究会・報告会を開催しているが、これは授業改善・教育力向上をめざしたものであり、社会貢献や管理業務等に関する研修会は実施していない。研究活動については、昇格審査の際の重要資料としている。

（2）経済学部

教員の教育活動の評価は、全学の「学生による授業評価アンケート」で行われているが（B3-12）、学部としての評価やピアレビューは実施していない。教員の資質向上を図るためのFD活動（社会貢献・管理業務に関する研修会等）は、学部としては行っていない。新入教員の研修会にあたるガイダンスは、着任時に学科主任・教務委員長等を中心に面談方式で行っている（B3-18、B3-14）。また、新任教員に年度初めの1年次向け教務ガイダンスへの参加を求め、カリキュラムの早期理解を促している。

（3）外国語学部

教員の教育活動の評価は、「学生による授業評価アンケート」等で行われているが（B3-12）、学部としての評価やピアレビューは行っていない。研究活動については、昇格審査の際の重要資料としている。外国語学部FD委員会を設置し、授業方法等の改善を目的として、研究集会を定期的に（年3回）実施しているが、管理業務等について教員の能力向上を図るための研修会は実施していない。

（4）法学部

教員の教育活動の評価は、「学生による授業評価アンケート」等で行われているが（B3-12）、学部としての評価やピアレビューは行われていない。教員の研究力の向上については、研究評価のためのシステムは構築されていないが、学部附置の法学研究所と国際比較政治研究所を中心に、教員間の共同研究と研究交流を進め、研究活動の活性化を図っている。両学科に設置された教務・FD委員会の統括の下、教育力の向上を図る取り組みを行っている

が、教員の社会貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会や新任教員研修会等は、学科または学部全体の取り組みとしては実施していない。

（５）国際関係学部

教員の教育活動の評価は、全学の「学生による授業評価アンケート」で行われている（B3-12）。教育研究業績は、昇格時の審査の重要資料としているが、学部として評価する体制は構築されていない。教育活動を改善するための活動は、国際関係学部FD委員会により行われているが、社会貢献・管理業務等に関する資質向上を目的とした研修会、新任教員向けの研修会は組織されていない。新任教員に対しては、着任時に、学部長・学科主任の面談により、教育研究や学部運営について説明を行っている（B3-14）。

（６）経営学部

教員の教育活動の評価については、全学の取り組みである「学生による授業評価アンケート」等で行っているが（B3-12）、学部としての評価システムは構築していない。教員の研究活動は、昇格時の審査の重要資料としている。授業方法等の改善に関しては、学部FD委員会を設置し、他大学の状況などの情報を学部教授会報告として教員に提供している。新任教員研修会や教員の社会貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会は、学部としては実施していない。

（７）環境創造学部

教員の教育活動の評価は、「学生による授業評価アンケート」等で行われている（B3-12）。研究活動は、昇格時の審査の重要資料としている。新任教員研修会および教員の社会貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会は特に実施していないが、教員全員参加の「教育研究ワークショップ」を毎月開催し、「ゼミ教育」「初年度教育」などテーマを設けて、教員が自主発表し、それぞれの教員間の教育・研究活動の相互理解に努めている。また、FDをテーマとして、ゲストを招いての研究会も同ワークショップの中で年1、2回行っている。

（８）スポーツ・健康科学部

教員の教育活動の評価については、「学生による授業評価アンケート」等で行い（B3-12）、教育の活性化に努めているが、教育研究を学部として評価する体制は整備されていない。教員による科研費取得件数および学内特別研究費取得件数は、それぞれ5件、4件となっており、研究への意欲的な取り組みを反映するものといえるが、研究活動の評価およびその活性化を図る方策については、関連する委員会の設置を含めて検討中である。FD活動としては、学部FD委員会が2013年度「研究倫理の啓発」「大規模講義の授業効率Up」、2014年度「大学生における発達障害、精神障害」等のテーマで研究および教育活動に資する研修会を開催した（B3-19）。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科として教員の教育研究業績を評価する制度は整備していない。また、研究科では「学生による授業評価アンケート」が実施されておらず、教員の教育活動の評価は行っていない。教員の資質の向上を図るための活動のうち、教育活動については、文学研究科FD委員会を中心に、文学部FD委員会と合同でFD研究会を行っている。2015年3月10日開催の研究会では、「授業の手段をふりかえって」「学生たちの『学ぶ意欲』を高める試み」などの題目で発表が行われた。社会貢献・管理業務など教員に求められる様々な活動に関する教員の資質向上を図るための研修等は実施していない。

(2) 経済学研究科

経済学研究科のFD活動に関しては、2013年から始まり、経済学研究科FD委員会が設置され、第1回FD活動が2013年5月に実施されている。2014年度以降は、FDと銘打った活動は休止状態であるが、研究科改革論議の中で、大学院教育における教員の資質に関する議論は活発になされており、実質的にFD活動となっている。現在、経済学研究科を構成する教員のすべてが経済学部をはじめとするいずれかの学部に所属する専任教員であり、研究科として独自に社会貢献・管理業務等について研修を実施するのは困難である。経済学研究科における教育・指導・研究活動に関する教員の資質向上のためのFD活動に特化せざるを得ないのが実情である。

(3) 法学研究科

法学研究科では、教員の教育活動の評価について、「学生による授業評価アンケート」が実施されておらず、研究科としての評価やピアレビューも行われていない。また、研究活動評価のためのシステムは構築されていない。法学研究科では、2010年度に研究科独自のFD委員会を設置し、授業方法改善のための活動等を行ってきたが、新人教員研修会および教員の社会貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会は、専攻または研究科全体の取り組みとしては実施されていない。

(4) 外国語学研究科

教員の教育研究活動の評価は、外国語学研究科としては行っていない。また、教育方法の向上等を目的としたFD活動は、外国語学部と共同で行っているが、教員の社会貢献・管理業務等に関する研修会は実施していない。

(5) アジア地域研究科

教員の教育活動の評価に関しては、学部と異なり、「学生による授業評価アンケート」は行っていないが、アジア地域研究科FD委員会により、毎年、教員と院生を対象に総合的な独自アンケートを実施し、教育の効果と改善点などを確認し、向上を図っている。また、教員の資質の向上をはかる重要な方策として、2013年度から国際的学术交流に努め、国際シンポジウムや国際会議を開催している(B3-20)。

（6）経営学研究科

教員の教育研究活動の評価については、全学の「教育研究業績システム」によって、著書・論文等、教育上の能力、社会貢献活動等が開示され、業績や活動を評価する条件は整ったが、経営学研究科として評価の基準や体制を整備するには至っていない。研究科としての組織的なFD活動についても同様で、社会貢献、管理業務等に関する研究会や研修会は実施していない。

（7）スポーツ・健康科学研究科

教員の教育活動の評価は、スポーツ・健康科学研究科FD委員会が必修共通科目「スポーツ・健康科学研究法」において授業評価アンケートを行い、その結果を研究科委員会で報告し授業の改善を図っているが、個々の教員の評価は行っていない。FD活動に関しては、2010年度に「脳内における食欲調節研究の最前線」、2012年度に「体力医学研究の倫理と法」というテーマで研修会を実施した。しかし、教員の社会貢献、管理業務などに関する教員の資質向上を図るための研修等は実施されていない。

（8）法務研究科

教員の資質の向上を図るための方策として、まず、専任教員については、毎年、教育上または実務上の業績について報告を求めている。さらに、全教員で組織されるFD委員会を設置し、FD委員会においては、教員に授業内容・方法について報告させた後、内容の検討を行い、効果のある内容は、個々の授業に参考とするよう要請される。さらに、教員相互による授業参観を前期・後期に各1回実施し、教員相互で授業についてフィードバックし合っている。このように、教育については、ピアレビューが実施されている。しかし、研究活動については、評価のためのシステムは構築されていない。

教育研究活動等の業績は、2011年度より導入された「教育研究業績システム」によって、ホームページに公表することが義務づけられている(B3-13)。

FD委員会は、2014年度は3回実施した。これとは別に、公法系、民事系、刑事系の科目別FD分科会も設置され、さらに細かく授業方法や試験問題のあり方等について検討している。また、学生による授業評価のアンケートを前期・後期に各1回実施し、教員は全員、それに対するコメントを求められる。さらに、教員相互による授業参観報告書も含めて、以上の全てが毎年FD活動年次報告書にまとめられ、公表される。

新人教員研修会や教員の社会的貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会は実施していない。

2. 点検・評価

【基準3の充足状況】

本学は、大学として、また学部・研究科ごとに、求める教員像・教員組織の編制方針を明文化し、それに沿って各課程にふさわしい教員組織を編制している (B3-5)。

教員定数については、設置基準の定める定数を概ね満たしている (d1-表2)。一部未充足の発生している法学研究科についても、早急な対応を行うこととしている。

教員の配置は、学部および研究科の編制方針に則って行われ、授業科目と担当教員の適

合性については、学部、研究科内に設けられた教務委員会等により点検が行われる（B3-22、A3-4-9～A3-4-16）。研究科担当の教員は全員が学部（一部は大学附置研究所）所属のため、研究科独自の採用や昇格等の人事は行われないが、各研究科委員会において資格審査を行い、適正な教員配置に努めている（A3-4-9～A3-4-16）。

教員構成については、年齢構成（61歳以上の構成比が高い）と男女比率に依然として偏りがあり、また、外国人比率も高いとは言えず、今後に改善課題を残している（B3-26 d2-表4）。

教員の募集・採用・昇格については、大学の規程に全学共通の「教員選考基準」を定めるとともに、学部ごとに人事に関する内規を定め、明確な基準と手続きに基づいて適切に行われている（A3-2、A3-4-1、A3-4-2、A3-4-3、A3-4-4、A3-4-5、A3-4-6、A3-4-7、A3-4-8）。また、採用人事計画は、学部教授会、大学評議会等の会議体における十分な審議、学園理事会での最終決定という所定の手続きに基づいて行われている。

以上、求める教員像・教員組織の編制方針を定め、明文化された規程と手続きに則って教育課程にふさわしい教員組織を編制しており、基準3は充足していると判断する。

（1）効果が上がっている事項

《大学全体》

大学として、学部・研究科として、求める教員像・教員組織の編制方針を明文化し、それに基づいて教員組織が編制されている（d1-表2）。教員の募集・採用・昇格は、明確な規程と手続きに則って行われている。教員採用人事計画についても、各段階の会議体での審議を経て理事会で最終決定するという手続きが確立されている（A3-2、A3-4-1～A3-4-19）。

（2）改善すべき事項

《大学全体》

- ① 全学的に見て、専任教員の年齢構成において61歳以上の構成比が高く、改善の余地がある。男女比・外国人教員比率についても同様である（B3-26 d2-表4、表5）。
- ② 教員の資質向上のための取り組みが不十分である。

《法学研究科》

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程において、大学設置基準上必要専任教員数に対して1名未充足の状態となっている。（d1-表2）

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事項

《大学全体》

教員人事については、全学的な立場から、長期的な視点に立って計画する必要がある。2016年1月に発足した学長を委員長とする「全学人事委員会」において、教員人事の基本方針の策定、教員の適切な定員管理および採用計画等を進めていく（A3-11）。

(2) 改善すべき事項**《大学全体》**

- ① 年齢構成については、2018年度に、31歳から10歳ごとの各年代の比率がそれぞれ30%を超えない水準になっていること、男女比率・外国人教員比率については、2013年度を基準として数値が改善されていることを、自己点検・評価活動の中期目標（2014～2018年度）に掲げており、この目標達成に向けて、中長期的な視点に立って採用計画を進めていく（B3-21）。前述したように、全学的な視点から教員人事計画を進める「全学人事委員会」においてこの課題に取り組んでいく。
- ② 大学として、また学部単位で、社会連携・社会貢献、管理業務等に関する研修会を、全学FD委員会および各学部FD委員会主催で開催する（B3-21）。

《法学研究科》

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程については、必要専任教員数を満たすべく、2016年度前期中に教員の資格審査に関する諸手続きを完了する。

4. 根拠資料**＜根拠資料＞**

- A3-1 学校法人大東文化学園職員任免規則
- A3-2 教員選考基準
- A3-3 大東文化大学学則《既出》A1-1
- A3-4-1 大東文化大学文学部教員選考規程
日本文学科教員選考基準に関する内規
日本文学科（東松山英語部会・外国語部会）教員選考基準に関する内規
中国学科教員選考内規
英米文学科教員選考基準（内規）
英米文学科内規の適用範囲と業績の内容に関する細則
教育学科教員の採用、昇任に関する内規
書道学科教員選考内規
- A3-4-2 大東文化大学経済学部教員選考審査規程
- A3-4-3 外国語学部教員選考規程及び内規
- A3-4-4 法学部教員選考規程
法学部人事選考規程における「実務経験」の適用範囲について
- A3-4-5 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規
大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（1）
大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（2）
大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則（3）
国際関係学部人事委員会委員選出要領
大東文化大学国際関係学部客員教員人事に関する内規施行細則
- A3-4-6 経営学部教員選考規程
- A3-4-7 環境創造学部・学部内規
大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考に関する内規
大東文化大学・環境創造学部・再任審査に関する内規

第3章 教員・教員組織

- 大東文化大学・環境創造学部・昇任審査に関する内規
大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考、再任審査及び昇任審査に関する内規
細則
- A3-4-8 大東文化大学スポーツ・健康科学部教員選考規程
スポーツ科学科教員選考基準に関する内規
健康科学科教員選考基準に関する内規
- A3-4-9 大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程
- A3-4-10 大東文化大学大学院経済学研究科の授業科目担任に関する規準
- A3-4-11 大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規
- A3-4-12 外国語学研究科授業担当教員の選考に関する基準
- A3-4-13 アジア地域研究科委員長・選任主任の選出に関する内規
大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続きに関する内規
- A3-4-14 大学院経営学研究科経営学専攻の科目担当運営内規
- A3-4-15 大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の専攻手続きに関する内規
- A3-4-16 大東文化大学法務研究科教員選考基準及び教員選考手続きに関する内規
研究者教授の選考基準（細則）、実務家教授の選考基準（細則）
- A3-4-17 大東文化大学国際交流センター規程
- A3-4-18 大東文化大学東洋研究所規程 《既出》A1-4
- A3-4-19 大東文化大学書道研究所規程 《既出》A1-5
- A3-5 大東文化大学東洋研究所所報No.63、64 《既出》A1-18
- A3-6 大東文化大学客員教員任用基準
- A3-7 大東文化大学助教規程
- A3-8 大東文化大学東洋研究所専任研究員選考人事に関する内規
- A3-9 大東文化大学書道研究所専任研究員選考内規
大東文化大学書道研究所研究員採用手続内規
- A3-10 大東文化大学国際交流センター教員選考審査規程
国際交流センター任期付教員資格審査基準
- A3-11 全学教員人事委員会規程
- A3-12 専任教員の教育・研究業績（CD-R）
- B3-1 大東文化大学専任教員就業規則
- B3-2 大東文化大学特任教員就業規則
- B3-3 大東文化大学ホームページ大東文化大学の基準別基本方針
<http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html> 《既出》B1-5
- B3-4 学科協議会規程
- B3-5 学部・学科、研究科・専攻の求める教員像及び教員組織の編成方針
- B3-6 大東文化大学東松山キャンパス運営委員会規程
- B3-7 欠番
- B3-8 書道研究所研究員のご紹介
<http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/calligraphy/research/researcher/index.html>

- B3-9 大東文化大学書道研究所研究計画審査手続内規
- B3-10 法律学科の入学定員について
政治学科FD合宿における将来計画の検討内容(2013年8月6日)
- B3-11 学部長会議申し合わせ事項「全学対応教員(基礎教育科目)について」平成20年6月2日
- B3-12 学生による授業評価アンケートと大学教育 2014年度
- B3-13 大東文化大学ホームページ 教員情報 <http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp>
- B3-14 大東文化大学教育職員ハンドブック《専任・特任・助教用》
大東文化大学教育職員ハンドブック《非常勤講師用》
- B3-15 東洋研究所ホームページ <http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/oriental/index.html>
- B3-16 大東書道研究第22号 2015年3月20日発行
- B3-17 書道研究所ホームページ <http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/calligraphy/index.html>
《既出》B1-9
- B3-18 新任の先生方へのご案内(日用諸情報、東松山・板橋共用)
- B3-19 平成25年度スポーツ・健康科学学部及びスポーツ・健康科学研究科 研究倫理審査委員会主催講演会「医療行為と司法・その課題と展望」
- B3-20 2015年10月6日国際学術会議概要 国際学術会議「南アジアにおける社会変動と文化変容－周縁からのアプローチ」
- B3-21 大東文化大学ホームページ(自己点検・評価活動)
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> 《既出》B1-16
- B3-22 2015年度第4回文学部教授会議事録
2014年度第4回経済学部教授会議事録
平成27年度第4回外国語学部教授会議事録
平成27年度第4回法学部教授会議事録
2014年度第4回国際関係学部教授会議事録
2015年度第5回経営学部教授会議事録
平成26年度第4回環境創造学部教授会議事録
2014年度第13回スポーツ・健康科学部教授会議事録
- B3-23 平成27年3月18日開催の理事会報告
- B3-24 大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程
- B3-25 大東文化大学大学院専攻協議会規程
- B3-26 大学データ集 《既出》B1-22

＜大学基礎データ＞

d1-表2 全学の教員組織

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

4-1-1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

《大学全体》

大東文化大学は、学則第1条において、大学の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている（A4-1-1第1条）。この目的を達成するために、2012年度に、大学としての3つの基本方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を策定し、ホームページなどで公表している（B4-1-1）。

大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

大東文化大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大東文化大学は、厳格な成績評価に基づき、基礎教育科目、専門教育科目、全学共通科目の所定の単位を修得し、豊かな教養と確かな専門的知識、高い倫理性を備えていると認定した人に学士の学位を授与する。本学が学位授与にあたって求める能力、見識は下記のようなものである。

1. 豊かな教養と高度な専門的知識をもって現代社会の諸課題にチャレンジできる。
2. 国際的な広い視野と感覚、異文化への共感的想像力、コミュニケーション能力をもって国際社会に貢献できる。
3. 生涯にわたって学び続け地域社会の発展に貢献する意欲と能力を持っている。
4. 自己の意見を適切に表現、伝達し、また他者の意見を傾聴できる能力を持っている。
5. 社会の一員としての強い責任感、使命感、モラルを持ち適切に行動できる。

各学部でも、全学の学位授与方針および学則第2条の2に定める教育研究上の目的に基づき、学部・学科単位で学位授与方針を定めている。

また、大学院においては、大学院学則第1条で「本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定め、法務研究科（法科大学院）は、法務研究科学則第1条第1項で「本研究科は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする」としている（A4-1-2, 第1条、A4-1-3第1条）。各研究科は、これらの大学院学則第1条の目的および第3条の2に定める教育研究上の目的に基づき、研究科・専攻・課程ごとに学位授与方針を定めている。

学部・学科の学位授与方針は大学ホームページ、研究科・専攻・課程の学位授与方針は

研究科共通冊子「大学院案内」、大学院ホームページ等で明示され、広く公表されている (B4-1-2、A4-1-4、A4-1-5)。

学部および研究科が定める学位授与方針は、以下のとおりである。

学科および専攻・課程ごとの学位授与方針については、添付資料を参照 (A4-1-4 p.034、p.040、p.046、p.052、p.058、p.064、p.070、p.076、p.082、p.088、p.094、p.100、p.106、p.112、p.118、p.124、p.130、p.136、p.142、A4-1-5)。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、学部の教育研究上の目的に基づき、以下のように学位授与方針を定めている。

文学部は、所定の単位を取得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（日本文学・中国学・英米文学・教育学・書道学）の学位を授与する。

1. 人文諸科学に関する学識を修め、人間や世界に対する柔軟な想像力と洞察力を持つことができる。
2. 各学科で学んだそれぞれの専門性を生かし、社会において真摯に課題に取り組み、解決しようと努力することができる。
3. 国際社会に対する広い識見をもとに、周囲と力を合わせ、未来を創造していく過程に参加することができる。

(2) 経済学部

経済学部は、学部の教育研究上の目的に基づき、以下のように学位授与方針を明文化している。

経済学部は、所定の単位を修得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（経済学）の学位を授与する。

1. 経済学の理論・歴史と応用諸分野に関する知識を有し、問題解決に当たることができる。
2. 現実的かつ実践的な課題を解決するに当たって十分なコミュニケーション能力を発揮できる。
3. 経済学の知識や理論を応用し、社会や組織の中でシニア・マネジメントを担うことができる。

(3) 外国語学部

外国語学部は、学部の教育研究上の目的に基づき、以下のように学部の学位授与方針を定めている。

外国語学部は、所定の単位を修得し、以下のような能力や知識を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（中国語学または英語学、日本語学）の学位を授与する。

1. 専攻言語で専門分野に関する内容について議論することができる程度の運用能力を修得している。
2. 専攻する地域の文化、社会、歴史等に関する知識を基礎にして、国際社会で貢献できるだけの幅広い教養と国際的知識を修得している。
3. ITスキルに関する知識を駆使して、必要な情報を収集・分析し、結論を導き出す能力を修得している。
4. 専攻する地域の文化、社会、歴史等についての問題意識を持ち、自らの視点で考えをまとめ、発表する能力を修得している。

(4) 法学部

法学部は、学部の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。

法学部は、所定の単位を修得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（法学または政治学）の学位を授与する。

1. 社会に起こるさまざまな問題について、法律学または政治学の専門的知識を駆使して自律的な判断をくだすことができる。
2. 自分と異なる意見の持ち主と、事実にてらしながら、理性的に議論することができる。
3. 直面する問題につき、自ら調べ、考えをまとめ、表現する能力を持つ。

(5) 国際関係学部

国際関係学部は、学部の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を明文化している。

国際関係学部は、所定の単位を修得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（国際関係または国際文化）の学位を授与する。

1. アジア地域を中心とした国際関係・国際文化に関する学識を修めている。

2. 国際的な広い視野に立脚した異文化理解と言語能力を身につけている。
3. 国際関係・国際文化について主体的に課題に取り組み、自らの視点で分析し、判断できる。
4. グローバル社会の一員としての使命感と責任感を持ち、適切な行動をとる能力がある。

(6) 経営学部

経営学部は、学部の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を明文化している。

- 経営学部は、所定の単位を修得し、下記のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（経営学）の学位を授与する。
1. 経営・会計・商学・情報システムなど経営学に関する専門的知識を修得している。
 2. 企業社会の変化に対応できる分析能力と問題解決能力を修得している。
 3. 学際的な理解や世界的な課題を発見・分析・解決する能力と意欲を有している。
 4. 現代の人間や社会に対する理解を深め、専門領域以外の問題にも積極的に挑戦できる能力を有している。

(7) 環境創造学部

環境創造学部環境創造学科は、教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。

- 環境創造学科は、卒業研究を含む所定の単位を修得し、環境問題や生活問題を解決するために、以下のような実践的で創造的な手法を身に付けていると認められる学生に卒業を認定し、学士（環境創造学）の学位を授与する。
1. 社会科学を基礎に置き、既存の考え方に疑問を呈して、問題を発見し、解決していく能力を修得している。
 2. 環境問題や生活問題を分析し、その課題と解決法を発表できるコミュニケーションとプレゼンテーションの能力を修得している。
 3. 社会貢献に役立つ語学・情報処理能力を身に付けている。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部は、学部の教育研究上の目的に基づき、以下のように学位授与方針を明文化している。

スポーツ・健康科学部は、所定の単位を修得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に卒業を認定し、学士（スポーツ科学または健康科学）の学位を授与する。

1. スポーツ・健康科学分野の基礎知識、基礎理論、専門知識を総合的、学際的に理解することができる。
2. 幅広い教養と国際的な感覚を身につけ、グローバルな視点からスポーツ・健康科学を分析し、実践していくことができる。
3. 人間性を重視すること、すなわち強い責任感、高い行動力、モラル、情熱、人間愛、思いやりの心などを持っている。
4. 自己のキャリアを切り開いていく強い意欲を持ち、また倫理観を身につけた上で、社会の発展に能力を役立てるという使命感を持っている。
5. スポーツの振興、健康の増進などの社会的使命を基にして、社会貢献、地域貢献等を通じて、スポーツ・健康科学を社会に広めていくことができる。
6. 地域社会や国際社会に適応し、そのニーズに応えられる能力を持っている。

《大学院》

（1）文学研究科

文学研究科は、研究科の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。

博士課程前期課程・修士課程は、所定の単位を取得し、以下のような能力を備えていると認められる学生に修了を認定し、修士（日本文学・中国学・書道学・英文学・教育学）の学位を授与する。

1. 人文諸科学の高度で専門的な知識と自国の文化への理解に基づいて国際化に対応することができる。
2. 既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を持ち、それを論理的に解決することができる。
3. 各分野における現在の課題を、国内外の他者とのコミュニケーションを通して共有することができる。
4. 社会における高度な職業人としての自己の役割を自覚し、それに基づいて行動して社会に貢献することができる。
5. それぞれの問題意識や思考・判断のプロセス、結果を論理的で説得力のある文章で表現し、社会に向かってその成果を発信することができる。

博士課程後期は、所定の単位を取得し、以下のような能力を備えていると認めら

れる学生に修了を認定し、博士（日本文学・中国学・書道学）の学位を授与する。

1. より高度で専門的な知識と自国の文化への深い理解に基づいて国際人として行動することができる。
2. 既成の価値観にとらわれない、より深い独自の問題意識を持ち、それを論理的に解決することができる。
3. 各分野における現在の深刻な課題を国内外の他者とのコミュニケーションを通して共有することができる。
4. 社会におけるより高度な職業人としての自己の役割を明確に自覚し、それに基づいて行動して社会の発展に貢献することができる。
5. より高度で深遠な問題意識や思考・判断のプロセス、結果を論理的で説得力のある文章によって表現し、社会に対してその成果を的確に発信することができる。

（2）経済学研究科

経済学研究科は、教育研究上の目的に基づいて、博士課程前期課程と後期課程の学位授与方針を以下のとおり定めている。

博士課程前期課程は、所定の単位を修得し、提出した修士論文が学位論文審査基準に則って審査され、合格と判定された者については、以下のような能力を備えていると判断し、修士（経済学）の学位を授与する。ただし、公共政策学専修コースの学生については、所定の単位を修得し、提出した修士論文が学位審査論文審査基準に則って審査され、合格と判定された場合に、修士（経済学）または修士（公共政策学）のいずれかの学位を本人の希望に応じて授与し、提出された調査研究報告書（リサーチペーパー）が学位論文審査基準の調査研究報告書（リサーチペーパー）審査・評価基準に則って審査され、合格と判定された場合に、修士（公共政策学）の学位を授与する。

1. 経済の理論・政策・思想・学説などを理解し、日本経済および世界経済を分析し、考察する創造性豊かな能力を有している。
2. 高度専門職業人および研究者に必要な専門知識・能力を有している。
3. グローバルビジネスを担うために必要な実践的専門知識・能力を有している。
4. 国際社会で通訳者として業務に従事するのに必要な語学力および実践的専門知識・能力を有している。
5. 国内・国外の公的機関の専門職に従事するのに必要な専門知識・能力を有している。

博士課程後期課程は、所定の単位を修得し、提出した博士論文が学位論文審査基準に則って審査され、合格と判定された者については、以下のような能力を備えて

いると判断し、博士（経済学）の学位を授与する。

1. 各専門分野における学術的研究の諸課題について探求する能力を有している。
2. 経済社会の諸問題の本質について広汎かつ深く認識する能力を有している。
3. 各専門分野の学会水準に対応する高度な理論展開や応用分析の能力を有している。
4. 上記3項目を反映した学術的論文を作成し、学術誌や学会等において発表する能力を有している。
5. 前項の研究活動の成果を博士論文として作成し、発表する能力を有している。
6. 学会水準の経済学の専門知識を修得し、高度な専門性と広汎な社会的視野を持ち、自立的な研究者であり、社会人である。

（3）法学研究科

法学研究科は、研究科の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。

博士課程前期課程は、所定の単位を修得し、提出した修士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と認められた者に対して、以下のような能力を備えていると判断し、修士（法学）または修士（政治学）の学位を授与する。

1. 法学および政治学における高度の専門知識を駆使する能力を持っている。
2. 資料・情報を収集し分析したうえで法学および政治学に関連した問題点を抽出できる能力を持っている。
3. 法学および政治学の研究を通じて社会に対する深い洞察力と正義観を養い、以て社会の諸問題の解決にあたる能力を持っている。
4. 法学および政治学における専門家としての高度な専門性と応用力を基礎に、広い視野に立って研究を深める能力を持っている。

博士課程後期課程は、所定の単位を修得し、提出した博士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格とされた者に対して、下記のような能力を備えていると判断し、博士（法学）または法学（政治学）の学位を授与する。

1. 前期課程での研究成果を踏まえ、法学および政治学についての高度な専門知識を修得し、応用する能力を持っている。
2. 主体的に研究課題を定めて、独創的な視点で研究を計画的に進める能力を持っている。
3. 法学および政治学の分野における研究成果を博士論文として作成でき、かつ社会の多様な要請に応える自立的な研究者として研究を遂行する能力を持っている。
4. 法学および政治学における高度の専門知識を修得し、高等教育機関等で学ぶ多様

な問題関心をもつ学生に対して、教員として専門的なスキルをもって教育にあたる能力を持っている。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は、研究科の教育研究上の目的に基づいて、以下のように学位授与方針を定めている。

博士課程前期課程は、各専攻科のカリキュラムに定める所定の単位を修得し、提出した修士論文が各専攻科内規に則って合格と判定された者は、以下の能力を身につけていると判断し、修士（中国言語文化学・英語学・日本言語文化学）の学位を授与する。

1. 中国言語文化学専攻・英語学専攻・日本言語文化学専攻が対象とする専門分野に関する専門的な知識を修めている。
2. 専門的な職業を担うための必要な語学力・応用力・思考力・行動力を備えている。
3. 一般社会・教育界・各研究分野の要請に応え、国内外の社会で活躍できる語学に関する総合力を身につけている。
4. 自己の意見を適切に表現・伝達し、また他者の意見に傾聴できる能力及び社会の一員としての強い責任感・使命感・モラルを持ち適切に行動できる能力を有している。

博士課程後期課程は、各専攻科の定める所定の単位を修得し、提出した博士論文が各専攻科内規に則って合格と判定された者は、以下の能力を身につけていると判断し、博士（中国言語文化学・英語学・日本言語文化学）の学位を授与する。

1. 研究機関や教育機関の中核を担う専門分野に関する高度な知識を修得している。
2. 高い倫理観を有し、自立して研究活動を行うための深い学識・綿密な企画・分かり易い表現能力を身につけている。
3. 専門的な職業分野で活躍できる柔軟な思考力と高度な語学力と専門性の高い能力を有している。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は、教育研究上の目的に基づいて、博士課程前期課程と博士課程後期課程の学位授与方針を、以下のように明文化している。

博士課程前期課程は、所定の単位を修得し、提出した修士論文が専攻内規に則り

審査のうえ合格と認められた者は、以下のような能力を備えていると判断し、修士(アジア地域研究)の学位を授与する。

1. アジア地域研究に関する学識を修めている。
2. アジアの現代化とアジアの伝統規範の再生について高い問題意識を持っている。
3. 国際的な広い視野に立脚した研究能力を身につけている。
4. グローバル社会の一員としての使命感と責任感に裏付けられた高度な職業能力を有する。

博士課程後期課程は、所定の単位を修得し、提出した博士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と認められた者に対し、以下のような能力を備えていると判断し、博士(アジア地域研究)の学位を授与する。

1. アジア地域研究に関する専門性の高い学識を修めている。
2. アジアの現代化とアジアの伝統規範の再生についてより高度な洞察力を持っている。
3. アジア地域研究の専門家として国際的に認知・評価される研究能力を身につけている。
4. アジアを舞台に活躍できる高度な専門性と実践力を持ち、国際的に認知・評価される職業能力を身につけている。

(6) 経営学研究科

経営学研究科は、教育研究上の目的に基づき、学位授与方針を以下のように定めている。

博士課程前期課程は、所定の単位を修得し、提出した修士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と判定された者に対して、以下のような能力を備えていると判断し、修士(経営学)の学位を授与する。

1. 経営、会計、情報、商学の各分野にまたがって幅広く深い知識を身につけ、マネジメントに関わる諸問題を解決する能力を持っている。
2. 専攻分野で、自らが設定したテーマに関して、幅広い専門知識に基づいて論文にまとめ、それを発表できる能力を身につけている。
3. 経営、会計、情報、商学の分野で、高度の専門性が求められる職業を遂行するための専門知識や能力を身につけている。

博士課程後期課程は、所定の単位を修得し、提出した博士論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と判定された者に対して、以下のような能力を備えていると判断し、博士(経営学)の学位を授与する。

1. 経営、会計、情報、商学の各分野にまたがる幅広く深い知識、また各分野での高

度な専門知識を身につけ、それを応用できる。

2. 専攻分野で、研究成果を学術的な研究としてまとめ、それを発表できる能力を身につけ、研究者として自立して研究活動が行なえる。
3. 経営、会計、情報、商学の各分野で、高度な専門的業務に従事するのに必要な専門知識や能力を身につけている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、教育研究上の目的に基づき、学位授与方針を以下のように定めている。

スポーツ・健康科学研究科修士課程は、所定の単位を修得し、提出した修士学位論文が専攻内規に則り審査のうえ合格と判定された者は、以下のような能力を備えていると判断し、修士（スポーツ科学または健康科学）の学位を授与する。

1. 専攻分野（スポーツ関連分野、健康関連分野）の幅広い視野と高度な知識や技能を修得している。
2. 異なる領域の学問内容の知識および技術を修得し、自身の専門領域の知識をより深化させることができ、領域を横断した総合的視野と専門的洞察力を備えている。
3. スポーツおよび健康・医療の関連分野における専門的指導者および職業人としての分野横断的および学際的な能力を身につけている。

4-1-2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

《大学全体》

4-1-1 で述べたように、本学は学則において、大学の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」とうたっている。この目的を実現し、学位授与にあたって学生に求める能力、知識、教養、見識を育むために、教育課程の編成・実施方針を学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに定め、ホームページで公表している (B4-1-1、B4-1-2)。

大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

大東文化大学の学士課程は文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部の8学部から構成されている。

このうち国際関係学部とスポーツ・健康科学部は、全学年の教育を埼玉県東松山市にあるキャンパスで行い、他の6学部は1年次と2年次の教育を同キャンパスで、3年次と4年次の教育を東京都板橋区にあるキャンパスで行っている。

本学のカリキュラムは、大きく分けて、基礎教育科目、専門教育科目、全学共通科目の3つの科目群から成っている。このうち基礎教育科目と全学共通科目は主として、全学部の1、2年生が学ぶ東松山キャンパスで、専門教育科目は、国際関係学部とスポーツ・健康科学部は東松山キャンパスで、他の6学部は板橋キャンパス（一部は東松山キャンパス）で開講されている。

3つの科目群は下記のような特徴を持っている。

1. 基礎教育科目は、専門教育科目を学ぶための基礎となる科目、英語・中国語など外国語の運用能力を育てる言語科目、ITスキルの習得を目指す情報処理科目など、学部学科で独自に編成されている科目群である。これらは専門教育を受けるために不可欠のものである。
2. 専門教育科目は、各学部学科が、それぞれの教育目標を達成するために独自に編成した科目群である。基礎教育科目、全学共通科目を学んだ上で、高度な専門的知識、能力を修得することに主眼が置かれている。
3. 全学共通科目は、教養教育にあたるもので、次の3つの科目群から構成されている。(1)学問の体系と方法をわかりやすく教授し、また健康な心身を育むことにより、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することを主眼とする基本科目群。(2)人類の社会と生活に密接に関わる課題を通して現代世界への問題意識と異文化への理解、総合的な判断力を育てる課題（テーマ）科目群。(3)中学校・高等学校等の教職資格科目群。

このほか、高等学校から大学へのスムーズな移行を促すための初年次教育も学部・学科単位で、また全学的な取り組みとして行われている。詳細については、第4章第2節(4-2-2)で記述する。

全学的な教育を担う東松山キャンパス運営委員会、国際交流センター、全学教職課程委員会、博物館学講座委員会については、方針は以下のとおりである。

《東松山キャンパス運営委員会》

東松山校舎で開講される全学共通科目等を管轄する東松山キャンパス運営委員会は、2015年6月に、運営委員会の下にある全学共通科目分科会・保健体育分科会が全学共通科目について、英語分科会が英語科目について、外国語分科会が外国語科目（ドイツ語、フランス語、中国語等）について、それぞれ教育課程の編成・実施方針を以下のように定めた。

＜全学共通科目＞

全学共通科目は、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することをめざして、本学に所属する専任・非常勤の教員が総力を結集し、幅広い学問分野を基礎とした多様な内容の授業を提供する。それは大きく「基本科目」、「課題（テーマ）科目」、「教職課程専門科目」という3つの科目群から構成されており、それぞれ以下のような方針で教育課程を編成・実施する。

1. 「基本科目」は、人類が長い歴史を通じて探究し積み上げてきた学問の体系と方法をわかりやすく教授し、また健康な心身を育むために、A系：人間と文化（人文系）、B系：社会と生活（社会系）、C系：自然と環境（自然系）、D系：健康とスポーツ（保健体育系）の4系統から構成する。「基本科目」の履修により、どの学部・学科に所属する学生であっても、学問研究を支える基礎的な知識と技能、高い教養と幅広い視野を獲得できるようにする。
2. D系：健康とスポーツの教育課程は次のような特色をもつ。
 - (1) 講義科目（健康スポーツ科学）を通して、学生が健康科学についての基礎的な知識を得て、各人の健康管理や健康水準の維持・増進に役立つ知識・技術を修得できるようにする。
 - (2) 実技科目（総合体育、体育実技）を通して、学生がストレスケアとしても有効な身体活動を定期的実践し、自らの健康水準を維持・増進できるようにする。
 - (3) 野外実習（スキー、スクーバダイビング）を休暇期間中に学外での合宿形式の集中授業として実施し、これを通して学部・学科の壁を越えた受講生同士のより深い交流を促進する。
3. 「課題（テーマ）科目」は、人類の社会と生活に密接に関わる課題を通して現代世界への問題意識と異文化への理解、総合的な判断力を育てるために、第1群（地域・国家・民族の考察）、第2群（女性・子ども・老人への視点）、第3群（人権・民主主義・平和を考える）、第4群（現代社会の諸問題）、第5群（異文化・世界にふれる）、第6群（自己・人間をみつめる）、第7群（キャリアデザイン）、第8群（全学共通特殊講義）の8群から構成する。「課題（テーマ）科目」の履修により、現代社会で生活していく上で必要不可欠なテーマを、学問の枠に捕らわれずに追究・深化できるようにし、また専門教育への動機づけを与える。
4. 「教職課程専門科目」の履修により、中学校・高等学校教諭免許を取得できるようにする。

＜英語＞

英語の4技能（「話す」・「聴く」・「読む」・「書く」）の育成を通して、グローバルな視野で異文化を理解し、批判的思考（クリティカル・シンキング）を通して自分の意見を論理的に述べる能力、多文化共生社会を推進する能力を有する人材を養成するため、以下のような特色を持つ英語教育課程を編成・実施する。

1. 英語科目は、各学部各学科にこれを設置し、各学科および各学年の特性に合わせ

た英語運用能力の育成をはかる。

2. クラス編成は必修科目と選択科目とに大別し、必修科目では主に基礎的・総合的な英語運用能力（話す・聴く・読む・書く）の向上に、また選択科目では目的やレベルに特化した英語運用能力（英語検定試験対策や時事英語など）の向上に力点を置く。
3. 学習者一人一人の到達度を確認し、習熟度別クラス編成、少人数教育、外部英語試験の導入、双方向的な学習環境の整備などを通して、学習者が自分の意見を発信できるようにする。
4. 海外留学および語学研修は、その機会をさまざまに設け、これを奨励するとともに、事前事後の学習指導を綿密に実施し、学習者がその機会をより有意義なものにできるよう支援する。
5. CALLやEラーニングなどコンピュータを利用した教育、国際色あふれる外国人講師（ネイティブ教員に限らない）による授業などを設置して、一人一人の到達度に応じた学習の場、国際的な知見を養うためのコミュニケーション実践の場を提供する。
6. 英語教育を通して、現在のグローバル化された世界情勢を踏まえた異文化理解／批判的思考（クリティカル・シンキング）、および自国の文化をも相対的に見る視点を育成し、これによって多文化共生社会の担い手となる人材を養成する。

＜外国語＞

ドイツ語、フランス語、中国語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、インドネシア語、コリア語、ビンナン語、およびラテン語、古典ギリシャ語の計13言語の多彩な外国語の授業を展開し、グローバル化が進む社会生活の中で一層重要度を増す外国語の運用や異文化理解の能力を有する人材を養成するため、以下のような特色を持った外国語教育課程を編成・実施する。

1. 多様なクラス編成を通じて、読む・書く・聞く・話すという外国語の総合的な運用能力を高める。
2. 受講生の数を制限し、学生と教員、あるいは学生同士が対話する機会を多く設けて、自ら思考し、意見を述べる姿勢を培う。
3. 基幹となるドイツ語、フランス語、中国語において、通常よりも授業数が多い「強化クラス」を設置し、効果的かつ集中的に外国語を教授する。
4. CALL（コンピューター支援言語学習）を積極的に導入し、音声や画像などマルチメディア教材を介して、個々の理解や達成度に合わせた教育を行う。
5. 海外留学および研修の機会を設けるとともに、資格試験受験を奨励することで、外国語学習の意欲を高める。
6. 外国語の習得を自己と向き合う成長の過程として捉え、自国の言語や文化を客観的に見直しつつ、バランスの取れた国際感覚を養う。

《国際交流センター》

国際交流センターとして、教育課程の編成・実施方針は定めていない。日本語教育のカリキュラム編成は、国際交流センター管理委員会日本語部会の協議に基づいて行われる。

《全学教職課程委員会》

全学教職課程委員会として、教育課程の編成・実施方針は定めていない。教職課程の科目区分、必修・選択の別、単位数等は『諸資格課程の手引き』に明示している(A4-1-6 p.7~p.101)。2016年4月より、教員養成・資格取得等を支援する全学組織「教職課程センター」が発足することになっており、そこでは免許・資格養成課程に関わる専門性の形成を全面的に支援し、諸資格を持った有為な人材を輩出することによって、社会に貢献することを目的としている(B4-1-3)。

《博物館学講座委員会》

博物館学講座委員会として、教育課程の編成・実施方針は定めていない。科目区分、必修・選択の別、単位数等は『諸資格課程の手引き』に明示している(A4-1-6 p.113)。なお、博物館学講座委員会は、2016年4月より「教職課程センター」に所属することになっている(B4-1-3)。

学部および研究科が定める教育課程の編成・実施方針は、以下のとおりである。学科および専攻・課程ごとの方針は、添付資料で示す(A4-1-4 p.037, p.043, p.049, p.055, p.061, p.067, p.073, p.079, p.085, p.091, p.097, p.103, p.109, p.115, p.121, p.127, p.133, p.139, p.145, A4-1-5, B4-1-2)。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、学部の教育課程の編成・実施方針を、以下のように定めている。

文学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下のようなカリキュラム編成を行っている。

1. 最初に、多様な現代社会に対応できるように、学部・学科を越えた全学共通科目として自然・社会・人文諸科学の各科目を学ぶ。さらに基礎教育科目としての外国語科目・情報処理科目等、また、キャリア・ジェンダー・芸術(創作を含む)といった現代社会において必須とされる諸科目を学び、各専門科目への基礎を築く。
2. 次に、日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科の5学科それぞれの基礎科目と専門科目を学ぶ。それらは各学科において体系的にカリキュラムが組まれている。
3. 各学科においては、少人数制のゼミや実践研究における課題に取り組むことによ

って、資料・情報の分析・読解能力、批評能力、自己表現能力、コミュニケーション能力、創造的実践能力の育成が目指されている。

4. さらに各学科において、卒業論文や卒業制作、研究テーマへの総合的取り組みが、個別的指導のもとに行われる。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は、学則および『文学部履修の手引』等で明示している（A4-1-1 第23条の4～6、A4-1-7 p.32～p.90、B4-1-12 d2-表21）。

（2）経済学部

経済学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、学部の教育課程の編成・実施方針を、以下のように定めている。

経済学部は、現代的・社会的な諸課題に対し経済学的な知識や手法を活用して問題解決に当たることができる人材を育成するため、経済学の基礎から応用まで段階的に学修できるようにすることを基本に、以下の方針でカリキュラムを編成している。

1. 両学科共通の演習科目（1年次基礎演習、2、3年次経済学演習、4年次卒業研究）を設置する。
2. 学修した成果を発表する機会を提供し、学修の到達点を客観的に評価する。
3. 両学科間の相互履修の可能性を高めたカリキュラム編成をおこなう。

科目区分、必修、選択の別、単位数等は、学則および経済学部『履修の手引』で明示している（A4-1-1 第23条の7～9、A4-1-8 p.9～p.26、B4-1-12 d2-表21）。

（3）外国語学部

外国語学部の教育課程の編成・実施方針は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、以下のように明文化されている。

外国語学部は中国語学科、英語学科および日本語学科から構成されており、3学科それぞれが専攻言語およびその言語が使用される地域の文化、社会、歴史等の学修を通じて、幅広い教養と国際的視野をもつ外国語のスペシャリストとして活躍できる人材を養成するため、以下のような特色をもった教育課程を編成・実施する。

1. ネイティブスピーカーの徹底指導により、専攻言語の読む・書く・聞く・話す能力を総合的に修得させる。

2. 修得した言語能力を幅広く活用するための異文化やITスキルに関する知識を修得させる。
3. 半期セメスター制の特徴を活かし、各学科独自の留学制度、現地研修制度、さらにダブルディグリー・プログラムを通じて、専攻言語の実践的な語学力を向上させ、異文化理解をさらに徹底したものとする。
4. 専攻する言語を日本のみならず国際舞台で幅広く活用できる教員を育成するため、外国語教授法や国際関係についての知識を修得させる。
5. 少人数クラスやゼミ等を通じて、自分の力で情報を収集・分析し、結論を導き出し、発表する能力を養成する。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は、学則および学部の履修の手引き『徑』等で明示している（A4-1-1 第23条の10～12、A4-1-9 p.30～p.61、B4-1-12 d2-表21）。

（4）法学部

法学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、学部の教育課程の編成・実施方針を、以下のとおり明文化している。

法学部は法律学科および政治学科から構成されており、両学科それぞれが法律学または政治学の専門的知識を駆使して社会に貢献できる人材を養成するため、下記の方針にしたがってカリキュラムを編成している。

1. 専門科目の基礎・基本を確実に身に付けるために少人数教育を重視し、ひとりひとりに目の行き届いた指導を行う。
2. 学生が自ら積極的に学び、考え、自分の意見を表明したり、書き表したりできるようになるために、演習系の授業を重視する。
3. 法学および政治学の分野におけるさまざまな専門領域をできるだけ幅広くカバーする。

科目区分、必修・選択の別、単位数などは学則および法学部『履修の手引』で明示している（A4-1-1 第23条の13～15、A4-1-10 p.18～p.30、p.38～p.56、B4-1-12 d2-表21）。

（5）国際関係学部

国際関係学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえ、学部の教育課程の編成・実施方針を、以下のように定めている。

アジアを中心とした国際関係に関する学際的専門教育と言語教育を実施し、広い

視野に立った異文化理解の感覚と言語能力を有する人材を育成するため、以下のよ
うな特色を持った教育課程を編成・実施する。

1. 1年次のチュートリアル、3年次の専門演習、4年次の卒業論文演習を必修とし、
問題意識をもって研究する姿勢と、報告・討論の技術を修得させ、卒業研究をま
とめさせる。
2. 1年次から必修の総合英語に加え、アジア地域言語及び英語のうち一言語を選択
必修とし、外国語によるコミュニケーション能力を修得させる。また、TOEIC・実
用英語検定及び中国語検定試験・「ハングル」能力検定試験による単位認定制度
を設けている。
3. 政治・経済・社会・歴史・文化・芸術の各分野を広く学際的に学ばせるとともに、
アジア地域についての深い知識を修得させる。
4. 現地研修、長期・短期の海外留学制度を設け、奨学金や単位の認定などにより、
国際交流を奨励する。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は、学則および『国際関係ガイドブック』等で明
示している (A4-1-1 第23条の16~18、A4-1-11 p.14~p.38、B4-1-12 d2-表21)。

(6) 経営学部

経営学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、学部の教育課程の編成・実施方針を、
以下のように明文化している。

経営学部は、ディプロマ・ポリシーに基づき、経営学の知識を活用して社会に貢
献できる人材を育成するために、下記の方針に従ってカリキュラムを編成している。

1. 学生自身の主体的な学修を促すことを基本方針として、経営学の基礎科目・専門
科目および教養科目をバランスよく配置する。
2. 企業経営等の問題を分析し、有効な改善策を立案できるよう、専門的な方法論と
体系的知識を修得させる。
3. 経営学、会計学、情報科学、商学、ビジネスに関するきめ細かな理論的・実証的
指導と助言を行う。
4. グローバルで革新的な学問分野を取り入れ、絶えず変化する企業活動・ビジネス
環境に対応した科目編成を行う。

科目区分、必修・選択の別、単位数などは学則および『履修の手引』で明示している (A4-1-1
第23条の19~21、A4-1-12 p.9~p.13、p.22~p.33、B4-1-12 d2-表21)。

(7) 環境創造学部

環境創造学部環境創造学科は、教育目標と学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を、以下のように明文化している。

環境創造学部環境創造学科は、私たちの生活環境を改善するために必要な具体的改革案を打ち出せるような能力を育成するため、理論的・実践的な学問を積み重ねていく。1年生の入門ゼミを必修とし、2年生から都市環境・福祉環境・環境マネジメントのコースに分かれ、各自の関心に応じて専門性を高めると同時に、複合的な科学を学ぶ。そのために、以下のような方針でカリキュラムを編成している。

1. 複眼的な考察力を養うために、現場主義・実践主義・コミュニケーション主義をモットーとした教育を行う。
2. 社会科学に不可欠な調査方法および実社会において必要な情報処理・プレゼンテーション技法等を学ぶ。
3. エコシステムについての複合的・統合的知識を修得する。
4. ゼミを必修として、少人数教育で、プレゼンテーション等を通して、コミュニケーション能力の向上を図り、かつ専門性の向上を図る。
5. 地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成するために、国内及び海外で研修等を行う。
6. 各自が問題を設定し、卒業研究を完成させる。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は『履修の手引き』で明示している(A4-1-1 第23条の22～24、A4-1-13 p.12～p.73、B4-1-12 d2-表21)。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部は、教育目標と学位授与方針を踏まえ、学部の教育課程の編成・実施方針を、以下のように定めている。

スポーツ・健康科学部は、さまざまな教育プログラムを駆使して社会に適応できる人材、地域社会・国際社会で活躍できる人材、またスポーツ・健康の分野で役立つ知識・技能・応用力を修得した人材を育成するため、全学共通・基礎教育・専門教育科目の中に必修科目や選択科目を配置して、系統的な履修を進めることが可能となるよう、以下の方針でカリキュラムを編成している。

1. 全学共通科目は、できるだけ広い分野に関連した内容を興味をもって学習できるように配慮し、履修により深い教養と豊かな人間性を育成する。
2. 基礎教育科目は、基本的かつ専門的な知識の理解を深めさせるとともに、一人の人間として自立し、多面的で総合的な視点から主体的な判断を下すことができる

力を育成する。また、運動と人体についての基礎知識を学ぶために、「スポーツ科学概論」「健康科学概論」を導入科目として、スポーツ科学と健康科学の最新知識を学習する。

3. 履修内容は両学科で多少異なるが、専門職としてスポーツ及び医療の社会で活躍できる知識、技能などを有する人材を育成するために、専門教育科目を配置している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則及び学部の履修の手引き『羅針盤』等で明示している（A4-1-1 第23条の25～27、A4-1-14 p.42～p.52、p.59～p.71、p.74～p.80、B4-1-12 d2-表21）。

《大学院共通》

各研究科の教育課程の編成・実施方針は、ホームページ、共通冊子『大東文化大学大学院案内』に掲載され（A4-1-5）、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、大学院学則に明示している（A4-1-2 第5条の2、第5条の3、第15条、第16条）。また、アジア地域研究科、スポーツ・健康科学研究科においては、『大学院履修要項』でも明示している（A4-1-15 p.27～p.32、A4-1-16 p.7～p.8）。

（1）文学研究科

文学研究科の教育課程の編成・実施方針は、学則に定められた教育研究上の目的と学位授与方針を踏まえ、2012年度に、文学研究科専攻主任会議で検討を行い、文学研究科委員会で以下のように明文化された。

博士課程前期課程・修士課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下のよう
なカリキュラム編成を行っている。

1. 研究能力を養成するための研究指導科目として演習科目を設け、修士論文を作成するための文献読解法および研究法を指導している。
2. 専門各分野の高度な専門知識を修得するための講義科目として特殊研究科目を設けている。
3. 専門分野に関係する分野の関連科目を設け、幅広い知識を修得するための講義を行っている。
4. 日本文学専攻・中国学専攻・書道学専攻の3専攻では外国語科目（英語・中国語）を設け、外国語の文献を読解する語学力を養成している。
5. 教育学専攻では、修士課程での研究にスムーズに取り組めるよう導入科目を設けている。
6. 日本文学専攻と中国学専攻の現職教員一年修了コースでは、一年間で修士論文を作成するために、「課題演習」という演習科目を設けて研究指導を行っている。

博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下のようなカリキュラム編成を行っている。

1. 博士論文を作成するための文献読解法および研究法を養成するために研究指導科目として演習科目を設けている。
2. より高度で専門的な知識を修得するために、専門各分野の講義科目として特殊研究科目を設けている。
3. 専門分野に関するより幅広く深い知識を修得するために関連科目を設けて講義している。

(2) 経済学研究科

経済学研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育目標と学位授与方針を踏まえて、以下のように明文化している。

博士課程前期課程は、これまで経済理論、経済政策、財政学、経済思想・学説、経済史、統計学などの各分野体系における研究者養成に重きを置いてきたが、現在では、研究者の養成だけでなく、高度専門職業人の養成という社会のニーズに応え、21世紀社会を担う人材の育成にも力を注いでいる。そこで、カリキュラムでは、経済社会のグローバル化に対応し、日本経済のみならず国際経済の諸問題に対する研究者を養成すること、国際的なビジネス、経済協力、経済開発などの業務に従事する高度専門職業人を養成すること、地方自治体をはじめとする行政や公的機関において、グローバルな視野に立ってガバナンスや公的意思決定ができる高度専門職業人を養成することを考慮して、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定している。

1. 現代社会の多様なニーズに応える充実した大学院教育を実施するため、また学生の進路選択と研究課題に対応するため、経済学全般にわたる講義・実習科目および研究指導科目のほか、経済学系学部以外からの進学者に配慮した導入科目、さらには「通説論研究指導」とその関連科目、公共政策学専修コース関係科目、税理士資格の取得を目指す学生のための研究指導とその関連科目などを配置し、それぞれに知識と技能を十分に修得し、研究を進めることができるようなカリキュラムを編成している。
2. 理論科目に、学史・経済史のほか政策、金融、財政、統計、国際経済などに関する応用科目、「通説実習」に代表される実践科目などをバランスよく配置している。
3. 修士論文の作成指導には、研究指導を担当する指導教授があたるが、修士論文の完成までに公開による中間発表会を2回実施し、指導教授のほか経済学研究科で講座を担当する教員が参加して論文の進捗状況を確認すると同時に、論文の問題

点を指摘して、論文に対する厳格な指導と評価を行っている。また、「外国文献研究」、「文献調査研究」などの科目を設け、指導教授以外にも、学生の論文作成や研究活動を支援する体制を整え、丁寧かつ高度な教育・指導を行うことにより、文章力、表現力、発信力などを培っている。

4. TA（ティーチング・アシスタント）に就くことで、教育者としての教育能力を高める経験を積む機会を用意している。

博士課程後期課程は、経済学専攻分野において研究者として自立するために必要な広く豊かな学識と高度な研究能力または専門業務に必要な高度な専門能力を備えた高度専門職業人・社会人を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定している。

1. 現代社会の多様なニーズに応える充実した大学院教育を実施するため、また学生の研究課題に対応するため、研究指導科目として理論経済、学史・経済史の分野をはじめ、経済政策、金融、財政、社会保障、労働経済、統計、国際経済、国際関係、環境経済などの応用経済分野を設け、さらにこれらの研究を深化させるための関連講義科目を数多く開講するなど、多様なニーズに対応したカリキュラムを編成している。
2. 個々の学生は、指導教授の下で各自の専攻分野の専門領域を中心に指導を受け、独創的な研究として通用しうる学位論文の準備・執筆に専念し、博士論文を完成させる。博士論文の作成指導については、複数回にわたる学位論文中間発表会や研究会での報告、論文進捗状況報告など、適宜、適切な指導を行っている。
3. 中間発表会等において、指導教授以外から論文に対する問題点の指摘および指導、助言を受けることにより、論文評価の客観性を確保するとともに、多様な課題に対する学生の対応能力の育成を支援している。
4. TA（ティーチング・アシスタント）に就くことで、教育者として教育能力を高める経験を積む機会を用意している。

（3）法学研究科

法学研究科の教育課程の編成・実施方針は、以下のように明文化し、大学院案内やホームページなどに公表している(A4-1-5 p.0~p.1、B4-1-2)。

博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、研究者としての能力を有し、高度の職業人としての専門知識を駆使できる人材を養成するために、下記のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成している。

1. 両専攻とも学ぶ者のニーズに対応したメニュー、科目編成を用意している。院生は自分の専攻する専門科目と隣接・関連する領域の科目を履修する。

2. 法律学専攻では、各専門領域を学問として探究することから各種資格試験受験の準備に役立てることまでを、政治学専攻では、地方政治という地域社会に焦点をあてた科目から世界レベルでの政治を学ぶ科目までを、それぞれ開講している。

博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシーに基づき、研究者としての能力を有し、高度の職業人としての専門的知識を修得し応用できる人材を養成するために、下記のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成している。

1. 研究指導科目と授業科目を系統的に配置する。
2. 具体的な編成は、両専攻において方針を定める。
3. 大東法政論集などの学術雑誌での論文発表、学会での研究報告などを通じて自身の研究活動を社会に発信するほか、指導教員の下で博士論文を作成し、研究活動のまとめを行う。

なお、2007年度より経済学研究科経済学専攻と法学研究科政治学専攻が連携し、「公共政策学専修コース」を開設した。ここではスキルアップを目指す現職公務員や公務員志望の学部卒業生を念頭に置き、政治学と経済学の基本科目を履修できるような教育課程を編成している（A4-1-5 p.18）。

（4）外国語学研究科

外国語学研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育研究上の目的と学位授与方針に基づき、以下のように明文化し、大学院案内やホームページなどに公表している（A4-1-5 p.2～p.3、B4-1-2）。

博士課程前期課程は、各研究科の主要言語に関する言語学、言語教育学、言語文化学を幅広く修得し、国際社会で文化の発展と人類の福祉に貢献できる教養ある有能な人材を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成・実施している。

1. 学士課程教育の教育内容を基礎とし、専門性と継続性を配慮し、社会の変化に対応できる知的基盤を得るためのカリキュラムを配置する。
2. 各研究科専攻の主要言語に関する高度な言語運用能力を修め、国際社会に通用する専門的な知識、コミュニケーション能力、豊かな教養などを培うためのカリキュラムを配置する。
3. 大学院学生の具体的な研究活動と言語運用能力向上のために講義科目・演習科目・実習科目を配置する。
4. 本研究科博士課程前期課程の設ける留学制度に対応できるカリキュラムを配置する。

博士課程後期課程は、自立して研究ができ、国際社会で文化の発展と人類の福祉に貢献できる人材を育成するため、以下のような方針でカリキュラムを編成・実施している。

1. 研究活動の基盤となる豊かな学識を培うとともに、自立した思考能力・表現能力・コミュニケーション能力などを高めるためのカリキュラムを配置する。
2. 各研究科専攻の主要言語に関する高度な言語運用能力・深い学識・綿密な企画・分かり易い表現能力を培うカリキュラムを配置する。
3. 指導教員の下で研究発表や博士論文を執筆するためのカリキュラムを配置する。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育目標・学位授与方針を踏まえて、以下のように明文化している。

博士課程前期課程は、アジア地域研究に関する専門教育を実施し、国際的な広い視野に立脚した研究能力と高度な職業能力を有する人材を育成するため、以下のような特色をもった教育課程を編成・実施する。

1. 専攻科目はディシプリンを重視し、社会科学分野と人文科学分野の2つに大別し、前者を政治研究、経済研究、社会研究の3専攻、後者を歴史研究、文化研究、芸術研究の3専攻の全部で6専攻に分け、アジアに共通する問題群を実証的に研究させる。
2. 専攻科目には演習科目を配し、学生の研究テーマに即した指導教員の下で、専門分野に関する研究能力を向上させ、論文としてまとめさせる。
3. 専攻科目には講義科目を各2科目ずつ12科目配列し、専攻に隣接する分野に関する学識を深め、学際的な広い知識を身につけさせる。
4. 地域調査方法論などの関連科目を配列し、フィールドワークをはじめとする高度な研究方法を身につけさせる。
5. 研究対象地域への留学やフィールドワークの実施を奨励し、当該地域の実証研究に不可欠な情報収集とともに国際的な視野に立脚した洞察力を深めさせる。

博士課程後期課程は、アジア地域研究に関する幅広く深い学識を修め、アジア地域研究の専門家として国際的に認知・評価され、グローバルに活躍できる人材を育成するため、以下のような特色をもった教育課程を編成・実施する。

1. 専攻科目はディシプリンを重視し、社会科学分野と人文科学分野の2つに大別し、前者を政治研究、経済研究、社会研究の3専攻、後者を歴史研究、文化研究、芸術研究の3専攻の全部で6専攻に分け、アジアに共通する問題群を実証的に研究させる。

2. 専攻科目は演習を中心とし、学生の研究テーマに即した指導教員の下で、専門分野に関する研究能力を向上させ、アジアに共通する問題群を実証的に研究させる。
3. 指導教員のもとで研究論文の作成に取り組み、国際的に認知・評価される水準の博士論文をまとめさせる。
4. 専攻に隣接する分野に関する学識や高度な研究方法の獲得をめざす科目を配し、学際的な見識を深め、研究能力を高めさせる。
5. 研究対象地域への留学やフィールドワーク、共同研究プロジェクトへの参加を通じて、当該地域に関する高度に専門的かつ実践的な研究を推進させる。

(6) 経営学研究科

経営学研究科経営学専攻は、教育課程の編成・実施方針を以下のように定めている。

博士課程前期課程は、専攻分野および専攻分野にまたがる専門知識・研究能力を高め、専門性が求められる職業を遂行するための能力が身につけられるように、次のような方針に基づきカリキュラムを編成している。

1. 初年度に、経営学研究のための文献・資料収集の方法、プレゼンテーションの技術、論文の書き方などを指導する「経営学研究の基本技法」を基礎講義科目として配置している。
2. 経営、会計、情報、商学の各分野にまたがる幅広い知識を修得できるように、各分野の専門講義科目をバランスよく配置している。
3. 昼開講、夜間・土曜開講、いずれにも対応できるようなカリキュラムを編成し、幅広い人々が学習可能となるようにしている。

博士課程後期課程は、研究者として自立した研究活動を行なえるように、また高度な専門的業務に従事するのに必要な能力が身につけられるように、次のような方針に基づきカリキュラムを編成している。

1. 経営学の伝統的な領域および国際化やICT化の進展の中でその重要性が認識されてきた経営学の新しい領域をバランスよく指導できるカリキュラム体制を整えている。
2. 経営、会計、情報、商学の分野において、高度な専門的知識や能力が身につけられるような豊富な専門講義科目を配置している。
3. 演習を中心に、論文完成までの丁寧な個別の研究指導体制を整えている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、教育研究上の目的に基づき、教育課程の編成・実施方針

を下記のように定めている。

スポーツ・健康科学研究科修士課程は、スポーツ活動に対する心身の適応と行動に関する研究を行うスポーツ関連分野と、健康や医療に関する研究を行う健康関連分野を配置し、スポーツや医療活動を通じた健康の維持・増進に貢献できる高度な専門的知識を有した人材を育成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成・実施している(2015年度大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科、大学院本研究科ホームページ)。

1. 本研究科では、所属領域以外の関連科目(特論、演習)を10単位以上履修することができる。これにより、領域を横断した総合的視野と専門的洞察力を身につけることができる。
2. 特論では学士課程で他分野を修得した院生が基礎的知識を学ぶことができるように配慮する。
3. 科学的研究に取り組む際に基本となる原則や手続き、研究計画書の作成から修士論文執筆までの指針となる研究過程の概要を理解させるための共通科目「スポーツ・健康科学研究法」を配置する。
4. 議論が活発に行えるような授業展開を推し進め、研究計画書や報告書作成に対する議論および相互評価が可能となるグループ演習を重視する。
5. 新入生は入学後に研究テーマに最も近い教員を指導教員に選び、受け入れを了解した指導教員は研究計画から修士論文作成までを責任を持って指導する。

4-1-3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

《大学全体》

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページで公表している(B4-1-1)。また、学生に向けては、建学の精神と併せて、『学生手帳』に記載し、周知を図っている(B4-1-4 p.4~p.5)。教員には、『大東文化大学教育職員ハンドブック《専任・特任・助教用》』および『大東文化大学教育職員ハンドブック《非常勤講師用》』で周知している(B4-1-5 p.2~p.3)。受験生には、『大学案内 CROSSING』で公表している(A4-1-4 p.010)。

《東松山キャンパス運営委員会》

全学共通科目等にかかわる教育課程の編成・実施方針は、2015年6月に明文化し、大学ホームページで公表するとともに(B4-1-2)、2016年度の各学部の「履修の手引き」に掲載することになっている。

《全学教職課程委員会》

教育課程の編成・実施方針は定めていないので、周知・公表はしていない。

《博物館学講座委員会》

教育課程の編成・実施方針は定めていないので、周知・公表はしていない。

《国際交流センター》

教育課程の編成・実施方針は定めていないので、周知・公表はしていない。

《学部》

(1) 文学部

学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページ、『文学部履修の手引』に掲載し、周知が図られている (B4-1-2, A4-1-7 p.2)。各学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、『文学部履修の手引』、受験生向けの『大学案内 (CROSSING)』に掲載され、ホームページでも公開されている (A4-1-4 p.034, P.037, p.040, p.043, p.046, p.049, p.052, p.055, p.058, p.061, A4-1-7 p.25, p.37, p.47, p.61, p.73, B4-1-12 d2-表 1)。

(2) 経済学部

学部および社会経済学科・現代経済学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、いずれも経済学部『履修の手引』に掲載され、大学ホームページでも公開されている (A4-1-8, B4-1-2)。受験生向けの『大学案内 (CROSSING)』には、両学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が掲載されている (A4-1-4 p.064, p.067, p.070, p.073, A4-1-8 巻頭, B4-1-12 d2-表 1)。

(3) 外国語学部

学部と中国語学科・英語学科・日本語学科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ホームページで公表している (B4-1-2)。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、学部は外国語学部の履修の手引き『徑』、3学科は『大学案内 (CROSSING)』にもそれぞれ掲載している (A4-1-9 p.3, A4-1-4 p.076, p.079, p.082, p.085, p.088, p.091)。

(4) 法学部

学部および法律学科・政治学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、法学部『履修の手引』に掲載して学生に周知を図っているほか、ホームページでも公表している (A4-1-10 ii~iii, B4-1-2)。『大学案内 (CROSSING)』には、両学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が掲載され、受験生への周知を行っている (A4-1-4 p.094, p.097, p.100, p.103, B4-1-12 d2-表 1)。

(5) 国際関係学部

学部および国際関係学科・国際文化学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページで公表している (B4-1-2)。また、『国際関係学部ガイドブック』には、学部の教育目標と学位授与方針、両学科の教育課程の編成・実施方針が、受験生向けの『大学案内 (CROSSING)』には、両学科の2つの方針が掲載されている (A4-1-11 p.13~p.14, A4-1-4 p.106, p.109, p.112, p.115, B4-1-12 d2-表 1)。

（6）経営学部

学部と両学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページと経営学部『履修の手引』に掲載され、周知が図られている（B4-1-2、A4-1-12 p.2～p.4）。両学科の2つの方針については、受験生向け『大学案内（CROSSING）』にも掲載している（A4-1-4 p.118、p.121、p.124、p.127、B4-1-12 d2-表1）。また、専任教員は年初のガイダンスをかならず担当するため、事前にこれらの資料を精読するよう求めている。

（7）環境創造学部

学部の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページに掲載して広く社会に公表している（B4-1-2）。また、『環境創造学部履修の手引き』および『大学案内（CROSSING）』には、学生の受け入れ方針と併せて、2つの方針を記載し、学生や受験生へ周知を図っている（A4-1-13 p.7、A4-1-4 p.130、p.133）。

（8）スポーツ・健康科学部

学部と両学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページで公表している（B4-1-2）。学部の履修の手引き『羅針盤』には、学部の教育目標と2つの方針を、高校生向けの『大学案内（CROSSING）』には、両学科の2つの方針を掲載し、学生や受験生に周知を図っている（A4-1-14 p.2、p.39、p.56、A4-1-4 p.136、p.139、p.142、p.145、B4-1-12 d2-表1）。

《研究科共通》

本学の7つの研究科および専攻・課程ごとの教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、入学者受け入れの方針と併せて、いずれも大学のホームページと、研究科共通冊子である『大東文化大学大学院案内』に掲載され、社会への公表と大学構成員への周知が図られている（B4-1-1、B4-1-2、A4-1-5、B4-1-12 d2-表1）。

4-1-4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

大学の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、2012年度以降、毎年度の自己点検・評価活動で定期的な検証を行ってきた（B4-1-6）。2010年度に受審した大学評価（認証評価）結果の総評において、「教育・研究上の目的は、学科及び専攻ごとに、学則に定められているものの、学部及び研究科の目的は定められていない。また、大学院の専攻ごとの目的は「大学院設置基準」の文言に倣ったものであり、専攻独自の目的がみられない」との指摘を受けた。そこで、2012年度に、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針という3つのポリシーと併せて、学部、研究科・専攻の教育研究上の目的を定めた（A4-1-1 第2条の2第1項～第8項、A4-1-2 第3条の2第1項～第6項）。同時に、全学的な見直しと議論を行い、学科、研究科・専攻・課程ごとに、3つのポリシーを定め、各種の媒体で公表してきた。

検証の過程で明らかになったのは、大学や学部・学科、研究科・専攻・課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が、十分に大学構成員に周知されていないとい

うことである。これは大学全体、学部・学科、研究科の共通する課題であり、今後、周知度の検証と周知方法の改善を進めていく必要がある。

検証を行う組織は、大学としては大東文化学園自己点検・評価推進委員会と大東文化大学自己点検・評価委員会である(A4-1-17)。

教職課程および資格養成課程については、全学教職課程委員会を改組して2016年4月に発足する教職課程センターの管理委員会で検証を行っていく予定である。

総じて、大学、学部・学科、研究科等の3つのポリシーは設定されてから日も浅く、現在は大学構成員に周知させることが課題だと認識している。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、毎年度の自己点検・評価活動で検証を行ってきた(B4-1-6)。組織としては、5学科の学科協議会、文学部教務委員会、文学部主任会議、文学部教授会の順に検討・協議し、検討や修正が行われる体制になっている。

(2) 経済学部

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、年度ごとの自己点検・評価で検証を行ってきた(B4-1-6)。教育課程の編成・実施方針に関しては、経済学部教務委員会が科目内容と担当者との整合性を随時検証している。また、カリキュラム改革推進委員会が、中長期的な視点から経済学部全体の将来像と現行の各ポリシーとの整合性を検討し、審議事項として適宜教授会に諮っている(B4-1-10)。

(3) 外国語学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度の自己点検・評価において、定期的に検証を行っている(B4-1-6)。責任主体・組織は最終的には学部教授会であるが、今後は、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の見直しと併せて、権限、手続きに関しても明確にしていく。

(4) 法学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、各学科の教務・FD委員会でも検討されるとともに、年度末の学部教授会において自己点検・評価の対象項目として検討が行われている(B4-1-6、B4-1-10)。

(5) 国際関係学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、年度ごとの自己点検・評価活動で検証してきた(B4-1-6)。また、本学部は、開設以来、原則的に4年に1度、教務委員会を中心にカリキュラムの検証・改訂作業を行ってきた。今後も、グローバル化する社会の要請に的確に対応するために、学位授与方針の見直しと併せて、常に教育課程の編成・実施方針の点検を進めていく(B4-1-10)。

（6）経営学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、年度ごとの自己点検・評価活動で検証してきた(B4-1-6)。2016年4月からは学部を改組して経営学科の1学科体制に移行するため、2015年度に経営学部改組実施委員会で目標、方針の検討を行い、新しい教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針を定めた(B4-1-10)。

（7）環境創造学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、年度ごとの自己点検・評価活動で検証するとともに、カリキュラム改正の際に教務委員会を中心に検証を行っている(B4-1-6、B4-1-10)。

（8）スポーツ・健康科学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度、学科の自己点検部局委員会において定期的に検証を行っている(B4-1-6)。

《大学院》

（1）文学研究科

文学研究科では、研究科と5専攻すべての教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、毎年度の自己点検・評価活動を含めて、研究科委員会で継続的に検証を行っている(B4-1-6)。

（2）経済学研究科

経済学研究科の教育目標、学位授与の方針および教育課程の編成・実施の方針などの適切性については、経済学研究科委員会および研究科改革委員会において継続的に検討を行っている。また、毎年度の自己点検・評価において定期的に各方針を検証している(B4-1-6、B4-1-10)。

（3）法学研究科

法学研究科の教育目標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度の自己点検・評価において、各専攻協議会、研究科委員会で定期的に検証を行っている(B4-1-6、B4-1-10)。

（4）外国語学研究科

外国語学研究科および各専攻・課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、各専攻協議会・研究科委員会において、継続的に検証を行っている。検証結果は各専攻で責任をもつが、最終的な責任は研究科委員会にある。また、毎年度の自己点検・評価においても、定期的な検証を行っている(B4-1-6、B4-1-10)。

（5）アジア地域研究科

アジア地域研究科では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、研究科委員会および教務・広報委員会等において、継続的に検証を行っている。また、毎年度の大東文化大学自己点検・評価委員会においても、定期的な検証を行っている(B4-1-6、B4-1-10)。

（6）経営学研究科

経営学研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、経営学研究科委員会において確認・検討が行われている。また、毎年度の自己点検・評価活動でも検証が行われる(B4-1-6)。

（7）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年度の自己点検・評価活動において定期的な検証を行っている(B4-1-6)。また、本研究科のカリキュラム改革ワーキンググループと入試ワーキンググループから選ばれた委員によって、スポーツ・健康科学研究科のカリキュラム改正と大学院教育の将来像について検討を進めている(B4-1-10)。

2. 点検・評価

【基準4-1の充足状況】

大学として、またすべての学部・学科、研究科・専攻・課程で教育目標を定め、それに基づいて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明文化し、ホームページ、『大学院案内』など各種の媒体を通じて公表と周知を図っている(A4-1-5、B4-1-1、B4-1-2)。また、毎年度の自己点検・評価で検証しており責任主体、手続き等も明確である(A4-1-17、B4-1-6)。

目標や方針がどこまで大学構成員に認知されているかという課題は残るが、基準4-1は充足しているものと判断する。

（1）効果が上がっている事項

《大学全体》

大学、学部・学科、研究科・専攻・課程のすべてのレベルにおいて学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を明確に定め、ホームページなどの媒体で周知を図っている(A4-1-5、B4-1-1、B4-1-2)。方針が明文化されたことにより、学生指導やカリキュラム編成を行ううえで指針ができた。

《学部》

（1）国際関係学部

「学位授与方針に基づく4年間一貫した体系的なキャリア教育」の第一弾として、2014年度以後毎年6月にチュートリアル(1年用基礎ゼミ)の授業を利用して、「国際関係学部の学びと就職」というテーマで「キャリア講演会」を実施している(B4-1-7)。初年次生に学部

の教育目標や学位授与方針を「職業」との関連で明確に意識させる良い機会となっている。

(2) スポーツ・健康科学部

2012年度に学位授与方針を明文化し、様々な機会・媒体を利用して周知を図っている。また、教育課程の編成・実施方針も2012年度に明文化し、様々な機会・媒体を利用して周知を図っている。具体的には、「スタートアッププログラム」や「フレッシュマンセミナー」「健康科学基礎演習」などの初年次教育の機会を利用して、理解を深化させる取り組みを行い、効果を上げている(B4-1-8)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

- ① 大学、学部・学科、研究科・専攻・課程のすべてで教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明文化し、さまざまな媒体で周知を図っているが、大学構成員とりわけ学生にどこまでそれが周知されているか、その有効性を検証する仕組みが構築されていない。
- ② 全学教職課程委員会・博物館学講座委員会(2016年4月から両委員会とも教職課程センターに所属)、国際交流センターが所管する教育について、教育課程の編成・実施方針が定められていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

大学、学部・学科、研究科・専攻・課程のすべてのレベルで、教育目標に基づいて、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、また学生の受け入れ方針を明文化したのは、2012年度のことである。したがって、現在の課題は、教育目標と方針の適切性を検証する取り組みを継続するとともに、「改善すべき事項」でも述べたように、大学構成員とりわけ学生に教育目標と方針を周知させることである。そのために、2016年度中に、大学およびすべての学部・研究科において、ホームページ、『履修の手引き』を見直し、それら各種媒体のいっそうの充実・活用を図るとともに、ガイダンスを利用して周知させる(B4-1-11)。

《学部》

(1) 国際関係学部

ガイダンス等を通じて「キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」やキャリア特殊講義科目などキャリア講座の積極的な受講を促すことによって、学部のディプロマ・ポリシーを、学生自身が具体的・体験的に自覚できるような体制を整備する。推進主体は学部教務委員会である。

(2) スポーツ・健康科学部

学生への周知については、新入生入学時「スタートアッププログラム」等のオリエンテーション行事およびフレッシュマンセミナー、健康科学基礎演習を通して、在校生に対しては年度当初ガイダンスを通じて行う。これらについては、当該行事・授業の担当教員を中心とした企画・運営を経てプログラム内容の進化を試みながら取り組んでいく。取り組

みの主体となるのは両学科の教務委員会である。

学部の将来に向けた発展のあり方についてはさまざまな検討がなされており、その中には組織の再構成、学生受け入れ定員数、カリキュラム改編等が含まれる。これらについては将来構想委員会および教務委員会が中心となって取り組んでおり、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の確認およびそれらの適切性に関して検討されている(B4-1-6)。これら検討により学部の将来に向けた発展に結びつくものと期待している。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

- ① 大学および学部・学科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の周知度を検証する仕組みを整備する。毎年実施する「卒業生アンケート」(全学FD委員会主催)、年度当初のガイダンス時に2~4年次生を対象に行う「学生生活調査」(学生支援センター主催)に、2016年度から関連する質問項目を加え、教育目標、各方針がどこまで浸透しているか検証する(B4-1-9)。それを踏まえて、各種の媒体とガイダンスを利用して、いっそうの周知を図っていく。研究科についても、各種の媒体とガイダンスを通じて周知させていく。
- ② 全学教職課程委員会・博物館学講座委員会(教職課程センター)、国際交流センターが所管する教育について、教育課程の編成・実施方針が定められていないため、それぞれの管理委員会において検討を行い、2016年度中に方針を制定する(B4-1-6)。

4. 根拠資料

- A4-1-1 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A4-1-2 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- A4-1-3 大東文化大学大学院法務研究科(法科大学院)学則 《既出》A1-3
- A4-1-4 大学案内「CROSSING2015」 《既出》A1-6
- A4-1-5 大東文化大学大学院案内2014 《既出》A1-7
- A4-1-6 2015年度諸資格課程履修の手引き
- A4-1-7 文学部 履修の手引き 平成27(2015)年度入学生用 《既出》A1-9
- A4-1-8 経済学部 履修の手引き 平成27(2015)年度入学生用 《既出》A1-10
- A4-1-9 外国語学部 徑(履修の手引き)
- A4-1-10 法学部 履修の手引き 平成27(2015)年度入学生用 《既出》A1-11
- A4-1-11 国際関係学部 ガイドブック 平成27(2015)年度入学生用 《既出》A1-12
- A4-1-12 経営学部 履修の手引き 平成27(2015)年度入学生用 《既出》A1-13
- A4-1-13 環境創造学部 履修の手引き2015
- A4-1-14 スポーツ・健康科学部 羅針盤(履修の手引き)2015 《既出》A1-14
- A4-1-15 大学院履修要項アジア地域研究科2015年度 《既出》A1-15
- A4-1-16 大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科2015年度 《既出》A1-16
- A4-1-17 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程
- B4-1-1 大学ホームページ(建学の精神・教育の理念)
<http://www.daito.ac.jp/information/about/idea.html>

- 大東文化大学の基準別基本方針 <http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html>
 ≪既出≫B1-5
- B4-1-2 大学ホームページ（情報公開） <http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html>
 ≪既出≫B1-6
- B4-1-3 教職課程センター規程 ≪既出≫B2-2
- B4-1-4 2015年度学生手帳 ≪既出≫B1-3
- B4-1-5 大東文化大学教育職員ハンドブック ≪専任・特任・助教用≫
 大東文化大学教育職員ハンドブック ≪非常勤講師用≫ ≪既出≫B3-14
- B4-1-6 大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> ≪既出≫B1-16
- B4-1-7 国際関係学部ホームページ（国際関係学部からのお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_10639.html
- B4-1-8 スタートアッププログラムプログラム2015スケジュール
- B4-1-9 2014年度点検・評価シート（全学的視点）評価基準4-1 中期目標
- B4-1-10 2015年度第1回文学部教授会議事録
 2014年度第4回経済学部教授会議事録
 第11回法学部教授会次第
 2014年度第12回国際関係学部教授会議事録
 2015年度第1回経営学部教授会議事録
 平成26年度第4回環境創造学部教授会議事録
 平成27年度第1回経済研究科委員会議事録
 平成27年度第1回法学研究科委員会議事録
 平成27年度第1回外国語学研究科委員会議事録
 平成26年度第10回アジア地域研究科委員会議事録
 平成26年度第2回経営学研究科議事録
 2014年度第4回スポーツ・健康科学研究科委員会議事録
- B4-1-11 2016年度ガイダンス日程表（学部・研究科）
- B4-1-12 大学データ集 ≪既出≫B1-22

第4章 教育内容・方法・成果

第2節 教育課程・教育内容

第4章 教育内容・方法・成果

第2節 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

4-2-1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

《大学全体》

本学の学士課程の授業科目は、基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の3つの科目群から構成される。これは基礎・教養から専門へと段階的な学習ができるよう、順次性と体系性に配慮して編成されたものである。

専門教育科目は、学部・学科がそれぞれの教育目標を達成するために、教育課程の編成・実施方針に基づいて、独自に編成した科目群である。基礎教育科目は、東松山キャンパスで開講される全学部共通の科目群（主としてフランス語、中国語等の外国語科目）と、学部・学科が独自に編成した、専門教育を受けるのに不可欠の科目群から構成される。全学共通科目は、東松山キャンパスで学ぶ全学部の1、2年生を対象に、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することをめざして開講される科目群である。

いずれの科目群も、順次性と体系性に配慮して配当年次を定めるとともに、必修科目・選択科目（選択必修科目）・自由科目の別、授業期間（半期・通年）が設定されている（A4-2-1第23条の4～第23条の27）。授業は全学部共通の学年暦に基づいて行われる。

授業科目は、学部・学科の教務委員会、カリキュラム委員会、学科協議会、教授会、東松山キャンパス運営委員会等における十分な検討のうえに編成され、必要に応じて見直しと改正が行われる。

留学生のための日本語教育科目は国際交流センターで検討し、教職等の資格取得のための科目および博物館学講座については、全学教職課程委員会・博物館学講座委員会（両委員会とも2016年4月より教職課程センター内に再編される）で検討する。どちらも適切な科目編成が行われている。

大学院研究科については、それぞれの教育目標に基づいて、コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮しつつ、教育課程が編成されている。すなわち、各専攻・課程とも、「関連講義科目」「専門講義科目」「授業科目」「共通科目」「導入科目」「基礎講義科目」等の名称でコースワークの科目を、「研究演習」「研究指導科目」等の名称でリサーチワークの科目を開講し、順次性と体系性に留意した科目編成を行っている（A4-2-2第5条の3および別表1～別表7）。

以下、東松山キャンパス運営委員会、全学教職課程委員会、博物館学講座委員会、学部・学科、研究科について、それぞれの教育課程編成の現状を述べる。

《東松山キャンパス運営委員会》

〈全学共通科目〉

全学共通科目は、主に全学部の1、2年生を対象とした、幅広い教養と豊かな人間性の涵養をめざす科目群であり、大きく「基本科目」「課題（テーマ）科目」「教職課程専門科目」

の3つに分かれる。

「基本科目」は、A系「人間と文化（人文系）」、B系「社会と生活（社会系）」、C系「自然と環境（自然系）」、D系「健康とスポーツ（保健体育）」の4群に分類されている。

「課題（テーマ）科目」は、従来の学問体系を超えた学際性を重視し、過去・現在・未来の社会や生活と密接にかかわる課題（テーマ）を扱う科目群であり、社会へのかかわり、時代に対する問題意識を学生に喚起すること、さらに専門教育への動機づけを学生に与えることをめざしている。

「教職課程専門科目」は教職資格用の科目群である。ただし、資格取得を希望しない学生も履修することができる（B4-2-1、A4-2-3 p.030~p.032）。

＜英語教育＞

英語の4技能（話す・聴く・読む・書く）の育成を通して、グローバルな視野で異文化を理解し、批判的思考を通して自分の意見を論理的に述べる能力、多文化共生社会を推進する能力を有する人材の養成をめざす。

主に東松山キャンパスの1、2年生を対象とした英語教育は学部ごとに行われている。このため、英語教育は各学部のカリキュラムの中で編成され、教育目標・科目名・科目間の順次性・教授法なども学部ごとに定められている（A4-2-16）。

＜英語以外の外国語教育＞

グローバル化が進む社会生活の中で、いっそう重要度を増す外国語の運用や異文化理解の能力をもった人材を養成するために、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、ポルトガル語、中国語、タイ語、コリア語、インドネシア語、ピンナン語、それに古典語のラテン語とギリシャ語、合計13言語が開講されている。

これらの言語は基礎教育科目として学部・学科ごとに履修できる言語が指定されている。ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語では、「初級」「中級」「上級」など、習熟度に応じた順次的な科目編成が行われている（A4-2-16）。

《全学教職課程委員会・博物館学講座委員会》

教育課程の編成・実施方針は定められていない。本学で取得できる資格は、教員免許・図書館司書・司書教諭・社会教育主事（任用資格）・学芸員の5種である（健康科学科の「臨床検査技師」は除く）。それぞれの資格について、法令の定めるところに従い、必要な科目が学部・学科ごとに、また共通の科目として適切に配置されている（A4-2-4）。

《国際交流センター》

留学生の日本語教育を推進する国際交流センターは、2011年度に日本語カリキュラムを改正し、①内容コース、②言語コース、③活動コースの3つに区分した。内容コースは日本の政治・経済・歴史・文化・芸術をテーマとする。言語コースは読解・文章表現・コミュニケーションを中心とした授業である。活動コースは授業の発展応用を目的に教室外での実践活動の授業スタイルをとる（B4-2-2）。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、「人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成を目的とする」を教育目標とし、人文諸科学の基礎から専門までを段階的に学修できる体制を整備してきた。学部を構成する5つの学科は、それぞれ各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、「全学共通科目」と各学科独自の「基礎教育科目」と「専門教育科目」を組み合わせたカリキュラムを開設して教育課程を編成し、1年次から順に専門性に配慮した授業科目を体系的に配置してきた(A4-2-5)。

「基礎教育科目」は、各学科とも1・2年次生に担当し、専門的な知識を習得するうえで必要とされる語学科目を中心にして、情報処理科目と海外研修科目を加え、各学科の特性に合わせて独自に配置している。語学科目は、日本文学科は英語など5言語から選択し、中国学科は中国語を必修、英語・ドイツ語・フランス語を選択とし、さらに13言語を自由科目として配置し、英米文学科は英語を必修科目にして他の13言語を選択し、教育学科は英語など10言語から選択できるように配置し、書道学科は中国語を必修とし、さらに英語・ドイツ語・フランス語も選択できるように配置している。情報処理科目は、5学科とも配置している。海外研修科目は、日本文学科・中国学科・教育学科・書道学科の4学科が配置している。

「全学共通科目」は、各学科とも1・2年次生に担当し、より広い視野を提供することによって専門的知識の理解に役立つとともに、社会人として必要な教養を身につけることを目的とした科目群であり、自由に履修することが可能である。日本文学科・中国学科・英米文学科が2単位を必修科目としている(A4-2-5 p.83~p.88)。

「専門教育科目」は、各学科とも1年次から4年次に担当し、基礎教育科目、全学共通科目を学びながら、各学科の専門に関する高度な知識、技術、能力を修得することに主眼を置いた科目である。また中国学科と書道学科は、演習科目の相互乗り入れを通じ、学科間の垣根を低く保っている。

以下、各学科の専門教育科目を中心にコアとなる教育課程を記述する。

＜日本文学科＞

古典文学、近・現代文学、日本語学、比較文学・文化の四つの領域から選択して学べるように科目を配置している(A4-2-5 p.25~p.34)。1年次では日本文学の基礎を身につけ、批評能力や創造力が育つよう「日本文学基礎演習」(クラス指定)を配置し、2年次では知識や技能を様々な分野・時代の研究に応用できるよう「日本文学演習」「日本文学講読」「特殊講義(古典文学、近・現代文学、日本語学、比較文学・文化)」を配置し、3年次では研究発表を行えるよう、上代、中古、中世、近世、近・現代、日本語学、比較文学・文化の各ゼミ(演習)を配置し、4年次では学生の個性を活かせる「卒業論文」を配置している。

＜中国学科＞

中国の文学、哲学・思想、文化史、書道芸術、語学などの文化と歴史の領域から選択して学べるように科目を配置している(A4-2-5 p.37~p.43)。1年次では中国文化の基礎を身につける「漢文入門」「中国学入門」「中国語入門」や『論語』基礎演習を配置し、2年次では

中国古典に対処する読解力を養う「中国文学基礎演習」「中国史学基礎演習」「中国哲学基礎演習」「中国語基礎演習」を配置し、3年次から4年次は文学・史学・哲学・芸術学いずれかの「特別演習（ゼミ）」を選択して、中国古典を原文で読み、テーマを選んで「卒業論文」に取り組む科目を配置している。また「中国語・文化海外演習」のように、中国か台湾に夏季休暇中の2週間滞在して、現地の大学で中国語と中国文化を学び、国際感覚を磨く科目を配置している。

＜英米文学科＞

英米文学（詩・演劇・小説・児童文学）、英語学、比較文化論の三つの領域から選択して学べるよう科目を配置している(A4-2-5 p.47~p.58)。1年次では4年間学ぶ上で基礎となる英語力を身につける科目「Freshman Seminar」「Culture Through English」「Speaking English」「Writing English」「Reading English」「Critical Reading」を配置し、2年次では文学世界への理解を深める「英文学入門」「米文学入門」「英語学入門」を配置し、3年次から4年次では詩、演劇、小説、児童文学、英語学、比較文化論の各演習（ゼミ）に分かれ、テーマを選んで「卒業論文」に取り組む科目を配置している。

＜教育学科＞

広義の教育学（心理学や保育学を含む）を専門的に深め学習すると同時に、教育関係職（小学校教諭・幼稚園教諭・保育士・司書/司書教諭・社会教育主事等々）を目指す学習を進めることができるよう、多様な科目を有機的に配置している(A4-2-5 p.61~p.69)。まず1年次には、入門科目として「基礎演習1」が設けられるとともに、学科共通の基礎科目として、「教育学概論」が配置され、2年次には専門課程への橋渡しとしての「基礎演習2A/B」「教育心理学概論」とともに、各教科に関する科目も選択必修できるよう配置されている。また、教科教育法の一部や教科外指導に関わる科目も2年次からの履修となる。3年次には、各自の関心に応ずる形で「演習1」が必修とされるとともに、学科としての専門科目群を中心に、各教科や教科外の教育方法に関わる科目群が配置されている。また、教育実習に向けての指導も開始される（保育士課程については2年次より）。4年次には、多くの学生が「演習2」において「卒業論文」に取り組むとともに、「教育実習」とそれに伴う「教職実践演習」等が配置されている。

＜書道学科＞

「書」の文化的役割や機能を推進する力を養う「書学」と、芸術としての「書」の歴史を踏まえて表現する力を養成する「書作」とをバランス良く学べるように科目を配置している(A4-2-5 p.74~p.81)。1年次では4年間の基礎となる知識や技術を身につけるためのオムニバス授業「書道学基礎演習」のほかに、「書道学概論」「中国書道史通論」「日本書道史通論」の書学系の科目と、「楷書法」「行草書法」「篆隸書法」「仮名書法」の書作系の科目を開設し、2年次では研究テーマを見つけるよう「書学基礎研究」を配置し、3年次から4年次では書学演習と書作演習のダブルゼミを履修するよう科目を開講し、研究と制作のテーマを選んで「卒業研究（卒業論文＋卒業制作）」に取り組む科目を配置している。また「書道文化演習1（国内）」は関西方面に数日間滞在して、博物館・美術館を見学して日本書道文化のルーツを探り、「書道文化演習2（海外）」は中国か台湾に一週間滞在して、現地の大学で中国書法文化を学び、国際感覚を磨くことを目指している。

(2) 経済学部

経済学部は「幅広い教養と経済学の専門知識に裏付けられた、問題解決能力を有する人材の育成」(主体性の涵養)を教育目標とし、経済学の基礎から応用までを段階的に学修できる体制を整備してきた。学部を構成する2つの学科は、経済学の中の人文科学的要素を重視するか(社会経済学科)、自然科学的要素を重視するか(現代経済学科)、というアプローチの差はあるものの、科目の乗り入れ等を通じ、学科間の垣根を低く保っている。学部教育の中核をなす「経済学演習」(2、3年次)、「卒業研究」(4年次)も両学科共通で開講してきている(A4-2-6 p.11~p.26)。

以下では、カリキュラム編成の現状に関し、学科別ではなく、学部全体として記述する。

現行カリキュラムにおける授業科目は、①基礎教育科目、②全学共通科目、③専門教育科目の3群に区分できる。このうち、①②は人文、社会、自然科学の基礎知識と外国語、情報処理等の汎用性技能に関わる教育を主目的としており、学部の教育目標の「幅広い教養の養成」に資するものである。一方、③は経済学の分析手法や諸経済の歴史・制度・現状に関わる教育を主目的としており、学部の教育目標の「専門知識の養成」に資するものである。

上記①の基礎教育科目、②の全学共通科目の大半は1、2年次配当となっており、学生が専門教育を深めるための土台を早めに築くことができるように配慮している。一方、③の専門教育科目においては、1年次に経済学、経済事情の入門科目(「経済学の基礎」「現代日本経済」「現代世界経済」等)、2年次に経済学の基礎科目(「ミクロ経済学」「マクロ経済学」)を必修科目として配置するとともに、2年次以降は多数の応用科目を選択必修・自由科目として配置している。また、学部として1年次から4年次まで演習系科目(「基礎演習」「経済学演習」「卒業研究」)を置き、教育目標にある「問題解決能力の育成」にも努めている。

卒業要件の単位数(124単位以上)のうち、基礎教育科目(上記①)の最低必要単位数は1割弱(10~12単位)、全学共通科目(上記②)は約1割(12~14単位)、専門教育科目(上記③)は約6割(74単位)となっており、基礎・全学・専門の3つの科目群は量的におおむねバランスが取れている(A4-2-1第23条の9第1項第1号~第3号、A4-2-6 p.10)。また、必修・選択必修科目には、前期科目(I)の単位を取得していないと後期科目(II)の履修ができない、I・II型科目が多数含まれ、学生に段階的学修を促す仕組みとなっている(A4-2-1第23条の9第2項)。

(3) 外国語学部

外国語学部は2015年度より新カリキュラムを導入した(A4-2-7)。以下では、カリキュラム改正の趣旨、および各学科の新カリキュラムを中心に述べる。

旧カリキュラム(2015年度は2、3、4年生が履修)(B4-2-15)では Semester制を取り入れていなかったため、留学する学生の単位認定等に大きな不便が生じ、留学する学生数が伸び悩んでいた。さらに、特に英語学科では、旧カリキュラムの5系(英語・教育系、情報・コミュニケーション系、地域・文化系、英独系、英仏系)では十分に学生のニーズに応えかつ時代の変化に即応できなくなったため、また、学生の学科への帰属意識を高めるため、ゼミを4年間一貫制とした。

【カリキュラム改正の趣旨】

1. 中国語学科および英語学科では、全科目にセメスター制を導入することによって海外留学をより容易にし、留学する学生数を増やす。
2. 英語学科では、(1)英語スキルをより一層向上させ、(2)学生のニーズに合わせてより専門性の高い学びを実現させ、(3)きめの細かい教育により教員と学生との結びつきを強めて学科への帰属意識を高める。
3. 日本語学科では、高度な日本語能力を有する国費研修生受け入れを重視し、東松山設置の「日本文化特別演習1・2」および日本文学科目にセメスター制を導入する。

＜中国語学科＞

中国語学科の特色は中国語の修得をその中核としながら、2年次から「中国語・ビジネスコース」と「中国語・ITコース」のいずれかのコースを選択する点にある。これによって卒業時に「中国語プラスα」の技能を修得することで、中国語のスペシャリストとして社会で活躍できる人材を養成することを目指している(A4-2-7 p.30~p.36)。また、学生には中国・台湾での長期留学を奨励しており、留学先で取得した単位の振り替えを容易にするために、またダブルディグリー制度に学生がより参加しやすくするために、2015年度より新カリキュラムに移行することで、すべての授業を半期完結のセメスター制で行うようにした。

2015年度入学生からは、「全学共通科目」のうち12単位を卒業要件とすることによって、学生がバランスの取れた学問・教養を順次的・体系的に身につけることができるように配慮している。学生は卒業論文やゼミ論文の作成を通じ、問題を自ら発見し解決するアクティブ・ラーニングを行う過程で、社会に出て活躍する能力を身につけることができるようになる。

＜英語学科＞

英語学科は、1年次に英語を中心に学ぶ英語コースと、英語とドイツ語（英独系）または英語とフランス語（英仏系）の2言語を学ぶヨーロッパ2言語コースに分かれている。英語コースは2年次からさらに英語学系、英語教育学系、地域文化学系、社会科学系、観光学系に分かれ、それに対応する専門教育科目が配置されている(A4-2-7 p.37~p.50)。

どちらのコースにおいても、1年次は日本人教員とネイティブ教員の指導で基礎を徹底習得し、2年次は7つの系それぞれで充実した専門科目を受講開始し、3年次はゼミを中心とした専門的研究で更に深い国際意識を醸成し、4年次には4年間の集大成をゼミ論文や卒業論文として作成発表することになる。

従来行っていたTOEIC試験による習熟度別クラス編成に加えて、TOEICの一定のスコア取得によって評価する科目、TOEICの一定のスコア取得を履修要件に加える科目を新設し、より主体的な学修を促す仕組みとなっている。

＜日本語学科＞

日本語学科は、日本人学生（日本語母語話者学生）と外国人学生（日本語非母語話者学生）が在籍し共に学ぶ学科である。日本語教育・日本文化を海外に発信する語学力を育成するため、1・2年次で、外国人学生は日本語、日本人学生は中国語・英語のいずれかを必修で選択する(A4-2-7 p.51~p.57)。

カリキュラムは、1年次から4年次まで、科目群として、「基礎演習系」「日本語学・言語学・日本語教育学系」「日本文学・日本文化学・比較文化学系」「専門演習系」の4つをバランスよく配置し、順次性と体系的に配慮した編成を行っている。

(4) 法学部

法学部は、教育課程の編成・実施方針に基づき、2015年度より新カリキュラムを導入した(A4-2-8、B4-2-16)。カリキュラム改正の趣旨は、法律学科・政治学科ともに①コース制の廃止と②セメスター制の導入にある。コース制の廃止は、学生の選択の幅を広げて、自主的かつ柔軟性の高い学びを実現することを目的とした。セメスター制は、2年次配当の「基礎演習」と3～4年次の「専門演習」を除くすべての教育科目について、半期科目を増やすことにより、国際化時代に対応し、学生の学修の自覚を高めることを目的として導入した。

加えて、新カリキュラムでは、③卒業要件単位を124単位に統一し(法律学科はこれまで134単位、政治学科は変更なし)、④進級要件単位を、法律学科はこれまでの42単位(必修科目30単位を含む)から34単位に、政治学科は、これまで教育科目ごとに必須の取得単位数を定めた方式(基礎教育科目4単位、全学共通科目12単位、専門教育科目20単位)を改め、単純に合計36単位へと緩和し、2年次までの学修上の躓きを3年次以降に挽回できるように配慮した(A4-2-8 p.6～p.7、A4-2-1 第23条 15 第2項)。法律学科では卒業要件単位の削減に合わせ、とくに専門教育の民法関連科目についてカリキュラムのスリム化と必修単位数の削減を行った(半期換算で10科目相当を6科目相当に削減)。他方、政治学科は「入門演習 AB」や地方自治体職員を講師とする「地域政策総合研究 AB」などの科目を新たに設置した。

以下、新カリキュラムを中心に、教育課程の編成について記述する(A4-2-8 p.24～p.36、p.46～p.56)。

まず1年生に対し、法律学科ではクラス指定の必修科目「現代社会と法 AB」と「文章表現法 1AB」で、政治学科では新設したクラス指定の必修科目「入門演習 AB」で、資料の蒐集・整理、文章作成やレポート作成などに関わる導入教育を行っている。同時に、専門的な授業科目の学修に必要な基礎的知識と思考態度を教授するため、法律学科では「法学(法律学入門) AB」、政治学科では「政治学 AB」をクラス指定の必修科目として設けている。

両学科ともに、幅広い観点から専門科目を学修させるべく、以下の三つのカテゴリーに分けて授業科目を設置している。1～2年次では「基礎教育科目」と「全学共通科目」の教養教育を中心に科目配置をしているが、各科目の授業内容を勘案して、いくつかの専門科目については1年次から配当し、段階的、体系的な学修が可能となるようにしている。

- ① 基礎教育科目においては、グローバル化や高度情報化社会の進展に対応した発信・対話能力を育成する観点から、必要最低限の語学力を身につけることができるよう英語科目を必修としている。その他の語学と情報処理に関しては、自由科目として情報処理科目と未修外国語科目(英語以外)を配置し、学生の自発的履修を促している。
- ② バランスの取れた見識と教養の育成を図るため、一定単位数以上の全学共通科目の履修を課している。法律学科では、全学共通科目から必修科目の「法学(法律学入門) AB」のほかに最低6単位の履修を義務づけるとともに、自由選択枠での履修を奨励し、また、政治学科では全学共通科目から必修科目の「政治学 AB」のほかに、最低16単位の履修を義務づけている。
- ③ 専門教育科目では、学生の主体的な学びの場として、また「専門演習」に架橋する科目として「基礎演習」を2年次に配当している。さらに法律学と政治学の専門的知識や論理的思考に加え、総合的な判断力を育成するために、経済学や社会学など隣接領域の専門科目を選択科目として設置している(A4-2-8 p.57～p.60)。

以上のように、法学部は両学科とも教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性と体系性に配慮してカリキュラムを編成している(A4-2-1第23条の13~15)。

(5) 国際関係学部

国際関係学部は、2006年度の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)に申請する際、20年間の実績を総括して、学部教育を、「アジア言語教育」「地域研究カリキュラム」「現地体験型学習」「学生による企画・参加・実行型の活動」の4つの柱からなる『アジア理解教育の総合的取組』として定式化した。

学部創設30年目を迎える2015年より、『アジア理解教育の総合的取組』をより充実させるために、カリキュラム改正を行った(B4-2-17)。改正の趣旨は以下の4点に集約できる。すなわち、①アジアへの関心、意欲、学力、学び方の「多層化」に柔軟に対応できる「幅のあるカリキュラム」を編成すること。②学位授与方針に基づき、4年間を通じた体系的なキャリア教育を推進すること。③主体的な学び(アクティブ・ラーニング)を導入すること。④全学共通科目への過度の依存傾向を是正するために、地域研究科目など学部のコア科目を充実させること(B4-2-3)。

これは国際関係学科、国際文化学科に共通のものであるため、学部としての取り組みを述べる(A4-2-9)。

4つの柱のうち特に教育課程の編成にかかわるのは「アジア言語教育」と「地域研究カリキュラム」である。これがアジアに軸足を置いた本学部の教育の中核をなしている(A4-2-9 p.14~p.38)。

＜アジア言語教育＞

アジア理解の大きな柱として、中国語からアラビア語までのアジア9言語と英語の10言語から1言語を、1年次の選択必修としている(15年度より Semester制を導入)。アジア言語を習得することにより、直接的なコミュニケーションの道具を手に入れ、地域研究の基盤をつくるのがねらいである。2年次には、意欲的な学生がアジア言語の強化を図り、アジア理解を深めるために、アジア各国の提携大学での現地研修が選択科目として組まれている。

＜地域研究カリキュラム＞

言語学習の基盤の上に、1年次から、アジア地域研究を行うために、東アジア(中国、韓国)、東南アジア(インドネシア、タイ、ベトナム)、南アジア(インド、パキスタン)、西アジア(イラン、アラブ諸国)に分け、国際関係学科は政治・経済・社会、国際文化学科は文化・歴史・芸術を中心とした科目群が配置されている。また、専門教育科目として、アジアを学ぶための自由科目の国際関係各論、比較文化各論が1年次から開講されている。

＜基礎教育科目＞

1年次の基礎教育科目として、チュートリアル(入門ゼミ)、総合英語、アジア理解のための基盤的な科目として「アジア概論」が必修化されている。このほか、教養科目として、東松山キャンパスで開講される全学共通科目のうち12単位を必修化している。

＜演習科目＞

1年次には入門ゼミのチュートリアル、3年次には必修科目として専門演習が配置され、4年次ではアジア地域研究の集大成として、卒業論文を執筆するための演習が必修化され

ている。

以上のように、国際関係学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的と順次に配慮したカリキュラム編成が行われている(A4-2-1 第23条の16~18)。

(6) 経営学部

経営学部は、日本企業の発展に貢献できる人材および企業社会のグローバル化・情報化に対応できる人材を育成することを目的とする。そのため経営学科および企業システム学科それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎教育科目、専門教育科目、全学共通科目、言語科目をバランスよく配置し、1年次から順に専門性に配慮した授業科目を体系的に配置している(A4-2-10 p.22~p.33)。

基礎教育科目は、専門教育科目を学ぶための基礎となる科目、英語・中国語など外国語の運用能力を育てる言語科目およびITスキルの習得を目指す情報処理科目などから構成されている。全学共通科目は、より広い視野を提供することによって専門的知識の理解に役立つとともに、社会人として必要な教養を身につけることを目的とした科目群であり、経営学科は30単位、企業システム学科は28単位を上限として、自由に履修することが可能である。専門教育科目は、基礎教育科目、全学共通科目を学んだ上で、経営に関する高度な専門的知識、能力を修得することに主眼を置いた科目である(A4-2-1 第23条の21)。

<経営学科>

経営学科は経営コースおよび会計コースの2つのコースに分かれている。1年次においては各コース共通の基礎教育科目である「基礎演習」「情報処理の基礎 AB」および言語科目の授業を通して、専門教育を受けるための土台作りを行う(A4-2-10 p.22~p.25)。同時に「経営学総論 AB」「会計学総論 AB」といった専門教育への導入科目も配置している。学生は2年次に経営コース、会計コースのどちらかを選択するが、両各コースとも専門教育の基礎となるべき科目を配置している。その他にも、2年次からは語学力を伸ばしたい学生、起業したい学生、資格を取得したい学生に対して、適切な科目を設けている。3年次と4年次においては、各コースのより深い専門知識の取得を目的とした、さまざまな講義や演習科目を配置している。

<企業システム学科>

企業システム学科はビジネスシステムコースおよび企業情報システムコースの2つのコースに分かれている。1年次においては各コース共通の基礎教育科目である「基礎演習」「情報処理の基礎 AB」および言語科目の授業を通して、専門教育を受けるための土台作りを行う(A4-2-10 p.26~p.29)。同時に「経営学総論 AB」「企業論 AB」といった専門教育への導入科目も配置している。2年次では、両コースとも専門知識を深めることを目的とした科目を配置している。また1年次に選択したコースは2年次に変更可能である。その他にも、2年次からは語学力を伸ばしたい学生、起業したい学生、資格を取得したい学生に対して、適切な科目を設けている。3年次と4年次においては、各コースのより深い専門知識の取得を目的とした、さまざまな講義や演習科目を配置している。

経営学部は2016年度より1学科4コース制を導入する。マーケティングコース、知識情報マネジメントコース、会計コース、経営コースである。1年次では、各コース共通の基

基礎教育科目である「基礎演習」、言語科目および「情報リテラシーAB」、専門必修科目である「経営学総論 AB」「会計学総論 AB」および「マーケティング総論 AB」といった科目を通して経営学の基礎を学び、専門教育を受けるための土台作りを行う。2年次にはコースを選択し、以降コースごとの専門的な科目を体系的に学んでいくこととなる。その他にも、2年次からは語学力を伸ばしたい学生、起業したい学生、資格を取得したい学生に対して適切な科目を設けている。3年次からは少人数制の「専門演習ⅠⅡ」を配置しており、専門知識をより深く学ぶことが可能となる (B4-2-4)。

(7) 環境創造学部

本学部は、2001年の学部創設以来、社会科学を基礎に置き、環境問題や生活問題を分析し、実践的で創造的手法を身に付けることに教育の主眼を置いている。特に、本学部の取り組みである「高島平再生プロジェクト」(持続可能な都市再生の担い手を求めて—高島平再生プロジェクトによる「環境創造型人材」の育成)が、2007年度に文部科学省の現代GP(現代的教育ニーズ取組支援プログラム「地域活性化への貢献(地元型)部門」)に採択されてからは、実践的教育(PBL型教育)を重視することとなり、現在のカリキュラム・ポリシーにも反映されている。

本学部の最大の特徴は1年次の入門ゼミ、2・3年次の専門ゼミ、4年次の「卒業研究」と4年間継続したゼミ教育にある。その上で、1、2年次に基礎教育科目として語学教育と情報教育を必修とするほかに、専門科目に進むにあたっての基礎となる科目として、3つの科目群「社会科学の基礎」「生涯設計の基礎」「エコロジーの基礎」から、それぞれ16、8、6単位、合計30単位取得するように編成されている。3、4年次には、「都市環境コース」「福祉環境コース」「環境マネジメントコース」の3コースの目標に沿った専門科目群が設定され、32単位以上を取得することとなっている。さらに、4年次では卒業研究が必修となっており、それぞれの専門性に基づいてゼミ教員による研究指導が行われ、卒論としてまとめられている。

2013年度からの新カリキュラムでは、導入教育の充実とともに、PBL型教育やライフデザイン教育に重きを置く科目を増やした。なかでも、「内外研修A~E」「福祉環境フィールドワークA~D」「地域研究A~C」「生態学実験演習」等の研修・実習科目、「インターンシップ」「ボランティア」「キャリア形成と人生A、B」等のキャリア教育を充実させ、さらに、TOEIC、エコ検定、ピオトープ管理士、住環境コーディネーター等の資格試験にも準拠した授業を導入した(A4-2-11 p.51~p.54 p.58~p.76)。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部の授業科目は、全学共通課目、基礎教育科目、専門教育科目の3つの科目群から編成されるが、全学共通科目を除いて、スポーツ科学科と健康科学科では科目内容、必修・選択の別とも異なる(A4-2-12)。以下、学科別に科目編成の概要を述べる。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目の編成に努めている。授業科目の編成にあたっては、順次性と体系的性に配慮して、1年次から4年次を通じた「スポーツ科学科における学びの航路図——ルートマップ——」を作成している。

1年次は、大学生としての基本的態度と基礎教養・技能の習得をめざす「フレッシュマン・ルート」、2年次は、スポーツ科学科生としての専門知識・技能の習得と将来観の確立をめざす「スポーツキャリア・ルート」、3、4年次は、“スポーツ科学人”としての将来観に基づく自己実現の達成をめざす「ルート・フォー・フューチャー」である(A4-2-12 p.41)。

これらの教育目標を達成するために、1年次配当の基礎教育科目の必修科目に「英語」「フレッシュマンセミナー」「情報科学」などの科目を、選択科目に「中国語」「コリア語」などの語学科目を置き、専門教育科目の必修科目に「スポーツ科学概論」「解剖学」などの講義科目、「水泳」「陸上競技」などの基礎運動科目を、選択科目に「スポーツ運動学」「スポーツコーチング論」などの科目を配置している。

2年次配当では、基礎教育科目の必修科目に「スポーツキャリアセミナー」「コミュニケーション英語」を、専門教育科目の選択科目に「スポーツ生理学」「スポーツ栄養学」「スポーツ心理学」「生涯スポーツ論」などの講義科目と、「テニス」「ラグビー」「柔道」「剣道」などの実技科目を多数配置している。

3年次以降は、専門教育科目の選択科目に、各スポーツ種目のコーチングに関する演習系授業として、「コーチング 水泳」「コーチング 陸上競技」「コーチング 剣道」「コーチング 体操競技」などを、また、スポーツ科学各分野の理論・研究手法をより深く学ぶためのルートとして、「スポーツバイオメカニクス演習」「スポーツ生理学演習」「スポーツ社会学演習」などを開講している(A4-2-12 p.44~p.46)。

このほか、自由科目に、「化学」「生化学」「免疫学」「環境衛生学」などが健康科学科との共通科目として開講されている。

授業科目数は、全学共通科目を除いて、基礎科目 18（うち言語科目 12）、専門科目 130 である(A4-2-12 p.44~p.46)。

＜健康科学科＞

健康科学科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学年に順次性のある授業科目（全学共通科目、基礎教育科目、専門教育科目、資格教育科目）を体系的に配置している。基礎教育科目では、1年次の必修科目として、国民の健康づくりを担う学生の倫理観を養う「生命倫理学」、健康科学の基礎を修得させる演習科目を設置している。

専門教育科目では、学年進行に伴って専門性の高い学修ができるように、「生理学」「生化学」「公衆衛生学」「解剖学」などの多彩な科目が、講義、演習、実習科目として体系的に配置されている。また、臨床検査技師・食品衛生管理者などの医療系資格の取得をめざす学生たちのために、卒業要件単位外の科目として、それぞれの資格に対応した科目が置かれているのも本学科の特色である。

開講科目数は、全学共通科目を除いて、基礎科目 17、専門科目 64、自由科目（専門）16 と、臨床検査技師に関する科目 12、食品衛生管理者・食品衛生監視員に関する科目 4、第二種作業環境測定士に関する科目 4 である(A4-2-12 p.55~p.80)。

上記の方針に基づいて、1年次には“フレッシュマン・セミナー”をはじめ、高大連係による基礎科目（化学、生物）講座を開講している。さらに、3、4年次における一貫した卒業研究演習と卒業研究では、多分野にわたるより専門性の高い実践的なテーマ学習を行っている。

両学科は、スポーツ科学科のスポーツ実技やスポーツ科学科目、健康科学科の自然科学系科目を相互に履修できるように、専門科目の一部を他方の学科の自由科目に設定し、履修の幅を持たせている。

《大学院》

(1) 文学研究科

文学研究科は5つの専攻から構成される。各専攻は、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮しながら、それぞれ独自の教育課程を編成している。以下、専攻ごとの編成状況を述べる(B4-2-5、A4-2-2 第5条の3別表1)。

日本文学専攻博士課程前期課程は、専攻科目において古典文学・近代文学などの科目を特殊研究（講義）と演習を組み合わせて開講し、関連講義科目として文化史・比較文学など、外国語として中国語・英語を開講している。2015年度の開講科目数は、講義科目が9、研究指導科目・論文作成指導科目が13である(B4-2-5)。

博士課程後期課程は、古典文学・近代文学などの科目を特殊研究（講義）と演習を組み合わせて開講し、関連講義科目として文化史・比較文学などを開講している。2015年度の開講科目数は、講義科目が7、研究指導科目・論文作成指導科目が5である(B4-2-5)。本専攻の古典文学部門については従来、上代文学・中古文学・中世文学・近世文学と時代ごとに細分化されていたが、これを古典文学に統合した呼称に改め、授業科目の整齊な体系的配置を図った。

中国学専攻では、哲学・文学・史学の各分野について、概論的な講義科目と、個別研究に対応する科目を配置している。講義科目では広い分野にわたって各専門家を配置し、知識・知見の涵養が適切に図られている。論文指導は演習科目で行い、研究に必要な文献の読解力の養成も適切に行われている。**博士課程前期課程**は、専攻科目として中国哲学・中国文学などの科目を特殊研究（講義）と演習を組み合わせて開講し、関連講義科目として国文学などの特殊研究、外国語として中国語・英語を開講している。2015年度の開講科目数は、講義科目が8、研究指導科目・論文作成指導科目が7である(B4-2-5)。

博士課程後期課程は、専攻科目として中国哲学・中国文学などの科目を特殊研究（講義）と演習を組み合わせて開講し、関連講義科目として国文学などの特殊研究を開講している。2015年度の開講科目数は、講義科目が6、研究指導科目・論文作成指導科目が4である(B4-2-5)。

英文学専攻修士課程は、英米文学・英語学・英米文化などについてバランスのとれた科目編成を行っている。専攻科目として、英文学・英語学・アメリカ文学など講義科目と演習科目を設置している。専攻科目の「研究方法論」は、英語で修士論文を書くための方法論とアカデミックライティングの向上を目的とする授業で、1年次に全員履修するように指導している。そのほか、関連講義科目、実習科目（インターンシップ）を置いている。2015年度の開講科目数は、講義科目が12、研究指導科目・論文作成指導科目が4である(B4-2-5)。

書道学専攻博士課程前期課程は、講義科目として、論文作成に必要な知識を身につけさせるもの、作品制作に必須の知識を習得させるものを開講している。演習科目では、実際

に多くの史料を読解し論理を組み立てることを養成する科目と、各自に実際に作品を制作させて相互に批評し高めあう科目をバランスよく配置している。専攻科目は中国書学・日本書学などの科目を講義と演習形式で開講し、関連講義科目では中国哲学などを、外国語科目として中国語・英語を開講している。2015年度の開講科目数は、講義科目が16、研究指導科目・論文作成指導科目が7である(B4-2-5)。

博士課程後期課程では、中国書学・日本書学など4科目をいずれも研究指導科目・論文作成指導科目として開講している(B4-2-5)。

教育学専攻修士課程は、「教育思想・制度」「教授・学習」「認知・発達」の3分野について、バランスのとれた科目を設定している。専攻科目の演習は3分野の基礎的知見を修得する科目、研究指導は論文作成指導を主たる目的とする。また、導入科目として、学校教育現場で生じている具体的な現象を取り扱う実践総合研究、関連講義科目として、個々の教育の事象に関する専門的科目である教育思想・生涯学習・教科教育などの特殊講義が配置されている。2015年度の開講科目数は、講義科目が15、研究指導科目・論文作成指導科目が12である(B4-2-5)。

(2) 経済学研究科

経済学研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的およびコースワーク（講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮しながら、授業科目を適切に編成している(B4-2-6、A4-2-2第5条の3別表2)。

経済学専攻博士課程前期課程は、現代社会の多様なニーズに応える充実した大学院教育を実施するため、また学生の進路選択と研究課題に対応するため、経済学全般にわたる講義・実習科目および研究指導科目のほか、経済学系学部以外からの進学者に配慮した導入科目、さらには「通説論研究指導」とその関連科目、公共政策学専修コース関係科目、税理士試験の受験を目指す学生のための研究指導とその関連科目などを配置し、それぞれに知識と技能を十分に修得し、研究を進めることができるようなカリキュラムを編成している。2015年度の開講科目数は、講義科目が46(公共政策学専修コース開講科目数46)、研究指導科目・論文作成指導科目が29(公共政策学専修コース開講科目数10)である(B4-2-6)。

博士課程後期課程は、研究指導科目として理論経済、学史・経済史の分野をはじめ、経済政策・金融・財政・社会保障・労働経済・統計・国際経済・国際関係・環境経済などの応用経済分野を設け、さらに関連講義科目を数多く開講するなど、多様なニーズに対応したカリキュラムを編成している。2015年度の開講科目数は、講義科目が6、研究指導科目・論文作成指導科目12である(B4-2-6)。

(3) 法学研究科

法学研究科は法律学専攻と政治学専攻から構成される(B4-2-7、A4-2-2第5条の3別表3)。

法律学専攻博士課程前期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークと（講義科目）リサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮した科目編成が行われている。専攻科目には「憲法特殊講義」と「憲法演習」のように、必ず「特殊講義」と「演習」が組み合わせて設置されている。また、関連科目として「法制史特殊講義」および「現代社会における法と情報特殊講義」が、専攻科目に「総合演習」

が置かれている。2015年度の開講科目数は、講義科目が20、研究指導科目・論文作成指導科目が14である(B4-2-7)。

博士課程後期課程では、憲法・民法・商法・労働法など法学の主領域を網羅した研究指導科目（演習）と授業科目（特殊研究）がバランスよく開設されている。2015年度の開講科目数は、講義科目が8、研究指導科目・論文作成指導科目が8である(B4-2-7)。

政治学専攻博士課程前期課程では、法律学専攻と同様、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークと（講義科目）リサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮した科目編成が行われている。専攻科目では「政治学特殊講義」と「政治学演習」のように、必ず「特殊講義」と「演習」が組み合わせて設置される。また、関連講義科目として現代政治論に関連する特殊講義が、導入科目として経済学・政治学の総合研究、英書購読等の科目が設置されている。2015年度の開講科目数は、講義科目が31(公共政策学専修コース開講科目数37)、研究指導科目・論文作成指導科目が20(公共政策学専修コース開講科目数20)である(B4-2-7)。

博士課程後期課程では、政治学・政治史・政治思想史・行政学・国際関係・地域研究など研究指導科目（演習）と授業科目（特殊研究）がバランスよく開設されている。2015年度の開講科目数は、講義科目が16、研究指導科目・論文作成指導科目が16である(B4-2-7)。なお、政治学専攻では、公務員志望者の増大などの社会的要請を受ける形で、前期課程の「現代政治論特殊講義」などの開講時間・形式等につき、検討を開始している。

また、法学研究科政治学専攻公共政策学専修コースでは、政治学専攻で開講されている演習、特殊講義等から指定された単位数を選択履修することになっている。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は、中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本言語文化学専攻の3専攻から構成され、それぞれ教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークと（講義科目）リサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮した授業科目を開設している(B4-2-8、A4-2-2第5条の3別表4)。

中国言語文化学専攻博士課程前期課程は、専攻科目として中国言語文化学に関する特殊研究と演習、また実習科目として本専攻の特色となるコミュニケーション実習科目（中国語コミュニケーション実習）、英語学専攻・日本言語文化学専攻との共通科目として言語学・外国語教授法・対照言語学・比較文化論等の講義科目を配置している。2015年度の開講科目数は、講義科目が28、研究指導科目・論文作成指導科目が7である(B4-2-8)。

博士課程後期課程は、中国言語文化学に関する演習と特論（講義）を配置している。2015年度の開講科目数は、講義科目が5、研究指導科目・論文作成指導科目が5である(B4-2-8)。

英語学専攻博士課程前期課程は、専攻科目として英語学・英語教育学・英米言語文化学・通訳・翻訳コミュニケーションなどに関する演習と特殊研究科目（講義）を、実習科目として異文化コミュニケーション実習を、また中国言語文化学・日本言語文化学専攻との共通科目を配置している。2015年度の開講科目数は、講義科目が36、研究指導科目・論文作成指導科目が10である(B4-2-8)。

博士課程後期課程は、専攻科目として英語学・応用英語学に関する演習、特論を置いている。2015年度の開講科目数は、講義科目が6、研究指導科目・論文作成指導科目が6で

ある(B4-2-8)。

日本語文化学専攻博士課程前期課程は、専攻科目として日本語文化学に関する特殊研究科目、演習科目を、実習科目として日本語文化学・日本語研究・日本語論文作成実習を、中国言語文化学・英語学専攻との共通科目を配置している。2015年度の開講科目数は、講義科目が35、研究指導科目・論文作成指導科目が7である(B4-2-8)。

博士課程前期課程は、専攻科目として日本語文化学・応用日本語学の演習、特論を置いている。2015年度の開講科目数は、講義科目が4、研究指導科目・論文作成指導科目が2である(B4-2-8)。

外国語学研究科は、高度な言語運用能力と言語文化に関する豊かな専門知識をもつ人材の育成を目的としており、通訳・翻訳を含めて、言語運用能力を養成する実習科目、研究の基盤となる幅広い素養を修得できる専攻横断的な共通科目を配置しているなどの点が本研究科の特色である。特に、実践的な言語運用能力の獲得という点では、本研究科は、中国語・英語はもとより、フランス語・ドイツ語の母語話者もスタッフに擁しており、その専門の多様性からも、幅広い学生の興味・関心・需要に応えることのできる体制を整えている。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は、博士課程前期課程・博士課程後期課程とも、ディシプリンを社会科学的研究と人文科学研究に大別し、それぞれに3つのコースを設定している(A4-2-13 p4,p27~p32、A4-2-2 第5条の3別表5)。すなわち、前者が、国際政治体制の枠組みの変化とアジア諸国の国民統合との関係、アジアにおける政党制と民主主義の発展などを研究する「政治研究コース」、アジア諸国の開発戦略と国際経済との相互関係などを研究する「経済研究コース」、伝統社会の構造、政治経済のグローバル化が伝統規範に与える影響などを研究する「社会研究コース」。後者が、アジア諸地域の歴史の内的発展と西洋文明との接触や相互交渉などを研究する「歴史研究コース」、思想・宗教・文学・言語などを通してアジア文化の土着性と普遍性を研究する「文化研究コース」、アジアの伝統芸術の伝承と変容などを研究する「芸術研究コース」である。

博士課程前期課程では、各コースに関連する講義科目と演習科目を置き、学生は社会科学的研究・人文科学研究の別、またコースの枠をこえて履修することができる。ほかに関連講義科目として、「地域調査方法論」「国際関係法」などの「地域研究特殊講義」が開講されている。2015年度の開講科目数は、講義科目が29、研究指導科目・論文作成指導科目が27である(A4-2-13 p.28~p.29)。

博士課程後期課程では、各コースに論文作成指導、演習科目が配置され、博士論文作成に向けて手厚い指導が行われている。後期課程は、研究指導科目・論文作成指導科目のみで編成されており、2015年度の開講科目数は52である(A4-2-13 p.32)。

以上のように本研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに留意して、授業科目を適切に編成している。

(6) 経営学研究科

本研究科のカリキュラムは、博士課程前期課程および博士課程後期課程の学位授与方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、コースワーク（基礎講義科目・専門講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに配慮しつつ編成されている（B4-2-9、A4-2-2第5条の3別表6）。

博士課程前期課程は、「実践能力を発揮できる高度な専門的職業人を養成すること、及び社会で活躍している職業人に対してビジネスの現場において活用可能な経営・会計・情報・商学の分野における実践的かつ理論的に体系化が可能な知識ならびに教育・研究の機会を提供すること」を目的としている。この目的を達成するため、前期課程では、講義科目を、「経営学系」、「商学・マーケティング系」、「情報・システム科学系」、「会計学系」の4領域に分けて配置している。このほか、必修の基礎講義科目として、経営学研究の基本技法を学ぶ講義がある。研究指導科目は、上記の4領域について、修士論文の作成をめざす演習科目が置かれている。2015年度の開講科目数は、講義科目が21、研究指導科目・論文作成指導科目が12である（B4-2-9）。

博士課程後期課程は、「経営・会計・情報・商学といった経営科学の分野において、変化して止まない現代社会に適用可能なより専門性の高く、創造的かつ自立した研究者を養成するとともに、各分野にまたがる幅広く深い専門的知識を身につけ、それを応用できる高度な専門業務従事者を養成すること」を目的としている。この目的を達成するために、講義科目を前期課程と同様、4領域に分けて、また、博士論文の作成をめざす研究指導科目（演習）を4領域に対応させて、それぞれ配置している。2015年度の開講科目数は、講義科目が13、研究指導科目・論文作成指導科目が9である（B4-2-9）。

コースワークとリサーチワークのバランスに関しては、現有体制下での適切性は確保できているものと考えている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科修士課程は、スポーツと医療を通して健康の維持・増進に貢献できる分野横断の幅広い知識と高度な専門的知識を有した人材を育成するために、スポーツ活動に対する心身の適応と行動に関する研究を行うスポーツ分野と、健康や医療に関する研究を行う健康分野の2分野がある。前者は、スポーツ生理学・健康生理学などを学ぶ「スポーツ科学領域」、スポーツ心理学・応用スポーツ科学研究などの「応用スポーツ科学領域」、後者は、細胞生物学・分子生命科学などを学ぶ「健康科学領域」、予防医学・健康情報学などの「健康情報科学領域」を置いている（A4-2-14、A4-2-2第5条の3別表7）。

また、2分野の必修共通科目として、科学的研究思考の基礎となる原則や手続き、研究計画から修士論文執筆までの研究過程の概要を理解させるために、「スポーツ・健康科学研究法」を配置している。この授業では、前期に文献検索・統計学・研究倫理など基礎的な科目を学修させ、後期には教員の専門分野の研究事例を今後の大学院生の課題研究に活かせるような整合性のある科目指導を行っている。

さらに、教育目的を達成するために、所属領域以外の関連科目（特論、演習）10単位以上を履修させ、領域を横断した総合的視野の拡大と専門的洞察力の向上を図っている。特

論では、院生が今後の研究を推進していくうえで必須の基礎知識を身につけられるよう配慮している。このほか、所属する学会のプレゼンテーションにおいて、議論が活発に行えるよう自主性を重視した授業展開も推し進めている。また、指導教員は新入生を、入学後の初期の段階から綿密な打ち合わせを積み重ねて研究計画から修士論文作成まで、責任を持って指導している。

2015年度の開講科目数は、講義科目が15、研究指導科目・論文作成指導科目が35である(A4-2-14 p.8)。

以上のように本研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワーク（講義科目）とリサーチワーク（研究指導科目・論文作成指導科目）のバランスに留意し、授業科目を適切に開設している。

4-2-2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

《大学全体》

本学は、大学また学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、それに基づいてカリキュラムを適切に編成し、学部・大学院にふさわしい教育内容を提供している。教育課程の適切性については、カリキュラム改正の際に、学部長会議、大学評議会、研究科委員長会議、大学院評議会などの会議体において議論される。また、毎年度実施する自己点検・評価活動では、大学基準に基づき、点検・評価シートに「教育課程・教育内容」を問う項目を設定し、検証を行っている(B4-2-10)。

各課程の教育内容については、以下のとおりである。

《東松山キャンパス運営委員会》

〈全学共通科目〉

全学共通科目中の基本科目は以下のとおり編成され、教養教育にふさわしい教育内容を提供している(B4-2-1、A4-2-3 p.030~p.032)。一部の科目は高校生にも開放して、高大連携を図っている。

A系 人間と文化（人文系）：哲学、文学、論理学、倫理学、宗教学、歴史学、考古学、文化史、芸術学、地理学、言語学

B系 社会と生活（社会系）：法学、社会学、政治学、経済学、心理学、教育学、民俗学、文化人類学

C系 自然と環境（自然系）：数学、地学、生物学、生態学、現代科学、情報科学、自然科学

D系 健康とスポーツ（保健体育）：総合体育、健康スポーツ科学、体育実技、野外実習

課題（テーマ）科目の各群の内容は、以下のとおりである。

第1群 地域・国家・民族の考察（中国地域文化論、沖縄の歴史と文化、日蘭交渉史、日本の歴史地理）

第2群 女性・子ども・老人への視点（日本子ども史、ジェンダー史）

第3群 人権・民主主義・平和を考える（平和学）

- 第4群 現代社会の諸問題（現代日本経済、環境政策と環境行政、ニューベンチャー講座、秩序と公共性の思想、気候変動論から考える日本史）
- 第5群 異文化・世界にふれる（西洋文化史、文化と環境、中国少数民族、歴史都市、芸術と社会、文学と社会、現代文化における思春期の表象、解釈学、東方キリスト教の世界、海外インターンシップ準備講座）
- 第6群 自己・人間をみつめる（《愛》について、ことばと人間、文章の書き方、大学生のための文章表現入門、大学生のための文章表現実践、囲碁と将棋、現代の大学、論語、農林漁業と人間環境、日本の国のかたちと日本人）
- 第7群 キャリアデザイン（就職力養成講座、自分の将来と生き方を考える、コミュニケーション力を磨く）
- 第8群 全学共通特殊講義（実験化学とレポートのまとめ方、自然観察フィールドワーク）

教職課程専門科目には以下のものが配置されている。

日本史概論 A、日本史概論 B、西洋史概論、東洋史概論、日本の人文地理、世界の人文地理、日本の自然地理、世界の自然地理、日本地誌概論、世界地誌概論、日本国憲法、法学概論、情報処理、哲学概論 A、哲学概論 B、倫理学概論 A、倫理学概論 B、心理学概論、社会病理

全学的なキャリア教育を第7群「キャリアデザイン」で行っている。これは単なる就職講座ではなく、人生全体を考えるための「ライフデザイン」的な科目であり、初年次教育的要素を兼ね備えている。

また、基本科目D系 健康とスポーツ（保健体育）は、学部学科を問わず、全ての学生に必要な健康の維持増進を目的とした教育内容を設定しており、これも全学共通の初年次教育としての役割を果たしている。

＜英語教育＞

英語教育は学部ごとのカリキュラム編成体制をとっているが、いずれの学部においても、たとえば「英語リーディング」「口語英語」「時事英語」など、目的別の科目を設置しており、さらに3年次に「上級コミュニケーション英語」などを設け、順次性を考慮したプログラムを提供している。

＜英語以外の外国語＞

ドイツ語、フランス語、中国語では、初年次に週2回授業を行う「〇〇語基礎」と、それを補う「〇〇語初級」が設けられ、さらに2年次以降に「〇〇語中級」「〇〇語上級」と順次的に学べる科目が開設されている。また、スペイン語には「基礎」と「中級」が、ロシア語には「基礎」が、その他の言語には「初級」が設置されている。

＜国際交流センター＞

国際交流センターは、2011年度より、日本語カリキュラムを、①内容コース、②言語コース、③活動コースの3つに区分した新カリキュラム(B4-2-2)を導入した。各コースの開講

科目は以下のとおりである。

- ①内容コース 「日本の政治・経済・社会」「日本の文化・芸術」「日本の歴史」「現代日本の諸相」
- ②言語コース 「理解とコミュニケーション」「日本語文章表現」「資料・文献読解」
- ③活動コース 「フィールドワーク」

《全学教職課程委員会・博物館学講座委員会》

各資格の取得にかかわる共通科目の編成状況は以下のとおりである(A4-2-4)。

＜教員免許＞ 教師論、教育学概論、教育心理学概論、教育課程論、道德教育の研究、特別活動の研究、教育実習（事前指導を含む）、教職実践演習、その他。

＜図書館司書＞ 社会教育概論、図書館概論、図書館情報資源概論、図書館サービス概論、図書館情報技術論、その他。

＜司書教諭＞ 図書館概論、学校図書館メディアの構成、読書と豊かな人間性、情報メディアの活用、その他。

＜社会教育主事＞ 社会教育概論、社会教育計画、社会教育演習、社会教育施設・活動、その他。

＜学芸員＞ 博物館学概論、博物館資料論、博物館資料保存論、社会教育概論、博物館実習、その他。

上記の科目は、各学部・学科で配置されている資格科目とは別に、各資格の取得をめざす学生たちが履修しなければならない共通科目である。

《学部》

（1）文学部

文学部の最大の特徴は、学部の教育課程の編成・実施方針を大前提として、日本文学科、中国学科、英米文学科、教育学科、書道学科の5学科が、それぞれ独自の教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供していることにある(A4-2-5、A4-2-16、A4-2-17)。そのため、各学科のカリキュラム委員会や教務委員会が、学科に相応しい教育内容が提供されているかどうかを検証し、それを文学部教務委員会において継続的に検証し、学部教授会に報告する体制を組んでいる(B4-2-23 d2表19)。

以下、各学科の教育内容を、学士課程に相応しい教育内容、入学前教育・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容、キャリア教育の実施状況、アクティブ・ラーニング・PBL型授業・国際化に対応した教育、教育課程の適切性の検証体制、に分けて記述する。

＜日本文学科＞

学士課程に相応しい教育内容として、学生が、日本文学に関する知見を深め、問題発見・解決能力を身につけ、社会に出て活躍することができるように、講義科目と演習科目とをバランス良く配置している(A4-2-5 p.25～p.34、A4-2-16、A4-2-17)。「卒業論文」を必修科目とし、1年次より4年次まで少人数クラスの演習科目を選択必修としている点が特色の一つである。

入学前教育としては、推薦入試合格者に課題図書を指定し、レポート3点を提出させている。レポートは、「日本文学基礎演習」担当教員が添削し、学生に返却している。初年次教育としては、日本文学研究に関する基本的な知識・技法を学ぶ「日本文学基礎演習」

を1年次の必修科目とし、4月当初には、新入生が大学生活にスムーズに適応できるように、新入生セミナーを開催し、キャリア形成に関する講演、先輩による大学紹介、友人作りのための他己紹介等を行っている。

キャリア教育については、新入生セミナーの他、「日本文学基礎演習」テキスト『日本文学研究入門』に、「履歴書・エントリーシートの書き方」の項を設け、キャリア形成の意識を高める指導を行っている。

卒業論文と連動する3・4年次の「演習乙」は、自ら問題を設定し、討論しながら問題意識を深め、解決方法を模索しながら適切な答えを導き出す、PBL型授業としての実質を備えたものとなっている。

教育課程の適切性の検証体制としては、学科のカリキュラム委員会を中心に、学科協議会で常に議論し、教育課程が適切であるかどうか検証する体制を整えている(B4-2-23 d2-表19)。

＜中国学科＞

1年次から4年次まで中国の「哲学」「文学」「史学」各分野の授業科目を配置し、中国古典について幅広くかつバランスよく学習できるよう教育課程を編成している(A4-2-5 p.37～p.43、A4-2-16、A4-2-17)。

入学前教育としては、推薦入試合格者に対して、中国古典に関する課題図書を指定し、それを読んでレポートを書いて提出させている。初年次教育としては、漢文の基礎を学ぶ「漢文入門」と『論語』基礎演習を、中国語の基礎を学ぶ「中国語入門」を、1年次必修科目として設定している。さらに入学直後の時期に「自己探求セミナー」を開催し、1年次生全員が参加して、自分自身の性格や長所短所を見つめ直し大学生活に馴染めるようにしている。

キャリア教育としては、書道学科開催の「義務教育文字文化推進事業」に参画し、学生を派遣している。また2015年度は3年次学生を対象に、夏休み中の2日間、「中国学科キャリア講座」を実施した。

2年次から4年次の学生を対象に「中国語文化海外演習」を開講し、夏休み中の約2週間、中国大陸または台湾の大学を訪れ、現地で中国語や中国文化を学習できるようにしている。また特に熱心に中国語を学ぶ学生に対して、学内の奨学金留学や中国政府奨学金留学生の制度を紹介し、留学を積極的に指導している(B4-2-23 d2-表15、d2-表16)。3年次・4年次に開講される文学・哲学・史学・芸術学各分野の「特別演習1・2」(いわゆる「ゼミ」)では、自らの興味に従って問題を設定しそれを解決できるよう指導を行い、「卒業論文」と連動させている。

このような学科の教育課程について、学科のカリキュラム委員を中心として学科協議会において常時議論し、教育課程の適切性について検証している(B4-2-23 d2-表19)。

＜英米文学科＞

1年次から4年次まで英語の4技能(話す・読む・聞く・書く)を中心とした「英語習得」を基礎としつつ、「イギリス文学」「アメリカ文学」「英語学」「英語圏文化」を柱として各分野の授業科目を配置し、幅広くかつバランスよく学習できるよう教育課程を配置している(A4-2-5 p.47～p.58、A4-2-16、A4-2-17)。

入学前教育としては、推薦入試合格者に対して、英語で書かれた物語を読ませ、それについて試験を実施している。また、日本語で書かれた本を課題図書に指定し、読書感

想文をレポートさせている。初年次教育としては、英語圏文化の基礎を学ぶ「フレッシュマンセミナー」と「基礎英語」を1年次必修科目として設定している。さらに入学後に「新入生オリエンテーション」を開催し、1年次生全員を参加させ、卒業生を招いての講演会、フレッシュマンセミナーの教員との面談などを通して、大学生活に馴染めるような工夫をしている。

キャリア教育としては、ゼミナール時に各担当教員が卒業後の進路などの聞き取り調査などをして、学生指導に当たっている。また本学の付属機関である大東文化大学ピアトリクス・ポター資料館で開催される企画展は、英米文学科の学生の日頃の研究成果の発表の場となっており、この経験は、世界のピアトリクス・ポター研究家からも評価されているという意味でも出色のキャリア教育と言えよう。

夏期休暇中に留学を希望している学生(B4-2-23 d2-表 15)を対象に講座を開講している。また、この講座は各種英語技能検定試験合格への一助となるように配慮している。

英米文学科の教育課程については、学科協議会において常に議論し、教育課程の適切性について検証している(B4-2-23 d2-表 19)。

<教育学科>

本学科入学生の場合、大多数が小学校教諭から保育士等々の資格取得を強く希望しているという実情があるが、それゆえ余計に学科としては、学生たちの希望を支えつつも、本来の学士課程に相応しい教育内容の提供に腐心している。「教育学概論」に始まる幾つもの学科基幹科目が教職課程資格科目としても位置づけられてはいるが、それらの場合も実際の内容設定において、学科の卒業単位の基礎部分としての役割を意識した運営を行い、また連動した上級科目は教職資格科目から外されている。教育学士としての深く広い教養こそ、教育関連実務家としても骨太の力を養うというのが学科の基本姿勢である(A4-2-5 p.61~p.69、A4-2-16、A4-2-17)。

入学前教育としては、各種推薦入試の合格者に課題図書を指定するなどしてレポート提出を求め、入学後の学習への一層の関心醸成を図っている。初年次教育としては、学科主催のオリエンテーション合宿を重視するとともに、「基礎演習1」はあえて通年科目として安定した関係性を少人数で育めるように努めている。

従来からキャリアセンターの大きな協力もあって、学科の「実習指導」等と並んで、センターの「採用試験対策講座」や「面接練習」などに多くの学生が参加するようになっている。

本学科には元来、多様な実技・実習科目が組み込まれているが、とりわけ芸術系の教科科目群はきわめてアクティブな学習機会を提供している。また多くの「基礎演習」や「演習」において、時間をかけた準備の上での発表の機会を含むPBL型学習が熱心に取り組まれている。

教員養成制度の改変等の機会も多く、それらにも対応すべく学科ではカリキュラム委員会を中心に常時、教育課程の見直し論議を行っている(B4-2-23 d2-表 19)。

<書道学科>

1年次から4年次まで「書学」と「書作」をバランスよく履修し、習得するための教育課程を配置している(A4-2-5 p.74~p.81、A4-2-16、A4-2-17)。特に3年次と4年次は、連年で「書学演習」と「書作演習」の両方を履修する、ダブルゼミ制度を設けている。

入学前教育としては、入学試験合格者全員に読書感想文と臨書の課題を提出させ、添削して返却する（推薦入試合格者には2回・学力入試合格者には1回）という指導を行っている。実際に入学した学生には、直接返却して個別指導も行っている。初年次教育としては、オムニバス授業「書道学基礎演習」で専任教員全員が書学・書作の両面から「書」の学び方を提示し、加えて「書」を学ぶ上で基礎となる「書道学概論」「中国書道史通論」「日本書道史通論」の書学の講義と、「楷書法」「行草書法」「篆隸書法」「仮名書法」の書作の実習を配置している。高大連携としては、大東文化大学第一高等学校生ほか多くの高校生が授業見学に訪れたり、埼玉県立大宮光陵高等学校や伊奈学園高等学校へ出張授業に行ったりしている。また、「高校生のための書道講座」を東京（板橋校舎）と地方で毎年開講している。

キャリア教育としては、「義務教育文字文化推進事業」を2012年度より開始し、埼玉県の小中学校の「書初め」指導に参画している。

いくつかのゼミにおいて研究発表（論文・制作）におけるグループディスカッションを行い、首都師範大学、天津美術学院、国立台湾芸術大学などの中国および台湾の協定校からの交換留学生在が各授業に出席することから、一部の授業では中国語を使用する授業を展開している(B4-2-23 d2-表16)。

学科のカリキュラム委員会を中心に学科協議会で常時議論し、教育課程の適切性について検証する体制を整えている(B4-2-23 d2-表19)。

(2) 経済学部

社会人としての健全な判断力、主体的に価値を創造する力、問題への適応と分析・発信力を養うことを目的として、①基礎教育科目、②専門教育科目、③全学共通科目を段階的・有機的に関連付けて配置している(A4-2-6 p.5~p.26、A4-2-16、A4-2-18)。

1年次の導入教育としての「基礎演習」では、文章作成やプレゼンテーション能力の開発、情報社会における新たな潜在的危険性の周知や利用マナーを指導する。

社会経済学科では、特にグローバル化に対応できる人材を育成するために、英語を始めとして、その他の言語教育を整え、「国際経済学」「国際経済システム論」のほか、米国、中国、韓国、ロシアに関する各国経済論を充実させている。

現代経済学科では、現実経済の分析力を培うために、「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済データ分析」「計量経済学」の各講座を学修段階ごとに配置している。

両学科の学生は、学科の垣根を越えて、現代金融の仕組みを理解するための「金融」および現代企業行動実態を知るための「企業会計」や、オムニバス形式の「日本の企業社会」を履修できる。また、各ゼミでは、毎期に予算計上されているゼミ・ヒヤリング制度を用いて卒業生や外部講師を招き、専門および社会常識に関する議論・懇談を行っている。

キャリア教育については、「日本の企業社会A・B」などの科目を開講している。「日本の企業社会A・B」では、現代社会の第一線で活躍している人たちを講師に招き、各企業・団体の経営戦略を中心に、オムニバスで講座を展開する。現代社会の課題や経済システムの理解を促し、学生の進路決定、職業選択の参考ともなるよう意図している。また、主体的な学び(アクティブ・ラーニング)のための科目として、専門ゼミの他に、情報検索・Powerpoint操作を含むITリテラシーの養成と、調査内容の発表を主眼とする「コンピュータネットワ

ークI・II」など、少人数制の演習型授業が開講されている。さらに課題解決型学習（PBL）の機会として、「演習成果発表会」を毎年開催している。専門ゼミの受講生は、「演習成果発表会」に参加することで、自ら課題を設定した上で、これまで学んできた理論や分析手法を使い、課題の解決という目標に向かって意欲的に学習に取り組む機会を得ている。国際化に対応した教育として、中国、韓国、東アジア、ロシア、中央アジア・モンゴル、中近東といった地域の経済を深く理解するための科目が開講されている。

（3）外国語学部

2015年度より導入した新カリキュラムの学科ごとの配置状況は、以下のとおりである。

＜中国語学科＞

中国語学科に入学してくる学生は、入学時までに中国語学習の経験がないものが大半である。そのため教学効果の高い、体系的な授業配置が求められる。入学時の英語プレースメントテストによって能力別の英語教育を行っており、1年次の「総合英語」「英語コミュニケーション」を必修科目とすることで、中国語と英語に通じた人材の育成を目指している。また、2年次と3年次へ進級する際には、中国語統一試験の成績による能力別クラス編成を行っている。

1、2年次の必修科目に「総合中国語」を配置し、中国語の「文型・語彙・会話」の基礎を固める。さらにヒアリング能力向上のために、音声学習に特化した「CALL中国語」も配置している。1、2年次のこうした必修科目には、中国語既習クラスが併設されており、中国語の学習経験のある学生にも対応できる。2年次にコースに分かれた後、「中国語・ビジネスコース」としては「ビジネス中国語」「中国語通信文」「中国語通訳法」等、「中国語・ITコース」としては「プログラミング」「ITリテラシー」「応用中国語電子ビジネス文章処理」等のコース選択科目が配置されている。

共通選択科目としては「中国語文法概論」「日中比較文化概論」「中国語コミュニケーション」「中国語文章表現法」といった、中国語の研究と実用の両面を考慮した科目が配置されている。また「中国語資格対策講座」を開講することで中国語検定試験の受験の一助としている。

学部共通科目としては「現地研修中国語」「インターンシップ実習」を配置し、留学やインターンシップを行った学生が単位を振り替えられる、国際化に対応した体制となっている。特筆すべきこととして、中国語学科主催のアモイ大学での研修には3学部9学科の学生が参加できるようになっており、「現地研修中国語」の単位を振り替えている（B4-2-23 d2-表15、d2-表16）。

ゼミは必修ではないが、ゼミを履修した学生は卒業論文やゼミ論文の作成を通じて、問題を自ら解決するアクティブ・ラーニングを行うことになる。

初年次教育については1年次に「教養基礎演習」が必修科目として配置してあり、大学で求められる知的作業の基礎を学ぶ（A4-2-7 p.30～p.36、p.58～p.61、A4-2-16、A4-2-19）。高大連携やキャリア教育については、特別な取り組みは行われておらず、今後検討すべき課題と言える。

教育内容の適切性に関する組織的な検証体制については、学科の教務委員が中心となり、夏休み前の「担任会議」で前期の教育内容の聞き取りを行い、それを学科協議会で検討することでカリキュラムの適切性に対する検証を行っている。また、次年度のテキストの選

定を担任会議で行うことで、学生に適切な教育内容を維持できるような体制となっている(B4-2-23 d2-表 19)。

＜英語学科＞

入学前教育として、推薦入学合格者全員を対象にeラーニングを実施し、英語基礎力を補充することでスムーズな初年次教育の開始につなげている。

基礎教育科目の必修科目として、英語の4技能(話す・聴く・読む・書く)を科目名に冠した「スピーキング1A」から「ライティング3B」まで16科目があるが、特長はライティングに関して1年次から3年次まで手厚く科目を配置していることである。これによりとくに発信力を強化することを狙っている。

専門教育科目の必修科目には、1年次の「ゼミナールIA」から4年次の「ゼミナールIVB」まで配置されている。初年次のゼミナールIA・IBでは、講義におけるノートテイキング、文献の検索、レポートの作成、プレゼンテーションなどにかかるスタディスキルズを中心に学ぶ。1、2年次は基礎的な演習としてクラス指定、3、4年次はより専門的な演習として学生が希望するゼミに所属する。ゼミナールは25名程度の規模であり、ディベートやグループ討論などのアクティブ・ラーニングが可能である。

同じく専門教育科目の必修科目として、「検定英語1AB～3AB」を配置しているが、これらの科目はTOEICテストの所定のスコアを取得することによる修得も可能である。専門教育科目の選択科目Aとして、「アドバンスト・イングリッシュ1AB、2AB」「スーパー・アドバンスト・イングリッシュ1AB、2AB」があるが、これらはTOEICテストの所定のスコアの取得を履修要件としている科目である。

専門教育科目の選択科目Bとして、7つの系(英語学系・英語教育学系・地域文化学系・社会科学系・観光学系・英独系・英仏系)に対応した多彩な概論科目と研究科目を配置している。「英語学研究1AB～7AB」「英語教育学研究1AB～4AB」「地域文化学研究1AB～8AB」「社会科学研究1AB～3AB」「ツーリズム研究1AB～3AB」「ドイツ語圏地域研究AB」「フランス語圏地域研究AB」などである。

国際化への対応として短期、中期、長期の留学制度の充実を図っている。留学先はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等である。ヨーロッパ2言語コースでは、教員が引率する短期現地研修(ドイツ・フランス)があるほか、長期の留学先として、英独系ではドイツ、英仏系ではカナダ(ケベック州)に派遣が行われている(B4-2-23 d2-表 15、d2-表 16)。

最後に、専門教育科目の自由科目として、「海外研修認定科目1AB～4AB」を配置し、留学した場合の柔軟な単位振替を可能にしている(A4-2-7 p.37～p.50、p.58～p.61、A4-2-16、A4-2-19)。

新しい教育課程を2015年度よりスタートさせたが、その適切性については学生の状況を観察しながら、教務委員会を中心に検証を行い、継続的に改善に努めている(B4-2-23 d2-表 19)。

＜日本語学科＞

日本語学科は日本人学生と外国人学生が共修する学科で、このことは本学科の存在意義の重要な一つである(B4-2-23 d2-表 16)。考慮すべきことは、日本語が母語であるかないかということが、外国人学生にとっては学習上の困難点であり、同時に日本人学生にとっては教育上有益な刺激でもあるということである。本学科のカリキュラムで、外国人学生に対して1・2年次に必修の日本語科目を配して日本語力向上を図ることは、困難点の解決を目指す

したものであり、同時に、2年次から「日本語特別演習」系列科目を3科目共修科目として配置したことは、日本語が母語である者とそうでない者が日本語を媒介として知的刺激を交わす場を、早い年次から設定したものである。同系列科目は、3年次以降も3科目配置されている。また、3年次に配した「日本語3A」「日本語3B」「日本語3C」は、日本人学生と外国人学生の双方に対して、日本語教育的観点においても日本語を見つめる学習機会を提供している。

3・4年次において、豊富な内容の「専門演習」(ゼミ)を提供している。教員の専門が多彩であることにより、以下の内容をゼミとして展開している。日本語学、応用日本語学、実験音声学・言語学、日本文学・日中比較文学、日中対照言語文化学、応用言語学、日本語教育学、比較文化学、日本語情報処理。これらは言語・文化を幅広く包括した内容を世界に発信できる人材の育成に寄与できる内容である。

初年次教育としては、必修の「日本語学基礎演習」が重要な役割を果たしている。専門資料の読み方、レジュメの作り方、口頭発表のしかたなど、上位年次につながる大学生としての学びの技法を教育している。教職実践における武蔵越生学校との交流、日本語学校における実習が近年継続されているので、これらを高大連携の方向に拡張する模索をしている。

キャリア教育については、全学共通科目と国際関係学部の「キャリアデザイン1」「キャリアデザイン2」に加えて、学科の専門科目として「キャリアデザイン3」を開講している。アクティブ・ラーニング、PBL型授業については、ディスカッション、グループワーク、個人またはグループでの発表がほぼすべての科目において、取り入れられていると言ってよい。講義形式の座学のみという内容は、今やほとんどないと言ってよい。国際化に対応した教育については、日本語学科の学生構成そのものが国際化の具現化した存在である。すなわち、学生定員の3分の1が留学生定員であり、1年次から、語学関係以外の科目では、留学生と日本人学生が席を並べて学び、授業科目においても、「現代日本事情」「異文化コミュニケーション演習」「異文化コミュニケーション論」をはじめとして、日本とそれ以外の文化の違いを認識し学ぶ内容の科目が開講されている(A4-2-7 p.51~p.61、p.58~p.61、A4-2-16、A4-2-19)。

教育内容の適切性については、カリキュラムの適切性と効果的な運用について、教務委員と学科主任が中心となって検討し、その提案をもとに学科協議会において改善している(B4-2-18、B4-2-23 d2-表19)。一例を挙げれば、伝統文化を実体験できる「日本文化特別演習1、2」の制度と内容の改善、留学生と日本人学生の共修日本語科目「日本語特別演習」系列の内容の充実、外部の日本語力検定試験の受検推進などを実現し、教育課程の編成・実施方針に基づき、学科目編成とその効果的な運用に腐心して、日本語学科にふさわしい教育を提供していると考えられる。

(4) 法学部

学科ごとに2015年度より実施している新カリキュラムを中心に記述する。

<法律学科>

基礎教育科目では、英語科目(8単位)と1年次配当の「文章表現法AB」(2単位)の計10単位を必修としている。外国語のうち、法律学科はとくに英語を重視し、「現代英語AB」

を3年次に配置して英語力の強化を図っている。自由科目としては「コミュニケーション英語」のほか独・仏・中の未習外国語、情報関連科目を設置し、国際化・情報化の時代に定める基礎の習得を促している。

全学共通科目では、クラス指定の必修科目「法学（法律学入門）AB」で法学の基礎的知識の定着を図るほか、他科目6単位の履修を義務づけて、幅広い教養を修得するよう奨励している。

専門教育においては、法律の各分野について高度に専門的な知識の教授が必要となるため、法律学科は相対的に専門教育科目の比重を高く設定している。卒業要件単位124単位のうち専門教育科目は必修30単位、選択64単位の計94単位（約76%）を占めている（A4-2-8 p.17～p.36、A4-2-16、A4-2-20）。

1年次においては「現代社会と法 AB」を少人数クラスによる演習形式の必修科目として履修させ、読解力の向上、資料収集やレポート作成などアカデミック・スキルの育成を図る初年次教育に力を入れている。基幹科目である憲法、民法、刑法についてはそれぞれ「憲法 1A・1B」「民法 1A・1B」「刑法 1A・1B」の科目名でクラス指定の必修としている。民法と刑法については2年次においてもそれぞれ「民法 2A・2B・2C・2D」「刑法 2A」としてクラス指定の必修科目としている。他の法律分野に関する科目は選択科目として2年次と3年次に配置し、基礎的知識に関わる授業は「行政法 1A・1B」「国際法 1A・1B」「会社法概説 A・B」などの名称で2年次に、より高度な内容については「行政法 2A・2B」などの名称で3年次に配当している。訴訟法なども3年次に配置し、法体系と授業内容の専門性に応じた段階的な学修が可能となるよう配慮している。また経済学や政治学などの隣接科目も選択科目として設置し、総合的な視野の育成を図っている。

キャリア教育については、3年次に「法学特殊講義 1C・1D」を開講し、諸資格取得に向けた実践的教育を行っている。また、1年次からキャリア形成に向けた自覚を促すべく、キャリアデザインに応じた進路別ないし資格別の履修マップを作成し履修指導を行っているほか、毎年2年生と3年生を対象に、法律職に関わる講演会を開催している。

国際化への対応として、前述のとおり、基礎教育科目において英語力の強化を図るカリキュラムを編成していることに加えて、独・仏・中の未修外国語の履修を促している。また、海外での語学研修等に参加した学生について海外の大学で取得した単位について本学の卒業単位として単位認定を行うほか、奨学金留学の制度を設けて、学生の海外での勉学の機会を持つことができるようにしている（B4-2-23 d2-表 15）。

＜政治学科＞

基礎教育科目では「英語 ABCD」（計8単位）を1～2年次の必修としている。自由科目として「コミュニケーション英語」「英語 CALL 演習」を設けて英語学習を奨励しているほか、専門教育科目として開講される「海外地域政治研究」に対応して、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、コリア語の科目を設置している。

全学共通科目ではクラス指定の必修科目「政治学 AB」で、政治学の基礎について30人以下の少人数教育を行っている。政治学という学問の性格上、学習には幅広い知見が必要であるため、全学共通科目の履修をとくに奨励し、計20単位の履修を義務づけている。

専門教育においては、卒業要件単位124単位のうち専門教育科目は82単位（66%）を占めている。必修科目の「憲法 AB」などを除き、ほとんどを選択科目として、以下に記す大

枠の中で、学生の主体的選択と学びを保証している(A4-2-8 p.37~p.56、A4-2-16、A4-2-20)。

旧カリキュラムの下でコース必修およびコース共通としていた科目を基幹選択必修科目と位置づけ、25の授業科目を政治外交史・政治理論・行政・国際・地域の5部門に分類して、各分野から4単位、計20単位の履修を義務づけている。このうち政治外交史と地域の部門は1年次に、他は2年次ないし3年次に配置し、授業内容の専門性に応じた段階的学習に配慮している。思想史や比較政治学など他の政治学科目は展開選択科目として、26単位以上を自由に選べるようにしている。さらに他系列選択科目として法律学・経済学・社会学・情報学の四系列の科目を設置し、情報学系列から4単位、他の三系列からそれぞれ8単位の計28単位の履修を課して、幅広い知見と視野の育成を図っている。

初年次教育として、「政治学 AB」と同一のクラスで必修科目「入門演習 AB」を開講し、それぞれの担当教員が連携を図りつつ、資料収集やレポート作成などアカデミック・スキルの育成を図っている。

キャリア教育としては「政治学インターンシップ AB」を開講し、東松山市役所と板橋区役所でのインターンシップを実施しているほか、毎年11月、2年生を対象にキャリアデザイン講演会を開催している。

国際化に対応する教育として、14の地域・国の歴史と現状を扱う「海外地域政治研究」を開講するとともに、英語による授業「Political Studies in English AB」を設けて学生のニーズに応えている。奨学金留学生も毎年1名ずつ送り出している(B4-2-23 d2-表15)。

両学科ともに3~4年次生を対象に、通年科目「専門演習」を設置している。演習科目では、1・2年次開講の少人数クラスの各種演習科目を含め、4年間を通じて、アクティブ・ラーニングの手法に基づき、学生の主体的な学習姿勢と発信・対話力、問題解決に取り組む力と創造力の育成を図っている(A4-2-8 p.57~p.60)。

教育課程の編成については、両学科ともに学科主任を責任者とする教務・FD委員会において継続的に検証し(B4-2-23 d2-表19)、さらに教育内容については、法律学科では「現代社会と法 AB」および「基本法学概論 AB」の担当教員が、政治学科では「政治学 AB」の担当教員がそれぞれ定期的に情報を交換して授業運営について検証している(B4-2-18)。

以上、教育課程の編成・実施方針に基づき、法学部に相応しい教育を提供していると考えらる。

(5) 国際関係学部

本学部の最大の特徴はアジアを中心とした地域研究であり、基礎教育科目・専門教育科目ともアジア関連科目を数多く配置し、アジア研究で豊富な実績をもつ教員が担当している(A4-2-9 p.14~p.38、A4-2-16、A4-2-21)。地域研究科目は、アジア4地域(東アジア・東南アジア・南アジア・西アジア)のそれぞれについて、「東アジアの政治と国際関係」「グローバル化の中の東南アジア経済」「現代南アジア経済論」「中東・地中海世界の風土と経済」など社会科学系の科目、「東アジア史」「東南アジアの芸能」「南アジアの宗教と生活文化」「西アジアのこぼと文化」など人文科学系の科目が、合わせて56講座開かれている。

また、2015年度からのカリキュラム改正により、「オセアニア社会論」「トルコ社会論」

「アフリカ文化論」「中央アジアの社会」「シルクロード文化論」など、アジア4地域の周辺・関連地域の科目が補充されるとともに、言語文化講座の選択言語にかかわらず、アジア全域の地域研究科目を興味や関心に応じて学ぶことができるようになった。さらに、地域に限定されない科目として、「アジア人口論」「難民研究」「私たちの『食』とアジア」「アジア文学論」「アジア法」「比較芸術学」などが国際関係各論、比較文化各論として設定されている。

選択必修の言語科目（言語文化講座）は、中国語・コリア語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語・ヒンディー語・ウルドゥー語・ペルシア語・アラビア語・英語の10言語。他の言語科目としては、必修科目の総合英語、選択科目の英語講座1～10（「スピーチとディベート」「英語で学ぶ比較文化」「English for Business」「Asian Peace and Security」等）、アジア言語講座として、中国語（言語文化講座で中国語以外の言語を選択した学生が履修できる）・タミル語などが開講されている。

初年次教育については、20名以下の少人数クラスで実施される、学部独自に開発したテキスト『チュートリアル』を用いた導入教育（入門ゼミ）が定着している。この授業のねらいは、アジアを素材に、資料の読み方、資料検索法、レポート作成法、プレゼンテーションの技法など、大学で求められる学問の作法を1年次から身につけることである。また、推薦入試による入学者には「入学前教育」を実施しているが、出題する課題は、大学入学後の教育に速やかに適応できるような学習内容を教務委員会および英語教育委員会が検討している。高大連携については、埼玉県立坂戸高等学校の生徒の学部イベントへの参加が定着しつつあり、「出前（出張）講義」など、本格的な高大連携に向けての協議が進行中である。

前述のカリキュラム改正により「キャリア講座」が新設された。初年次チュートリアルの後期には、共通のテキスト（ベネッセ編『My Career Note I (Advance)』）を活用したキャリア教育が実施される。キャリア・デザインのための「キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ」、スキルの向上をめざす「TOEIC 対策講座Ⅰ・Ⅱ」「情報Ⅰ・Ⅱ」「世界遺産講座」「問題解決学入門」、現場を知ることが目的とした「企業と雇用」「NGO 活動論」「旅行産業論（PBL）」「地域文化の探求（PBL）」、アジアで修行する「インターンシップ・イン・アジアⅠ・Ⅱ」など、多彩な科目が開講されている。

新カリキュラムでは、「主体的な学び（アクティブ・ラーニング）」のための講座が導入された。大教室で行う必修科目が大幅に削減され、学生は、必修の専門演習（ゼミ）の他に、複数の少人数制の演習型授業（テーマ研究）への参加が可能になる。大人気の科目「アジアの身体とパフォーマンス」は半期から通年開講に。企業や自治体との連携による課題解決型の授業（PBL・TBL）を導入し、問題解決力や「社会人基礎力」を鍛えるとともに、「学生による企画・参加・実行型の活動」を奨励するために、学部行事の運営や学内外の課外活動（ボランティアなど）をDACIX（Daito Asian Communication Index）制度により単位認定している（B4-2-11）。4時間相当の課外活動に対し1ポイントを付与し、20ポイントごとに2単位を認定できることになっている。

国際化に対応した教育としては、学部設置時から実施してきた現地研修がある（B4-2-23 d2-表15）。これは専門教育科目のなかの主専攻地域（東アジア・東南アジア・南アジア・西アジア）で、2年次に3～4週間の短期研修を行うもので、専任教員が引率する。上海師範大

学（中国）、高麗大学校（韓国）、ベトナム国家大学ハノイ（ベトナム）、バジャジャラン大学（インドネシア）、ジャワハルラール・ネルー大学（インド）など、アジア9カ国の協定校での語学研修とともに、現地の政治・経済・文化・社会などを学び、体験することがねらいである。現地研修は、選択科目であるが、本学部の理念をよく体現したプログラムで、研修制度を導入した1988年から2015年度まで、延べ4602人が参加している。その他、英語圏への留学にそなえた科目「海外留学準備講座」などが開講されている。

教育内容については、2006年度「特色GP」の選定理由で「体系的でよく練られたアジア重視型プログラムである」と評価されているが、その後も、学生の状況や「社会人基礎力」（ジェネリックスキル）の育成などの社会の要請に対応すべく、教務委員会、国際交流委員会など学部内各種委員会で継続的に検証を行い、改善に努めている（B4-2-18、B4-2-23 d2-表19）。

以上、教育課程の編成・実施方針に基づき、国際関係学部に対応しい教育を提供していると考えられる。

（6）経営学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、両学科とも課程に対応しい教育内容を提供している。

経営学科では、ビジネスに求められる問題発見・分析・解決能力を身につけること、および経営に必要な資金の調達と運用についての処理・報告とその結果の分析方法を身につけることを目的としている。このような目的を達成するために、経営学科では「財務諸表AB」「経営管理論AB」「経営戦略AB」「マーケティングAB」「管理会計AB」といった科目を置いている（A4-2-10 p.22～p.25、A4-2-16、A4-2-22）。

企業システム学科では、企業で発生する問題に、よりシステマティックにアプローチすることを目指しており、戦略的思考を組み込み、諸問題を解決へと導く創造力を身につけるために、グループ学習や現場での体験を重視している。そのために「問題解決法AB」「インターンシップ講座」「インターンシップ実習ABC」「経営システム論AB」「マルチメディア表現AB」「意思決定AB」といった科目を設置している（A4-2-10 p.26～p.30、A4-2-16、A4-2-22）。

両学科共通の初年次教育として、基礎教育の必修科目に「基礎演習」を配置している。「基礎演習」は少人数制で行い、導入教育（図書館の利用方法、文献読解、レポートの作成方法、パワーポイントによる発表など）の充実を目的としている。また、大学に来なくなる学生に対する措置として、教務委員会および学科主任が「基礎演習」の出席日数が少ない学生および当該学生の保護者に対し、文書を送付している。

講義を通じて得た専門的知識をアウトプットする場として、「学生懸賞論文大会」を開催し、また「起業アイデアコンテスト」の運営にも携わっている。加えて「専門演習ⅠⅡ」の一環として「パーソナルコンピュータ利用技術学会」に参加したり、他大学との合同ゼミを行ったり、「全国大学対抗簿記大会」に出場したりといった活動を行っているゼミナールもある。

高大連携に配慮したものとしては、基礎教育の必修科目に「情報処理の基礎AB」を配置し、高校で必修化された「情報」科目との連携を図っている。さらに高校から依頼を受けての出張講義も適宜行っている。

キャリア教育に関しては、「インターンシップ講座」「インターンシップ実習 ABC」が開講されていて、全学的に見ても最も積極的に取り組んでいる。他にも「企業と経営者 AB」や経営学部が主体となって開講している「ニューベンチャー講座」など、実際に企業経営に関わる方々の体験を踏まえた話を聞くことができる機会が数多くある。

国際化に対応した教育としては、言語科目のほか、専門教育科目において、「国際企業 AB」「貿易論 AB」「国際会計 AB」「国際法 AB」「外国書購読」「インターンシップ実習 BC」を開講している。「海外インターンシップ B」は、アメリカで現地の企業を訪れて課題を発見・解決策を提案しながら実践する研修や英語研修を組んでおり、異文化理解力と語学力を高める機会となる（2015年度参加者は全学部で8名）(B4-2-23 d2-表15)。

さらに税理士、中小企業診断士、公認会計士、情報処理関連の資格取得に対応する様々な授業を開講している。

2016年度から経営学部は、経営学の多様な分野について学ぶことができる経営学科の1学科4コース制となる。社会のニーズ、学生のニーズに応えるように各コースに様々な専門科目を設置している(B4-2-12)。

マーケティングコースでは、消費者のニーズを形にする知識を得ることを目的とし、「マーケティングマネジメント AB」「消費者行動 AB」など、広告・製品企画者、販売管理者、ビジネス戦略策定者を目指す学生に対し適切な科目を提供する。知識情報マネジメントコースでは、経営的な視点からデータを分析する知識を得ることを目的とし、「ナレッジマネジメント方法論 AB」「戦略情報意思決定論 AB」など、知識と情報を活かせる企業人を目指す学生に対し適切な科目を提供する。会計コースでは、会計のプロとして企業を支える知識を得ることを目的とし、「財務会計 AB」「管理会計 AB」など、税理士・公認会計士など会計のプロを目指す学生に対し適切な科目を提供する。経営コースでは、企業を動かすために課題を解決する知識を得ることを目的とし、「経営戦略 AB」「経営組織 AB」など、エグゼクティブ、経営者、起業家を目指す学生に対し適切な科目を提供する。

教育課程の適切性については、教務委員会でシラバスチェックや『履修の手引』の改訂を行うことで適宜検証している (B4-2-18、B4-2-23 d2-表 19)。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づき、経営学部に対応しい教育を提供しており、1学科4コース制となる2016年度からも継続して適切な教育を提供することができる。

(7) 環境創造学部

環境創造学部は、生活環境の改善に必要な具体的改革案を提案できる能力を育成するために、理論と実践を重視している。初年次教育では、コミュニケーション能力と国際性の育成として、情報教育と語学教育を重視している。すなわち、必修科目の「情報活用能力」では表計算ソフト、ワープロ、およびプレゼンテーションソフトの活用能力の習得、必修の英語科目「コミュニケーション英語Ⅰ,Ⅱ」「環境問題英語Ⅰ,Ⅱ」では国際性を養うこととなる。さらに、「入門ゼミ」では、身近な問題を題材として現地調査の仕方、本の読み方、レジュメの作成方法等の、調査・分析・プレゼンテーション能力の基礎の習得を目標としている。その成果は例年12月に行われる1、2年生を対象としたゼミ発表会で発揮されて

いる。

基礎教育科目の『社会科学の基礎』群では、「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「社会調査」「基礎法学」など、社会科学の専門科目に進む上で基礎科目の習得を、『生涯設計の基礎』群では、「くらしと税金」「くらしと金融」および「民法」など、社会人として必要な知識の習得を、『エコロジーの基礎』群では、「生態学」や「物質循環論」のように、環境問題を取り組む上での自然科学の基礎の習得を、それぞれ行う。2年次からは、各自の関心に応じて専門性を高めると同時に、専門ゼミにより複合的な科学を学ぶために、「都市環境」「福祉環境」「環境マネジメント」のコースに分かれ、それぞれ、都市の生活の質を改善する能力、福祉の現場を支える能力、地球環境問題の解決能力の習得を目指すこととなる。

2013年度導入のカリキュラムでは、初年次教育とキャリア教育との導入に力点が置かれた。早い時期にキャリアデザインの意識を持たせるために、1年生を対象に、「キャリア形成と人生」を開講した。また、資格取得を重視して、英語科目として TOEIC や英語検定の得点アップを目的とする「TOEIC 対策英語」や「英検対策英語」の導入、情報教育ではITパスポートに準拠した「環境科学入門」等の科目の導入を行った。さらに、「環境学入門 A、B」ではエコ検定、「環境生物学」ではビオトープ管理士、「福祉住環境講座」では福祉住環境コーディネーターの資格対応の科目を導入し、実践に重きを置く科目を増やした。また、アクティブ・ラーニングの充実として、「内外研修 A～E」や「福祉環境フィールドワーク A～D」のように、積極的な学生が複数の研修・実習に参加できるように設定した。また、「インターンシップ」や「ボランティア」等の科目を設け、教員の指導の下でインターンシップやボランティアを行った学生に対して単位認定ができる制度を導入した(A4-2-11 p.58～p.76、A4-2-16、A4-2-23)。

高大連携、就学前学習の取組みとしては、AO入試を含む推薦入学者を対象として、小論文添削を導入して、入学時の学力格差の是正に努めている。

教育課程の適切性については、教務委員会で毎年行われている『履修の手引』の編集の際に、適宜検証している(B4-2-23 d2-表19)。

(8) スポーツ・健康科学部

教育課程の適切性については、両学科の教務委員会等において継続的に検証を実施し、カリキュラム編成に反映させて学士課程教育に相応しい教育内容を提供するよう努めている(B4-2-18、B4-2-23 d2-表19)。

国際化に対応した教育活動の一環として、正課授業とは別に、スポーツ・健康科学部が協定を結んでいるオランダのノヴァ大学 CIOS 校と国際交流事業を推進し、2014年7月、2015年5月に CIOS 校教員が本学部を訪問し、約2週間の滞在中に本学部生に講義を行った。また、毎年度11月に本学部教員の引率により、学生十数名がオランダへ渡航、CIOS 校を訪問のうえ現地で交流活動を行っている(B4-2-23 d2-表15)。

以上は両学科共通のものである。学科ごとの教育課程の編成は、以下のとおりである。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科は、初年次教育として、1年次開講の「フレッシュマンセミナー」において、大学で専門的内容を学ぶための基礎学力の確認と努力の方向性を確認し、日常生活上のマナーやソーシャル&コミュニケーションスキルの要点について学ぶとともに、大学

への帰属意識の向上を図っている。また、キャリア教育として、2年次開講の「スポーツキャリアセミナー」において、卒業後の自分の進路について考える機会を提供し、そこに到達するためには何をしなければならないのかなどについて考え、進路選択につなげていくことをめざしている。

専門教育では、学科の教育研究上の目的に基づき、スポーツ科学の諸理論を学習する講義系科目とスポーツ技能の習得を目指す実技系科目を基礎として、スポーツ指導に必要な知識・技術を学ぶコーチング系演習科目、スポーツ科学各分野について実験・実習を通してより高度な理論、その実践現場への応用を学ぶ演習系科目が開講されている(A4-2-12 p.44~p.52、A4-2-16、A4-2-24)。

国際化への取り組みの一環として、野外活動演習(ウィンター)の授業においてダイビング実習をサイパン島で実施し、本学部が国際交流協定を締結している現地の北マリアナ大学を訪問し交流活動を行っている。

<健康科学科>

健康科学科は、初年次教育として、入学直後の「健康科学基礎演習」でのフレッシュマンセミナーにおいて、大学生としての日常生活上のマナーやコミュニケーションスキルについて学ぶ機会や、専門科目担当教員および資格科目担当教員による講演を通して将来の進路選択について自ら考える機会を提供している。また、高大連係を活用した吹上秋桜高校による化学および生物講座を課外授業として、定期的に毎年開講し基礎学力の充実に努めている。「健康科学基礎演習」では、主体的・自主的な学びを実践できるための基礎的能力(スキル)の向上を図っている(A4-2-12 p.62~p.71、A4-2-16、A4-2-24)。

さらに、キャリア形成支援・就職支援ガイダンスを適宜開催している。健康科学科で学習する科目および取得できる国家資格(臨床検査技師、食品衛生監視員、作業環境測定士Ⅱ種)の概要、また国家試験対策についてガイダンスを行い、より明確な将来観を学生に持たせることで、2、3、4年次に順次性・体系性のある学習ができるような専門科目教育と資格科目教育を提供している。

《大学院》

(1) 文学研究科

文学研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している(A4-2-2 第5条の3別表1、A4-2-16、A4-2-25)。各専攻の教育内容は次のとおりである。

日本文学専攻は、古典文学Ⅰ(上代・中古)・古典文学Ⅱ(中世・近世)・近代文学・日本語の4つのセクションを設けている。各セクションに、1ないし2の講義科目(「古典文学Ⅰ特殊研究」等)と1ないし2の演習科目を置き、偏りなく日本文学・日本語学の知識を習得できるように配慮している。さらに、関心に応じて履修できるように、「中国文学研究」「文化史研究」「比較文学研究」、外国語などを関連科目として用意している。博士課程前期課程では、原則として5科目以上の講義科目と3科目以上の演習科目の単位を取得しなければならない。1名の演習担当教員の指導のもとで、修士論文の作成に当たる。

博士課程後期課程では、1名の演習担当教員の指導のもとで、博士論文の作成に当たる。

教育内容の適切性に関しては、専攻委員会で協議し、改善に努めている（B4-2-23 d2表19）。

中国学専攻は、哲学・文学・史学の3つのセクションを設けている。各セクションには特殊研究と演習とを複数置いて、哲学・文学・史学の各分野の諸問題が、幅広く学べるように配慮している。とりわけ、古典文献読解能力の涵養につとめている。また関連講義科目「国文学特殊研究」「文化史特殊研究」および外国語科目を置いて、様々なニーズに対応している。**博士課程前期課程**では、いずれの分野を専攻とする場合にも、少なくとも1科目以上「哲学」「文学」「史学」の3分野から履修することを求めている。また専攻する分野の「演習」科目において、あわせて修士論文制作の手順・方法の指導を行っている。

博士課程後期課程では、演習科目を履修するとともに指導教員の下で、博士論文制作を目指す。

教育内容の適切性に関しては、専攻委員会で協議し、改善に努めている（B4-2-23 d2表19）。

英文学専攻修士課程は、学部で培った知識をもとに専門性を深め、英文学・米文学・英語学・英米文化の4つの分野で、学際的な視野に立ち、総合的な研究能力を高めることを目指している。4つの分野の特定の科目群に偏ることなく、広く学際的に学び英語文化圏の高度の知識を修得することを目指している。これら4分野の学習内容は、専門分野の教員による全体指導と個別指導を通じて、学生の自発的な研究を促し創造的な修士論文作成へとつながることを目指している。

上記4つの分野の開講科目は、「英文学特殊講義（一）～（四）」「英文学演習（一）～（四）」「英語学特殊講義（一）～（二）」「英語学演習（一）～（二）」「アメリカ文学特殊講義（一）～（二）」「アメリカ文学演習（一）～（二）」「英米文化特殊講義（一）～（二）」「英米文化演習（一）～（二）」である。これに加え、「研究方法論」によりテーマの選定、文献検索と資料の活用、英語論文作成等についての徹底的個別指導による添削・論文作成指導を行っている。これらの科目群により修得した専門知識と創造的思考力は海外留学によって深められ、社会において活かせる人材を育成することが目的である。

本専攻の特色のひとつは、毎年、学生はイギリス、アメリカを中心とした大学や研究所等の研究機関に留学し研究をしていることである。学生は作成中の修士論文の内容を海外の研究機関で更に深めることができている。

教育内容の適切性に関しては、専攻委員会で協議し、改善に努めている（B4-2-23 d2表19）。

書道学専攻は、書跡文化財・書学・書作をコアとする学術領域からなり、「書跡」に対して歴史的価値と芸術的価値の双方を考究するため、中国書学系・日本書学系・書跡文化財系の3つの領域が相互に密接な関係を保ちながら、それぞれの立場で学術研究の進展を図ることを目指している。本専攻は、各学術領域を専門とする9名の専任教員が演習・講義・論文作成指導に当たっている。**博士課程前期課程**では、演習科目に「中国書学演習」「日本書学演習」「中国書法演習」「日本書道演習」「書跡文化財学演習」があり、必修に位置づけている。書道学を専攻する学生たちは、研究テーマに即した演習担当の指導教員の下で、専門分野に関する研究を深め、修士論文および修了作品にまとめていく。また、「中国書学・書法特殊研究」「中国書法文化特殊研究」「日本書学・書道特殊研究」「日本書道文化特殊研究」「文化財保存学特殊研究」「文化財保存修復特殊研究」等、関連の講義科目が選択必修である。

博士課程後期課程では、「中国書学演習」「日本書学演習」「書跡文化財学演習」の演習

科目が必修である。専攻する学生たちは、研究テーマに即した演習担当の指導教員の下で、専門分野に関する研究を深め、博士論文にまとめていく。

本専攻の大きな特色は、前期課程において修了作品として提出した作品を中心とし、学外の美術館で作品発表を行うことである。

教育内容の適切性に関しては、専攻委員会で協議し、改善に努めている（B4-2-23 d2-表19）。

教育学専攻修士課程は、2つの目的をもって設置された。それは、(1)教育の現実や実際に深い理解を有する教育学研究者の養成、(2)高度な知識や技能をもった教育者の養成、である。(2)に関しては、学部を卒業して進学してくる者を新規の教員として養成するほか、現職教員を受け入れて、その研究・教育力量をレベルアップする再教育・再研修の場としても機能している。

本専攻は、研究と実践とを様々なかたちで架け橋したカリキュラムにより、今日の日本の教育界が求めるすぐれた研究者と教員を輩出している。

上記の目的を実現するために、本専攻では3つのコース（教育思想・制度、教授・学習、認知・発達）を設け、教育学・心理学・教科教育学・図書館学などを専門とする17名の専任教員が講義、演習、研究論文作成指導に当たっている。修士課程1年時にはそれぞれのコースへの入門、導入科目として「思想・制度演習」「教授・学習演習」「認知・発達演習」を設け、研究へのいざないとしている。また、研究指導については1年次より「教育学研究指導Ⅰ」、そして2年時には「教育学研究指導Ⅱ」を通して丁寧に指導する体制が整っている。このような体制の下で院生は、指導教員の指導を通して、各自の専門分野のテーマに関する研究を深め、論文にまとめていく。

本専攻の教育課程の適切性については、教育学専攻のカリキュラム委員会、研究指導委員会、研究企画委員会などを通して改善の余地がないか、議論を行っている（B4-2-23 d2-表19）。学部からの大学院への進学者の増加と、現職教員の増加により、実践的でなおかつ基礎的研究を踏まえた研究論文執筆が可能となるよう、論文指導体制を整えている。

（2）経済学研究科

教育内容の適切性については、経済学研究科委員会において継続的に検証が行われ、カリキュラム編成に反映されている（B4-2-18、B4-2-23 d2-表19）。

博士課程前期課程のカリキュラムは、現代社会の多様なニーズに応える充実した大学院教育を実施するため、また学生の進路選択と研究課題に対応するため、研究指導（演習）科目では「理論経済学研究指導Ⅰ、Ⅱ」「経済史研究指導Ⅰ、Ⅱ」「通説論研究指導ⅠⅡ」など10の科目が開設されている。講義・実習科目では、「マクロ経済学」「ミクロ経済学」「計量経済学」をはじめとする経済学全般にわたる多様な講義科目と、「通説実習A～F」の実習科目が開設されている。また、「外国文献研究A、B」「文献調査研究」により学生の論文作成や研究活動を支援する体制を整えている（A4-2-2 第5条の3別表2、A4-2-16、A4-2-26）。

公共政策学専修コースでは、「経済政策研究指導Ⅰ、Ⅱ」など4つの演習科目と「公共経済学」「金融」など多様な講義科目が開設されている。

博士課程後期課程では、経済学専攻分野における研究者として自立した高度専門職業人・社会人を育成するため、研究指導（演習）科目では「理論経済学研究指導Ⅰ、Ⅱ」、「経済史研究指導Ⅰ、Ⅱ」など7つの科目が開設されている。講義・実習科目では「マクロ経済

学研究」「ミクロ経済学研究」など7の科目が開設されている。

近年、経済学およびその関連領域の研究内容およびその水準が高度化してきており、経済学研究科の若手・中堅教員（30～50代の専任教員）を中心に、国内はもとより海外での国際学会等に積極的に参加し、研究発表を行うなど、先進的な研究に取り組んでいる。これらは本学における経済学研究に大きく貢献するとともに、他から大きな評価を得ている。また、当然のこととして、これらは学生に対する教育・研究指導に十分生かされている。さらに、学内においては若手・中堅教員が主体となって、ほぼ毎週金曜日の午後にはランチタイムセミナー（経済研究所が主催し、公開で行われている）が実施され、最先端の経済理論、経済問題等を取り上げて学内外の講師が報告し、熱心な議論が行われ、研究活動が推進され、教育の展開に反映されている。

（3）法学研究科

本研究科は、大学院学則および教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい専門分野の高度化に対応した幅広く、懇切丁寧な教育を行っている（A4-2-2 第5条の3別表3、A4-2-16、A4-2-27）。

法律学専攻博士課程前期課程では、専攻科目は公法・行政関係法学、刑事関係法学、市民生活関係法学、企業関係法学、国際関係法学、基礎法学に分かれ、学ぶ者のニーズを考えた幅広く多様な科目を提供している。関連科目としての「現代社会における法と情報特殊講義」は、情報化社会の要請を受ける形で設置されたものであり、前期課程1年生に対して必ず履修するよう指導を行っている。また、近年法律学の分野においては環境や医療などの学際的な内容が注目されているが、「総合演習」においては、二人の教員がペアを組み、それぞれの専門分野を活かした学際的な内容を講じている。

博士課程後期課程では、憲法研究指導・民法研究指導・民事訴訟法研究指導・商法研究指導・経済法研究指導・法哲学研究指導をはじめとする各種法部門の特殊研究が開設されて、高度で多様な研究を必要とする社会の需要に込えている。

政治学専攻博士課程前期課程では、従来の政治学における知的蓄積を踏まえながら、新しい変化に対応できる研究や方法論の開発を目指している。その対象領域は、「現代地方政治特殊講義」「現代地方政治演習」などの地域レベルから「国際関係論特殊講義」「国際関係論演習」などのグローバル・レベルにまでおよぶ。

博士課程後期課程のカリキュラム体系の基本的コンセプトは、「歴史」と「現代」、「思想」と「政策」、「地方」と「国際」などのように、複眼的視座に基づいて政治現象の全体像を把握しようとするものである。そのために、政治学や政治思想史と現代政治分析の研究科目を並立させ、地方政治、比較政治、国際政治の各領域をもカバーしている。さらに政治制度や政治過程といったハード面から政治文化やメディアといったソフト面にいたるまで多岐にわたる研究ができるような科目構成となっている。

また、関連科目として「法制史特殊講義」および「現代社会における法と情報特殊講義」が設置される一方、専攻科目に「総合演習」が設置されている。とくに、「現代社会における法と情報特殊講義」は、情報化社会の要請を受ける形で設置されたものであり、前期課程1年生に対して必ず履修するよう指導を行っている。「総合演習」においては、二人の教員がペアを組み、それぞれの専門分野を活かした学際的な内容となっている。さらに、教

育内容の国際化の要請を受ける形で、2014年度に英米法特殊講義・英米法演習（いずれも前期課程）を開設した。

教育課程の適切性については、法律学専攻協議会、政治学専攻協議会において議論、検討、改善がなされ（B4-2-18、B4-2-23 d2表19）、その改善の成果は研究会委員会において承認される。

（4）外国語学研究科

外国語学研究科は、大学院学則および教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい専門分野の高度化および多様化に対応した教育内容を提供している。各専攻の教育内容は次のとおりである。更に専攻の科目に加え共通科目を設けて、外国語学・外国語教育学はもとより、必要とされる学際的な関係領域についても総合的に履修できるようにカリキュラムを編成している（A4-2-2 第5条の3別表4、A4-2-16、A4-2-28）。

中国言語文化学専攻博士課程前期課程は、中国語学・中国語教育学・中国文化学を3つの核として理論と応用の両面から総合的に研究し、高度な専門知識と中国語運用能力を身につけた研究者・職業人の育成および中国語教員の養成・再教育に主眼を置いている。そのため、専攻科目に「中国言語文化学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「中国言語文化学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」という講義と演習からなる科目群を、実習科目に中国語運用能力の高度化をはかる「中国語コミュニケーション実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」を配置している。また、英語学専攻、日本言語文化学専攻との共通科目として、「言語学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」「対照言語学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「第二言語習得理論」「社会言語学特殊講義」「情報文化論」など13科目を開講している。

博士課程後期課程は、前期課程での研究成果を基礎として、さらなる研究の深化をはかるために、演習科目として「中国言語文化学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」、講義科目として「中国言語文化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」を配置している。

英語学専攻博士課程前期課程は、専攻分野と関連領域についての専門知識・技能・研究能力を高め、専門性が求められる職業を遂行するための能力を身につけることができるよう、次のような科目群を置く。専攻科目として、英語学・英語教育学・言語文化学等にかかわる講義科目「英語学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「英語教育学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「言語文化学特殊研究Ⅰ・Ⅱ」「通訳・翻訳コミュニケーション特殊研究」「ヨーロッパ言語文化学特殊研究」を、演習科目として「英語学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「英語教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「言語文化学演習Ⅰ・Ⅱ」、実習科目として英語力の高度化をはかる「異文化コミュニケーション実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ」を開講している。中国言語文化学専攻、日本言語文化学専攻との共通科目は前項で述べたとおりである。

博士課程後期課程は、演習科目として「英語学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「英語教育学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、講義科目として「英語学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「英語教育学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」を配置し、さらなる研究の深化をはかっている。なお、大学院設置段階では、3分野の一つとして「英米言語文化学」の名称を使用していたが、ニュージーランドなど「英米」以外の英語圏も対象としており、また、近年、フランス・ドイツを中心とした欧州の言語文化にも対象を広げて研究・教育を進めている。そこで、地域を限定する従来の名称を廃して、単純に「言語文化学」という名称に変更することが望ましいとして、2016

年度より名称を変更することとした。同様に、「応用英語学」の名称も、前期課程に合わせて「英語教育学」で統一する。

日本語文化学専攻博士課程前期課程は、学部段階で日本語教育を学んだ者、あるいは日本語教育について専門的な教育を受けないまま、すでに国内外で日本語教育に従事した経験を有する者、あるいは中等教育の国語・外国語等の教員で日本語教育能力の獲得を志す者などを対象に、日本語のより高度な分析能力と教育学的な処理能力を備え、地域化・多様化の進む日本語教育において、指導的役割を果たすことのできる人材の養成を目的としている。その目的達成のため、以下のように教育課程を編成している。専攻科目として、講義科目「日本語文化学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「応用日本語学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」、演習科目「日本語文化学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「応用日本語学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、実習科目として「日本語文化学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「日本語研究基礎実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「日本語論文作成実習Ⅰ・Ⅱ」。中国言語文化学専攻、英語学専攻との共通科目は前項で述べたとおりである。

博士課程後期課程は、演習科目として「日本語文化学特別演習」「応用日本語学特別演習」（ともにオムニバス形式）、講義科目として「日本語文化学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「応用日本語特論Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

教育課程の適切性については、各専攻とも、研究科委員長・専攻主任・担当事務職員の出席する主任会議において定期的に検証を行い、その結果は外国語学研究科委員会に報告され改善が図られる(B4-2-23 d2・表19)。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、課程に相応しい教育内容を提供している(A4-2-2 第5条の3別表5、A4-2-16、A4-2-29)。

本研究科は、社会科学研究の3コース(政治・経済・社会研究)、人文科学研究の3コース(歴史・文化・芸術研究)を置き、ほとんどがアジア研究を専門とする30名の専任教員が講義・演習・論文作成指導にあっている。講義や演習科目には「東アジアの国際政治研究」「中国の産業連関分析」「国際強制移動とグローバル・ガバナンス」「中東におけるイスラーム主義の思想と運動」「植民地挑戦の教育研究」「現代ヒンディー文学研究」「アジアと中世ヨーロッパ芸術の比較」といった多彩な科目が並んでおり、アジア地域研究科の名にふさわしいものである。アジア地域を専攻する学生たちは、研究テーマに即した指導教員の下で、専門分野に関する研究を深め、論文にまとめていく。

博士課程前期課程では、各コースに設置された「政治研究演習」「歴史研究演習」等の演習科目が必修、「経済研究1～4」「文化研究1～4」等の講義科目が選択必修である。

博士課程後期課程ではすべての科目がリサーチワークであり、各コースの「論文作成指導」「研究演習」が必修化されている。

また、本研究科の大きな特色は、アジア諸地域でのフィールドワークを奨励・支援していることで、毎年、2～8名の学生が大学からフィールドワーク奨学金を受けて、アジアの調査地でフィールドワークを行い、その成果を学位論文に活かしている(B4-2-23 d2・表15)。

なお、本研究科は、留学やフィールドワークの便宜を計るために、セメスター制を採っ

ている。

教育課程の適切性については、アジア地域研究科運営委員会で検証を行い、教務・広報委員会や国際交流委員会等で改善策を検討し（B4-2-18、B4-2-23 d2-表19）、研究科委員会で改善が図られている。

（6）経営学研究科

経営学研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づき、博士課程前期課程および後期課程のカリキュラムを、下記のように配置している（A4-2-2 第5条の3別表6、A4-2-16、A4-2-30）。

博士課程前期課程は、経営学系の講義科目に「企業論講義」「経営史講義」など6科目、商学・マーケティング系に「マーケティング講義」「流通論講義」など3科目、情報・システム科学系に「経営情報論講義」「経営システム科学講義」など6科目、会計学系に「財務会計論講義」「会計監査論講義」など5科目、全20科目を配置している。ほかに、必修の基礎講義科目として、オムニバス方式による「経営学研究の基本技法」がある。研究指導科目は、「経営学研究指導」「マーケティング研究指導」「情報・システム科学研究指導」「会計学研究指導」の4領域に、全12科目である。

博士課程後期課程は、前期課程と同様、講義科目として、経営学系に「現代企業論研究」「経営戦略論研究」など4科目、商学・マーケティング系に「マーケティング研究」2科目、情報・システム科学系に「組織情報論研究」「情報セキュリティ論研究」など3科目、会計学系に「財務会計論研究」「会計監査論研究」など4科目、全13科目を配置している。研究指導科目は、「経営学研究指導」「マーケティング研究指導」「情報・システム科学研究指導」「会計学研究指導」の4領域に、全9科目である。

前期課程、後期課程とも、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮しつつ、授業科目が適切に配置されていると考える。

教育課程の適切性については、カリキュラム委員会および改善方策検討委員会委員において定期的に検証を行い、その結果は経営学研究科委員会に報告され改善が図られる（B4-2-18、B4-2-23 d2-表19）。

（7）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づいて、本課程に相応しい教育内容を提供している（A4-2-2 第5条の3別表7、A4-2-16、A4-2-31）。

本研究科は、スポーツ活動に対する心身の適応と行動に関する研究を行うスポーツ分野と、健康や医療に関する研究を行う健康分野の2分野を置き、スポーツ科学及び健康科学を専門とする13名の専任教員が講義・演習・論文作成指導にあたっている。

スポーツ分野は、講義科目・演習科目として、スポーツ科学領域では「スポーツ医学」や「健康生理学」など、応用スポーツ科学領域では「スポーツバイオメカニクス」「スポーツ心理学」「運動制御・運動学習」「パフォーマンスアナリシス」「ヘルスプロモーション」などの科目を配置している。健康分野は、講義科目・演習科目として、健康科学領域では「細胞生物学」「分子生命科学」など、健康情報科学領域では「健康情報学」「予防医学」

などの科目を配置している。分野横断的な科目として、修士論文作成のための基礎科目「スポーツ・健康科学研究法」を、修士論文作成の指導科目として、4領域それぞれに「特別研究A・B」を配置し、1名の演習担当教員の指導のもとで、修士論文の作成に当たる。

学生は、各領域の中から1つの領域を専攻したうえで、共通科目の「スポーツ・健康科学研究法」を4単位、4領域それぞれの「特別研究A・B」を8単位、専門領域の中から特論・演習科目を8単位以上、専門領域以外から特論・演習科目を10単位以上履修する。これにより専門領域の知識をより深化させ、領域を横断した総合的視野とバランスのとれた専門的な洞察力を涵養することができる。

教育課程の適切性については、研究科の教務委員会、カリキュラム改革ワーキンググループにおいて定期的に検証を行い、研究科委員会に報告がなされている（B4-2-18、B4-2-23 d2-表19）。

2. 点検・評価

【基準4-2の充足状況】

学部・研究科とも、学科ごとに、また専攻・課程ごとに、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性と体系性に配慮した授業科目が適切に開設されている（A4-2-16）。学士課程の教養教育・基礎教育については、東松山キャンパス運営委員会が所管する全学共通科目・外国語科目のほか、専門教育を受けるために必須の科目が学部・学科ごとに配置され、1、2年次に充実した教育を提供している（B4-2-1）。専門教育科目は、各課程の教育目標を達成するために、多様な科目編成が行われている。配当年次の指定、必修科目・選択科目（選択必修科目）・自由科目の別、授業期間（半期・通年）の設定、全学部共通の学年暦も適切である（A4-2-5 p.23～p.90、A4-2-6 p.2～p.26、A4-2-7 p.29～p.61、A4-2-8 p.1～p.56、A4-2-9 p.14～p.38、A4-2-10 p.22～p.33、A4-2-11 p.58～p.73、A4-2-12 p.30～p.80、B4-2-19）。

教育課程の編成は、各学部・学科の教務委員会、カリキュラム委員会、学科協議会、教授会、東松山キャンパス運営委員会等において十分に検討され、必要に応じて改正が行われる（B4-2-23 d2-表19）。

研究科については、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮しつつ、専攻・課程ごとに適切に授業科目を編成している（A4-2-13、A4-2-14、B4-2-5～B4-2-9）。教育の適切性の検証も、研究科・専攻ごとに行われている（B4-2-23 d2-表19）。

以上のことから、学部・研究科とも、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しており、基準4-2は充足していると判断する。

（1）効果が上がっている事項

《大学全体》

東松山キャンパスにおける1、2年生を対象とした全学共通科目は、オーソドックスな学問体系に準拠して編成された「基本科目」、今日的なテーマを扱うことで学生の現代世界への問題意識と異文化への理解などを深める「課題（テーマ）科目」など、多彩な科目群が豊富に配置されており、本学の教養教育のコアをなすものとしてふさわしいものである（B4-2-1、A4-2-3p.030～p.032、A4-2-16）。

《国際関係学部》

学部の教育の4本柱の一つである「学生による企画・参加・実行型の活動」を支援・奨励するための施策として、2014年度より「DACIX (Daito Asian Communication Index)」制度を部分的に導入し、学部内の課外活動について申請ができるようにした(B4-2-11)。さらに、2015年度からは、国内外でのボランティア活動、インターンシップ等への参加も申請可能とした。

《アジア地域研究科》

毎年、2～8名の学生がフィールドワーク奨学金を受けて、アジアの調査地でフィールドワークを行い、その成果が学位論文に活かされ、大きな成果を上げている。2013年度は2名が、2014年度は9名がフィールドワークを行った(B4-2-23 d2表15)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

各学部・学科の教育、また東松山キャンパスの1、2年次を対象とした教育については、学部教授会、学科協議会、東松山キャンパス運営委員会等において十分な議論を行い、適切に編成されている。しかし、全学的なカリキュラムの共通化・柔軟化・スリム化、時間割編成の合理化、アクティブ・ラーニング等を通じた学生の主体的な学びの促進、学習効果の可視化、キャリア教育・初年次教育の充実など、学部・学科をまたいだ共通の教育課題を議論し、調整する体制が構築されていない(B4-2-10)。

《経済学部》

4年次に配置された「卒業研究」の履修者が減少傾向にある。また、履修しても、卒業研究論文の作成に至らず、結果として単位取得者が減少している(B4-2-13)。

《外国語学部》

外国語学部は、2015年度から新カリキュラムを導入したが、語学力の向上を中心とした専門教育の目標設定と到達度の計測については、今後各種検定試験のスコアの状況等を精査しながら、制度設計をする必要がある。

《文学研究科》

教育学専攻では、現在の設置形態では教科関係科目の論文指導ができないので、カリキュラムを見直す必要がある(B4-2-5)。具体的には「教授・学習」「認知・発達」コースをそれぞれ2つに分け、1つは理論的な側面から、もう1つは教科や保育・幼児教育にかかわる科学的な側面に焦点を当てたコースとする。

《経済学研究科》

社会経済の変化に対応した即時性、順次性のある体系的なカリキュラムを目指しつつも、カリキュラムのスリム化(休眠科目の整理、科目名を大括りにすることにより、即時的な授業内容にすること等)が必要である(B4-2-6)。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

2018年度までの中期目標として、全学共通科目の見直しと再編成を行う。当面の課題として、「課題（テーマ）科目」におけるキャリア支援科目など、今日的な要請に応える科目の充実を図る。全学共通科目の改正の責任主体となるのは東松山キャンパス運営委員会およびその下にある教務部会である（B4-2-10）。

《国際関係学部》

「学生による企画・参加・実行型の活動」を支援・奨励するDACIX制度をさらに充実させることを、2014年度からの中期目標としている。そのために、国内外でのボランティア活動、インターンシップ等への積極的な参加を促す仕組みを構築する（B4-2-10）。

《アジア地域研究科》

2014年度からの中期目標として、学生の国際交流の推進を掲げており、学生のフィールドワーク参加者数が継続的に高い水準で推移し、学位論文作成に活かされている（B4-2-23 d2-表15）。また、国際会議を定期的に開催、第二回目が2015年11月に実施されており、国際交流が推進されている。また、2015年5月、学外組織との連携協力による教育研究を推進するために、地域研究コンソーシアム(JCAS)への加盟を申請し、承認された（B4-2-20）。これを踏まえて、今後更なる国際交流を促進するとともに、教員と学生が国内・国際との共同研究の増加を図っていく（B4-2-10）。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

学部・学科をまたいだ共通の教育課題について議論・調整・制度設計する場として、2015年12月に全学教務委員会を発足させた。この委員会は、教学担当副学長を委員長、各学部長・学務局長・大学院事務長等を構成メンバーとし、教育課程の編成等にかかわる全学的な方針の策定、全学共通科目・基礎教育科目・専門教育科目の連携・調整などを行う。「改善すべき事項」であげた全学共通の教育課題は、この委員会で議論し改善を図っていく（B4-2-14）。

《経済学部》

現行の演習指導方針およびその目的を達成するために、初期ガイダンスおよび普段の各「経済学演習」クラスでの広報・指導を徹底し、卒業論文の完成・提出を促す。また、就職活動との両立を考慮して、卒業論文の最終締め切り日時や作成上の体裁を柔軟にする（B4-2-21）。

《外国語学部》

標準的な語学力の底上げ、ミニマムエッセンシャルズ（最低限修得しなければならない専門的知識）としての専門性の修得、「全員留学を目指す」をモットーに、到達目標の設定

と到達度の計測について、2018年度までに制度設計を行う（B4-2-22）。

《文学研究科》

教育学専攻において、2017年度までに、教科関係科目、保育・幼児教育にかかわる論文指導ができるようカリキュラムを見直す。現行の3つのコースのうち「教授・学習」「認知・発達」コースをそれぞれ2つに分け、教科・保育・幼児教育に関する科学を学べるコースを設ける（B4-2-10）。

《経済学研究科》

新カリキュラムの2017年度導入を実現するため、カリキュラム見直し作業のスピードアップを図る。具体的にはカリキュラムのスリム化のため、休眠科目を整理することや、たとえば現行の各国経済論A（日本）のように科目名を大括りにすることにより、括弧内を改変することによって即時的な授業内容にすること等の作業を2015～2016年度の早い段階で進めていく（B4-2-10）。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A4-2-1 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A4-2-2 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- A4-2-3 大学案内「CROSSING2015」 《既出》A1-6
- A4-2-4 2015年度諸資格課程履修の手引き 《既出》A4-1-6
- A4-2-5 文学部 履修の手引き 平成27（2015）年度入学生用 《既出》A1-9
- A4-2-6 経済学部 履修の手引き 平成27（2015）年度 《既出》A1-10
- A4-2-7 外国語学部 徑（履修の手引き） 《既出》A4-1-9
- A4-2-8 法学部 履修の手引き 平成27（2015）年度入学生用 《既出》A1-11
- A4-2-9 国際関係学部 ガイドブック 平成27（2015）年度入学生用 《既出》A1-12
- A4-2-10 経営学部 履修の手引き 平成27（2015）年度 《既出》A1-13
- A4-2-11 環境創造学部 履修の手引き 2015 《既出》A4-1-13
- A4-2-12 スポーツ・健康科学部 羅針盤（履修の手引き）2015 《既出》A1-14
- A4-2-13 大学院履修要項アジア地域研究科 2015年度 《既出》A1-15
- A4-2-14 大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科 2015年度 《既出》A1-16
- A4-2-16 大東文化大学・大学院シラバス（CD-R）
大東文化大学ホームページ（Webシラバス）
<http://www.daito.ac.jp/campuslife/syllabus/index.html>
- A4-2-17 平成27（2015）年度 文学部時間割表
- A4-2-18 平成27（2015）年度 経済学部時間割表
- A4-2-19 平成27（2015）年度 外国語学部時間割表
- A4-2-20 2015年度 法学部時間割表
- A4-2-21 国際関係学部 2015年度時間割表
- A4-2-22 平成27（2015）年度 経営学部時間割表

- A4-2-23 平成 27 (2015) 年度 環境創造学部時間割表
- A4-2-24 2015 年度スポーツ・健康科学部時間割表
- A4-2-25 平成 27 (2015) 年度 文学研究科時間割表
- A4-2-26 平成 27 (2015) 年度 経済学研究科時間割表
- A4-2-27 平成 27 (2015) 年度 法学研究科時間割
- A4-2-28 平成 27 (2015) 年度 外国語学研究科時間割表
- A4-2-29 2015 (平成 27) 年度 アジア地域研究科時間割表
- A4-2-30 平成 27 (2015) 年度 経営学研究科時間割表
- A4-2-31 2015 年度スポーツ・健康科学研究科時間割表
- B4-2-1 大学ホームページ (全学教育全学共通科目)
http://www.daito.ac.jp/education/whole_university/common.html
- B4-2-2 国際交流センター留学生科目カリキュラムの全体図
- B4-2-3 国際関係学部からのお知らせ「2014.11.15 国際関係学部のカリキュラムが生まれ変わります」
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9867.html
- B4-2-4 Faculty of Business Administration 2016 (大東文化大学経営学部パンフレット)
 ≪既出≫B2-1
- B4-2-5 2015 年度文学研究科科目編成表
- B4-2-6 2015 年度経済研究科科目編成表
- B4-2-7 2015 年度法学研究科科目編成表 (公共政策コース含)
- B4-2-8 2015 年度外国語学研究科科目編成表
- B4-2-9 2015 年度経営研究科科目編成表
- B4-2-10 大東文化大学ホームページ (自己点検・評価活動)
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> ≪既出≫B1-16
- B4-2-11 国際関係学部からのお知らせ「2014.6.26DACIX がスタートしました」
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9308.html
- B4-2-12 2016 年度経営学部経営学科科目編成表 (案) ※新カリ
- B4-2-13 経済学部「卒業研究」履修者数および単位取得者数の経緯 (2012～2014)
- B4-2-14 全学教務委員会規程 ≪既出≫B1-20
- B4-2-15 2014 外国語学部 徑 (履修の手引き)
- B4-2-16 法学部 履修の手引き 平成 26 (2014) 年度入学生用
- B4-2-17 国際関係学部 ガイドブック 平成 26 (2014) 年度入学生用
- B4-2-18 平成 27 年度外国語学部教務委員会開催状況一覧表
 法律学科のカリキュラム改革について 他
 国際関係学部 教授会 (2014 年 2 月 13 日) 資料 他
 経営学部 2015 年第 5 回教務委員会報告事項 (2015 年 9 月 15 日開催)
 2014 年度第 5 回スポーツ・健康科学部教授会議事録
 平成 27 年度第 5 回経済学研究科委員会議事録
 平成 27 年度第 3 回法学研究科委員会議事録
 平成 27 年度第 7 回外国語学研究科委員会議事録
 平成 26 年度第 6 回アジア地域研究科委員会議事録

平成27年度第4回経営学研究科委員会議事録

2014年度第5回スポーツ・健康科学研究科委員会議事録

B4-2-19 2015年度学年暦

B4-2-20 地域研究コンソーシアム(JCAS) <http://www.jcas.jp/links/index.html>

B4-2-21 2015年度経済学部 教務委員会(議事録)抜粋

B4-2-22 平成26年度第3回FD研究集会のご案内 他

B4-2-23 大学データ集 《既出》B1-22

第4章 教育内容・方法・成果

第3節 教育方法

第4章 教育内容・方法・成果

第3節 教育方法

1. 現状の説明

4-3-1 教育方法および学習指導は適切か。

《大学全体》

授業形態については、教育目標・授業内容によって講義、演習、実験、実習、海外研修、CALL教室利用など、さまざまな形態をとっている。

少人数による学生と教員の双方向型および学生の主体的な参加を促す授業では演習が採用され、対話形式による語学学習ではCALL教室（板橋校舎3教室98人収容、東松山校舎6教室288人収容）が使われる。外国語学部や国際関係学部のように海外研修をカリキュラムに組み込んでいる学部、経営学部のように国内外でのインターンシップ実習を積極的に推進している学部もある(B4-3-55 d2-表15)。

講義科目では大規模授業をできるだけ抑制し、履修登録希望者が400人を超える授業は抽選を実施している。

授業形態は、全教員がシラバスの「授業の形態」欄に明記し、受講者に周知している(A4-3-1)。

履修登録単位数の上限については、従来1～3年次では設定していたが、4年次には全学部で上限設定がなく、2010年度の大学評価（認証評価）において改善を求める助言が付された。これを受け、すべての学部で全学年の履修登録のあり方を見直し、単位制度の趣旨に照らして、2013年度に新しい上限設定（50単位未満）の学則改正を行い、2014年度入学者から適用している(A4-3-2 第23条の6第2項、第23条の9第3項、第23条の12第2項、第23条の15第4項、第23条の18第3項、第23条の21第3項、第23条の24第2項、第23条の27第2項、B4-3-55 d2-表20)。各学年で履修登録できる単位数の上限は、学部・学科ごとに『履修の手引き』に明示している(A4-3-3 p.11、A4-3-4 p.3、A4-3-5 p.30、p.37、p.51、A4-3-6 p.15、A4-3-7 p.8、A4-3-8 p.9、A4-3-9 p.23、A4-3-10 p.31)。

学習指導については、専任教員はシラバスの「連絡先・連絡方法」でオフィスアワーの時間を示し、授業時間外の指導を行う体制をとっている。非常勤講師は、オフィスアワーに代わるものとして、授業終了後の教室で、また電子メールなどの方法により時間外の指導を行う。これらの情報はシラバスのほか、DBポータル（本学ホームページ内のポータルサイト）、掲示等を通じて学生に周知されている(A4-3-1)。

学生の主体的な参加を促す授業については、各学部・学科で演習、PBL型授業などをおして積極的な取り組みが行われている。

大学院研究科では、研究指導計画に基づき、適切な研究指導・学位論文作成指導が行われている。

以上は学部・研究科に共通のものである。それぞれの特記すべき取り組みは、以下のとおりである。

《東松山キャンパス運営委員会》

全学共通科目の基本科目は主に講義形式で行われている。一部の科目に履修者が集中する傾向があり、教室の最大収容人数400を超える場合に抽選を行っている。課題（テーマ）

科目は、演習形式の授業、作文添削指導が中心の授業、化学実験など、教育目標と内容に従って多様な形態で行われる。基本科目のなかでも体育科目の実技は実習形式である。

英語およびその他の外国語では、学生同士の対話、数人のグループによる会話、教師と学生の対話、CALL教室の利用など、学生が自ら発話しやすい環境を整えるために、さまざまな授業形態がとられている。

《国際交流センター》

日本語カリキュラムを、①内容コース、②言語コース、③活動コースの3つに区分したことにより、講義と演習の2つのスタイルを組み合わせる授業を行うようになった。内容コースと言語コースは、座学を中心とした講義形式で授業が行われる。活動コースは、日本語科目の応用レベルと位置づけ、日本人学生とのジョイント授業を展開している。実際の授業では、日本人学生が授業に参加し、教室外で日本人学生にインタビューするなど実践活動を重視する。

また、日本人学生による留学生チューター制度を設け、2015年5月1日現在、49名がチューターに登録している。交流学生1名にチューター1名がついていることになる。チューターには国際交流センター作成の『日本語チューターハンドブック』を配布し、主に交流学生の日本語および文化・習慣等に対するサポートを行っている(B4-3-1)。

《学部》

(1) 文学部

授業は、講義・演習を中心に、実習・実験・研修(国内・海外)をも組み合わせて行われている(A4-3-1)。文学部は、人文諸科学に関する学識を修め、各学科で学んだそれぞれの専門性を生かして、日本社会・国際社会に対する高い見識をもつ人材を育成することを目的とするため、各学科の教員が様々な授業形態と方法を採用し指導している。

たとえば、日本文学科の「比較文学・文化特殊講義」は講義科目として、グローバルな視点から日本文学を考察するための方法・知識を学び、中国学科の「中国文学特別演習1・2」「中国哲学特別演習1・2」「中国史学特別演習1・2」「中国芸術学特別演習1・2」は演習科目として設置されており、英米文学科の「英語・文化コミュニケーション演習1」は国内語学研修、「英語・文化コミュニケーション演習2」は海外語学研修に振り替える演習科目として、教育学科の「理科1(地学)」「理科2(生物)」等は実験科目、「音楽研究2(管楽器)」「音楽研究4(声楽)」「美術研究3(ろくろ)」「美術研究5(染色)」「舞踏文化研究」「野外教育」等は実習科目として、書道学科の「書道文化演習1(国内)」「書道文化演習2(海外)」は研修科目として開講されている。

2014年度入学者より適用した卒業要件単位(124単位)における1年間の「履修登録単位数の上限」は、5学科共通で、1年次から3年次は44単位、4年次は49単位を上限としている。ただし教育学科は、卒業単位に諸資格に関する科目を合わせて、各年次で64単位を上限とする(A4-3-2第23条の6第2項、B4-3-55 d2表20)。これに加えて、2年次から3年次への「進級要件単位数」を、日本文学科40単位、中国学科・英米文学科・書道学科44単位と定めている(教育学科は進級要件の定めがない)(A4-3-2第23条の6第4項)。このように履修登録単位数の上限と進級要件単位数の下限を設定することにより、各年次においてきめ細やかな学

習指導の充実を図っている。

学生の主体的参加を促す授業は、各学科とも演習（ゼミ）を中心に取り組んでおり、すべての演習担当教員が「ゼミ合宿」を休暇中に実施して、学生の主体的な学習環境を授業外にまで設けている。さらに書道学科では、合同ゼミ研究発表会・批評会も学生主体で運営されている(B4-3-2)。社会とのつながりについては、各学科を基盤とする学会（日本文学会・漢学会・英文学会・教育学会・書道学会）主催のシンポジウムや講演および人文科学研究所主催の研究発表会等に社会人講師を招聘し、大学での学びと社会の現実の場との関わりについて考える機会を提供している。

（2）経済学部

授業は講義・演習を組み合わせて行われている(A4-3-1)。「学部理念の実現のためには丁寧な指導（教員と学生の密な接触）が不可欠」という認識のもと、少人数教育の導入が現行カリキュラム設計における主軸となった。

過去数年間の履修登録動向をみる限り、基礎教育および専門教育科目の中の必修科目を中心に少人数教育が実現・維持されている。例えば、「基礎演習」（1年次基礎必修科目）では全クラスで25名未満、外国語科目では一部の例外を除き、40名未満のクラス規模が実現した。「経済学演習」（2、3年次の専門選択必修科目）も、平均クラス規模が10名程度の少人数クラスになっている。1年次専門必修科目についても、複数クラス開講が維持され、登録時限指定制の導入によりクラス規模もおおむね100～150名に平準化されつつある(B4-3-52)。

履修科目登録の上限設定については、1年次から2年次までは年間44単位、3年次から4年次は年間49単位を登録の上限としている(A4-3-2第23条の9第3項、B4-3-55 d2・表20)。

教員と学生が意思疎通を図りつつ、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修ができる科目として、「基礎演習」「経済学演習」「卒業研究」が開講されている。なお「基礎演習」は1年次基礎必修であり、全学生が初年次から能動的学修を経験する教育課程となっている。

（3）外国語学部

授業は講義・演習等で行われる。全授業科目でシラバスを作成し、授業内容に適した授業形態を明示している(A4-3-1)。

英語・フランス語・ドイツ語など外国語の訓練科目は、受講者数を25～30名程度に抑えて実施している。

1～3年次の履修登録の上限は設定されてきたが、4年次では上限設定がなかったため、単位制度の趣旨に照らして、各学科で履修登録の見直しを行い、全学年とも中国語学科は49単位、英語・日本語両学科は48単位と定めた。2013年度に新しい上限設定の学則改正を行い、2014年度入学者から適用している(A4-3-2第23条の12第2項、B4-3-55 d2・表20)。

シラバスに授業の到達目標・授業外の学習・参考文献等を記載し、それに沿って学習指導を行うことになっているが、学習指導や授業方法は授業担当教員に任されている。

学生の主体的参加を促す授業や自主的な学習を促す授業の実施については、少人数クラスやゼミ等を通じて、自分の力で情報を収集・分析し、結論を導き出し、発表する能力を

養成することを、学部全体の共通理解の下に推し進めている。

(4) 法学部

授業は一部で演習形態を取り入れつつ、講義形態を中心に行っている。初年次教育で重要な意義を担う必修科目の「現代社会と法 AB」（法律学科）、「入門演習」と「政治学 AB」（政治学科）については、必修の基礎教育科目「英語」クラスを単位としてそれぞれ 30 名程度で少人数教育を行い、教員と学生との双方向性を図っている。

法律学科で必修とする憲法、刑法、民法などの専門教育科目については、クラス指定の講義形態の授業とし、受講者数を調整している。政治学科開講の専門教育科目のうち、法律学科からも受講生が多い公共政策論や国際政治学などの授業については、学科ごとに開講することで受講者数を抑制している。履修登録者数が 200 名を超える授業は 5 科目である。政治学科の「入門演習」、両学科共通の「基礎演習」と「専門演習」では、学生の研究発表とそれに基づく討論など、アクティブ・ラーニングの展開を目指している。授業規模については毎年度、教務・FD 委員会でチェックしている。

履修科目登録の上限は、1～3 年次について法律学科は 48 単位、政治学科は 44 単位に設定している。4 年次に関しては、学則を改正し、両学科とも 2014 年度入学者より 49 単位を上限としている。(A4-3-2 第 23 条の 15 第 4 項、B4-3-55 d2・表 20)

学生の主体的な学びや社会人基礎力を育成するため、法律学科と政治学科で FD 活動を行っている。学生の自主的な学修を促す授業は、主に 2 年次の「基礎演習」と 3～4 年次の「専門演習」で行われているが、さらに「専門演習」では学生による合同ゼミ発表会を開催してゼミ間の交流を図るとともに、学術交流を目的に教員と在学生在が組織する法政学会主催の学生懸賞論文コンクールなどを通じて学生の主体的な研究を刺激、奨励している (B4-3-3)。社会とのつながりについては、学科主催の講演会や研究所主催のシンポジウムに社会人講師を招き、大学での学びと社会の現場との関わりについて考える機会を提供している。

(5) 国際関係学部

授業は講義・演習を組み合わせて行われている。1 年次配当の「アジア概論」「国際関係論」「比較文化論」の基礎教育・専門教育の必修科目を除くほとんどの授業が、受講者 100 名未満の小・中規模授業として運営されている。また、教員と学生の双方向性を高め、学習指導を充実させるために、2 年次を除くすべての学年で少人数の演習を必修化している。2 年次には、演習は必修化されていないものの、「国際関係テーマ研究」「比較文化テーマ研究」が多数開講され、学生の関心や興味に応じて複数の演習科目を履修できるようになっている。3 年次の専門演習の選択と卒論テーマの決定などによって有益な機会となる。授業形態はシラバスで明示されている (A4-3-1)。

履修科目登録の上限設定については、1 年次から 3 年次までは年間 44 単位を登録の上限としている。4 年次には上限がなかったが、2013 年度の学則改正により、4 年次の登録の上限を 48 単位と定めた (A4-3-2 第 23 条の 18 第 2 項、B4-3-55 d2・表 20)。

学生の主体的な学び（アクティブ・ラーニング）を推進するために、演習や「国際関係テーマ研究」「比較文化テーマ研究」のほかに、「社会人基礎力（ジェネリックスキル）」の育成に配慮した企業や自治体との連携による PBL 型（問題解決型）の授業が開講されて

いる。従来も、『アジア理解教育の総合的取組』の4つの柱の1つ「学生による企画・参加・実行型の活動」の一環として、「大豆のアジア学」が開講されたり、また、課外の活動ではあるが、多くの学生が自主的に参加する地域研究学会（学生と教員の共同運営による研究組織）関連イベント（「Asia Mix（料理祭）」「Asian Language Speech Contest」など）は、アジア言語学習や地域研究と有機的に連動し、学生の主体的な学びを導く恰好の場となっていた（B4-3-4）。

2014年度には「学生による企画・参加・実行型の活動」を奨励するために、学部行事の運営や学内外の課外活動（ボランティアなど）を単位認定できる DACIX（Daito Asian Communication Index）制度が整備された。2014年度のDACIXの申請者数は84名、単位を認定された学生数は45名にのぼっており（B4-3-5）、このことは、学生の主体的な学びの成果の一端を示しているといえよう。

（6）経営学部

授業は講義と演習を組み合わせで行われている。「都市とビジネスの研究—街で学ぶ」のように野外実習を採り入れている授業もある。専門教育では「経営学総論 AB」など講義形式のもののほか、小グループでディスカッションする授業も実施している。1年次の「基礎演習」は、教員と学生の双方向性を高め、学習指導を充実させるために必修化しており、小規模授業として運営されている。2年次では「経営学演習」や「企業システム演習」、3・4年次では「専門演習ⅠⅡ」が設定されており、1年次から4年次まで、一貫して演習を履修できる体制となっている。

「専門演習ⅠⅡ」では、他大学との合同ゼミを行ったり、「全国大学対抗簿記大会」に出場したり、ゼミ論文を作成するゼミナールも多い。また「経営情報システム設計 AB」や「経営問題の科学的分析 AB」ではパソコン教室を使用し、授業内容に適した授業形態をとっている。授業形態はシラバスで明示されている（A4-3-1）。

履修科目登録の上限設定については、1年次から3年次までは年間40単位を登録の上限としている。4年次には上限がなかったが、2013年度の学則改正により、4年次の登録の上限を48単位と定めた。（A4-3-2第23条の21第3項、B4-3-55 d2-表20）

学生の主体的な学びや、社会人基礎力の育成に配慮した授業もある。2年次向けの「経営財務 AB」および「経営分析 AB」では、財務諸表に基づき企業を評価する分析指標を用いて、体系的に学習する。学生が関心のある企業の経営状況を自ら分析し、自由に企業を評価できるよう講義が進められ、学生の主体的な学びを導く恰好の場となっている。また、「英語総合講座 AB」「英語特別講座 AB」など言語の上級科目や、「商業英語 AB」では、コミュニケーション能力を磨いて社会人基礎力をつけるべく、学習指導がなされている。

（7）環境創造学部

講義・演習・実験・実習等がバランスよく配置されている。ゼミと語学科目以外は Semester制が導入されている。また2014年度入学者から、1年から3年次までは44単位、4年次は49単位を履修科目登録の上限とするキャップ制が設定されており、各年次で適正に履修するよう指導している（A4-3-2第23条の24第2項、B4-3-55 d2-表20）。

2年次から実習科目として国外・国内で行われる「内外研修 A～E」は、これまで環境問

題、都市問題をテーマとして、海外ではドイツやマレーシア、国内では日光・足尾や山形などで夏季休暇中に行われ、多くの参加者を集めてきた。

初年次教育として設定されている「環境創造入門ゼミ」や2年次、3年次の「環境創造ゼミⅠ、Ⅱ」、4年次の「卒業研究」がそれぞれ必修化されているため、4年間ゼミ担当教員が個々の学生の問題に対応できる指導体制が確立されている。

学生の主体的学習を促す目的で、12月にゼミ研究発表会を開催している。さらに、4年間の学習成果の集大成として、「卒業研究」として卒業論文の提出を必修化しており、教員による学生の個別指導が行われている。

さらに、夏季休暇中や春期休暇中の学生のボランティア活動やインターンシップ活動を単位として認定する授業として、それぞれ「ボランティア」「インターンシップ」が前後期それぞれに開講されている。

(8) スポーツ・健康科学部

本学部では、学生の主体的参加を促す授業方法については、各教員が授業の特性に応じた方法を検討するとともに、主体的な学びの重要性や有効性を学生に理解させることを意図して、演習形式の授業を重視し数多く配置している。

スポーツ科学科では、カリキュラムに設定されたスポーツ科学分野の特色を踏まえ、それぞれの授業内容に適した授業形態（講義・実技・演習・実験等）を採用し、シラバスに明示している(A4-3-1)。学生の主体的参加を促す授業方法として、3・4年次を対象とした演習系授業（各種コーチングおよびスポーツ科学演習）により、1・2年次に修得した理論・実技をもとに、より専門的なスポーツ技能および指導法の修得、実験実習を含むスポーツ科学理論とその実践的応用の学習を可能としている。これら演習系授業ならびに3・4年次にゼミナールにおいて取り組む卒業研究は、学生自ら行う実験・調査・分析・成果の発表といった授業方法を通じて、学生の主体的な学びを実践している。

授業効果を高める方策の一環として、受講者数の偏りを防ぐべく、学科教務委員会において次年度の時間割調整を行い、いくつかの実技・演習系授業では受講者数の調整を行っている。1～3年次の履修登録の上限は44単位、4年次の履修登録の上限については、2014年度入学者から49単位と設定した(A4-3-2 第23条の27第2項、B4-3-55 d2-表20)。

健康科学科では、講義と演習・実習を組み合わせた形態で授業を行っている。授業の形態と方法についてはシラバスに記載し、初回授業にて詳細に学生周知をはかっている。本学科は、臨床検査技師を目指す学生が大半のため1クラスおよそ100名程度の受講者がいる。ただし、語学科目（「英語A」および「英語B」）に関しては25人のクラス制である。

教育体系については、1年次には基礎医学系の科目を中心に科目を展開し、上級学年に進行するに当たって、臨床検査技師・食品衛生管理者・第2種作業環境測定士の資格取得に向けた専門教育科目・資格科目を展開し、理論と実践の充実に努めているところである。なお、履修登録の上限単位数は、1～3年次が48単位、4年次が49単位までと定めている(A4-3-2 第23条の27第2項、B4-3-55 d2-表20)。

履修科目登録は、各学年の履修方針を教務委員会において確認した上で、学期開始時に学年ごとに行われる履修ガイダンスを通じて、履修の目的から具体的な時間割の作成に至るまで詳細な説明が学科主任、教務委員および担当職員からなされている。また、履修登

録までの期間、オフィスアワーなどを活用して学生の資格取得に向けた相談などにも応じており、適切かつ確かな履修に向けたきめ細やかな修学指導がなされている。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科の教育方法および学習指導は全体として適切と判断する。5 専攻に共通する教育方法および学習指導はおおむね次の通りである。

全学共通の書式によるシラバスを作成し、シラバスで示した授業内容・授業形態（演習・講義・実習等）によって授業を行っている(A4-3-1、B4-3-7)。演習科目では、少人数の授業形態により学生の主体的参加を促す授業方法のもとに、厳密な文献読解能力および学術論文作成能力を涵養する学習指導を行い、講義科目では、専門知識および研究方法等が教授され、学生の研究能力を養成向上させるよう、学習指導を行っている。研究指導および学位論文作成指導は、演習科目において、研究指導計画に基づいて実施している (B4-3-6)。院生各自がテーマを設定して自ら研究・報告し、さらにそれを検証することで、主体的な学びが実現されている。

なお、教育学専攻は、上記の授業形態のほかに、実践総合研究、特殊講義、研究指導という授業を行っている。実践総合研究では、教育実践の現場を見学し、また現職教員を講師として教育現場の具体的な課題などについて紹介してもらい、その解決方法などについて意見交換し、実践的な研究の基礎を提供している。特殊講義では、各専門領域から教育の諸現象に対する新たな視点を提供し、研究の方法などについて基礎的な認識を養うことができるよう工夫している。そのほかに、留学生が多いため、日本語の指導を含めて授業を展開するように工夫している。研究指導では学位論文作成指導を行っている。学生の主体的参加を促す授業方法として、プレゼンテーションによる発表や講読部分のレポートをあらかじめ作成した上で授業に臨むよう指導を行っている。

(2) 経済学研究科

全授業科目でシラバスが作成され、授業内容に適した授業形態（研究指導・講義・実習等）を明示している(A4-3-1、B4-3-8)。

修士論文の作成指導には、研究指導を担当する指導教授があたるが、修士論文の完成までに公開による中間発表会を実施し、指導教授のほか経済学研究科で講座を担当する教員が参加して論文の進捗状況を確認すると同時に、論文の問題点を指摘して、論文に対する厳格な指導と評価を行っている (B4-3-9)。また、「外国文献研究」「文献調査研究」などの科目を設け、指導教授以外にも、学生の論文作成や研究活動を支援する体制を整え、丁寧かつ高度な教育・指導を行うことにより、文章力・表現力・発信力などを培っている。

博士論文の作成指導では、個々の学生が指導教授の下で各自の専攻分野の専門領域を中心に指導を受け、独創的な研究として通用する学位論文の準備・執筆に専念し、博士論文を完成させる。特に複数回にわたる学位論文中間発表会や研究会での報告、論文進捗状況報告など、適宜、適切な指導を行っている (B4-3-9)。

中間発表会等において、指導教授以外から論文に対する問題点の指摘および指導、助言を受けることにより、論文評価の客観性を確保するとともに、多様な課題に対する学生の

対応能力の育成を支援している。

博士課程前期課程・後期課程とも、研究指導計画を作成し、それに基づいた適切な研究指導・学位論文作成指導が行われている (B4-3-6)。

(3) 法学研究科

法律学専攻、政治学専攻ともに、専任教員の担当科目については必ず「特殊講義」と「演習」が設置される(A4-3-1、B4-3-10)。授業方法は、教員の指導はもとより、学生の主体的、自発的な研究を優先し、「導入科目」「特殊講義」についても学生自らによる研究報告等を主な内容としている。また、学位論文作成に関しては、あらかじめ研究計画書を学生に作成させ、それに即して研究指導を行い、その内容に従って論文の作成指導を行っている (B4-3-6)。

また、年に1回院生研究会が実施され、修士論文、博士論文の提出予定者はその研究会において研究内容の発表が義務付けられている (B4-3-11)。研究会においては指導教員以外の教員や、他の院生から意見や質問が出され、活発な議論がなされることにより研究の進展が図られている。指導の責任は指導教員を中心に各教員に与えられているが、各専攻主任を中心に、複数の教員間での実質的な連携が取られ、研究科全体として学習指導が適切に行われている。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本言語文化学専攻の3専攻で構成され、専攻の特色に基づいた教育が行われているが、共通する教育方法および学習指導は以下のとおりである。

授業は演習と講義形式で行われ、授業形態はシラバスに明示されている(A4-3-1、B4-3-12)。少人数で双方向型の演習科目では、高度な言語運用能力の獲得、調査・探究能力の涵養、学術論文作成能力の向上を促す指導に重点を置き、講義科目では、専門知識および研究方法等を教授し、学生の研究能力を養成向上させる学習指導を行っている。

学位論文作成指導については、専攻ごとに院生が指導教授と希望する研究テーマの妥当適切性につき時間をかけて話し合い、1篇の論文につき20～30編の論文および専門書・参考書を参考に、十分な資料を収集することにより研究発表や論文執筆を行う。授業中にほぼ毎回研究発表を行わせ論評により改善を図り、またそのような日々の調査探究を踏まえて学生を客観的に評価している。これらは演習科目において、研究指導計画に基づいて適切に実施されている (B4-3-6)。

また、学生の主体的参加を促す一環として、各専攻内で修士論文・博士論文の中間発表を行うことで複数教員の助言を受け、研究発表能力と論文執筆力の向上に努めている。特に毎年各専攻で年2回以上実施されている中間発表では、各専攻の教員・学生が、その分野を問わず、全員参加の原則のもと、通常の学会発表と同じ形式で、資料に基づいて20分の発表と10分の質疑応答・議論、司会者による講評などを行っており、普段の指導教授による指導に加えて、同一分野の他の教員・学生および他分野の教員・学生による質疑・指摘・論評により、大いに研究の進展が図られている (B4-3-13)。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科では、博士課程前期課程・博士課程後期課程とも、授業内容に適した

授業形態（講義・演習）を採用し、シラバスで明示している(A4-3-1、A4-3-11)。

博士課程前期課程の講義科目では、教員による専門知識と研究方法の教授および学生との討論が授業の中心となる。演習科目は、学生の修士論文の作成指導を行う指導教員が担当し、研究指導計画に基づき、論文作成能力の向上と論文の完成度を高める指導に重点が置かれている(B4-3-6)。修士論文の完成までに、公開による研究報告会が年2回実施され、学生は修士論文の内容と進捗状況を報告する(B4-3-14)。研究報告会には指導教員とアジア地域研究科の学生以外にも、本研究科で講座を担当する教員が参加して、報告に関する質疑応答に加え、論文の完成に有益な指導や助言を行う。

博士課程後期課程の演習科目では、個々の学生が指導教員の下で各自の研究テーマに関連する専門領域を中心に個別指導を受け、博士論文の完成に向けて準備・執筆に専念する。博士論文の完成までに、公開による研究報告会が年2回実施され、学生は博士論文の内容と進捗状況を報告する(B4-3-14)。研究報告会には指導教員とアジア地域研究科の学生以外にも、本研究科で講座を担当する教員が参加して、報告に関する質疑応答、論文の完成に有益な指導や助言を行う。

博士課程前期課程・後期課程とも、研究指導計画を作成し、それに基づいた適切な研究指導・学位論文作成指導が行われている(B4-3-6)。

(6) 経営学研究科

講義科目および演習科目の両方とも少人数編成であることが多いため、教育・研究指導上の効果測定は、基本的には個々の教員に委ねられている。それを補うために、できるだけ早期に副査を決め、集団指導体制を確立することで、個人指導の偏向がないような評価システムを構築している(B4-3-6)。

博士課程前期課程では、2年次に集中して修士論文に専念できるように、1年次に研究指導科目と専門講義科目および基礎講義科目を含む必要単位以上を履修するように指導している。1年次に配置した学科目「経営学研究の基本技法」は、留学生の専門科目に対する基礎的理解力や日本語での文章作成能力不足に対する、積極的なリメディアル教育の一環である(A4-3-1、B4-3-15)。

修士論文については、入学時の研究計画にしたがって研究指導教員と相談してテーマを決定した後に、1年次の12月初旬に第1次中間報告会、2年次の修士論文提出後に学生・教員参加のもとで第2次報告会を開催している。修士論文の審査は、主査（研究指導教員1名）、副査2名以上の計3名以上で実施されるが、副査2名以上は2年次の5月初旬に決定し、常時、修士論文の内容と進捗状況をチェックする仕組みを備えている(B4-3-16)。

博士論文に関しては、それぞれの指導教授の下で各自の専攻分野に関する専門的な指導を受け、高度な専門知識を体系的に理解し、活用するために、独創的かつ社会に寄与することのできる博士論文を執筆・発表することのできる研究指導体制を整えるための努力を常にしている。とりわけ、中間発表会や各種学会・学術会議等での報告などを含め、論文進捗状況報告など、適宜、適切な指導を行っている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

本研究科は修士課程のみの研究科で、授業は講義と演習形式で行われる(A4-3-1、A4-3-12)。

研究指導については、初年度は、指導を希望する教員と具体的な研究課題について緻密な打ち合わせを行い、先行研究を調査し研究課題を絞り込む作業を繰り返す。また、選択する講義科目については、文献検索・統計学等の情報系、専門周辺科目等を中心に必要科目を履修するよう助言し、修士論文の作成に必要な基礎理論と基礎技術を会得するよう、教育および学習指導を行っている (B4-3-6)。

また、本研究科では大学院生の研究課題の適切性を見極めるため、初年度末に中間構想発表会を実施し、公開の場で主査・副査を中心とした質疑応答を経験させている (B4-3-17)。最終年度には「特別研究 AB」を選択させ、修士論文の課題研究および課題実験に必要な技術、専門的な理論の修得、修士論文執筆法、プレゼンテーション技術を指導教員が直接指導することによって修士論文発表および修士論文審査に対する準備が行われる。

各領域での毎年度の学会発表(B4-3-18)、本研究科の修了生の社会的な活躍に鑑みて、本研究科で行われている教育方法や学修指導は適切であると考えている。

4-3-2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

《大学全体》

本学はすべての学部・研究科において、全学統一の書式でシラバスを作成し、ホームページで学生に公表している(A4-3-1)。

シラバスに盛り込まれる項目・情報は、以下のとおりである。

- ① 授業の概要
- ② 授業の到達目標
- ③ 授業の形態
- ④ 授業計画（半期 15 回分×2）
- ⑤ 授業外の学習
- ⑥ 教科書
- ⑦ 参考文献など
- ⑧ 成績評価の方法・基準（評価方法・割合・評価基準）
- ⑨ 履修上の注意
- ⑩ 連絡先・連絡方法など（研究室・E-mail address・オフィスアワーなど）
- ⑪ その他

本学は、2010年度の大学評価（認証評価）において、シラバス記載内容に教員間で精粗の差があり、成績評価基準が不明確な場合が見られるとの助言を付された。これを受け、「シラバス改善検討プロジェクト委員会」を設置して Web シラバスの統一書式を作成し、2013年度のシラバスより導入した。新しい書式によるシラバス作成にあたっては、教員によって精粗が生じないように、記入上の留意事項等を示して周知を図り、シラバスの記載内容が適正かどうかをチェックする体制を各学部・研究科内に整えた (B4-3-19)。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、毎年度の「学生による授業評価アンケート」で質問項目を設けて検証している。2014年度のアンケート結果では、教員はシラバスを授業に反映させていたかの設問に対して、全学平均で 62.1%の学生が肯定的な回答（「非常にそう思う」「そう思う」）をしている (B4-3-55 d2-表 23)。

以上はすべての学部・研究科に共通のものである。各学部・研究科の取り組みは、以下のとおりである。

《東松山キャンパス運営委員会》

シラバスは、全学共通科目・外国語科目ともに、全学統一の書式によって作成され、学生に公表されている (A4-3-1、B4-3-19)。また、シラバスの内容は、公表前に各分科会（全学共通科目・保健体育・英語・外国語）がチェックしている。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、学生による授業評価アンケートに整合性を問う項目があり、確認が行われている (B4-3-55 d2-表 23)。

《国際交流センター》

シラバスは、全学統一の様式が整備され、それに従って作成している (A4-3-1、B4-3-19)。教員間でシラバス記載内容に精粗の差が生じないように、国際交流センター留学生科目「言語コース」科目概要を担当教員に配布し、周知を図っている (B4-3-20)。

《学部》

(1) 文学部

シラバスは、全学統一の書式が作成され、それに従って記入している (A4-3-1、B4-3-19)。成績評価についても教員間のばらつきがないように、基準を明記するようになった。チェック体制を一次（事務室）、二次（各学科教務委員またはカリキュラム委員）とし、基準に沿うように実施している。授業内容・方法とシラバスとの整合性についても、留意している。2014年度の「学生による授業評価アンケート」の結果では、教員はシラバスを授業に反映していたかの設問に対して、学部平均で68.2%の学生が肯定的な回答（「非常にそう思う」「そう思う」）をしている (B4-3-55 d2-表 23)。

(2) 経済学部

シラバスについては、全学統一の書式が整えられ、それに従って作成している (A4-3-1、B4-3-19)。授業内容・方法とシラバスとの整合性については、毎年度の「学生による授業評価アンケート」に「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の設問があり、シラバスに基づいて授業が展開されているか検証している。2014年度のアンケート結果によれば、この設問に対して、学部平均で57.6%の学生が肯定的な回答をしている (B4-3-55 d2-表 23)。

(3) 外国語学部

外国語学部では、学部内設置のシラバス委員会のもとで、シラバス作成にあたって教員間で精粗が生じないように、記入上の留意事項等を明示して周知を図った (A4-3-1、B4-3-19)。また、2014年度用のシラバスより、各教員が完成稿の提出前に、シラバス委員会作成の「チェックシート」により最終チェックを行う制度を新たに導入するとともに、学部内にシラバス編集委員会を設置し、記載内容のチェック体制を整えた (B4-3-21)。2014年度のアンケート結果によれば、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」という設問に対して、学部平均で66.9%の学生が肯定的な回答をしている (B4-3-55 d2-表 23)。

(4) 法学部

2010年度認証評価でシラバス記載内容に教員間で精粗があるとの指摘を受け、シラバス作成にあたっては両学科の教務・FD委員会が作成上の留意事項等を各教員に明示して、周知を図るとともに、毎年1月に教務・FD委員会が法学部で開講するすべての科目のシラバスをチェックしている(A4-3-1、B4-3-19)。その結果、現在は記載状況に精粗は見られない。教員は授業の進め方について、講義の初回にシラバスのコピーを配布するなど、学生に説明している。2014年度の授業評価アンケートによれば、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の問いに、学部平均で59.9%の学生が肯定的に回答している(B4-3-55 d2表23)。

(5) 国際関係学部

全学の統一的な書式でWebシラバスが作成され、学部の教務委員会が記載内容などの適否についてチェックを行っている(A4-3-1、B4-3-19)。チェックの観点としては、授業内容・方法とシラバスの記述の整合性、評価方法の妥当性などにとりわけ配慮している。2014年度「学生による授業評価アンケート」結果では、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の設問に対して、学部平均で64.2%の学生が肯定的な回答をしている(B4-3-55 d2表23)。また、「授業の目的やねらいは明確でしたか」の設問に対する肯定的な回答は、70.4%に上っている(B4-3-22)。

(6) 経営学部

シラバスについては、全学統一の書式で作成し、シラバス内容のチェックは教務委員会が行っている(A4-3-1、B4-3-19)。授業内容・方法と、シラバスとの整合性についても配慮されている。2014年度学生による授業評価アンケート結果では、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の設問に対して、学部平均で55.2%の学生が「非常にそう思う」、「そう思う」と回答している(B4-3-55 d2表23)。

(7) 環境創造学部

シラバスは全学共通の書式によって作成され、学部教務委員会が内容のチェックを行っている(A4-3-1、B4-3-19)。2014年度「学生による授業評価アンケート」結果では、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の設問に対して、学部平均で55.8%の学生が肯定的な回答をしている(B4-3-55 d2表23)。

(8) スポーツ・健康科学部

シラバスは、全学統一の書式で作成している(A4-3-1、B4-3-19)。スポーツ科学科では、「シラバスセルフチェックシート」を作成して教員に提示し、授業内容・方法とシラバスの整合を図った(B4-3-23)。さらに、シラバスの記載状況をチェックする体制を学科内に整えた。健康科学科では、教務委員会によりシラバス作成の目的や記載の留意事項について確認・検証作業が行われた。これらの検証作業により、授業科目の到達目標・授業計画の明示・準備学習の内容・成績評価基準および成績評価方法・参考文献等の記載は、ほぼ遺漏なく行われている。授業内容・方法とシラバスとの整合性については、2014年度の「学生による授業評価アンケート」で、「教員はシラバスを授業に反映させていたか」の問いに、学部

平均で59.4%の学生が肯定的な回答をしている (B4-3-55 d2-表 23)。

《大学院》

(1) 文学研究科

文学研究科の5専攻の授業は、すべてシラバスに基づいて展開されている (A4-3-1、B4-3-19)。シラバスの記述に精粗がないように、事前に各授業担当教員に周知し、シラバスのチェックは専攻主任（教務委員）が行っている。各授業の内容と方法はシラバスに沿って、適切に実施されている。

(2) 経済学研究科

シラバスは全学統一の書式に基づいて作成されている (A4-3-1、B4-3-19)。教員によって精粗が生じないよう記入上の留意事項等を明示し、周知を図るとともに、経済学研究科委員会において、シラバス記載事項のチェックを行う仕組みを整えている。個々の教員の授業内容・方法とシラバスとの整合性については、経済学研究科委員会やFD委員会等でチェック等を行っていない。しかし教員、学生等からの要望等を聴取するなかにおいても特段の指摘がなされていない状況にある。

(3) 法学研究科

法学研究科では、法律学専攻・政治学専攻の両専攻において全学共通の書式によるシラバスを作成し、学生にそれが示され授業が展開されている (A4-3-1、B4-3-19)。各授業がシラバスに基づき実施されているかどうかの検証体制は十分に構築されていない。また、授業内容・方法とシラバスとの整合性についても、必ずしも十分に検証されていない。

(4) 外国語学研究科

全学共通の書式でシラバスを作成し、内容・方法等を学生に明示している (A4-3-1、B4-3-19)。検証体制としては、各専攻主任が開講しているすべての科目のシラバスを点検し、教員ごとの記載内容にバラツキが生じないようチェックしており、各授業の内容と方法はシラバスに沿って、適切に実施されている。

(5) アジア地域研究科

全学共通の書式による Web シラバスを作成している (A4-3-1、B4-3-19)。シラバスの記述に精粗が生じないよう、事前に各授業担当教員に周知し、記載内容は専攻主任と教務・広報委員会がチェックし、シラバスの記載に基づいて授業が行われている。また、専攻主任と教務・広報委員会はシラバスを定期的に検証し、授業内容・方法とシラバスの整合性を確保している。

(6) 経営学研究科

全学共通の書式に基づいたシラバスを作成するようにしている (A4-3-1、B4-3-19)。また、検証体制については、大学院事務室の担当者および経営学研究科専攻主任を含め、カリキュラム委員会が確認・検証を行っている。授業内容とシラバスの整合性については、授業の進め方あるいは指導が個々の教員の裁量に委ねられているために、明確に検証はできてい

ないのが現状である。

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の授業は、全学統一の書式によって作成されたシラバスに基づいて行われている (A4-3-1, B4-3-19)。シラバスの記述に精粗がないように、事前に各授業担当教員に周知し、シラバスのチェックは分野ごとに教務委員が行っている。各授業の内容と方法はシラバスに沿って、適切に実施されている。

4-3-3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

《大学全体》

本学は成績評価と単位認定について、「学業の成績は、S・A・B・C・D及びEに区分し、S・A・B及びCを合格、Dを不合格、Eを評価の対象外とする」と学則および大学院学則に定めている(A4-3-2 第21条、A4-3-13 第13条)。成績評価は、定期試験、レポート・論文などによって行われる。評価の基準は、評点100～90がS、89～80がA、79～70がB、69～60がC、59以下がD、不受験・レポート不提出などによる評価対象外がEである。単位は授業内容、半期・通年の別などによって、1単位、2単位、4単位、6単位などと定められている。これらの情報は各学部の『履修の手引き』、研究科共通の『大学院の手引き』等に掲載され、学生に周知が図られている (A4-3-3 p.7～p.21, A4-3-4 p.2～p.10, A4-3-5 p.13～p.27, A4-3-6 p.5～p.16, A4-3-7 p.5～p.16, A4-3-8 p.8～p.21, A4-3-9 p.12～p.43, A4-3-10 p.20～p.43, A4-3-14 p.6～p.8, p.20～p.22, A4-3-11 p.20～p.32, A4-3-12 p.3～p.8)。

個々の教員による成績評価の方法と基準は、評価方法・割合・評価基準をシラバスに掲載し、学生に周知を図っている (A4-3-1)。本学では、学士課程の学生は自己の成績評価に疑義がある場合、学部事務室を通じて成績調査依頼を行うことができ、担当教員は成績評価の方法・基準、根拠を示すことが求められる。この制度により、学生の不合理な不利益は未然に防止される (A4-3-3 p.21, A4-3-4 p.8, A4-3-5 p.19, A4-3-6 p.11, A4-3-7 p.12, A4-3-8 p.21, A4-3-9 p.42～p.43, A4-3-10 p.26)。

入学前に他大学等で修得した単位（既修得単位）については、大学設置基準に準拠し、学則第19条の4において、60単位を上限として本学の単位に認定できることが定められている (A4-3-2 第19条の2～4)。当該学生から申請がなされた場合、各学部教授会は、この学則に基づき、厳正な審査のうえ、単位の認定を行っている。

以上のように、成績評価と単位認定は、規程に従って適切に行われている。

なお、本学は2016年度入学者から学士課程教育にGPAを導入し、成績評価と単位認定の公平性、客観性をより高めることにしている。

上記のことはすべての学部・研究科に共通のものである。以下、各学部・研究科の状況について述べる。

《国際交流センター》

成績評価は、シラバスで評価方法・割合・評価基準を学生に明示している。単位認定は、

各学部が発行する『履修の手引』に記載し、学則に基づき、適切に行っている (A4-3-1、A4-3-2 第21条)。

《学部》

(1) 文学部

成績評価と単位認定は、学則に基づき、シラバスに明示した評価の方法・基準等をもとに、適正に行われている (A4-3-1、A4-3-2 第21条)。既修得単位の認定も同様である (A4-3-2 第19条の2~4)。

(2) 経済学部

成績評価の方法と基準は、シラバスに評価方法・割合・評価基準を記載し、学生に周知している (A4-3-1)。単位認定は学則に定め、適切に行っている (A4-3-2 第21条)。また、学生が成績調査依頼を申請することも可能である (A4-3-4 p.8)。既習得単位認定については、学則に基づき60単位を上限に厳格に行われている (A4-3-2 第19条の2~4)。

(3) 外国語学部

成績評価の方法と基準は、シラバスに評価方法・割合・評価基準を記載するようにしており、学生に周知を図っている (A4-3-1)。単位認定は、学則に則り、学部の履修の手引き『徑』等に記載し適切に行っている (A4-3-2 第21条、A4-3-5 p.13~p.27)。既修得単位の認定は学則に定め、適切に行っている (A4-3-2 第19条の2~4)。

(4) 法学部

単位認定については学則に定め、法学部『履修の手引』に記載し、適切に行っている (A4-3-2 第21条、A4-3-6 p.5~p.16)。成績評価の方法と基準については、シラバスで授業ごとに、評価方法・評価基準・評価の割合を記入し、学生に事前に明示している (A4-3-1)。編入学者の既修得単位の認定については、学則に基づき、編入学前に履修した教育科目の内容を勘案して評価している (A4-3-2 第19条の2~4)。

(5) 国際関係学部

授業の目標やねらいに対応した成績評価の方法と基準をシラバスに明記し、学生に周知を図っている (A4-3-1)。成績評価も、シラバスに明記された基準に従って、厳正かつ公平に行われている。留学、課外活動の単位認定は、45時間の学習を1単位とする単位制度の趣旨に基づき、さらに教授会の承認を条件とするなど、手続き的にも適切に処理されている (A4-3-2 第19条の2)。既修得単位の認定についても、学則に基づき、単位制度の趣旨はもとより、学部の教育目標や開講科目の内容と既修得科目内容の整合性を精査したうえで、教授会の承認をもって認定している (A4-3-2 第19条の2~4)。

(6) 経営学部

単位認定は学則に定め、『履修の手引』に記載して適切に行っている (A4-3-2 第21条、A4-3-8 p.8~p.21)。成績評価の方法と基準については、シラバスに評価方法・評価基準・評価の割合を明示し、学生に周知を図っている (A4-3-1)。成績の評定の基準は、各担当教員の自主的な判

断に任されている。成績評価に疑義がある場合、学生は成績に関する再調査依頼を提出することができる (A4-3-8 p.21)。既修得単位の認定は、学則に基づき、適切に行っている (A4-3-2 第19条の2~4)。

(7) 環境創造学部

シラバスに評価方法・評価基準・評価の割合を明示し、学生に周知している (A4-3-1)。単位認定・成績評価は、各教員の裁量において適切に行われている。編入学者・転部転科生の既修得単位の認定は、学則に基づき、教務委員会で厳格な審査を行い、教授会で決定している (A4-3-2 第19条の2~4)。

(8) スポーツ・健康科学部

本学部では、シラバスに評価方法・評価基準・評価の割合を明示し、学生に周知を図るとともに、学則に定めた単位制度の趣旨に基づいて、適切に単位認定を行っている (A4-3-1、A4-3-2 第21条)。また、国家資格関連の専門科目については、国家試験に対応するための横断的科目として「要説臨床検査学A~E」(資格科目)を設置し、厳格な成績評価に基づいた単位認定を行い学科協議会にて報告している。既修得単位の認定は、学則に基づき、教務委員会で厳格な審査を行い、教授会で決定している (A4-3-2 第19条の2~4)。

《研究科》

(1) 文学研究科

文学研究科の5専攻の授業の成績評価と単位認定は、規程に従って適切に行われている (A4-3-13 第13条)。シラバスに成績評価の方法・基準が明示され、学生は Web 上で確認できる (A4-3-1)。教員は方法・基準に従って、厳格かつ適切に評価している。

(2) 経済学研究科

成績評価の方法と基準は、シラバスに評価方法・評価基準・評価の割合を記入し、学生に周知を図っている (A4-3-1)。単位認定等については、大学院学則に定められており、『大学院の手引き』等に記載し、適切に行っている (A4-3-13 第13条、A4-3-14 p.6~p.8、p.20~p.22)。

(3) 法学研究科

本研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、シラバスにおいて評価方法および評価基準を明示しており、単位認定もこれらに従い、適切に行われている (A4-3-1、A4-3-13 第13条、A4-3-14 p.6~p.8、p.20~p.22)。

(4) 外国語学研究科

成績評価の方法と基準は、シラバスに評価する項目・評価基準・評価の割合を記入するようにしており、学生に周知を図っている。単位認定は、学則に定めに従い、適切に行われている (A4-3-1、A4-3-13 第13条、A4-3-14 p.6~p.8、p.20~p.22)。

（５）アジア地域研究科

成績評価の方法と基準は、シラバスに評価方法・評価基準・評価の割合を明記し、学生に周知している。単位認定と成績評価は、学則に基づき、適切に行われている（A4-3-1、A4-3-13 第13条、A4-3-11 p.20～p.32）。

（６）経営学研究科

成績評価の方法と基準については、評価項目・評価基準・評価の割合をシラバスに記載し、学生に周知を図っている。単位認定は、学則の定めに従い、適切に行われている（A4-3-1、A4-3-13 第13条、A4-3-14 p.6～p.8、p.20～p.22）。

（７）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の授業の成績評価と単位認定は、規程に従って適切に行われている（A4-3-13 第13条、A4-3-12 p.3～p.8）。シラバスに成績評価の方法・基準が明示され、学生はWeb上で検索し確認できる（A4-3-1）。教員は方法・基準に従って、厳格かつ適切に評価している。

4-3-4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

《大学全体》

本学の学士課程における教育成果を組織的かつ定期的に検証する取り組みとしては、第一に、「学生による授業評価アンケート」がある（B4-3-24）。このアンケートは、非常勤講師を含めた全教員を対象に、毎年度実施するもので、2000年度に第1回目が行われて以来、2015年度で14回を数える。実施の主体となるのは、大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD委員会）で、その目的と任務はFD委員会規程に定められ、現在は副学長が委員長を務めている（B4-3-25）。授業評価アンケートの目的は、「授業に対する学生の率直な意見を聴取して本学の授業内容及び教育方法の改善に資すること」（2014年度『学生による授業評価と大学教育』）にある。ここでは、2014年度のアンケートを例に、この取り組みの概要を述べる。

2014年度の授業評価アンケートは、マークシート方式により、6月30日から7月12日までの期間（予備期間を含む）、当該授業の終了前15分～20分を利用して行われた。前期に実施したのは、通年科目でアンケート結果を後期の授業改善に活かせること、2004年度を最後に前期でのアンケートが実施されていないことが主たる理由である。

専任教員は2科目、非常勤講師は1科目で実施し、対象科目数は1,222科目、回答率（受講登録者総数を分母とする）は65.8%であった。アンケート対象科目の選定基準は、①専任・非常勤とも登録受講者数が最も多い科目、②登録受講者数が10名以下の科目は原則として対象外とする、の2点である。

設問は20問で、「Ⅰ.学生自身についての設問」「Ⅱ.授業についての設問」「Ⅲ.総合的な設問」の3つのカテゴリーに分かれる。Ⅰ.は「出席率」「予習・復習・練習などの授業外学習」「授業への集中度」「シラバスの熟読」「教材等の持参頻度」「授業姿勢の自己採点」の6項目、Ⅱ.は「授業目的の明確さ」「シラバスの授業への反映」「授業の理解しや

すさ」「授業の進行速度の適切さ」「板書等の見やすさ」「教材等の使い方の適切さ」「学生参加の機会」「私語など受講態度への教員の対応の適切さ」「教員の熱意」「授業への毎週の期待感」の10項目、Ⅲ.は「授業を通じた新しい考え方や発想の獲得」「授業で扱った分野への関心の高まり」「自分で調べ、考える姿勢の定着」「総合的な満足度」の4項目。評価基準は「非常にそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そう思わない」「全くそう思わない」の5段階。「この授業について良かった点を最低1つ、改善すべき点を最低1つ記入してください」という記述欄もある。

アンケート結果は、数値化・グラフ化・データ化されて各担当教員にフィードバックされる。教員はそれに対し、改善点などをまとめたコメントをFD委員会に送付する。アンケート結果の分析は、各学部・学科のFD組織が行い、全学のFD委員会が全体をまとめる。学部・学科ごとに結果の分析を行うのは、授業に対する学生の意見を基本単位の学部・学科で集約し、組織として授業改善のFD活動につなげるためである。集計結果・分析・コメント等は報告書『学生による授業評価と大学教育』にまとめて、学内外に公表（全学データおよび報告は冊子として、またホームページで学内外へ公開。個々の結果と教員コメントは学内公開）される（B4-3-26）。

以上が本学における「学生による授業評価アンケート」の概要であるが、結果を授業改善に結びつける作業とその有効性の検証は、組織としての取り組みは必ずしも十分とは言えず、その多くが教員個々人の努力に委ねられている。

また、組織的な検証として、2011年度より実施している「卒業生アンケート」がある（B4-3-27）。これは教育の成果を測定し、教育と学生生活の課題についてデータを得るために、3月の卒業式時にFD委員会が実施しているものである。

質問項目は、「専門知識が身についたか」「社会人として必要な常識や技能が身についたか」「毎週興味をもって受講した授業があったか」「手厚い初年次教育を受けたか」「親身なキャリア指導を受けたか」「4年間で自分の目標は達成できたか」「親友と呼べる仲間はできたか」など21項目。回答はマークシート方式で、「そう思う（肯定）」「少し思う（弱肯定）」「あまり思わない（弱否定）」「そう思わない（否定）」の4つから選択する。「本学をよりよくするために改善すべきことや提案があれば教えてください」という自由記述欄もある。

卒業生アンケートの結果は、学科別集計表とともに分析報告書が作成され、『FD報告書』およびホームページで公表される（B4-3-28、B4-3-29）。

研究科では「学生による授業評価アンケート」も「卒業生アンケート」も実施していない。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究については、大学全体の取り組みとして、FD委員会の開催による研究会がある。2010年度から2014年度までの開催状況は、別表に示すとおりである（B4-3-30）。

研究会の報告内容・質疑応答等は、『FD報告書』およびホームページで公表される（B4-3-28、B4-3-29）。毎回、報告をめぐって活発な議論が行われるが、教員の参加数は必ずしも多くな

く、出席率を高めるのが課題である。

大学が取り組むFD活動は、『学生による授業評価と大学教育』『FD報告書』のほか、FD委員会発行のニューズレター『FDニュース』で教職員に周知が図られる(B4-3-31)。

学部・学科、研究科におけるFD活動の特記すべき事項は、以下のとおりである。

《東松山キャンパス運営委員会》

全学共通科目等を担当する教員の授業評価は、全学の「学生による授業評価アンケート」で行われているが、アンケート結果は各教員の所属する学部・学科単位で分析・公表されているため、東松山キャンパス運営委員会として分析・公表はしていない(B4-3-26)。また、授業内容・方法の改善を図るための組織的研修なども、キャンパス運営委員会としては行っていない。

《国際交流センター》

全学の「学生による授業評価アンケート」にセンター所属教員も参加しているが、アンケート結果の公表は学部・学科が単位になっているため、センター教員については公表されていない(B4-3-26)。国際交流センター独自のFD活動の組織化と併せて、今後の改善課題である。

《学部》

(1) 文学部

全学のFD委員会と並行して、2010年度より学部独自のFD委員会を設置した。全学で毎年度実施される「学生による授業評価アンケート」結果を学科選出のFD委員が分析し、各授業担当教員にフィードバックしている(B4-3-24 p.15~p.27)。教員相互の授業改善の取り組み等の実践交流会(年1回)を中心とする、学部独自のFD研究会を開催し、その記録・資料を報告文として毎年度「文学部・FD委員会ニュース」を発行し、教育内容・方法を検証し、課題解決に向け取り組んでいる(B4-3-33)。

2014年度文学部FD研究会における各学科からの報告内容は、下記のとおりである。

- ・日本文学科・池山 晃「授業の手段をふりかえって」
- ・中国学科教員・村井信幸「履修者超過の授業対応について」
- ・英米文学科教員・小池 剛「初年次教育への取組み～Freshman Seminarの例～」
- ・教育学科教員・渡辺恵津子「学生たちの『学ぶ意欲』を高める試み」
- ・書道学科教員・高木厚人「実技授業における工夫～仮名書法1の授業におけるこれまでの工夫」

(2) 経済学部

「学生による授業評価アンケート」を毎年度実施し、アンケート結果は授業担当教員にフィードバックし、教員からのコメントを回収している(B4-3-24 p.15~p.27)。アンケート結果を授業改善に活かす取り組みについては、個々の教員に委ねている。

ゼミに関しては、2003年度以来、毎年学部主催の成果発表会を開催し、優れた研究発表の審査・表彰を行っている(B4-3-34)。成果発表会を通じ、異なるゼミ間で研究、発表方法の

相互学修も生じている。

教育内容・方法等の改善を図る主体として、学部にFD委員会を設けている。FD委員会は入学前教育の検討を最重要課題とし、①2011年春に導入した通信教育プログラムの評価、②推薦入学者への入学前課題の選定、を行った。①に関しては、通信教育プログラムの提供者である(株)ナガセの協力のもとに、プログラム受講者の追跡調査のためのデータ整備を進めた。②に関しては、委員会での協議結果を教授会で提案し了承を得た。

なお、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会は設けられていない。

(3) 外国語学部

大学全体の取り組みとして、「学生による授業評価アンケート」の結果は各授業担当教員にフィードバックし、教員からのコメントを回収している。また、アンケート集計結果はFD報告書『学生による授業評価と大学教育(2014年度)』としてまとめ、学内外に公表している(B4-3-24、B4-3-26)。外国語学部としては、これらのアンケート結果を具体的な授業改善に結びつける作業およびその有効性の検証は、まだ実施していない。

学部内に設置されたFD委員会のもとで、2010年度よりFD研究集会を年3回の予定で定期的かつ継続的に実施している(B4-3-35)。

(4) 法学部

「学生による授業評価アンケート」を毎年度実施し、アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、今後の授業運営の参考とするよう促している。また、各教員からアンケート結果に対するコメントを得たうえで、学科主任と教務・FD委員会がアンケート結果を分析し、学内外に公表している(B4-3-24 p.15~p.27)。

授業改善に向け、両学科ともにFD研究会を定期的に開催している。法律学科では法律学教育の方向性について(B4-3-36)、政治学科では初年次教育の進め方について検討を重ね、カリキュラム改革が必要であるとの認識を得るに至った。2015年度導入の新カリキュラムはこうしたFD活動の成果である。さらにFD研究会とは別に、法律学科では1年次必修科目「現代社会と法AB」と2年次必修科目「基本法学概論AB」の授業担当者による運営委員会を設置し、アンケートを実施して学生の学習状況を把握するとともに教員間で情報を交換するなど、授業の改善を図っている(B4-3-36)。政治学科でも1年次必修科目「政治学AB」の授業担当者による運営委員会で授業改善の取り組みを行っている(B4-3-37)。

(5) 国際関係学部

個々の科目についての検証は担当教員に委ねられているが、全学の「学生による授業評価アンケート」と学部独自に実施する「授業改善アンケート」結果を国際関係学部FD委員会が分析、学部として取り組むべき授業改善上の課題を設定し、2010年度より、ベネッセコーポレーション大学事業部その他の協力を得て、学部独自のFD研修会を実施し課題解決に向けた検討を行っている(B4-3-38)。

3年次全員が受検する業者テスト「キャリア・アプローチ」の分析結果により、2年間の専門教育の成果(学力および関心の変化)や学部教育への学生の意見などを把握し(教務

委員会が集約)、教育課程や教育方法・内容の改善に活かしている(B4-3-39)。

卒業論文提出時に学部が独自に実施する「卒業生アンケート」により、4年間の学部教育に対する満足度および意見などを把握し、教育課程の見直しや授業改善に活かしている。(B4-3-40)

(6) 経営学部

経営学部では、「学生による授業評価アンケート」を毎年度実施し、アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックしている(B4-3-24 p.15~p.27)。授業改善に向けた取り組みについては、各担当教員に委ねている。経営学部には設置されているFD委員会は、毎年アンケート結果を分析し、アンケートにある指摘や要望を検討して、FD研修会を開催している(B4-3-41)。

実習系の科目については、毎年1回、「実習発表会」を開催している(B4-3-42)。この発表会では、国内外のインターンシップ参加者により、インターンシップ講座およびインターン先の授業についての報告や授業の評価がなされ、担当教員らと共有される。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部では、授業の内容・方法の改善を図る本学科教員のための組織的研修として、2013年度に公開FD講演会「大規模講義における効果的なプレゼンテーションのコツ」(講師:英米文学科宮瀧交二教授)を実施した(B4-3-43)。また、2014年度には、公開FD講演会「大学生における発達障害、精神障害」と題して(講師:日本大学工学部(臨床心理士)種ヶ嶋尚志准教授・本学学生支援センター東松山学生支援課課長)外部講師による講演と本学職員による現状報告を行った(B4-3-43)。

スポーツ科学科は、毎年全学で実施する「学生による授業評価アンケート」の結果を、教員にフィードバックして授業改善に結びつけるよう努めるとともに、FD委員会で評価結果を分析し、学内外に公表している(B4-3-24 p.15~p.27)。また、教育内容・方法の改善をはかるFD活動として、2011年度に「初年次教育を考える」「キャリア教育を考える」、2012年度「学科の教職教育について考える」「学科の全体集会を通じた学生指導」、2013年に「スポーツ・体育における体罰問題について、スポーツ科学科授業での取り組みを考える」というテーマで研修会を実施した(B4-3-44)。

健康科学科では、2011年度にFD講演会「アレルギーと食品とストレスの関係」、2012年度「教員間による授業参観」を行った。また、スポーツ科学科同様、毎年全学で実施する「学生による授業評価アンケート」の結果を教員にフィードバックして授業改善に結びつけるよう努めるとともに、学科独自の「健康科学科授業評価アンケート」を実施し、その結果を健康科学科のFD委員会の教員が中心になって分析し、教育内容・方法や学科運営の改善につなげている(B4-3-24 p.15~p.27)。

《大学院》

(1) 文学研究科

文学研究科の5専攻は、それぞれ、授業の内容および方法の改善を図るために、各専攻会議において継続的に議論を行い、議論で得られた結果が以後の改善に反映できるように

努めている。

組織的研修・研究については、2013年度に文学研究科のFD委員会を発足させ、文学部のFD委員会と共同で、FD研究会を実施した(B4-3-45)。「学生による授業評価アンケート」は、研究科では実施されていない。責任主体・組織、権限、手続きについては、文学研究科委員会の下に組織されたFD委員会が、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の責任主体となっており、いずれも明確である。

なお、教育学専攻には、独自にFD委員会が設けられており、毎年、修士1年生および大学院担当教員の参加のもとで修士論文の発表会を実施し、発表会の後、FD研究会を開催し、論文指導上の課題やカリキュラムの問題など多面的な課題について意見交換を行っている(B4-3-46)。その際に例年、教育学専攻が抱える課題についてFD委員から問題提起をしている。

(2) 経済学研究科

学生による授業評価アンケートは実施していない。一方で、2013年度より、経済学研究科委員会の下にFD委員会を設置し、組織的なFD活動を開始するとともに、その活動の中では、学生と教員のコミュニケーションの充実を図り、学生からの要望等を聴取するために、学生にも参加してもらう機会を設けた。FD委員会は、委員長に経済学研究科委員長がつき、委員には他に経済学専攻主任と経済学研究科委員会委員(教員)1名が加わり、計3名で組織している。FD活動の企画・実施は、FD委員会が経済学研究科委員会に諮って行い、結果を経済学研究科委員会に報告し、必要に応じて承認を得る。

なお、2013年度にはFD委員会を開催したが、2015年度前期まではFD委員会としては開催していない。しかし、経済学研究科改革委員会で大学院生に対する効果的な教育方法について議論し、その結論を経済学研究科委員会に諮ったうえで学生への履修指導に反映させている(B4-3-47)。

(3) 法学研究科

政治学専攻では、2013年8月6日に第一回のFD研究会を学部と合同で開催した(開催場所:ホテル・ヘリテイジ森林公園)。議題は、「1 政治学専攻開講科目の件」「2 大学院進学者数の件」「3 今後のFD研究会の進め方について」であったが、特に1は学部との調整が不可欠であり、研究会を合同で開催した(B4-3-48)。

法律学専攻では、2014年3月3日に第一回のFD研究会を開催した(開催場所:板橋キャンパス)。議題は「1 現在のディプロマ・ポリシーとその問題点」「2 ディプロマ・ポリシーの具体化」であり、教授内容や学生に求める学問的水準などについて議論した。教育成果についての検証は、両専攻協議会、大東法政論集編集委員会の議を経て、最終的には法学研究科委員会が行っている。

しかし、法律学専攻・政治学専攻ともに、教育成果について組織的に、十分に定期的な検証を行ってきたとは言えない。個別の学生に対する教育としては、指導教員を中心に、当該学生が履修している科目の担当者が緊密に連絡を取っている。また、年に2回(以上)開催される院生研究発表会の場において、学生に対する教育の効果を検証してきたが、組織的な研修・研究の実施の体制は、政治学専攻において検討が開始された段階にある。

（４）外国語学研究科

外国語学研究科では、「学生による授業評価アンケート」は、少人数教育の性格上、実施していない。FD 委員会は、外国語学部と共同で組織しており、その活動としては、外国語学部 FD 委員会と共催による研修会を実施している (B4-3-49)。毎回、1 名から 2 名の発表者（その大半は、外国語学研究科で教鞭を執る教員）による、主として効果的な教育の実際的・実践的な方法の開陳、また特に海外における最新情報の提示、並びにそれらに関する質疑応答・議論が交わされ、教員の意識を向上させる上で大いに寄与している。

（５）アジア地域研究科

アジア地域研究科では、研究科の FD 委員会が独自の学生アンケートを毎年度後期に実施し、教育方法に対する満足度などを調査している (B4-3-50)。アンケートの内容には、授業内容や方法に関する評価項目が含まれ、教育課程の見直しや授業改善に活かしている。授業改善のための組織的研修・研究については、研究科独自の FD 研修会は実施していない。教育成果の検証と改善については、研究科委員長と専攻主任が責任者となって、教務・広報委員会と FD 委員会が、学生アンケートなどを通して、定期的な検証を行い、改善に結びつけている。また、学生が教育方法や学習指導について意見交換し、交流を推進するための院生連絡会を設立、定期的な会合を開催することによって、学生の満足度を高めるように努めている。

（６）経営学研究科

本研究科では「学生による授業評価アンケート」は実施していない。教育成果・カリキュラムの適切性等に関する課題については、少人数教育の特徴でもあるように、指導教員以外の教員も含め、教員や事務職員が院生に適宜聴取をしている他、研究科委員長・専攻主任の責任体制の下に、カリキュラム委員会で年度ごとに検証を行い、それを研究科委員会で検討するようにしている。さらに、本研究科は、成績評価検討委員会を設置し、教員の院生の活動・成果に対する評価が適切に行われているかどうかを検討・確認するようにしている。

（７）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科では、研究科 FD 委員会が主体となり、全学生が履修し全研究科教員が担当するオムニバス方式の共通科目「スポーツ・健康科学研究法」をサンプルとして、2012 年度と 2014 年度に独自のアンケート調査を実施した (B4-3-51)。

2014 年度の質問項目は、「この科目の受講生が授業にのぞむ姿勢や態度はどうでしたか」「この授業で指示された課題の量はあなたにとってどうでしたか」「教員の教材・資料の利用の仕方は効果的でしたか」「研究科の理念、教育上の目的について」であり、回答はそれぞれ「よかった」が 87%、「ちょうど良かった」が 73%、「ある程度効果的であった」が 73%、「知っている」「何となく知っている」が 80%で、おおむね良好な結果が得られた。以上のアンケート調査は研究科委員会に報告し、大学院教育の改善につなげている。

授業改善のための研究会・研修会は、研究科独自の取り組みとして、2010 年度の「脳内における食欲調節研究の最前線」、2012 年度の「体力医学の研究の倫理と法」などが取り

組み例である。

2. 点検・評価

【基準4-3の充足状況】

授業形態は、教育目標・授業内容によって講義、演習、実験、実習、海外研修など、さまざまな形態をとっており、それらはシラバスに明記し、あらかじめ受講者に周知している(A4-3-1)。また、履修登録希望者が400人を超える大規模授業は、抽選を実施するなどして、できるだけ抑制している。

履修登録単位数の上限については、全学部・学科の全学年で50単位未満に設定し、『履修の手引き』に明示している(A4-3-3 p.11、A4-3-4 p.3、A4-3-5 p.30、p.37 p.52、A4-3-6 p.15、A4-3-7 p.8、A4-3-8 p.9、A4-3-9 p.23、A4-3-10 p.31)。

学習指導については、専任教員はオフィスアワーの時間を示して、授業時間外の指導を行う体制をとっており、非常勤講師は、授業終了後の教室で、また電子メールなどの方法により時間外の指導を行っている。この情報はシラバス、ポータルサイト等により学生に周知されている(A4-3-1)。

学生の主体的な参加を促す授業については、各学部・学科で演習、PBL型授業などにより積極的な取り組みが行われている。

大学院研究科では、研究指導計画に基づき、適切な研究指導・学位論文作成指導が行われている。

シラバスに基づいた授業については、すべての学部・研究科が統一書式でシラバスを作成し、授業概要・授業計画・成績評価の方法などをあらかじめ学生に明示している(A4-3-1)。

成績評価と単位認定、既修得単位の認定は、学則の定めにより、またシラバスに記載した個々の教員の評価方法・割合・評価基準に基づき、適切に行われている。

教育成果を組織的かつ定期的に検証する取り組みについては、「学生による授業評価アンケート」「卒業生アンケート」による検証、全学と学部・学科のFD委員会の取り組みなどにより、適切に行われている。

以上、基準4-3は充足しているものと判断する。

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

シラバスについては、全学部・研究科において統一書式で作成し、中身のチェック体制を築いたことで、教員間で記載内容の精粗はおおむね解消されている。記載項目も授業概要・授業計画・成績評価の方法などを網羅し、学生に必要な情報が示されている(A4-3-1、B4-3-19)。

《法学部》

授業改善に向け、両学科ともに教務・FD委員会を中心にFD研究会を定期的で開催しており(A4-3-6)、FD活動の成果は2015年度から導入した新カリキュラムに反映されている(B4-3-36、B4-3-37)。

《国際関係学部》

学部 FD 委員会の主催による FD 研修会（年 2 回）が定着しつつあり、教員の参加率も 7 割を超えている (B4-3-38)。

《アジア地域研究科》

本学の研究科では「学生による授業評価アンケート」は実施されていないが、アジア地域研究科では独自の学生アンケートを毎年度後期に行い、教育方法および学習指導の適切性を検証して改善を図っている (B4-3-50)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

シラバスの記載内容の学生への周知が必ずしも十分ではない。本学は Web シラバスを導入しポータルサイトで公開しているが、学生のアクセスが十分でないため、シラバスの重要性について啓発を行うとともに、初回授業時に担当教員が直接周知するなどの改善が必要である (B4-3-24 p.49)。

また、シラバスの記載内容について、必要事項が盛り込まれているかという形式上のチェックだけでなく、学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に照らして、記載内容が適切かどうかのチェックを担当教員以外の第三者が行い、不十分であれば授業担当教員に改善を求める体制をさらに充実させる必要がある。

《東松山キャンパス運営委員会》

授業内容・方法、評価方法・基準の改善を図るための組織的研修などを、全学的な FD 活動、学部単位の FD 活動などとは別に、東松山キャンパス運営委員会として行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

2016 年度中に、各学部・研究科内の FD 委員会でシラバスチェック体制を再点検し、記述に遺漏がないかどうか、記載内容が教育課程の編成・実施方針に沿っているかどうか、などについて検証体制をさらに充実させていく (B4-3-53)。

《法学部》

教務・FD 委員会を中心に FD 活動を一層活性化させる。法律学科においては FD 研究会の開催頻度を上げ、政治学科においては毎年着実に教員全員が参加する FD 合宿を今後も実施する (B4-3-53)。

《国際関係学部》

アクティブ・ラーニングの方法などにテーマを絞った FD 研修会を、学部 FD 委員会の主催により実施する (B4-3-53)。

《アジア地域研究科》

アジア地域研究科で実施している独自の学生アンケートの質問項目を検討し、その内容を充実させる。今後も定期的の実施し、学生の意見を吸収して教育方法のさらなる改善に役立てる (B4-3-53)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

シラバスの学生への周知について、ガイダンス時にシラバスの重要性を啓発するとともに、初回授業時に担当教員がシラバスをコピーして配布、読み合わせを行うなどの直接的な周知を徹底させる。また、シラバスの記載内容が学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に照らして適切であるかを検証し、不十分であれば授業担当教員に改善を求める体制を充実させる。

《東松山キャンパス運営委員会》

2016 年度中に、分科会（全学共通科目、保健体育、英語、外国語）ごとに FD 活動を行う体制を整備する (B4-3-54)。

4. 根拠資料

＜根拠資料＞

- A4-3-1 大東文化大学・大学院シラバス (CD-R)
大東文化大学ホームページ (Web シラバス)
<http://www.daito.ac.jp/campuslife/syllabus/index.html> 《既出》A4-2-16
- A4-3-2 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A4-3-3 文学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-9
- A4-3-4 経済学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-10
- A4-3-5 外国語学部 徑 (履修の手引き) 《既出》A4-1-9
- A4-3-6 法学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-11
- A4-3-7 国際関係学部 ガイドブック 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-12
- A4-3-8 経営学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-13
- A4-3-9 環境創造学部 履修の手引き 2015 《既出》A4-1-13
- A4-3-10 スポーツ・健康科学部 羅針盤 (履修の手引き) 2015 《既出》A1-14
- A4-3-11 大学院履修要項アジア地域研究科 2015 年度 《既出》A1-15
- A4-3-12 大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科 2015 年度 《既出》A1-16
- A4-3-13 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- A4-3-14 2015 (平成 27) 年度 大学院の手引き 《既出》A1-17
- B4-3-1 国際相互理解のためのチューターハンドブック
- B4-3-2 書道学演習(ゼミ)中間発表会
- B4-3-3 法学部学生論集第 26 号 2014 年度 (表紙)
- B4-3-4 国際関係学部ホームページ (学部案内)
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/information/index.html

- B4-3-5 2014年度国際関係学部 DACIX 申請状況一覧
- B4-3-6 研究計画書（書式）
- B4-3-7 2015年度文学研究科科目編成表 《既出》B4-2-5
- B4-3-8 2015年度経済研究科科目編成表 《既出》B4-2-6
- B4-3-9 平成27年度経済学研究科修士論文中間発表会のお知らせ
- B4-3-10 2015年度法学研究科科目編成表（公共政策コース含） 《既出》B4-2-7
- B4-3-11 法学研究科院生研究発表会（パンフレット）
- B4-3-12 2015年度外国語学研究科科目編成表 《既出》B4-2-8
- B4-3-13 中国言語文化学専攻、英語学専攻、日本語学専攻中間発表会について
- B4-3-14 アジア地域研究科院生研究報告会
- B4-3-15 2015年度経営研究科科目編成表 《既出》B4-2-9
- B4-3-16 2015年度経営学研究科論文関連スケジュール一覧
- B4-3-17 スポーツ・健康科学研究科 修士論文構想発表会の実施について
- B4-3-18 スポーツ・健康科学研究科大学院生の所属学会発表件数、論文数、受賞等一覧
- B4-3-19 2015年度シラバス（授業計画）の作成依頼について
- B4-3-20 国際交流センター留学生科目科目「言語コース」科目概要
- B4-3-21 2016年度シラバス執筆に伴うチェックシートについて（外国語学部シラバス委員会作成）
- B4-3-22 学生による授業評価と大学教育 2014年度(国際関係学部抜粋
p.63 Q.授業の目的やねらいは明確でしたか) 《既出》B3-12
- B4-3-23 シラバス〔授業計画〕チェックシート（スポーツ科学科）
- B4-3-24 学生による授業評価アンケートと大学教育 2014年度 《既出》B3-12
- B4-3-25 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- B4-3-26 大学ホームページ 授業評価アンケート報告書
http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/jugyohyoka_houkokusho.html
- B4-3-27 2014年度大東文化大学卒業生アンケート結果
- B4-3-28 FD 報告書 2014年度
- B4-3-29 大学ホームページ（卒業生アンケート）http://www.daito.ac.jp/sotsugyosei_ankeito.html
- B4-3-30 大東文化大学FD研究会（FDフォーラム）参加者数推移（2010～2014）
- B4-3-31 FD ニュース第9号
- B4-3-32 欠番
- B4-3-33 文学部・FD委員会ニュース(最新号)
- B4-3-34 経済学部からのお知らせ「2015年度経済学演習(ゼミ) 成果発表会審査結果」
http://www.daito.ac.jp/education/economics/news/details_11202.html
- B4-3-35 外国語学部FD研究集会のお知らせ、FD集会だより
- B4-3-36 法律学教育の方向性（法学研究所研究会）、2015年度現代社会と法学習時間アンケート
- B4-3-37 2015年度FD合宿の案内、政治学AB運営委員会活動実績について
- B4-3-38 国際関係学部ホームページ(国際関係学部からのお知らせ)
2015年度FD研修会（7月21日）

- http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_10775.html
- B4-3-39 国際関係学部ホームページ（国際関係学部からのお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9369.html
- B4-3-40 2015年度・大東文化大学国際関係学部・卒業予定者アンケート
- B4-3-41 経営学部FD研修会開催のご案内
- B4-3-42 大東生による海外実習発表会（案内）
- B4-3-43 スポーツ・健康科学部 公開FD講演会、公開FD研修会（開催案内）
- B4-3-44 スポーツ科学科FD勉強会、第1回健康科学科FD研修会議事録（2013.6.14）
- B4-3-45 文学部FD研究会資料
- B4-3-46 文学研究科教育学専攻FD活動記録
- B4-3-47 第1回経済学研究科FD委員会の開催について（実施報告）、第8回経済学研究科
改革新委員会議事要旨”
- B4-3-48 2014年度法学研究科政治学専攻FD研究会のご案内
- B4-3-49 平成27年度第1回FD研究集会のご案内（外国語学研究科）
- B4-3-50 大学院認証評価関連アンケート（アジア地域研究科）
- B4-3-51 2014年度スポーツ・健康科学研究科における授業改善のためのアンケート集計表
- B4-3-52 経済学部時間割 《既出》A4-2-19
- B4-3-53 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> 《既出》B1-16
- B4-3-54 東松山キャンパス運営委員会議事録
- B4-3-55 大学データ集 《既出》B1-22

第4章 教育内容・方法・成果

第4節 成果

第4章 教育内容・方法・成果

第4節 成果

1. 現状の説明

4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

《大学全体》

学生の学習成果を測定する指標としては、4-3 で述べた「学生による授業評価アンケート」と「卒業生アンケート」が有効である。

授業評価アンケートには、「Ⅲ.総合的な設問」として、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つがある。2014年度のアンケート結果では、自己評価で「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的評価をしたのは、1～4年次の全学平均で、Q17.が57.5%、Q18.が59.8%、Q19.が51.2%、Q20.が61.6%である(B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

また、2011年度より実施している卒業生アンケートでも、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」など、学習成果を問う設問がある。2014年度のアンケートでは、全学平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は87.9%、Q4.は74.1%、Q5.は83.5%である(B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

授業評価アンケートと卒業生アンケートの結果は、学部・学科にフィードバックし授業改善の資料としている。ただ、授業の到達目標は授業によって異なるものであり、よりきめの細かい学習成果の測定を行うには、「(当該)授業の目標は達成できたと思うか」といった、個々の授業の到達目標に即した設問の工夫が必要になるだろう。さらに、学部・学科の教育目標に沿った成果が上がっているかを検証するには、学位授与方針に掲げられた各項目がどれほど実現されたかを学生に問う方法も考えられる。

このほか、学生支援センターが毎年度始めのガイダンス時に実施している「学生生活調査(アンケート)」(新入生を除く全学生が対象)の集計結果も、学習成果を測るツールとして活かすことができる(B4-4-3)。この調査は学生生活、課外活動、アルバイト、キャリアプランなどについて、学生の現況を把握することを主眼としたアンケートであるが、学習に関する主な設問は、「大学の授業に興味がありますか?」「あなたのこれまでの授業平均出席率はどれくらいですか?」「今あなたが取っている授業の中で満足する度合いはどれくらいありますか?」「大学での授業や研究・勉強は、将来自分の進路先でなんらかの役に立つと思いますか?」「授業時間外の日平均学習時間について」といったものである。

学習成果を測定する指標としては、このほか、2年次から3年次への進級率、卒業率、就職決定率も有効である(B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。また、国家試験・国家資格合格率、語学検定試験の結果等も学習成果を測る参考資料となる。

本学は2016年度からGPAを導入する予定であり、GPA制度によって学生がより客観的な成績評価を確認できるようになることが期待される(B4-4-25)。

研究科については、博士課程前期課程・後期課程それぞれの学位取得者数と取得率が学修成果を測る指標になる(B4-4-29 d2-表12)。

以下、学部・研究科の特記すべき事項について述べる。学生による授業評価アンケートと卒業生アンケートに対する学部ごとの回答結果は、上記の質問項目に対する回答である。

《東松山キャンパス運営委員会》

3年ごとに東松山キャンパス運営委員会が実施する「1年生の生活と学習に関するアンケート」によって、全体的な理解度は確認しているが、全学共通科目等の科目ごとの理解度は確認していない(B4-4-4)。3年ごとにアンケートを行うのは、学生の理解度、学習傾向は年度ごとの変化はそれほど大きくないと判断するからである。

《全学教職課程委員会》

学習成果を測定する指標として、教職科目履修者数および教職就職者数を挙げておく。2010年～2014年度の5年間で、年間平均714名(入学者3,000名の約24%)が教職科目を履修し、非常勤講師や過年度卒業者若干名を含めた教職就職者数は、平均139名である(B4-4-5)。

《博物館学講座委員会》

学習成果を測定する指標として、学芸員資格の取得がある。毎年、博物館学講座を50～80名程度履修し、2014年度までに学芸員資格を取得した学生は、累計で1,187名である。学芸員として就職する者も年々増えている(B4-4-6)。

《国際交流センター》

2015年度に、語学検定試験受検料助成規程を制定し、「日本語能力検定」や「ビジネス日本語能力テスト(BJT)」の受験を奨励し、日本語学習の成果指標として推奨している(B4-4-7)。本制度は2015年4年に導入したため、申請者や成果等の判断は1年後を予定している。また、同じく2015年度に、キャリアセンターと連携し、「日本語能力検定(N1)受験対策」講座を設定した。同対策講座は留学生による自主的な取り組みになるが、日本語学習の成果を確認するための有益な指標になると考える(B4-4-8)。

《学部》

(1) 文学部

文学部として学生の学習成果を測定するための評価指標は設定していない。2年次から3年次への進級にあたって、教育学科を除く4学科は、卒業要件単位124単位のうち、日本文学科が40単位以上、中国学科・英米文学科・書道学科が44単位以上修得していることを進級要件としている(A4-4-1第23条の6第4項)。

2014年度の学生による授業評価アンケートにおいて、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が64.9%、Q18.が67.6%、Q19.が57.5%、Q20.が68.4%である(B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」について、文学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は93.3%、Q4.は80.3%、Q5.は85.2%である(B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

2014年度の2年から3年へ進級率は88.8%、卒業率は89.7%、卒業者の就職決定率は89.0%(就職希望者に対する就職者の比率)、卒業生に対する就職者比率は69.9%である(B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

(2) 経済学部

学生の学習成果を測定するための評価指標は設けていない。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が47.7%、Q18.が50.4%、Q19.が43.3%、Q20.が54.6%である(B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」について、経済学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は85.8%、Q4.は74.3%、Q5.は86.1%である(B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

ゼミに関しては、2014年度の履修者(2、3年次633名)に対し教務委員会が満足度調査を行ったところ、「非常に満足」「まあ満足」と回答した学生の比率は66%であった(B4-4-9)。

また、2014年度の2年から3年への進級率は87.9%(現代経済学科・社会経済学科とも40単位以上の進級要件を設定している)、卒業率は89.5%、卒業生の就職決定率は91.5%(就職希望者に対する就職者の比率)、卒業生に対する就職者比率は81.7%である(B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

(3) 外国語学部

学生の学習成果を測定するための評価指標は設定していない。2年次から3年次に進級する際に、中国語学科28単位以上、英語学科40単位以上、日本語学科36単位以上の進級要件を設定している(A4-4-1第23条の12第5項)。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとっ

て新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が62.5%、Q18.が63.4%、Q19.が58.4%、Q20.が65.5%である (B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?が身に付いたと思いますか?」について、外国語学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は83.1%、Q4.は68.6%、Q5.は82.4%である (B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

2014年度の2年から3年へ進級率は93.6%、卒業率は86.7%、卒業生の就職決定率は87.7%(就職希望者に対する就職者の比率)、卒業生に対する就職者比率は73.1%である (B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

(4) 法学部

法学部では進級時や課程修了時の学習成果の評価指標は設けていない。両学科とも2年次から3年次に進級するための修得単位要件を設けており、法律学科が34単位以上、政治学科が36単位以上である(A4-4-1第23条の15第2項)。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が53.0%、Q18.が55.8%、Q19.が45.5%、Q20.が58.5%である (B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」について、法学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は91.4%、Q4.は73.0%、Q5.は83.5%である (B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

また、2014年度の進級率は89.7%、卒業率は法律学科84.7%、政治学科84.1%、学部全体で卒業生に対する就職者の比率は73.6%、就職希望者に対する就職者の比率は91.3%であった。15%近くの4年生が卒業できていない状況は改善が求められている (B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

政治学科では、2013年度まで、卒業生を対象にゼミ履修の有無、どのような業界へ就職が決定しているかなどを問うアンケートを実施し、課程修了時の学習成果を知る一助としていた (B4-4-10)。

今後、学習成果をよりよく測定するために、法学部で独自に卒業生を対象にアンケート調査を実施すべく、教務・FD委員会で検討中である (B4-4-26)。

（5）国際関係学部

学生の学習成果を測定するための国際関係学部独自の評価指標は設けていない。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が61.2%、Q18.が63.9%、Q19.が54.1%、Q20.が64.7%である（B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28）。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力（マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など）が身に付いたと思いますか?」について、国際関係学部平均で、「そう思う（肯定）」「少し思う（弱肯定）」が、Q2.は90.5%、Q4.は76.4%、Q5.は84.2%である（B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31）。

その他、学習成果を測定する参考資料として、次のものがある。

言語文化講座の英語選択者にTOEICを受検させ（12月実施）、以後の継続的な受検を英語学習の成果指標として推奨している。中国語、コリア語をはじめ検定試験のあるアジア地域言語の学習者には、検定受検を言語学習の成果指標として推奨している。3年次全員が受検する業者テスト「キャリア・アプローチ」により、2年間の専門教育の成果（学力および意欲・関心の変化）を評価している（分析結果はFD研修会で報告される）（B4-4-11）。

アジア諸国での現地研修（選択科目）の参加率は、地域言語学習への意欲を測る指標となっている（2014年度は54.8%、2015年度は48.7%）（B4-4-12）。長期留学者（半年以上）数は、地域言語や地域研究の学習成果を測る補助的な指標となっている（B4-4-29 d2-表15）。必修科目の卒業論文が、アジア理解の深まりをはじめ、4年間の学習成果を確認するためのもっとも有益な指標となっている。教務委員会が「卒業論文に関する調査」により「外国語資料を活用した卒業論文の数」を把握し、アジア理解教育の成果をみる一つの参考資料としている。2014年度は、提出論文207本中、外国語を活用した論文の数は24本、8.6%であった（B4-4-13）。

また、2014年度の2年から3年へ進級率は91.6%（国際関係学科・国際文化学科とも32単位以上の進級要件を設定している）、卒業率は91.9%、卒業者の就職決定率は97.7%（就職希望者に対する就職者の比率）、卒業生に対する就職者比率は82.9%である（B4-4-29 d2-表11、表13、表14）。

（6）経営学部

経営学部として学生の学習成果を測定するための評価指標は設けていない。経営学科・企業システム学科とも、2年次から3年次に進級するための単位修得要件を、40単位以上に設定している（A4-4-1第23条の21第4項）。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」

「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が52.3%、Q18.が54.4%、Q19.が45.0%、Q20.が56.5%である (B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」について、経営学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は86.5%、Q4.は70.4%、Q5.は85.1%である (B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

2014年度の2年から3年へ進級率は経営学科91.2%、企業システム学科89.2%、卒業率は経営学科90.1%、企業システム学科91.3%、学部全体の卒業生の就職決定率(就職希望者に対する就職者の比率)は92.8%、卒業生に対する就職者比率は80.1%である (B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

(7) 環境創造学部

環境創造学部として学生の学習成果を測定するための評価指標は設けていない。3年次への進級要件は、34単位以上を修得することとしている(A4-4-1第23条の24第3項)。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が49.6%、Q18.が50.7%、Q19.が43.3%、Q20.が51.3%である (B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?」について、環境創造学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は66.4%、Q4.は63.6%、Q5.は66.7%である (B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

本学部は、卒業研究を重視している。卒業研究は、文章作成(卒業論文)だけでなく、口頭発表(プレゼンテーション)も評価対象として、卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会は各ゼミから代表を選出して行う学部行事であり、15分間の中で発表とそれに対する質疑応答を行い、優秀発表者を表彰し啓発に努めている (B4-4-14)。

また、卒業時の卒業研究発表会だけでなく、1、2年では入門ゼミ発表会を行い、学習意欲の啓発に努めている (B4-4-15)。入門ゼミ発表会は1、2年の各ゼミから代表作を決め、代表者または共同研究者が、所定のレジュメを配布し、所定の時間内でプレゼンテーションを行う。内容・論理的思考・展開と効果などが評価され、教員がそれぞれの専門からコメントを述べる。

2014年度の2年から3年へ進級率は90.6%、卒業率は92.2%、卒業生の就職決定率は85.2%(就職希望者に対する就職者の比率)、卒業生に対する就職者比率は72.9%である (B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部として学生の学習成果を測定するための評価指標は設けていない。

2014年度の学生による授業評価アンケートでは、「Q17.この授業をとおして、自分にとって新しい考え方や発想が身につきましたか。」「Q18.この授業で扱われた分野への関心が高まりましたか。」「Q19.この授業をとおして、自分で調べ、考える姿勢が身につきましたか。」「Q20.この授業を総合的にみて、満足できましたか。」の4つの設問で、「非常にそう思う」「そう思う」の肯定的な自己評価をしたのは、全学年平均で、Q17.が59.3%、Q18.が62.4%、Q19.が54.2%、Q20.が63.1%である(B4-4-1、B4-4-29 d2-表25～表28)。

2014年度の卒業生アンケートでは、「Q2.所属学部・学科についての専門的知識が身に付いたと思いますか?」「Q4.大学4年間で自分の目標を達成できましたか?」「Q5.社会を生き抜く力(マナー、自己管理能力、コミュニケーション能力、問題解決力など)が身に付いたと思いますか?が身に付いたと思いますか?」について、スポーツ・健康科学部平均で、「そう思う(肯定)」「少し思う(弱肯定)」が、Q2.は96.0%、Q4.は81.8%、Q5.は85.5%である(B4-4-2、B4-4-29 d2-表29～表31)。

スポーツ科学科では、学習成果を確認する方法の一つとして、3年次に進級するための進級要件を44単位以上の修得と定めている(A4-4-1第23条の27第2項)。また、学科主任、教務委員会ならびに学年担任が各学期末および年度末に学生の単位取得状況を把握している。本学科の「教育研究上の目的」に照らせば、61%の4年生が教育実習に参加し、75%の4年生が卒業論文に取り組み、70%の3年生がゼミを履修していることは、学科の教育目標に沿った成果と言える(A4-4-1第2条の2第8号)。専門的な学びの取り組みとして、ゼミナール履修者(卒業論文への取り組み)を見た場合、2014年度卒業生では83名が、卒業論文を提出している(B4-4-16)。

健康科学科では、3年次に進級するための進級要件を44単位以上と定めている。また、3年次の臨地実習の単位取得ルール(筆記試験および面接試験)を厳格に運用し、学生個々に相応しい進路指導を徹底している。資格取得(臨床検査技師)の合格率は近年向上している(B4-4-17)。

スポーツ・健康科学部の2014年度の2年から3年へ進級率は96.4%、卒業率は92.3%、卒業者の就職決定率は98.9%(就職希望者に対する就職者の比率)、卒業生に対する就職者比率は84.3%である(B4-4-29 d2-表11、表13、表14)。

《大学院》

(1) 文学研究科

文学研究科は、2010年度から2014年度までの5年間で、121名に修士の学位を、18名に博士の学位を授与している(B4-4-29 d2-表12)。教育目標に沿った成果については、学位授与率、就職率が客観的な指標になり得るが、文学研究科では、現在のところ、学生の学習成果を測定するための評価指標は整備されていない。大学院であることからすれば、研究科の教育成果は、学位取得者数のほか、個々の大学院生の学会誌への投稿論文数や学会での研究発表の回数などが、評価の客観的な指標になり得るだろうが、研究科としてその実態は把握していない。

(2) 経済学研究科

学生の教育研究成果を測定するための評価指標とそれに基づいた適切な評価制度は整備されていない。経済学研究科に入学した学生は、大学院学則 (A4-4-11 第4条第2項) で定められた修学年限内に修士論文または博士論文を作成し、修了単位数を取得して、最終試験に合格したうえで、修士または博士の学位を取得し、修了した事実をもって測定しているのが現状である。2010年度から2014年度までの5年間で、本研究科は、18名に修士の学位を、1名に博士の学位を授与している (B4-4-29 d2-表12)。

(3) 法学研究科

2010年度から2014年度までの5年間で、本研究科は、23名に修士の学位を、1名に博士の学位を授与している (B4-4-29 d2-表12)。学生の学習成果を測定するための評価指標とそれに基づいた適切な評価制度は開発されていない。大学院であるため、学習成果は、上記のような学位の取得者数、当該院生の紀要を含めた論文数、学会発表の有無とその件数、ならびに学外研究や社会貢献活動等によって評価することを基本としている。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科として、学生の研究成果を測定するための評価指標とそれに基づいた評価制度は整備していないが、紀要への投稿が成果を測る指標となる。研究科内には、博士課程前期課程の学生も論文を投稿できる2種の研究誌(『外国語学研究』『外国語学会誌』)、後期課程では、論文を投稿できる3種の学内研究誌(上記2誌に加えて『語学教育研究論叢』)が用意されている。さらに、中国言語文化専攻の学生には『中国言語文化学研究』、日本言語文化専攻の学生には『水門』を加えて、合計4種類の雑誌が用意されている。

学生には、これらの学内誌を活用するだけでなく、必ず学外の学会誌などへ論文を投稿するよう義務づけている。同時に、学外の学会においても、月例会や大会における研究発表を推奨し、実践させている。学生は、そのような不断の研究とその成果の発表を踏まえて、修士論文・博士論文を執筆している。外国語学研究科では、2010年度から2014年度までの5年間で、155名に修士の学位を、24名に博士の学位を授与している (B4-4-29 d2-表12)。

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究科は博士課程前期課程が1999年度に、博士課程後期課程が2001年度に設置された。2010年度から2014年度までの5年間に、26名に修士の学位が、4名に博士の学位が授与された (B4-4-29 d2-表12)。

毎年度後期に、教育内容や授業改善等に関する学生アンケートを実施し、学習成果の評価測定に役立てている (B4-4-18)。また、アジア地域研究科の紀要である『大東アジア学論集』を年1回発行している。紀要は教員の助言に基づき、学生を中心に編集され、学位論文の提出者は、論文の要旨を必ず寄稿しなければならない。論文や研究ノート執筆者のほとんどは学生である。本研究科では、学位の取得者数に加え、『大東アジア学論集』をはじめ学内外の学術誌への投稿、学会発表の有無とその件数、学内外での研究や社会貢献活動、国際会議への参加、フィールドワークの実施報告書等によって評価することを基本としている。

（6）経営学研究科

2003年度に設置された経営学研究科は、2010年度から2014年度までの5年間で、55名に修士の学位を、3名に博士の学位を授与している（B4-4-29 d2-表12）。大学院であるため、学習成果は当該院生の紀要を含めた論文数および学会発表の有無とその件数、ならびに学外研究や社会貢献活動等によって評価することを基本としている。

（7）スポーツ・健康科学研究科

大学院生の学習成果を測定する評価指標としては、一般公開による修士論文発表に加えて、大学院生の所属学会でのプレゼンテーション、国内および国際学会誌に受理された論文数等が指標となり得る。過去5年間の本研究科生の平均学会発表数は、15.6であり、2年生の平均人数11.8を上回っていることから判断すると、2年生がおおむね学会発表を経験し学会発表が定着していると推測できる（B4-4-19）。また、過去5年間に、国内学会誌に3編、国際科学誌に1編、研究論文が受理され、奨励賞を受賞する大学院生も出てくるなど、教育目標に沿った一定の学習成果を上げている。

本研究科は、2010年度から2014年度までの5年間で、59名に修士の学位を授与している（B4-4-29 d2-表12）。

4-4-2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

《大学全体》

本学は、学則第22条において、卒業要件を、「本大学に4年（第32条に該当する者【注：休学した者】は通算して4年。）以上在学して本章第2節以下に定める各学部の卒業要件を満たした者を卒業とし、卒業証書を授与する。」と定めている（A4-4-1第22条）。学位授与については、大学学則および大東文化大学学位規則において、適切に定められている（A4-4-1第23条、A4-4-2）。各学部・学科の卒業要件については、それぞれ学則の各学部の節において適切に定め、各学部の『履修の手引き』に記載して学生に示している（A4-4-1第23条の6第3項、第23条の9第3項、第23条の12第3項、第23条の15第1項、第23条の18第4項、第23条の21第5項、第23条の24第4項、第23条の27第4項、A4-4-3 p.10、A4-4-4 p.10、A4-4-5 p.21~p.22、A4-4-6 p.15、p.18、p.38、A4-4-7 p.15~p.16、A4-4-8 p.12~p.14、A4-4-9 p.18~p.20、A4-4-10 p.28）。

大学院研究科および各課程の修了要件と学位授与については、大学院学則、大東文化大学学位規則で適切に定められている（A4-4-11第4条第15条~第17条、A4-4-2）。修了の要件は、「大学院の手引き」に記載し、あらかじめ学生に明示している（A4-4-12 p.21~p.22）。また、各研究科で学位授与基準、学位審査基準を定め、ガイダンス等で学生に周知を図っている（A4-4-13~A4-4-19）。

卒業・修了認定および学位の授与は、各教授会・研究科委員会において審議・議決し、学長に建議され学長が決定を行う。

以上のように、学位授与（卒業・修了認定）は、学部・研究科とも、卒業・修了の要件をあらかじめ学生に明示し、学則の定めに基づき、適切に行われている。

各学部・研究科における学位授与の状況は、以下のとおりである。

《学部》

(1) 文学部

学則（卒業要件）の定めにより、日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科の5学科とも、4年間の修業年限を満たし、所定の124単位を修得した者に卒業が認定される。卒業要件は『文学部履修の手引』に明示しているほか、毎年度当初の履修ガイダンスに持参させて説明し周知に努めている(A4-4-3 p.10、B4-4-27)。学位の授与は、学部教授会において、成績・判定資料に基づき厳格に決定しており、適切に行われている。

(2) 経済学部

学則（卒業要件）の定めにより、4年間の修業年限を満たし、124単位を修得した者に卒業が認定される。これらの卒業要件は経済学部『履修の手引』の中で明示しているほか、ガイダンス時に持参させて説明し周知を図っている(A4-4-4 p.10、B4-4-27)。上記の要件のもと、教授会における卒業判定を経て学位授与は厳格に行われている。

(3) 外国語学部

卒業に必要な単位数は、学科ごとに学則に定めている。学位授与は規程に則って学部教授会において成績・判定資料により決定しており、適切に行われている。また、卒業要件は外国語学部履修の手引き『徑』によって、学生にあらかじめ明示されている(A4-4-5 p.21~p.22)。

(4) 法学部

法律学科では、2014年度以前の入学生は4年間の修業年限を満たし、134単位を修得した場合、2015年度以降の入学生は124単位を修得した場合に卒業が認定される。政治学科では、124単位を修得した場合に卒業が認定される。また卒業年度において4年次生および過年度生は、最低4単位以上を修得する義務がある。これらは法学部『履修の手引』の中で明示され、履修登録時に学生に対し周知が図られている(A4-4-6 p.15、p.38、B4-4-27)。上記の要件のもと、教授会における卒業判定を経て卒業認定が厳格に行われている。

(5) 国際関係学部

学則（卒業要件）の定めにより、国際関係学科も国際文化学科も、4年間の修業年限を満たし、所定の124単位を修得した者に卒業が認定される。卒業要件は『国際関係学部ガイドブック』の中で明示しているほか、毎年度当初のガイダンス時に持参させて説明し周知に努めている(A4-4-7 p.15~p.16、B4-4-27)。上記の要件に基づいて、学部教授会における卒業判定を経て、学位授与は厳格かつ適切に行われている。

(6) 経営学部

経営学部および経営学科・企業システム学科の学位授与方針に基づき、4年間以上の修業年限を満たし、124単位以上を修得し、科目区分ごとの要件を満たした者に卒業が認定される。卒業要件は、学則および経営学部『履修の手引』の中で明示しており、ガイダンスに持参させて学生に周知を図っている(A4-4-8 p.12~p.14、B4-4-27)。学位授与は、教授会における卒業判定を経て、厳格に行われる。

（7）環境創造学部

卒業認定は、学則に定めた学位授与基準に基づいて、学部教授会の判定により適切に行っている。卒業要件として、4年の修業年限を満了し、126単位以上を取得することが、学則ならびに入学時に学生に配布される『環境創造学部履修の手引き』に明示されている(A4-4-9 p.18～p.20)。これは年次ごとの履修前ガイダンスに持参させ説明を行っている(B4-4-27)。学位授与は環境創造学部教授会による卒業判定を経て厳格に行われる。

（8）スポーツ・健康科学部

学則（卒業要件）の定めにより、両学科とも、4年間の修業年限を満了し、所定の124単位を修得した者に卒業が認定される。卒業要件はスポーツ・健康科学部履修の手引き『羅針盤』で明示し、ガイダンスに持参させて説明し周知を図っている(A4-4-10 p.28、B4-4-27)。学位授与は、学則の定めに従い、学部教授会において、成績・判定資料により決定しており、適切に行われている。

《大学院》

（1）文学研究科

学位授与（修了認定）の適切性については、修了に必要な単位数が「大東文化大学大学院学則」第4章に定められており、また各専攻・課程とも学位授与基準、学位審査基準を定め、ガイダンス等であらかじめ学生に明示している(A4-4-12、A4-4-13、B4-4-27)。学位授与は、それらの基準に則ってまず各専攻において行われ、さらに大学院文学研究科委員会において成績、判定資料、修士論文および博士論文評価により決定することとなっており、適切に行われている。論文審査は次のように行われる。

博士課程前期課程・修士課程については、担当の指導教員は文学研究科委員会で指名される。学生1名につき1人の指導教員が定められ、修士論文を作成する学生は、研究の進捗状況、経過等を報告する必要がある、修士論文を提出するまで中間報告会で報告をしなければならない。修士論文は、基本的に主査1名、副査2名から構成される審査委員会に付託される。審査委員会は、学位論文の審査および口頭試問による最終試験を行う。審査委員会は学位論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、委員会はその可否を決定する。学位の授与は、大学院研究科委員会の議を経て学長によって行われる。

博士課程後期課程の博士論文は、修士論文と同様に、基本的に主査1名、副査2名から構成される審査委員会に付託される。審査委員会は、学位論文の審査および口頭試問による最終試験を行う。審査委員会は学位論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、委員会はその可否を決定する。学位の授与は、大学院研究科委員会の議を経て学長によって行われる。

（2）経済学研究科

博士課程前期課程においては、ガイダンスにおいて経済学研究科学位規則および学位論文審査基準をあらかじめ学生に明示している(A4-4-14、B4-4-27)。修士論文発表会に先立ち、研究指導教員を主査とし、修士論文の内容に関係のある科目を担当する教員2名を副査とする修士論文審査委員会が組織される。発表会は公開で行われ、委員会委員を含む複数の教

員が指導・助言を行う。審査委員会は提出された修士論文について査読を行い、最終試験の終了後、評価を決定して研究科委員会に報告する。研究科委員会は修士の学位認定の判定を行う。

博士課程後期課程においても、ガイダンスにおいて経済学研究科学位規則および学位論文審査基準をあらかじめ学生に明示している(A4-4-14、B4-4-27)。博士論文の審査にあたっては、研究科委員会で選出された3名以上の教員によって構成される博士論文審査委員会が組織される。委員会は博士論文を審査し、最終試験を実施した後、研究科委員会に報告する。研究科委員会では委員の3分の2以上が出席する委員会において、出席委員の4分の3以上の賛成をもって博士の学位を授与する(A4-4-14)。

(3) 法学研究科

修了に必要な単位数は大学院学則に定められているほか、本研究科では2011年度に「大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準」を制定し、これに基づき論文審査を実施している。学生に対してはガイダンス時にそれらの基準が明示され周知が図られる(A4-4-12、A4-4-15、B4-4-27)。学位の授与は学則、基準に従って適切に行われている。

論文の審査については以下のように行われる。

博士前期課程においては、本研究科委員会は当該学生の論文を受理した後審査委員会を設置する。審査委員は指導教を主査とし、関連科目を担当する本学の教員2名以上をもって組織する。論文の審査の際には、①研究テーマの設定の妥当性、②論文構成の適切性、③先行研究処理の適切性、④論旨の一貫性と明確性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥注表記、引用、参考文献の妥当性が主たる審査項目として考慮される。審査委員会は審査の終了後、可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出する。その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第12条に基づき可否を決定する。

博士後期課程においても、①研究テーマの設定の独創性、②研究の学問的意義、③論文の体系性、④先行研究の網羅的調査と妥当性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥論旨の一貫性と明確性、⑦表現、注表記、引用及び文献参照の適切性を審査項目として、上記博士前期課程と同様、審査会の審査に従い、可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出、その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第12条に基づき可否を決定する。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は、各専攻に「学位論文の細則」を定めて学会発表や査読付き論文の数などの具体的な基準を設け、ガイダンス等で学生に周知している(A4-4-16、B4-4-27)。また、指導教授は、院生の学内外における研究発表と掲載論文数を定期的に報告させて、基準を達成すべく指導を行っている。

担当の指導教員を専攻内で専任し委員会で承認を受けて、学生1名について1人の教員が指導に当たっている。論文作成に当たっては、年1回は中間発表会において研究の進捗状況を発表するように指導を行っている。

博士課程前期課程では、最低1回の中間発表会での研究発表と学術雑誌への論文掲載を

義務づけ、その成果をもちこみながら修士論文を作成するように指導を行っている。

博士課程後期課程では、学術雑誌に3点以上の論文（1本以上の査読付き論文を含む）が掲載されており、全国規模の学会で1回以上の研究発表をしていなければ、博士論文の提出を認めていない。なお、論文の総数と査読付き論文の本数に関しては、専攻毎にその最低本数を内規で規定している。

修了に必要な単位数は専攻ごとに定められ、学位授与は基準に則って研究科委員会において成績、判定資料、論文審査報告書により決定しており、適切に行われている(A4-4-16)。

(5) アジア地域研究科

修了に必要な単位数は大学院学則に定められているほか、本研究科の学位授与基準、学位審査基準が定められ、ガイダンス等で学生に周知されている(A4-4-17 B4-4-27)。学位の授与は学則、基準に則って適切に行われている。論文審査は以下のように行われる。

修士論文および博士論文の審査は、指導教員1名が主査となり、副査2名以上（博士論文の場合は、審査委員として外部委員1名を加えることができる）の3名以上で構成される審査委員会があたる。審査委員会は研究科委員会の承認を得て設置される。修士論文は、研究科内で2週間公開され、審査委員会によって論文審査と口述試験が行われる。審査委員会は審査の結果を研究科委員会で報告し、研究科委員会が合否を決定する。

博士の学位申請者は、博士論文に加えて、査読付き学術誌に掲載された論文1本以上、査読無しの場合には3本以上の学術論文を提出しなければならない。博士論文の口述試験は公開で行う。審査委員会は審査の結果を研究科委員会で報告し、研究科委員の無記名投票により、多数決によって合否が決定される。

以上のように、本研究科は、審査委員会の審査結果報告に基づき、規則・基準に則って厳正かつ公正に審査を行っている。学位の授与は大学院研究科委員会の議を得て、学長が行う(A4-4-17)。

(6) 経営学研究科

博士課程前期課程では、担当の指導教員は経営学研究科委員会で指名される。学生1名につき1人の指導教員が定められ、修士論文を作成する学生は、研究の進捗状況、経過等を報告する必要がある。修士論文を提出するまで第1次の中間報告会で報告をしなければならない。学位規則によれば、博士論文は3部、修士論文は1部提出することとなり、それをもって審査委員会に付託される。審査委員会は3名で構成され、1名が主査で他は副査となる。審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を行う。審査委員会は学位論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、委員会は合否を決定する。学位の授与は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う(A4-4-18)。

博士課程後期課程では、「大東文化大学経営学研究科博士論文申請要件」に適合した論文に対して、研究科委員会で選出された主査1名、副査2名以上の3名以上の大学教員その他から成る審査委員会が博士論文を複数回にわたって審査し、最終審査を行った後に研究科委員会にそれを報告する。研究科委員会では委員の3分の2以上が出席する委員会において、全会一致をもって博士の学位を授与することになっている。

博士課程後期課程の論文審査は、論文構成、新規性、論理性、検証性、実証性、実用性、

明確性などの各基準での評価、および口述試験結果の総合評価で実施され、さらに、その結果は論文審査会を経て最終的に学位の授与が決まることになっており、その審査は適切に行われているといえるだろう。

修士論文審査基準、博士論文審査基準は添付資料 (A4-4-18) のごとく定められ、ガイダンス時に学生に周知するよう努めている(B4-4-27)。

(7) スポーツ・健康科学研究科

本研究科は、2010年の認証評価において、「学位論文審査基準ならびに学位授与方針が学生に明示されていないので大学院手引きに明示されることが望まれる」という助言があった。それに対応するため、2013年度に「学位授与方針」および「学位論文審査基準」を制定し、それに基づいて学位授与（修了認定）を適切に行っている。方針と基準は、ガイダンス等であらかじめ学生に周知されている(A4-4-19 p.11~p.12、B4-4-27)。

学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策としては、本研究科では学位論文の審査および最終試験または学力の確認を行うことを目的として、学位授与のための審査委員会を設置している。審査委員会は、学位請求論文に対して主査1名、副査2名で構成する。評価の公平性を確保するために、指導教員が主査に選出されることはない。また、2名の副査のうち1名は、学位論文を提出した領域以外から選出されることになっている。さらに、審査委員会は、修了予定者を対象に、大学院2年生の年度始めに論文構想発表会および大学院2年の年度末に学位論文発表審査会を開催し、すべて一般公開で行われる。このように本研究科における学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われている。

本研究科では、2011年に「修士論文指導教員のあり方に関するガイドライン」を作成し、指導教員、主査・副査間の論文作成および査読評価上、齟齬がないよう努めている(B4-4-20)。また、4つの領域それぞれに特別研究A(1年)、B(2年)を配置し、学生と指導教員とが綿密に打ち合わせを行い研究指導、論文作成指導が行われている。必修共通科目「スポーツ・健康科学研究法」では各教員が成績評価を行い、委員長が成績のとりまとめを行っている。

2. 点検・評価

【基準4-4の充足状況】

学生の学習成果を測定する評価指標については、客観的に評価できる本学独自の指標は開発していないが、学生自身の自己評価として、「学生による授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「学生生活調査(アンケート)」を活用している(B4-4-1、B4-4-2、B4-4-3)。これらの調査結果は、学部・学科にフィードバックし授業改善の資料としているが、よりきめの細かい学習成果の測定を行うには、さらなる工夫が必要である(B4-4-1 p.15~p.27)。

研究科では博士課程前期課程・後期課程の学位取得者数と取得率が学修成果を測る指標になる。研究科では授業評価アンケートは導入していない。

学位授与については、卒業・修了の要件を『履修の手引き』『大学院の手引き』に記載し、あらかじめ学生に明示したうえで、規則に基づき、学部教授会、研究科委員会において公正かつ厳格に判定している。大学院の学位授与基準、学位審査基準も明確である。

以上のことから、基準4-4はおおむね充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

「学生による授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「学生生活調査（アンケート）」が定着し、学習状況・生活状況・課外活動などについて学生の現況を把握し、授業改善・教育環境の改善などに役立てることができる(B4-4-21)。

《外国語学部》

1・2年次は本学中国語学科で、3・4年次は中国の3つの重点大学（北京外国語大学・上海師範大学・厦門大学）で学ぶダブルディグリー制度を導入し、2015年9月に初めてこの制度による卒業生が2名出て、成果を挙げている(B4-4-22)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「学生生活調査（アンケート）」による学生の自己評価だけでなく、学習成果を測定するポートフォリオ、ルーブリックなどを開発する必要がある(B4-4-23)。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」について、質問項目の工夫改良を図る。すなわち、各授業の到達目標、また学部・学科の「学位授与方針」に掲げられた知識や能力、技能の修得について、それがどこまで達成されたかが検証できるような設問の導入に向けて、全学FD委員会で2016年度に検討を開始する。(B4-4-23)。

《外国語学部》

ダブルディグリー制度について、新たに華僑大学との交流協定を進めており、実現すれば、今まで日本国籍者に限られていたダブルディグリー制度に、中国籍で日本在住の学生が参加できるようになる(B4-4-28)。さらに、華僑大学の中国人学生が本学中国語学科3・4年次の授業を履修する、双方向のダブルディグリー制度、および両大学の学生が双方ともに1年間の留学が可能となる制度の実現に向けて、努力しているところである。上記の学部間での両校の留学交流に加え、両校の大学院生がお互いに1年間の留学ができる制度についても、その可能性を探っている。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

2015年12月に新設された全学教務委員会において、学習成果を測定するポートフォリ

オ、ループリックなどの制度設計を行う(B4-4-23、B4-4-24)。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A4-4-1 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A4-4-2 大東文化大学学位規則
- A4-4-3 文学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-9
- A4-4-4 経済学部履修の手引き 平成 27(2015)年度入学生用 《既出》A1-10
- A4-4-5 外国語学部 徑(履修の手引き) 《既出》A4-1-9
- A4-4-6 法学部 履修の手引き 平成 27 (2015) 年度入学生用《既出》A1-11
- A4-4-7 国際関係学部 ガイドブック 平成 27 (2015) 年度入学生用 《既出》A1-12
- A4-4-8 経営学部履修の手引き 平成 27(2015)年度入学生用 《既出》A1-13
- A4-4-9 環境創造学部 履修の手引き 2015 《既出》A4-1-13
- A4-4-10 スポーツ・健康科学部 羅針盤(履修の手引き) 《既出》A1-14
- A4-4-11 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- A4-4-12 2015(平成 27)年度大学院の手引き 《既出》A1-17
- A4-4-13 文学研究科日本文学専攻博士課程前期課程・博士課程後期課程学位論文の審査基準
文学研究科中国学専攻博士課程前期課程・博士課程後期課程学位授与基準
文学研究科英文学専攻修士論文審査基準・口述試験実施要領
文学研究科書道学専攻博士課程前期課程・博士課程後期課程学位審査基準
文学研究科教育学専攻修士課程修士論文審査基準
- A4-4-14 大東文化大学大学院経済学研究科学位論文審査基準
- A4-4-15 大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準
- A4-4-16 外国語学研究科学位論文審査基準
- A4-4-17 大学院アジア地域研究科学位論文審査基準
アジア地域研究科学位(課程博士・論文博士)に関する細則
- A4-4-18 経営学研究科経営学専攻博士前期課程・後期課程学位論文審査基準
大東文化大学大学院経営学研究科博士論文申請要件内規
- A4-4-19 大学院履修要項スポーツ・健康科学研究科 2015 年度 《既出》A1-16
- B4-4-1 学生による授業評価アンケートと大学教育 2014 年度 《既出》B3-12
- B4-4-2 FD 報告書 卒業生アンケート 2014 年度 《既出》B4-3-27
- B4-4-3 学生生活調査(アンケート) 《既出》B1-7
- B4-4-4 1 年生の生活と学習状況に関するアンケート(2015 年度)
- B4-4-5 2010~2014 年度の教職科目履修者数と、教職就職者数の平均値を示した表
- B4-4-6 2010~2014 年度の学芸員資格講座受講者数と学芸員就職者の数値を示した表
- B4-4-7 語学検定試験受講料助成規程
- B4-4-8 春期開講ダブルスクール日本語能力試験(N1) 対策
- B4-4-9 経済学演習(ゼミ) 募集に関するアンケート集計結果について
- B4-4-10 法学部政治学科卒業生の進路状況について

- B4-4-11 国際関係学部 2014 年度第 2 回 FD 研修会資料
- B4-4-12 国際関係学部 現地研修参加率
- B4-4-13 卒業論文に関する調査(依頼・回答) (国際関係学部)
- B4-4-14 2014 年度環境創造学部卒業研究発表会要綱(案)
- B4-4-15 2014 年度『ゼミ合同発表会』実施要項(案)
- B4-4-16 スポーツ・健康科学会 学会誌 Vol.8
- B4-4-17 臨床検査技師合格率 (健康科学科)
- B4-4-18 大学院認証評価関連アンケート (アジア地域研究科) 《既出》B4-3-50
- B4-4-19 スポーツ・健康科学研究科大学院生の所属学会発表件数、論文数、受賞等一覧
《既出》B4-3-18
- B4-4-20 大東文化大学大学院スポーツ・健康科学研究科修士論文指導・指導教員のあり方
に関するガイドライン
- B4-4-21 授業評価結果に対する教員コメントの抜粋 (授業改善の例として)
- B4-4-22 大学 HP ニュース 「ダブルディグリー・プログラム第一期生卒業」
http://www.daito.ac.jp/news/details_10853.html
- B4-4-23 2014 年度点検・評価シート (全学的視点) 評価基準 4-4
- B4-4-24 全学教務委員会規程 《既出》B4-2-14
- B4-4-25 大学評議会次第 (平成 27 年 7 月 20 日)
- B4-4-26 平成 26 年度第 11 回法学部教授会議事録
- B4-4-27 2015 年度ガイダンス日程表 (学部・研究科)
- B4-4-28 大東文化大学 (日本) と華僑大学 (中国) との交流協定書
- B4-4-29 大学データ集 《既出》B1-22

第5章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

5-1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

《大学全体》

大学および学部・学科、研究科・専攻・課程が求める学生像や、入学するにあたって修得しておくべき知識等の内容・水準を示す「学生の受け入れ方針」（アドミッション・ポリシー）については、2012年度に、当時の自己点検・基本事項検討委員会（現在は大東文化学園自己点検・評価推進委員会）での議論を経て、各学部教授会、研究科委員会において明文化の作業を行い、現在は大学のホームページ、『大学案内 CROSSING』『一般入学試験要項』『推薦入学試験要項（公募制推薦・自己推薦〈前期・後期〉）』『大学院案内』『大学院入学試験要項』等に掲載し、受験生を含めて広く社会に公表している（B5-1、B5-6、B5-7、A5-1 p.010、p.037、p.043、p.049、p.055、p.061、p.067、p.073、p.079、p.085、p.091、p.097、p.103、p.109、p.115、p.121、p.127、p.133、p.139、p.145、A5-2-1 p.64～p.65、A5-3-1p.30～p.31、A5-4 p.表紙裏～p.30、A5-5-1 p.45、p.51、p.55、p.59、p.67、p.71、p.79、p.85、p.95、p.99、p.103、p.107、p.113、p.119）

障がいのある学生の受け入れについては、学生支援センターが作成した「障がい学生受け入れのガイドライン」を大学のホームページや各種入学試験要項等に掲載してきたが、2015年7月に、大学として新たに「障がい学生支援の基本方針」を制定し、ホームページで公表している（B5-2、B5-3）。

大学の定めた「学生の受け入れ方針」（アドミッション・ポリシー）および「障がい学生支援の基本方針」は、以下のとおりである。

大学のアドミッション・ポリシー

アドミッションとは入学のことで、アドミッション・ポリシーは大学が掲げる目的を達成するために、どのような人を受け入れるかの方針を定めたものです。

大東文化大学は1923（大正12）年に、東洋の文化を教授・研究するために創立された歴史ある大学であり、これまで10万人をこえる卒業生を社会に送り出してきました。また、アジアを中心に70をこえる世界の大学、研究機関と交流協定を結び、多くの留学生を受け入れ、大東大生を海外に派遣してきました。

「東西文化の融合」を建学の精神に掲げる本学は、世界の歴史・社会・文化に関心を持ち、日本文化への深い理解と異文化への共感をもって地域社会と国際社会に貢献し、豊かな人間性と深い学識をもって現代社会のさまざまな課題の解決に力を尽くすために、基礎的な学力を有し、自ら学び発展しようとする高い勉学意欲を持った人に学びの場を提供しています。

主な入学試験の概要は以下のとおりです。

（1）自己推薦入試（前期・後期）

自分の能力、資質をアピールしてみずからを推薦する入試制度です。強い学習意欲を重視し、自己アピール力が問われます。自己推薦書、筆記試験、面接などから総合的に合否を判定します。

(2) 公募制推薦入試

調査書、面接、小論文などにより総合的に判定し、選考する推薦入試制度です。

評定平均値などの出願基準があり、高等学校での学びの成果が評価されます。

(3) センター利用入試（前期・中期・後期）

大学入試センター試験から1ないし3教科を利用して行ないます。大学での学修に必要な学力があるかどうかを問うもので、試験の成績と書類審査により合否を判定します。本学での個別の学力試験は実施しません。

(4) 全学部統一入試（2教科）

国語（現代文）と英語の2科目で筆記試験を行ない、基礎的な学力が備わっているかどうかを評価します。北海道から沖縄までの二十数都市に試験会場を設置し、全学部で同一日に実施します。

(5) 一般入試（3教科）

全学科で英語、国語、選択科目の3科目で筆記試験を行ないます。学科によっては科目得点の比重が変わりますが、総合的な学力のバランスが求められ、入学後の学修に必要な学力があるかどうかを判定します。

障がい学生支援の基本方針

大東文化大学は、教育の理念として「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を掲げています。「共生」は、異なる民族や文化のあいだのことだけでなく、さまざまな個性を持った人間同士の共生も含みます。この理念を学生生活全体のなかで実現することを基本方針としています。

障がいのある学生も、ダイバーシティ(多様性)を大切にする教育や大学運営の重要な一員です。

また、DAITO VISION 2023 では、「自主・参加・共同による学生生活を支援する」ことを目標に掲げ、「様々なニーズを持つ学生を支援する」としています。現代社会では、インクルーシブエデュケーションの考え方や実践が広がっています。

これらに基づき、本学は障がいのある学生一人ひとりの個性を尊重し、その多様なニーズに適切に応えることを通して、障がいのある学生が、障がいのない学生と共生しつつ、同等の教育を受けることができるようサポートし、自立して学生生活に参加できるよう支援していきます。

障がい学生支援室・学生相談室をはじめとする学生支援センターは、全学の教職

員、そしてボランティア学生と協力して障がいのある学生をサポートしていきます。ボランティア活動は学生にとって自らが学ぶ機会となっており、ひきつづきこの活動を推進していきます。

障がい学生支援室・学生相談室は、学内外の関連諸機関との連携を強め、障がいのある学生への支援をより質の高いものにしていくことを目指します。

学部、研究科の受け入れ方針は、以下のとおりである。学科、専攻・課程ごとに定めた方針は、別紙資料を参照(B5-6、B5-7)。

《学部》

(1) 文学部

文学部は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成と実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、5学科において学んだ専門を生かし、社会に広く貢献できる人材を育成するために、下記のような人物を求める。

1. 日本文学科・中国学科・英米文学科・教育学科・書道学科の5学科において、それぞれの専門を学ぶことのできる基礎学力を有する人
2. 人文諸科学への関心を幅広く持ち、あらゆる課題や疑問に取り組んでいこうとする人
3. 歴史上、人間が築いてきた良き伝統や優れた芸術を尊び、後世に伝えていこうとする人
4. グローバルかつ多様な現代にあって、人間や世界は本来どうあるべきかについて考えていこうとする人
5. 自らの教養を深め、他者と協力して良き社会を作るために努力していこうとする人

(2) 経済学部

経済学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、主体性をもった人材を育てるため、下記のような人物を求める。

1. 経済学を学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. 過去・現在・未来の社会の動向に関心をもち、主体的に勉学に励む意欲のある人
3. 将来、経済学部で学んだ知識や手法を役立てられる職業につきたいと考えている人
4. 教職員や友人との関わりを大切にし、良い人間関係を築きたいと考えている人

(3) 外国語学部

外国語学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、専攻言語に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人を育てるために、下記のような人物を求める。

1. 専攻言語を学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. 国際社会で活躍するために自分の意思を自由に表現できる語学力をつけたい人
3. 日本語を言語のひとつとして客観的に学習してみたい人
4. 外国の社会、文化、歴史だけではなく日本についても学んでみたい人
5. 留学プログラムに積極的に参加して、異文化に接し異文化を体験することにより、自分のものの見方、価値観をもう一度見直したい人

(4) 法学部

法学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、専門知識を生かしつつ自ら考え判断することのできる人材を育てるために、下記のような人物を求める。

1. 法律学または政治学を学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. 地道な努力を惜しまず、何事にも旺盛な好奇心を持つ人
3. 自分の抱いた疑問をおろそかにしない人
4. 自分の考えていることを他人に伝えようと努力できる人

(5) 国際関係学部

国際関係学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、異文化理解の感覚とアジアの地域言語及び英語の運用能力を持ち、グローバル社会の一員として国際協力や国際交流に貢献できる人を育てるために、下記のような人物を求める。

1. グローバル社会や多文化社会を学際的に学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. 異なる価値観や多様な社会に対する共感力と理解力を持っている人
3. 国際社会で起きている諸問題に対する洞察力と批判力を養いたい人
4. アジアの地域言語と英語の運用能力を身につけたい人
5. グローバル社会の一員として国際協力や国際交流に貢献する意欲を持っている人

(6) 経営学部

経営学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、日本企業の発展に貢献できる人材および企業社会のグローバル化・情報化に対応できる人材を育成するため、下記のような人物を求めている。

1. 経営学を学ぶのに必要な基礎学力を有する人
2. 企業経営に関する基本的な思考方法とビジネスや会計学・情報科学に関する知識、技術を修得したい人
3. 企業や組織のリーダー、会計のエキスパート、経営コンサルタント、情報処理技術者を目指している人
4. 自分なりの目標を持ち、そのために一歩ずつ前進しようとする人
5. 「何故だろう?」という好奇心を持っている人

(7) 環境創造学部

環境創造学部環境創造学科は、社会科学を基礎に置き、環境問題や生活問題を分析し、それを解決するための実践的で創造的な手法を身に付けるための学科である。私たちは、地球的規模に広がる環境問題だけではなく、人間を取り巻く社会経済システムをも対象とし、失われていく自然や相互扶助的な人間関係の修復に取り組み、持続可能な社会の形成を課題としている。人間の生存環境を前提としたエコシステムと社会経済システムを融合させるのが環境創造学である。本学科は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、環境問題や生活問題の解決に貢献できる人を育てるために、下記のような人物を求める。

1. 環境創造学を学ぶのに十分な基礎学力、とりわけ社会科・理科・英語の基礎学力を有する人
2. 地球規模の環境問題、現代の社会経済システムに関心を持つ人
3. 複合的な視野から実践的・理論的に環境問題や生活問題に取り組みようとする人
4. 現場主義に立って国内外で学ぼうとする意欲を持つ人

(8) スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、スポーツや健康に関する高い教養と専門知識を学び、社会人として協調性を持って業務を遂行する能力を身につけ、スポーツや健康の分野で多様な人々とのコミュニケーション能力、リーダーシップを発揮できる人材を育成するために、下記のような人物を求める。

1. スポーツ科学・健康科学を学ぶための十分な基礎学力を有する人

2. スポーツ・学校教育・健康と医療・食品・環境の分野で活躍したい人
3. 高い学習意欲を持ち、将来にわたりスポーツ科学および健康科学の増進に邁進する意志を持つ人
4. 常に自己鍛錬を怠らず、自らの人間性を高めようと努力する気概のある人

《大学院》

(1) 文学研究科

博士課程前期課程・修士課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、広い視野に立脚した研究能力および高度な職業能力を持った人材を育成するために、下記のような学力および意欲を持った人物を求める。

1. 日本文学・中国学・書道学・英文学・教育学の5専攻それぞれの分野での高度で専門的な知識を修得することができる学力を有する人
2. 自国の文化への理解に基づいて人類や世界はどうあるべきかについて広くかつ深く考え、国際社会の発展に寄与しようとする人
3. 既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を持って現代の問題を解決せんとする意欲を持っている人
4. 高度で専門的な課題を他者とのコミュニケーションを通して深め、より良い社会を作るために努力していかうとする人
5. 高度な職業人として社会に貢献しようとする人
6. 人類が歴史上において築いてきた良き伝統や優れた芸術を尊重し、それらを後世に伝えていかうと志す人

博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、より広い視野に立脚した研究能力および高度な職業能力を持った人材を育成するために、下記のような学力および意欲を持った人物を求める。

1. 日本文学・中国学・書道学の3専攻それぞれの分野でのより深くて広範な専門知識を修得することができる学力を有する人
2. 自国の文化への深い理解に基づいて人類や世界はどうあるべきかについて深く考え、国際社会の発展に寄与しようとする人
3. 既成の価値観にとらわれない独自の問題意識を持って現代の問題を積極的に解決せんとする強い意欲を持っている
4. 高度で専門的な課題を他者とのコミュニケーションを通して深め、より良い社会を作るためにたゆまず努力していかうとする人
5. 高度な職業人としての自覚をもって献身的に社会の発展に貢献しようとする人
6. 人類が歴史上において築いてきた良き伝統や優れた芸術を尊重し、それらを後世に伝えていかうと志す人

(2) 経済学研究科

経済学専攻博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のような学力および意欲を有する人を求める。

1. 経済学およびその関連分野を学ぶのに十分な基礎学力と研究心を有する人
2. 日本経済および国際経済の中で生起する経済現象や諸問題を研究したい人
3. 高度専門職業人や研究者に必要な専門知識・能力を身につけたい人
4. グローバルビジネスを担うために必要な実践的専門知識・能力を身につけたい人
5. 国際社会で通訳者として業務に従事するのに必要な語学力および実践的専門知識・能力を身につけたい人
6. 国内・国外の公的機関の専門職に従事するのに必要な専門知識・能力を身につけたい人

経済学専攻博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のような学力および意欲を有する人を求める。

1. 経済学およびその関連分野に係る研究科博士課程前期課程（または修士課程）の修了者またはこれらと同等の専門知識・能力を有し、旺盛な学問的探究心と研究を仕上げる強い意思をもつ人
2. 外国語文献に取り組み、研究を進めるための外国語能力（留学生の場合は十分な日本語能力）と十分な読解力をもつ人
3. 経済学およびその関連分野の研究者を目指す人
4. グローバル社会において、国際的なビジネス、経済協力、経済開発などの高度に専門的な職業に従事することを目指す人
5. 国内・国外の研究機関または公的機関の研究職、高度専門職等に従事することを目指す人

(3) 法学研究科

博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力および意欲を有する人物を求める。

1. 法律学または政治学を学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. 社会の諸問題について強い関心を持つ人
3. 法律学専攻および政治学専攻が別個に定める受け入れ方針に従い、進学および入学を望む人

博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力および意欲を有する人物を求める。

1. 法律学または政治学を学ぶのに十分な基礎学力を有する人

2. 各専門分野における既存の研究水準を踏まえ、より明確な問題意識を持って研究に取り組む意欲のある人
3. 法律学専攻および政治学専攻がそれぞれ定める受け入れ方針に従い、進学および入学を望む人

(4) 外国語学研究科

博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、次のような学力及び研究意欲を有する人を求めている。

1. 言語学・教育学・文化学に関する十分な基礎学力を有し、各専攻分野を専門的に学び、研究したい人
2. 言語運用能力を高め、異文化圏を広く知り、言語と文化に対する感性を磨きたい人
3. 国内外の専門書と研究活動の交流を通じ、各専攻分野の研究に喜びを感じる人
4. 広い知識と深い理論を修め、多様な見解に対応し、社会で自分の意見を主張できる人

博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、次のような学力及び研究意欲を有する人を求めている。

1. 前期課程で学んだ言語学・教育学・文化学に関する確かな学力を持ち、それらをより深く専門的に研究したい人
2. 各専攻分野の言語運用能力を高め、異文化圏を広く知り、共時的・通時的な言語と文化に対する感性を磨きたい人
3. 国内外の広範な専門書と研究活動の交流を通じ、各専攻分野の幅広い学問を学び研究に喜びを感じる人
4. 広い知識と深い理論を修め、多様な見解に対応し、自分の意見を主張できる人

(5) アジア地域研究科

アジア地域研究専攻博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力及び意欲を有する人物を求める。

1. アジア地域研究を学ぶのに十分な基礎学力を有する人
2. アジア地域研究を学ぶのに必要な言語運用能力を有する人
3. アジアの現代化とアジアの伝統規範の再生について高い問題意識を持ち、国際的な広い視野に立脚した研究能力の獲得を目指す人
4. グローバル社会の一員として国際協力や国際交流に貢献できる高度な職業能力

の獲得を目指す人

アジア地域研究専攻博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力及び意欲を有する人物を求める。

1. アジア地域研究を学ぶのに十分な学力と言語運用能力を有する人
2. アジアの現代化とアジアの伝統規範の再生について深い洞察力を有し、国際的に認知・評価される水準の論文の作成を目指す人
3. アジア地域研究の専門家としてグローバルに活躍できる高度な研究能力や職業能力の獲得を目指す人

(6) 経営学研究科

経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力および意欲を有する人物を求める。

1. 経営、会計、情報、商学の分野での研究を発展させ、この分野での専門能力を高めるのに必要な基礎学力を有する人
2. 経営、会計、情報、商学の分野で、より高度な専門性、研究能力を身につけ、専門的職業人を目指す人
3. すでに社会に出ている人で、経営、会計、情報、商学の分野において高度な専門知識を身につけ、理論的な体系化を考えている人
4. 出身大学や出身学部にかかわらず、経営、会計、情報、商学の分野に深い関心を持ち、専門能力を高めたい人

経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力および意欲を有する人物を求める。

1. 経営、会計、情報、商学の分野で、自立した研究活動を行ない、この分野での専門的職業人になるために必要な基礎学力を有する人
2. 経営、会計、情報、商学の分野で、深い探究心と独創性を持ち、自立した研究活動を行ない、将来研究者を目指す人
3. すでに社会に出ている人で、経営、会計、情報、商学の各分野における専門性をより高め、実践的な能力をより発揮したい専門的職業人を目指す人
4. 経営、会計、情報、商学の各分野で、高度な専門的知識、実践的能力、問題解決能力を身につけることに強い意志を持ち、これらの知識・能力を社会に還元しようという意欲の高い人

(7) スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科専攻修士課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、下記のような学力および意欲を有する人材を求める。

1. スポーツ科学、健康科学を学ぶのに十分な基礎的知識を有する人
2. スポーツ活動に対する心身の適応と行動、健康や医療に関する研究に積極的に取り組むことのできる人
3. スポーツや医療・健康増進活動を通して、健康の維持・増進に貢献するために、広い視点から高度な専門的知識、技能を身につけようとする人

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

《大学全体》

＜学部共通＞

本学は、入学者の募集と選抜に関して、「大東文化大学入学試験委員会規程」（2004年制定）および「大東文化大学入学者選抜試験規程」（1989年制定）を定め、学部の入試はこの規程に基づいて実施している（B5-4、B5-5）。これは8学部19学科に共通のものである。

前者の規程は、学部の学生募集と入学試験を統一的に計画・準備・実施するための基本的事項を審議する「入学試験委員会」の職務等に関して、審議事項を定めている。その主なものは、以下のとおりである。

- ① 学生募集および入学試験についての長期計画の策定
- ② 学生募集に関する年度計画の立案
- ③ 本学の入学試験の基本方針の策定
- ④ 大学入試センター試験実施に当たっての基本方針の策定
- ⑤ 各学部入学許可予定者数の調整
- ⑥ 入学許可者選考基準の立案

入学試験委員会は学長を委員長、学部長・学科主任、東松山キャンパス運営委員会委員長、学務局長等を委員とし、委員会には出題と採点を担当する出題部会、採点部会が置かれている。

後者の規程は、試験監督など入試を円滑に実施するための組織および分掌について定めたものである。この規程により、学長が入学試験にかかわるすべての職員を指揮し、入学試験の諸業務を統括すること、入試実施期間中は学長の下に入学試験実施本部を置くことになっている。

入学者選抜の方式については、以下のとおりである（d1-表3）。

学力選抜入試：全学部統一入試（前期・後期）、一般入試（3教科）、センター試験利用入試（前期・中期・後期）

推薦入試：自己推薦入試（前期・後期）、公募制推薦入試、大東文化大学第一高校推薦

入試、指定校推薦入試、スポーツ推薦入試（前期・後期）

その他：社会人入試、外国人留学生入試（前期・後期）

学生募集にあたっては、アドミッション・ポリシーに基づいて、各学部・学科において入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定し、大学のホームページ、『大学案内 CROSSING』『入学試験要項』等の媒体を通じて、適切に周知を図っている（B5-6、A5-1 p.183～p.205、A5-2-1、A5-2-2、A5-2-3、A5-2-4、A5-2-5、A5-3-1、A5-3-2、A5-3-3、A5-3-4、A5-3-5）。

入学者選抜（合否判定）については、公平性と透明性の原則に則り、各学部教授会において厳正かつ適切な手続きに従って行っている。さらに、公平性と透明性を確保するために、入試結果をホームページ、『大学案内 CROSSING』に掲載するほか、入試問題とその正解をまとめた『過去問題集』を作成し、ホームページにも掲載している（B5-6）。

入試問題の作成および採点は、入学試験委員会の出題部会、採点部会が担当している。入試問題の適切性については、出題部会、入学試験実施本部（学長、副学長、学務局長、学部長、出題部会長、採点部会長等が構成員）、学外の分野別専門家による三重のチェック体制がとられている。

以上のように、本学は明確な規程に基づく責任体制と手続きに則って、公正かつ適正に入学者の募集と選抜を行っている。

本学の入学者募集と選抜は、全学部統一の要領・手続きに基づいて行われるため、以上に述べたことは全学部共通のものである。

入学者の質を確保するための指標となる一般入試の倍率、学力選抜（全学部統一入試、一般入試、センター試験利用入試）による入学者の比率（2015年度）については、学科別に別表で示す。3教科による一般入試は、毎年2月5日から8日までの4日間行われ、本学の学科目入試の中核をなすものである（B5-22 d2-表 34）。

＜大学院共通＞

大学院研究科の入学者の募集と選抜に関しては、前掲の入学者選抜試験規程第6条3項により、大学院評議会の議に付したうえで、学長が決定することが定められている（B5-5）。入学者募集と選抜も、学部同様、統一の要領・手続きに基づいて行われ、試験にかかわる専攻・課程ごとの諸情報はホームページ、『大学院入学試験要項』により、周知が図られている（B5-7、A5-5-1）。入学者選抜（合否判定）は、厳正な手続きに則って行われ、各研究科委員会において最終決定される。

大学院入試の区分表は別紙資料のとおりである（B5-22 d2-表 35）。

なお、法務研究科（法科大学院）は、2015年度から学生募集を停止し、入試を実施していない。

以下では、研究科ごとの特記すべき事柄について述べる。

(1) 文学研究科

入学者選抜においては、公平性と透明性を確保するために、各専攻とも必ず複数の教員が選抜に当たり、さらには文学研究科委員会においても、常に他専攻の委員のチェックを受ける体制をとっている。

(2) 経済学研究科

入学者選抜については、公正性と透明性を高めるために、すべての入試方式において、経済学研究科から選出される面接委員によって口述試験を実施し、研究科委員会において厳正な手続きにより合否判定を行っている。

(3) 法学研究科

入学者選抜については、公正性および透明性を高めるために、すべての入試方式において、法学研究科委員会が選任する2名の面接委員によって口述試験を実施し、研究科委員会において厳正な手続きにより合否判定を行っている。

(4) 外国語学研究科

入学者選抜については、公正性と透明性を高めるために、すべての入試方式において、各専攻から選出される面接委員によって口述試験を実施し、研究科委員会において厳正な手続きに従って合否判定を行っている。

(5) アジア地域研究科

入学者選抜については、公正性と透明性を高めるために、学内推薦制度以外のすべての入試方式において、筆記試験とともに当研究科の各地域・分野から選出される面接委員によって口述試験を実施し、研究科委員会において厳正な手続きに従って合否判定を行っている (B5-5)。

(6) 経営学研究科

本研究科は、通常の選抜制度以外に、学内推薦制度と学外指定校推薦制度を設けている。

学内推薦制度：成績評価 A の数が、取得科目数の 60% 以上である学内進学者に対して推薦入試制度を設けている。本制度は成績優秀者の進学を容易にし、優秀な学生を確保するとともに、本研究科で学びたいという強い意欲を持つ学生を確保する目的で、書類選考と面接により実施している。本制度を活用したい学生には、志望している研究内容と本研究科が適合しているかを、研究指導科目担当教授との相談により確認させている。

学外指定校推薦制度：関東地方の大学を中心に、経営学関係の大学院を設置していない大学、および理科系ないしはライバル校と目される大学・学部をリストアップし、それらの大学に上記の学内推薦制度と同様の条件を提示し、受験者を募っている (A5-5-7)。

(7) スポーツ・健康科学研究科

一般入試では、大学卒業者ないし同等以上の学力を有する者、社会人入試では、スポーツ、健康関連職種などの有資格者を中心に募集し、外国人留学生も同様に匹敵する学力を

有する者を募集している。

5-3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

《大学全体》

学部および研究科の入学定員と収容定員は、学科また専攻・課程ごとに、それぞれの設置の経緯と趣旨、学問分野の特性、志願者動向などを勘案して適切に設定し、学則と大学院学則に定めている（A5-6第12条、A5-7第5条）。

学部の在籍学生数の管理については、単年度の入学定員超過率および4年間の平均入学定員超過率を勘案しつつ、年度ごとの受け入れ目標数を設定し、例年10月開催の入学試験委員会において翌年度入試の「入学定員管理表」の承認を受け、大学評議会において報告を行うことにしている。

入学者選抜にあたっては、過去の入学手続き率などを参考にしつつ、それぞれの学生受け入れ目標数に基づいて、学部教授会で合否判定を行っている。

年度ごとの学生の受け入れおよび在籍学生数の管理は、所定の手続きに基づいて行われ、別表に示すように、学部の収容定員に対する在籍学生数比率は適切な水準を保っている（d1-表3、表4、B5-22 d2-表33）。

研究科については、専攻・課程ごとに定員を設定し、各研究科委員会での審議を経て、所定の手続きに基づいて入学者選抜を行っている。しかし近年は、大学院志願者の減少により、収容定員を大幅に下回っている研究科があり、適切な定員管理が行われているとは言い難いところがある（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

以下、学部・研究科ごとの定員管理の現況を示す。

《学部》

（1）文学部

在籍学生数の管理については、各学科協議会で年度ごとの入学者受け入れ数を設定し、教授会における合否判定において、過去の入学手続き率、入学定員超過率等を勘案しつつ、適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.16倍で、適切である。学科別では、日本文学科が1.20倍、中国学科が1.02倍、英米文学科が1.19倍、教育学科が1.19倍、書道学科が1.17倍で、中国学科が2014年度と2015年度に定員未充足である。2015年5月1日現在の学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、1.14倍で、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（2）経済学部

在籍学生数の管理については、教授会で年度ごとの入学者受け入れ数を設定し、学科協議会および教授会での合否判定において、過去の入学手続き率等を勘案しつつ、適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.17倍である。学科別では、社会経済学科が1.14倍、現代経済学科が1.20倍であり、両学科とも問題がない。2015年5月1日現在の学部の収容定員に対する在籍学生数比

率（収容定員充足数）は、1.13倍であり、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（3）外国語学部

在籍学生数の管理については、毎年度の入学者受け入れ数を設定し、教授会での合否判定において、過去の入学手続き率、入学定員超過率等を勘案し、適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.12倍である。学科別では、中国語学科が0.95倍、英語学科が1.17倍、日本語学科が1.19倍で、中国語学科が2012年度から4年連続で定員未充足である。2015年5月1日現在、学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足数）は1.08倍であり、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（4）法学部

在籍学生数の管理については、学科協議会および教授会における合否判定に際して、過去の入学手続き率等を勘案しつつ、適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.15倍である。学科別では、法律学科が1.17倍、政治学科が1.12倍で、両学科とも問題がない。2015年5月1日現在、学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足数）は1.15倍であり、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

2010年度に受けた大学評価（認証評価）において、法学部は、収容定員に対する在籍学生数比率（2009年度）が1.28倍、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が1.28倍と高いので、改善が望まれるとの助言を受けた。この数値はすでに適正值に改善されている。

（5）国際関係学部

在籍学生数の管理については、学部教授会における合否判定で、過去の入学手続き率、入学定員超過率等を参考に適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.15倍で、適切である。学科別では、国際関係学科が1.18倍、国際文化学科が1.11倍で、両学科とも問題がない。2015年5月1日現在、学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足数）は1.11倍で、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

2010年度に受審した大学評価（認証評価）で、国際関係学部は、収容定員に対する在籍学生数比率（2009年度）が1.26倍、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が1.25倍と高いので、改善が望まれるとの助言を受けたが、この数値はすでに適正值に改善されている。

（6）経営学部

在籍学生数の管理については、学部の入試制度改善委員会での検討を経て入学者受け入れ数を学部教授会で決定し、教授会における合否判定において、過去の入学手続き率、入学定員超過率等を参考に適切に行っている。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は1.14倍である。学科別では、経営学科が1.17倍、企業システム学科1.09倍で、企業システム学科がやや低めであるが問題はない。また、

2015年5月1日現在の学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は1.14倍で、適正に管理されている。

なお、経営学部は2010年度の認証評価において、収容定員に対する在籍学生数比率（2009年度）が1.25倍と高いことが指摘され、改善が望まれるとの助言を受けたが、この数値はすでに改善されている（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（7）環境創造学部

在籍学生数の管理については、教授会における合否判定に際して、過去の入学手続き率等を勘案しつつ、適正に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は1.12倍で、適切である。2015年5月1日現在、学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は1.09倍であり、適切である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（8）スポーツ・健康科学部

在籍学生数の管理については、学科入試委員会で毎年度の入学者受入数を確定し、さらに合否判定において、単年度入学定員超過率および4年間の平均入学定員超過率を勘案しながら適切に行っている。2011～2015年度入試の入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の学部平均は、1.16倍である。学科別では、スポーツ科学科が1.18倍、健康科学科が1.14倍で、両学科とも問題がない。また、2015年5月1日現在、スポーツ・健康科学部の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、1.15倍で、適正に管理されている（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

《大学院》

大学院研究科の学生の受け入れ状況は、以下のとおりである。各専攻の状況は別紙資料を参照（d1-表3、d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（1）文学研究科

文学研究科は全体として、研究科委員会が設定した適切な定員に基づいて学生を受け入れ、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率については、英文学専攻、書道学専攻を除いた3専攻（日本文学専攻、中国学専攻、教育学専攻）がここ数年、定員を満たしておらず、適正な定員管理ができていないと言えない。

定員の未充足に対する対応としては、大学院進学相談会のいっそうの充実、学内での各教員による学内広報などを積極的に行っている。大学院案内等の資料の充実も試みられている。また、文学研究科の各専攻相互の交流会を実施し、文学研究科全体の活性化を図っている（B5-8）。

文学研究科の収容定員に対する在籍者数比率は、博士課程前期課程・修士課程が0.73倍、博士課程後期課程が0.48倍である。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程・修士課程が0.79倍、博士課程後期課程が0.29倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

(2) 経済学研究科

在籍学生数の管理については、経済学研究科委員会で毎年度の入学者数を決定し、適正に行っている。本研究科では、学内推薦制度の活用などを通じて志願者の増加を図る取り組みを行っているが、収容定員に対する在籍学生数比率は、かなり低充足率の状態が続いている。

収容定員に対する在籍者数比率は、博士課程前期課程が0.35倍、博士課程後期課程が0.07倍である。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程が0.42倍、博士課程後期課程が0.08倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

経済学研究科は、2010年度の大学評価（認証評価）において、博士課程後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が0.27倍と低いため、改善が望まれるとの助言を受けた。本研究科としては、研究科独自の大学院進学説明会・個別相談会を前期・後期に実施するなど対策を講じてきたが、数値の改善にはつながっていない（B5-9）。

(3) 法学研究科

法学研究科では、研究科委員会において毎年度の入学者数を決定し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、博士課程前期課程が0.21倍、博士課程後期課程が0.04倍で、極めて低い状態が継続している。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程が0.26倍、博士課程後期課程が0.02倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

2010年度に受審した大学評価（認証評価）において、法学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士課程前期課程が0.44倍、博士課程後期課程が0.07倍と低いので、改善が望まれると助言を受けた。本研究科では、独自の『進学ガイド』を発行し、板橋区役所長寿社会推進課に寄託し希望者への配布を依頼するなど、志願者の増加を図る取り組みを行っているが、現在までのところ志願者の増加には結びついておらず、数値は改善されていない（B5-10）。

(4) 外国語学研究科

外国語学研究科は、2010年度の大学評価（認証評価）において、博士課程前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が2.13倍と高いので、改善が望まれるとの助言を受けた。その後、専攻を問わず、教員と院生の比率を十分に検討し、厳しく選抜を実施するなどの改善を図ってきた。そして2014年10月の研究科委員会において、学生数については、博士課程前期課程では指導教授1人につき学生2名（最大でも3名まで）、博士課程後期課程では指導教授1人につき学生1名（最大でも2名まで）とし、受け入れ学生数が定員の2倍を超えないようにすることが確認された。

現在はさらに、指導教員を増やし、院生の希望により平均化をはかり、無理のない指導を行うよう努めている（d1-表2）。

2015年5月1日現在、外国語学研究科の収容定員に対する在籍者数比率は、博士課程前期課程が0.65倍、博士課程後期課程が0.93倍である。2011～2015年度入試における入学定

員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程が1.17倍、博士課程後期課程が0.87倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（5）アジア地域研究科

在籍学生数の管理については、研究科委員会において毎年度の入学者数を決定し、適正に行っている。本研究科は、留学生比率が高く、そのほとんどは中国からの留学生である（B5-22 d2-表16）。このため、東日本大震災、原発事故および日中間の尖閣諸島をめぐる緊張の高まりを背景に、この数年間、外国人留学生を含む入学者数が定員を下回る状態が続いている。

2015年5月1日現在、アジア地域研究科の收容定員に対する在籍者数比率は、博士課程前期課程が0.67倍、博士課程後期課程が0.25倍である。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程が0.50倍、博士課程後期課程が0.25倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（6）経営学研究科

経営学研究科では、研究科委員会において毎年度の入学者数を決定し、在籍学生数を收容定員に基づき適正に管理している。しかし、前期課程・後期課程とも近年、とくに留学生の入学者が減少傾向にあり、改善の必要がある（B5-22 d2-表16）。

收容定員に対する在籍学生数比率(收容定員充足率)は、2015年5月1日現在、博士課程前期課程が0.33倍、博士課程後期課程が0.20倍である。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、博士課程前期課程が0.43倍、博士課程後期課程が0.12倍である（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

（7）スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科は、研究科委員会において毎年度の入学者数を決定し、在籍学生数を收容定員に基づき適正に管理している。收容定員に対する在籍学生数比率(收容定員充足率)は、2015年5月1日現在、1.15倍で、適正であると考えられる。2011～2015年度入試における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）の平均は、1.10倍で、これも適正である。ただし、入学者数は増減を繰り返しており、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応は、十分とは言えない（d1-表4、B5-22 d2-表33）。

5-4 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

5-2 で述べたように、本学は、学生募集と入学者選抜に関する基本事項を審議する全学組織として、「大東文化大学入学試験委員会」を設置している（B5-4）。学長を委員長として、学部長・学科主任、東松山キャンパス運営委員会委員長、出題部会長、採点部会長、学務局長が構成メンバーである。委員会は定期的に開催され（2014年度は6回）、学生募集に関する長期および年度ごとの計画、センター利用入試を含む入学試験の基本方針、学部・学科の受け入れ者数などを審議する。したがって、学生の受け入れ方針に基づき、学生募

集と入学者選抜が公正かつ適切に実施されているか、について定期的な検証を行うのは、第一にこの入学試験委員会であり、それは十分に機能していると判断する。

また、入学試験委員会の下には「入試プロジェクト会議」が置かれ、委員長の諮問により個別課題の検証・立案・提言等を行う体制が整えられている。

各学部・学科においても、入学試験委員会での審議を受けて、それぞれの学生募集と入学者選抜について教授会、学科協議会等を中心に検証を行う体制を整えている。

さらに、毎年度の自己点検・評価活動においても、学部および研究科の学生の受け入れについて、大学基準に準拠した基準「学生の受け入れ」を点検・評価シートの第5章に設定し、組織的な検証を実施している(B5-11)。

大学院研究科の学生募集と入学者選抜については、研究科・専攻・課程ごとに定めた学生の受け入れ方針に基づき、研究科委員長会議、研究科委員会、主任会議等において、募集と選抜が適正に行われているか検証している。

以上に述べた検証の結果は、学部教授会、研究科委員会等を通じて教員に周知され、翌年度の入学者募集と選抜に反映される。

学部・研究科ごとの検証は、下記のとおりである。

《学部》

(1) 文学部

学生募集と入学者選抜の適切性については、全学の入学試験委員会での審議を受けて、学部長と各学科主任が協議した後、学科協議会および学部教授会で審議し、定期的な検証を行っている。検証結果は入試委員会に報告され、他学部・学科の関連事項とともに審議される。また年度ごとの自己点検・評価でも検証が行われる(B5-11)。

(2) 経済学部

経済学部では、学部設置されている入試検討委員会が、毎年度の入試方法や各入試区分の定員、推薦入試の方法、指定校の選定等を行い、教授会に提案する責任と権限を有している。教授会はその委員会案を審議し、全学の入試委員会に提案を行う。全学入試委員会が出された結論は学部の入試検討委員会にフィードバックされ、審議検討されるというプロセスが明確化されている。また、年度ごとの大学の自己点検・評価においても定期的な検証が行われている(B5-11)。

(3) 外国語学部

学生募集と入学者選抜の適切性については、学科協議会および学部教授会において定期的に検証を行い、大学の入学試験委員会に報告することになっている。また、年度ごとの自己点検・評価でも検証を行っている(B5-11)。

(4) 法学部

学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについては、学科ごとに

設置された入試委員会で毎年検証し、その結果を各学科協議会で審議した後、年度末の教授会において自己点検・評価により検証している(B5-11)。また、入試委員会と学科協議会は、前年度の入試結果の検証を踏まえたうえで、次年度入試について、学力選抜（一般入試）と各種推薦入試それぞれの定員ないし割合を審議し決定している。

（５）国際関係学部

学生募集と入学者選抜の適切性については、学部の広報委員会を中心に随時検証を行っている。具体的には、前年度入試の総括を学部長、学科主任などからなる広報委員会において行い、その総括とともに当該年度の入学試験実施要綱案を年度はじめの教授会に提案して、審議・承認を受けている。さらに、毎年度の自己点検・評価においても定期的な検証を行っている(B5-11)。

（６）経営学部

経営学部では、入試区分ごとの募集人数や入学者選抜に関する内容（入試方式や各入試区分の定員、推薦入試の方法）の最終的な確定は教授会が行うが、学部に設置されている入試制度改善委員会が学生募集人数や入学者選抜などについて、毎年、見直しと検証を行い、教授会に次年度の学生募集や入学者選抜に関する新たな提案を行っている。とくに指定校推薦入試に関しては、数年間の実績を勘案し、次年度の指定校の見直しを行い、同時に新たな指定校の検討を行っている。毎年度の自己点検・評価においても定期的な検証を行っている(B5-11)。

（７）環境創造学部

学生募集と入学者選抜の適切性については、学部内に、学部長と学科主任を補佐する組織として入試委員会を設置し、定期的に開催される委員会で入試結果等の検証を行い、教授会で報告・審議する体制がとられている。また、学部の教育研究ワークショップ、自己点検・評価活動でも検証を行っている(B5-11)。

（８）スポーツ・健康科学部

学部として、学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかは、学科自己点検部局委員会、入試委員会等で定期的に検証し、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしている。

《大学院》

（１）文学研究科

文学研究科の学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかどうかについては、毎年度の自己点検・評価活動において主任会議、研究科委員会で定期的に検証を行っている(B5-11)。

（２）経済学研究科

学生募集および入学者選抜は、入学者の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施さ

れており、年度ごとの自己点検・評価により検証を行っているほか、必要に応じて経済学研究科委員会で適宜見直しを行っている(B5-11)。

(3) 法学研究科

法学研究科においては、学生募集および入学者選抜の適切性は、学生の受け入れ方針に基づき、毎年入学試験科目を含め、各専攻協議会および研究科委員会において検証を行っている。また、年度ごとの自己点検・評価活動でも検証している(B5-11)。

(4) 外国語学研究科

学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に行われているかは、毎年度、各専攻・研究科委員会により検証を行っている。過去において、定員を大幅に超過したことを教訓に、再発防止のために入試の審査をより厳密化することで対応している(B5-22 d2-表 33)。

(5) アジア地域研究科

学生募集と入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについては、研究科内の入試委員会が定期的に検証を行うほか、年度ごとに研究科内部に設置した自己点検・評価委員会でも検証を行っている(B5-11)。また、教員を対象としたアンケート調査も毎年、実施しており、学生募集および入学者選抜について提言を受ける体制を整えている(B5-12)。

(6) 経営学研究科

学生募集と入学者選抜の適切性については、学生の受け入れ方針と併せて、研究科委員長・専攻主任の責任体制の下に、年度ごとに検証を行っている。

(7) スポーツ・健康科学研究科

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜が適切に行われているかについては、研究科委員会で検証を行っている。

2. 点検・評価

【基準5の充足状況】

求める学生像などを示す「学生の受け入れ方針」(アドミッション・ポリシー)は、大学および学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに明文化し、ホームページ、『大学案内 CROSSING』『大学院案内』など各種の媒体を通じて、受験生を含め広く社会に公表している。

障がいのある学生の受け入れについても、全学の方針として「障がい学生支援の基本方針」を制定し、ホームページで公表している(B5-3)。

入学者の募集と選抜に関しては、「大東文化大学入学試験委員会規程」および「大東文化大学入学者選抜試験規程」を定め、明確な責任体制と手続きに従って適切に行っている(B5-4、B5-5)。学生募集については、アドミッション・ポリシーに基づき、学部・学科で入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定し、各種の媒体を通じて適切に周知を図っている(B5-6、A5-1 p.183~p.205、A5-2-1、A5-2-2、A5-2-3、A5-2-4、A5-2-5、A5-3-1、A5-3-2、A5-3-3、A5-3-4、A5-3-5)。入学者選抜(合否判定)は、各学部教授会において厳正かつ適切な手続きに従って

行っている。さらに、公平性と透明性を確保するために、入試結果をホームページ、『大学案内 CROSSING』に掲載するほか、入試問題とその正解をまとめた『過去問題集』を作成し、ホームページにも掲載している (B5-6)。

大学院研究科の入学者の募集と選抜に関しても、研究科共通の統一の要領・手続きに基づいて、適切に行われている (A5-5-1)。

学部の在籍学生数の管理については、入学定員超過率等を勘案しつつ、受け入れ目標数を設定し、適切な入学選抜を行っている。2015年度入試では、大学全体で1.13倍と定員に対して適正な入学数比率を確保している(d1-表3)。入学者の質を担保する受験倍率は2.07倍、学力選抜(一般入試)入学数比率は53.2%である。また、収容定員に対する在籍学生数比率は1.13倍であり、適正な水準を保っている(d1-表4、d2-表32)。

研究科については、専攻・課程によって収容定員を大幅に下回っているところがあり、適切な定員管理が行われているとは言えない (d1-表3、B5-22 d2-表33)。

学生募集と入学選抜の適切性については、大学全体としては大東文化大学入学試験委員会において、学部・学科では学部教授会・学科協議会等において、また毎年度の自己点検・評価活動において、定期的な検証を行っている (B5-11)。

研究科では、研究科委員長会議、研究科委員会、主任会議等で検証が行われる。

以上、基準5については、一部の学部と研究科で収容定員を下回っている学科、専攻・課程があるが、全体としてみればおおむね基準を充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 2012年度に、自己点検・基本事項検討委員会(当時)で全学的な議論を行い、大学、学部・学科、研究科・専攻・課程において、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」とともに、「学生の受け入れ方針」を明文化した。これにより、学生募集にあたって、ホームページ、『大学案内 CROSSING』『大学院案内』等の媒体を通じて、求める学生像、修得しておくべき知識の水準等が受験生に明確に示せるようになった (B5-6、A5-1 p.010、p.037、p.043、p.049、p.055、p.061、p.067、p.073、p.079、p.085、p.091、p.097、p.103、p.109、p.115、p.121、p.127、p.133、p.139、p.145、A5-4)。
- ② 障がいのある学生の受け入れについては、「障がい学生の受け入れガイドライン」に基づき、ホームページ、一般入学試験要項、推薦入学試験要項(公募制推薦/自己推薦)に出願前の手続きを掲載し、志願者から受験前に情報を得ることにより、あらかじめ受験生の受け入れ準備ができる体制になっている (A5-2-1 p.19、A5-3-1 p.20)。入学決定後は、「入学後の修学支援内容確認」を行うことにより、年度当初のガイダンス、履修登録、授業等での受け入れ準備ができるようになっている (B5-2)。

《法学部》

法律学科の入学定員充足率は、2011年度は1.21倍、2012年度には1.22倍、2013年度には1.08倍、2014年度には1.26倍、2015年度は1.09倍と推移している。この中で、2014年度は、推薦入試志願者数が減少し、また、一般入試倍率が1.5倍まで低下したが(2012年度は2.0

倍、2013年度は2.2倍)、主に指定校を中心に学科に関する資料を配布するなど広報活動を強化した結果、翌年には志願者が回復し、一般入試倍率も2015年度は2.1倍まで回復している(d1-表3、B5-22 d2-表33)。

政治学科の入学定員充足率は、2011・12年度はともに1.11倍であったが、2013年度には0.96倍に低下した。このため高校に対する広報活動を積極的に行った結果、2014年度の入学定員充足率は1.27倍、2015年度は1.16倍と適正な水準に回復した。2015年度の一般入試倍率は1.75倍であり、入学者の学力水準を維持するための選抜機能も維持されている(d1-表3、B5-22 d2-表33)。

《国際関係学部》

高校生の閲覧者を念頭に、学部行事に関する記事をホームページで頻繁に更新している。志願者の安定的な確保やミスマッチ入学を予防するためにも役立っている(B5-14)。

また、推薦特別入試の面接試験での公平性を期すために、主観や恣意性を極小化するような面接シートを開発・工夫している(B5-15)。

《経営学研究科》

博士課程前期課程において、税理士試験免除科目を充実させ、日本人の入学者(とりわけ、社会人の資格獲得志望者)の入学を促す体制を整えた(B5-16)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

① 学部では、一部の学科で定員未充足が続いている。文学部中国学科は2014年度と2015年度、外国語学部中国語学科は2012年度から2015年度まで4年連続で、入学定員に欠員が生じている(d1-表4、B5-22 d2-表33)。

研究科でも、在籍者数比率で1.00倍を超えているのは、スポーツ・健康科学研究科のみであり、とりわけ博士課程後期課程では比率が著しく低い。法学研究科博士課程前期課程・後期課程、経済学研究科博士課程後期課程の定員未充足は、2010年度の大学評価(認証評価)において、改善の望まれる助言がしたが、数値は改善されていない(d1-表4、B5-22 d2-表33)。

一部学科の未充足も研究科の未充足も、広報活動等の強化だけでは改善されない構造的な問題であり、全学で取り組むべき課題として認識されている。

② 学部の在籍者(11,679人)に占める女子学生の比率は33.9%(3,956人)である(B5-21「大学の全体像」>「データで知る大東文化」>「在学生数」)。女子の大学進学率は47%程度であるから、本学の比率はそれを大きく下回っており、一部の学部では10%台にとどまっている(2015年5月1日現在)。女子学生の入学者を増やすことは、大学として優先的に検討すべき課題の一つである。

③ 受験生への情報提供の有力な媒体であるホームページについて、学部・学科の情報更新の頻度に大きな差があり、低調な学部・学科で頻度を高め発信力を強化する必要がある。

《スポーツ・健康科学部》

スポーツ科学科の特性に合わせた「障がいのある学生の受け入れ方針」が未制定のため、全学の方針を踏まえて、学科独自の方針を定める必要がある。

《文学研究科》

教育学専攻は、留学生の在籍者の比率が高い(2015年5月1現在、在籍者数9名のうち、留学生7名)ので、日本人の応募者、入学者の数を増やす必要がある。

《スポーツ・健康科学研究科》

入試科目は現在、英語・専門科目・小論文・口述試験の4科目を実施しているが、他大に見られる3科目入試に比べると受験生の負担は大きい。また、専門科目と小論文の出題傾向に類似性や出題内容に重複が見られ改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 明文化された「学生の受け入れ方針」について、求める学生像は明確であるが、入学にあたってあらかじめ修得しておくべき知識の内容や水準は、必ずしも具体的ではないので、学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会において、知識内容や水準を具体的に示すために方針の見直しを2016年度に行う。
- ② 障がいのある学生の受け入れについては、学生支援センターを中心に、ガイドラインを策定し、きめ細かな対応を行ってきたが、今後取り組むべき課題は、目に見えにくい障がいをもつ学生、すなわち、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、発達障害のある学生などに対する支援である。これについては、第6章「学生支援」の改善すべき事項②で述べる。

《法学部》

引き続き、高校訪問や模擬授業、オープンキャンパスでの広報活動を積極的に行い、入学定員充足率の維持に努める。また指定校については、女子高校や関東以外の高校にも範囲を広げ、多様性のある学生を募集する(B5-11)。

《国際関係学部》

ホームページにはイベント情報のみならず、通常の授業報告なども掲載し、高校生や保護者の学部教育への理解度を高めるための一層の工夫を行う。

推薦入試等の面接試験の公平性を確保するために、年度末に、入試を統括する新旧の学科主任による検討会議を開催し、面接評価の仕組みについて点検する(B5-11)。

《経営学研究科》

博士課程前期課程において、税理士試験免除科目をいっそう充実させるとともに、日本人の入学者とりわけ社会人の資格獲得志望者の入学を促すために、パンフレットの作成と

配布を行う (B5-16)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

- ① 一部の学部と研究科における定員未充足については、広報活動等の強化だけでは改善されない構造的な問題と認識されている。大学改革推進会議において、定員の見直し、学部・学科の再編成にまで踏み込んだ抜本的な改革の議論を行い、2018年度までに具体的な改革に着手する (B5-17)。
- ② 女子学生の入学者増を図るために、入試広報課を中心にオープンキャンパスでの情報提供や女子高校訪問などにより、女子に焦点を絞った広報活動を強化する (B5-11)。
- ③ ホームページ上の学部・学科情報の更新回数を増やすために、学部・学科の広報体制を強化する (B5-18)。

《スポーツ・健康科学部》

スポーツ科学科の授業には、スポーツ実技およびスポーツ科学分野の演習系授業による専門的な技術の習得を求められるものがある。したがって、これら学科カリキュラムの特性に応じた障がいのある学生の受け入れ方針が必要となる。学生支援センターによる「障がい学生受け入れのガイドライン」をもとに、学科独自の「受け入れガイドライン」を学科協議会からの指示のもと学科教務委員を中心に作成中であり、2017年度入学試験受験生に対応できることを目指して準備を進める (B5-11)。

《文学研究科》

教育学専攻は、留学生の在籍者の比率が高いので、日本人の応募者、入学者の数を増やす。具体的には、2015年度から開始した修士論文の中間発表会(10月上旬)を学部学生にも公開して参加を呼びかけたり、教職課程を履修している他学部、他学科の学部学生に副免許が取得可能な道として修士課程への進学があることを伝えるなどしている (B5-19)。

《スポーツ・健康科学研究科》

専門科目と小論文の出題傾向に類似性や出題内容に重複が見られるので、2016年度から小論文を廃して、英語・専門科目・口述試験の3科目にし、受験生の負担を軽減する (B5-20)。

4. 根拠資料

＜根拠資料＞

- A5-1 大学案内「CROSSING2015」 《既出》A1-6
- A5-2-1 2015年度 大東文化大学 一般入学試験要項
- A5-2-2 2015年度 外国人留学生募集要項[学部生]
- A5-2-3 2015年度 社会人特別選抜試験要項
- A5-2-4 2015年度 編入学試験要項(3年次編入)(2年次編入)
- A5-2-5 2015年度 科目等履修生募集要項
- A5-3-1 推薦入学試験要項【公募制推薦/自己推薦(前期)(後期)】

- A5-3-2 2015年度 指定校推薦入学試験要項
- A5-3-3 2015年度 大東文化大学第一高等学校推薦入学試験要項
- A5-3-4 2015年度 工学院大学附属高等学校推薦入学試験要項
- A5-3-5 2015年度 スポーツ推薦入学試験要項
- A5-4 大東文化大学大学院案内 2014 《既出》A1-7
- A5-5-1 2015年度大学院入学試験要項
- A5-5-2 2015年度文学研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-3 2015年度経済学研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-4 2015年度法学研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-5 2015年度外国語学研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-6 2015年度アジア地域研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-7 2015年度経営学研究科推薦入学試験募集要項
- A5-5-8 2015年度大学院入学試験要項【北京入試用】外国語学研究科
- A5-6 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A5-7 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- B5-1 大東文化大学ホームページ大東文化大学の基準別基本方針
<http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html> 《既出》B1-5
- B5-2 身体に障がいがある学生の受け入れについて
- B5-3 障がい学生支援の基本方針
- B5-4 大東文化大学入学試験委員会規程
- B5-5 大東文化大学入学者選抜試験規程／大学院アジア地域研究科入学試験に関する細則
- B5-6 大学 HP 入試情報 <http://www.daito.ac.jp/admission/index.html>
- B5-7 大学 HP 大学院入試情報
http://www.daito.ac.jp/education/graduate_school/admission/index.html
- B5-8 文学研究科の定員の未充足に対する対応（大学院進学相談会、学内広報など）を証明する資料
- B5-9 大東文化大学大学院経済学研究科経済学専攻
進学相談会および教員面談実施のご案内
- B5-10 法学研究科進学ガイド 《既出》B1-12
- B5-11 大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html> 《既出》B1-16
- B5-12 アジア地域研究科の教員と院生に対するアンケート 《既出》B4-4-18
- B5-13 障がい学生支援について
http://www.daito.ac.jp/campuslife/Disability_support.html
http://www.daito.ac.jp/news/details_4663.html
- B5-14 国際関係学部ホームページ http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/index.html
- B5-15 面接シート
- B5-16 経営学研究科における税理士試験科目免除科目設置のお知らせ
- B5-17 平成27年度大東文化大学改革推進会議開催概要

第5章 学生の受け入れ

- B5-18 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)(入試広報部)
- B5-19 文学研究科教育学専攻修士論文発表会のお知らせ
- B5-20 2015年度第1回スポーツ・健康科学研究科委員会議事録
- B5-21 大学ホームページ(情報公開) <http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html>
《既出》B1-6
- B5-22 大学データ集 《既出》B1-22

<大学基礎データ>

- d1-表3 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移
- d1-表4 学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数

第6章 学生支援

第6章 学生支援

1. 現状の説明

6-1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

《大学全体》

(1) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

本学は、学生の生活支援、福利厚生増進、学生相談、障がい学生の支援、課外活動の支援、診療所・保健室の運営等にかかわる業務を遂行するために、学生支援センターを置いている(B6-1、B6-39 d2-表54)。また、学生の進路支援については、キャリアセンターを中心に支援体制が組まれている(B6-2)。両センターとも、学長の指名する教員がセンター所長となり、専任スタッフを置き、運営委員会のもとで事業計画を策定し、全学的な支援業務の調整と推進を行う。

2013年度には、学生支援センターにより、「学生支援の基本方針」が策定され、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援に関する方針が明文化された。その内容は以下のとおりである。

学生支援の基本方針

＜基本方針＞

本学は、学生一人ひとりが充実した学生生活を送るため、学習に専念できる環境を提供し、自立した社会人への成長を促す支援体制を提供する。

1. 修学支援

- (1) 学習に積極的に取り組む学生を支援する。
- (2) 各種奨学金制度を充実させ、より多くの学生が教育を受けられる機会を提供する。
- (3) 修学に関して学生が相談できる仕組みを整備し、各組織の連携のもと、教職員が一体となって修学支援を行う。
- (4) 留年者および休・退学者については、適切に状況を把握し、必要な支援および指導を行う。
- (5) 障がいのある学生には、「障がい学生支援分室」を中心にきめ細かな支援を行う。

2. 生活支援

- (1) 学生のニーズに応え、きめ細かなサポートができる支援体制を構築する。
- (2) 学生が心身両面で健全な生活が送れるよう、関係部署が連携し、学生相談体制の充実を図る。
- (3) ハラスメント防止のため、啓発活動を継続的に実施する。
- (4) ハラスメント問題に対応するため相談員を配置し、学生相談室との連携を図る。

り、その機能を強化する。

- (5) 学生支援を充実させるため、外部団体（青桐会、同窓会、安全互助会）との連携を強化する。
- (6) 留学生には、日常生活上の問題を改善するための相談体制を充実させるとともに、チューター制度の積極的利用も含め、幅広く修学の相談ができる体制を整備する。

3. 進路支援

- (1) 学生一人ひとりのキャリア形成支援のため、体系的なキャリア教育を実施する。
- (2) 障がいのある学生のキャリア形成に向けて、きめ細かな支援を行う体制を整備する。
- (3) 留学生のキャリア教育を強化し、きめ細かな進路支援を行う。
- (4) 進路選択に関する各種講座、ガイダンス等の支援プログラムを充実させるとともに、相談できる体制を整備する。
- (5) 卒業後も就職活動を継続する学生を支援する。

4. 学生の課外活動への支援

- (1) 課外活動に積極的に取り組む学生自治会組織を支援する。
- (2) スポーツの振興のため、スポーツ活動を行う諸団体の支援体制を強化する。
- (3) 文化活動の振興のため、文化活動を行う諸団体の支援体制を強化する。
- (4) 学生自治会を中心として、学生が自主的な課外活動を促進できるよう、協力支援体制を整備する。
- (5) 学生による各種のボランティア活動を支援する。

5. 学生支援の適切性についての定期的な検証

- (1) 年度ごとの自己点検・評価において適切性の検証を行う。
- (2) 学生支援センター運営委員会等による定期的な検証を行う。

《法務研究科》

研究科として学生支援に関する方針は明文化していないが、教授会の下に学生委員会を置き、学生が勉強に専念できるようさまざまな支援を行っている。奨学金などの経済的支援、オフィスアワー等による修学支援がその中心である（B6-39 d2-表40、B6-31）。また、年に2回ほど、教員（研究科執行部と学生委員会委員）と学生代表が話し合いの場をもち、授業のあり方や自習室その他の物理的・人的環境の改善につなげている。

6-2 学生への修学支援は適切に行われているか。

《大学全体》

(1) 留年者および休・退学者の状況と対処法

留年者については、学部ごとに留年者を把握して教授会に報告し、面談等による指導が行われている。休学者・退学者（学費未納による除籍者を含む）については、学部ごとの

休・退学者を各月の学部教授会に報告し、また前年度の全学の休・退学者のデータ（退学理由等を含む）を学科ごとに集計して、毎年度初めの学部長会議に報告している(B6-32)。

退学率（退学＋除籍）は、ほぼ平均 3%台で推移してきたが、ここ数年は減少傾向にある。対応策としては、学科ごとに休・退学希望者に面談を実施しているほか、成績不良者・出席不良者に対しても学科主任を中心に面談による個別指導を行っている。退学者については、学生支援センター学生支援部会を中心に各学部学科の状況を把握し、退学届の書式の見直しを行い、詳細な退学理由の把握に努めている(B6-3)。

2012～2014 年度の学部別の休・退学率、進級・卒業率は別表のとおりである (B6-39 d2-表 36、表 38、表 11、表 13)。

（２）補習・補充教育に関する支援体制とその実施

補習・補充教育の全学的な取り組みとして、板橋・東松山の両キャンパス図書館ラーニング・コモンズ内に「学習支援コーナー」を設置し、図書館業務として運営している (B6-4)。現在、学習アドバイスやレポートの書き方等の基礎的な内容から、英語・法学・プログラミング等の専門分野にわたる内容まで、教員・大学院生が学部生の学修支援を行っている。このような全学的な取り組み以外にも、学部学科単位で、再履修クラス等で学力不足の学生に個別指導を実施するなど、補習・補充教育が行われている。

オフィスアワーについては、専任教員はシラバスにオフィスアワーの時間・場所を明示し、授業時間外の指導を行う体制をとっており、非常勤講師は授業終了後や電子メールで質問などを受け付けている (A6-1)。オフィスアワーは、シラバスのほか、ポータルサイト、掲示等を通じて学生に周知が図られている(B6-31)。

（３）障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生への支援については、第5章「学生の受け入れ」で述べたように、「障がい学生支援の基本方針」を定め、「障がいのある学生一人ひとりの個性を尊重し、その多様なニーズに適切に応えることを通して、障がいのある学生が、一般学生と共生しつつ、同等の教育を受けることができるようサポートし、自立して学生生活に参加できるよう支援」することを掲げている(B6-33)。

具体的な修学支援としては、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、科目担当教員、学生ボランティア、学外の支援団体の協力により、教室間の移動補助、専用機の配置、情報保障（ノートテイク、PC テイク）などを行っている。「合理的配慮」については、個々の障がいの程度により、本人・保護者を含めて関係部署と協議し、協力して対応している。

身体に障がいのある学生には、学内フローに則り、事前相談から情報保障まで、所属学科およびサポート学生とともに支援を行っている (B6-39 d2-表 39)。サポート学生もチームごとに毎週打ち合わせを行い、サポート学生の質を高めることや障がい学生に対する支援方法の改善などを検討している (B6-5)。

（４）留学生に対する修学支援

毎年4月に行う授業料減免審査において、成績不振等の留学生に面談を実施している(B6-6、

B6-7)。面談から、必要に応じて、学部・学科との情報交換や連携を図り、継続的な修学支援を行っている。また、年2回、留学生の研修旅行を実施し、授業外の交流を通じて日本の歴史や文化に触れる機会を提供している (B6-8)。さらに、埼玉県や公益財団法人埼玉県国際交流協会グローバル人材育成センター埼玉との連携により、留学生に対する支援（生活相談、住まいの支援、アルバイト紹介、ホームステイの斡旋、留学生向け就職セミナー、学生交流等）を行っている (B6-9)。

(5) 奨学金等の経済的支援

学内奨学金としては、2014年度までの入学生に適用される、成績優秀者を対象とする一般奨学金および外国人留学生奨学金の2種類(両種ともに給付型、大学院含む)がある (B6-10、B6-39 d2-表 40)。2015年度の給付額は、一般奨学金が203名に4,300万円、外国人留学生奨学金が19名に386万5千円、合計222名に4,686万5千円である。2015年度入学生からは、成績優秀にもかかわらず経済的な理由により大学進学が困難な者に対して、奨学金の給付によって修学を支援する「予約採用型奨学金(桐門の翼)」に転換した (B6-11)。桐門の翼奨学金の2015年度の給付額は、11名に801万7千円である。なお、学内奨学金として、ほかにスポーツ奨学金がある。

その他の経済的支援としては、授業料減免(申請は6月末日、選考は7月末日まで)、特別修学支援金(随時受付)、教育ローン利子補給金(申請期間は毎年1月授業開始日から1月末日まで、交付は3月)がある (B6-39 d2-表 40)。2015年度の授業料減免額は、135名(大学院生を含む)に合計6,140万500円である。奨学金およびその他の経済的支援については、ガイダンス(資料配布)、DBポータル、ホームページ、学生手帳等を通じて学生に周知を図っている (B6-12 p.75~p.80 B6-34)。

また、2015年4月より、学士課程において、特に優秀な学業成績を修めた者に対して、表彰および奨学金の給付を通して勉学を奨励し、もって社会に有為な人材を育て、社会の発展に寄与することを目的に「学業成績優秀者表彰制度」(温故知新奨学金)を新規に設け、2年生以上の正規学生に2015年度入学生より適用することとしている (B6-13)。

なお、本学には、天災等により学業の継続が困難になった学生を支援する「学生災害見舞金」制度があり (B6-14)、2011年の東日本大震災以降、2014年度末までに、この見舞金の対象となった学生は153名、支援総額は4,947万6千300円である。

《法務研究科》

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

2014年度は、留年者9名、休学者13名、退学・除籍者8名であった。留年者および休・退学者については、事前に教員と面談を行い、理由・休学期間、その後の進路等を尋ね、学生の意思を確認するとともに、今後の進路などの相談に応じている。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

補習・補充教育に関する支援は、パソコン貸出制度のほか、専任教員による自主ゼミや勉強合宿、専任教員のオフィスアワーを利用した補充教育、また、学習指導員(法務研究科修了生で司法試験合格者)による学修相談により行われている (B6-31)。学習指導員による相談は、相談結果報告書として専任教員に回覧され、学生指導の連携を図っている。

＜障がいのある学生に対する修学支援＞

障がいのある学生の支援について、法務研究科独自の制度はないが、個々のケースに応じて、学生支援センターと連携しながら、個別に対応することになっている。現在、法務研究科には障がいのある学生は在籍していない。

＜奨学金等の経済的支援＞

経済的支援として、法務研究科独自の奨学金制度を設け、授業料相当分の給付等、学生の生活支援を行っている(B6-15、B6-39 d2-表 40)。また、日本学生支援機構を通じ、奨学金受給申請、成績優秀者学資金返還免除申請を取り扱っている。

以下、留年者および休・退学者の状況と対処法、補習・補充教育に関する支援体制とその実施について、学部ごとの取り組みを述べる。

《学部》

(1) 文学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

留年者と休・退学者については、状況を学科ごとに把握し、きめ細かな対応を行っている(B6-39 d2-表 36、37、38)。留年や休・退学につながる成績不振者には、基礎演習等のクラス単位で個別の学修指導を行っている。また、長期欠席者には、学科主任等による個別面談を実施している。学生支援センター経由で退学の意思が示された場合は、学科主任と相談し、条件によっては教員による面談を行い、意思確認を行ったうえで、「退学願」(申請書)を交付している。結果は教授会で報告し、常に学部教務委員会や学科内で対策を検討している。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

学部としての取り組みは実施していないが、オフィスアワーの實質を持つものとして、日本文学科では、研究室を学生に開放している教員が多く、教員との面談が自由なかたちで行われている。また書道学科では、自主ゼミ(毎週1回)や読書会(月1回)を積極的に開催し、「書学」「書作」のゼミを超えた自由な雰囲気、補習・補充教育が行われている。

(2) 経済学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

留年者については、留年が進級判定のある2年終了時と卒業判定のある4年終了時に発生し、留年を契機に修学意欲を喪失して退学する事例も多いことに鑑み、卒業判定不合格者に対しては学部執行部を中心に年度末に呼出・面談を行うとともに、進級判定不合格者に対しても学生支援センターを介して希望者には面談を行っている。また、成績不振による留年を未然に防ぐため、2008年度からは学部執行部、基礎演習および専門演習担当教員を中心とした、成績不良者の面談・指導を実施している。

さらに、退学者の詳細動向について学部独自の調査を進め、2014年4月には学生サポート委員会が「大東文化大学経済学部における中途退学者にかんする報告」を作成し、教授会報告を行っている。上述の成績不良者に対する面談・指導に加え、2013年度からは1年

次必修科目・再履修科目の担当者を中心に、出席不良者の早期把握と出席呼びかけを行っている (B6-39 d2-表 36、37、38)。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

補習・補充教育専用の科目はとくに設けていないが、英語の基礎クラス、「入門数理」の再履修クラス等で、基礎学力が不足する学生に対する個別指導を実施している。オフィスアワーについては、学部教員にオフィスアワー・連絡方法をシラバスに明記するよう義務づけている (A6-1)。

(3) 外国語学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

留年者および休・退学者については、基礎ゼミ等の担任制の授業において、新学期開始後の一定の時期に連続して一定回数の欠席者（長期欠席者）に対して、本人を呼び出して学科主任等による面談を実施している (B6-39 d2-表 36、37、38)。退学者数の実態については、毎月教授会で報告しており、学部内に設置されている学生支援委員会で対策を検討し、それについて教授会で審議している。

成績不良者に対する指導としては、外国語学部学生支援委員会が窓口となり、2014年度入学生で1年次の取得単位数が10単位未満の学生に、面談を実施し（面談の記録を残す）、また、2年次終了時点の修得単位数が20単位未満の学生には、3月に成績表とともに保護者宛ての注意喚起の文書（3学科共通）を送付している。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

補習・補充教育に関しては、主として基礎ゼミ等の担任制の授業がその役割を担っているが、明確に補習・補充教育を目的とした授業設置を検討するには至っていない。板橋・東松山の両校舎でオフィスアワー体制が整備されており、教員が学生からの相談に応じることが可能となっている (A6-1)。

(4) 法学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

留年者および休・退学者は毎年、一定数いる。留年者については、本人や保護者宛に文書を送付した後、年度初めに個別面談を行って事情を確認し、対処法についてのアドバイスを与えている。休・退学者については、必要な場合には学科主任が個別面談で助言するなどの対応を行っている。(B6-39 d2-表 36、37、38)。

また、成績不良者に対する措置としては、出席状態を必修科目の担当者が定期的にチェックし、欠席が多い学生には文書を送付し、面談を行っている (B6-35)。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

法律学科では、2014年度までは、1年次必修科目「現代社会と法」で、前期期末試験の成績がふるわなかった学生に対して再試験を実施してきた。2015年度からは、学期の途中に、授業の予習・復習が不十分な学生に対して、レポートの提出を求めることで学習を促している。政治学科では、補習や補充教育は特に実施していない。オフィスアワーは、板橋・東松山の両校舎で全教員が実施している (A6-1、B6-31)。しかし実態調査では、学生の相談数は授業前後などにおけるそれと比べて少ないことが示された。学生はオフィスアワー以

外の時間の方が教員と親しく相談できると捉えているようで、本学部教員はそのような学生のニーズに充分応えている。

(5) 国際関係学部

<留年者および休・退学者の状況と対処法>

休・退学の申し出のあった学生に対して、学科主任が面談を行い、学生の状況把握に努めている。学生支援のために学部内に「学生支援委員会」を設置し、「“怠学”予防」のための指導を定期的に行っている。前期前半期に、1年次生の必修科目（チュートリアル・総合英語・言語文化講座など）を対象に出席状況の調査を行い、欠席の多い学生を個別に指導している。また、前期終了段階で、取得単位数が14単位未満の1年生については、学生支援委員会が、教務委員会・チュートリアル担当教員・学部事務室と連携して、個別の面談指導を行っている。

初年次教育の「チュートリアル」クラスや演習では、担当教員が学習のみならず、生活、就職など学生の相談に随時応じている。さらに、留年者には、学科主任と学部事務室で連携しながら、面談などによる個別の修学支援を行っている（B6-39 d2-表36、37、38）。

<補習・補充教育に関する支援体制とその実施>

補習・補充教育については、学部としての取り組みは行っていない。オフィスアワーは、全教員が設定し、時間帯をDBポータルで全学生に周知している。学生のさまざまな相談に応じられる体制がつけられている（A6-1、B6-16）。

(6) 経営学部

<留年者および休・退学者の状況と対処法>

休・退学者については、学生支援センターから休・退学を希望する学生の情報を得た場合、また学生側の希望がある場合に、学科主任が面接を行っている。1年次では、全員が履修する必修科目「基礎演習」で、担当教員が学生の相談に応じるようにしており、とりわけ成績不良者にはこの演習科目での指導が有効である。基礎演習担当者のほぼ全員が専任教員であり、出席不良者には教員から連絡をとり相談に応じている。また教務委員会が基礎演習の担当教員を通じ、夏休み前と10月後半の2回出席状況を報告させ、出席不良者には学部として注意を促して指導している。

1年次終了までに単位取得が20単位に満たず、かつ必修科目「基礎演習」「情報処理の基礎AB」「必修選択言語AB」のうち2科目を落とした学生を成績不良者とし、学科主任が面接を行う。3年次進級時には、進級要件により進級できなかった学生に学科主任が面接を行う。4年次進級時には、単位取得が72単位に満たない学生に対して、学科主任および「専門演習」の担当教員が面接を行う（B6-39 d2-表36、37、38）。

<補習・補充教育に関する支援体制とその実施>

2015年度入学生から数学の実力試験をはじめ、希望者がいる場合には補習授業を行う予定である。オフィスアワーについては、全教員が設定し、学生に周知している（A6-1、B6-31）。同時に、学生相談室の利用を学生に呼びかけている。また、1年次の学生に関しては、「基礎演習」の担当教員が積極的に学生の相談に応じるようにしている。

（7）環境創造学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

本学部では、演習科目を通して学生一人ひとりの学習支援と生活支援に細やかな配慮を心がけている。学部内に学生生活相談員会を設けて、生活指導にあたっているほかに、成績不振者に対しては、英語・情報処理の授業や入門ゼミなどの必修科目を通して、各担当教員が悩みを抱え問題のある学生を把握し、また、東松山教務事務室および学部事務室を通して常に状況を学部執行部が把握する体制をとっており、早い段階で学科主任および教務委員長が面談を行ってきた。

また、後期開始時に、卒業が難しいと思われる学生には、後期履修登録の際に同様の面談を実施している。さらに、2016年度からは、前年1年間の取得単位数が、履修可能単位の半分（22単位）未満の学生を対象に、学部教員による面談を学期初めに行うこととした（B6-39 d2-表 36、37、38）。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

2014年度から、学部独自の取り組みとして、ラーニング・コモンズを板橋校舎3号館5階研究スペースに開設している。2014年度は研究補助員が、2015年度からは助教が担当し、卒業研究等の個別指導にあたっている。オフィスアワーはすべての専任教員が設定し、シラバスで公表している（A6-1、B6-31）。

（8）スポーツ・健康科学部

＜留年者および休・退学者の状況と対処法＞

留年者に対しては、年度末から新学期開始時にかけて、学部教務事務室と連携して、学科主任および学年担任が当該学生との面談を行っている。同時に、学生が所属するゼミ担当教員が卒業に向けての単位取得の指導、生活面での啓発を行っている。休学ならびに退学者に対しては、上記と同様の対処により、休学・退学者を減らす方策を講じている。両学科とも、2015年4月に学科の「成績不振学生の個別指導体制」を策定し、それに基づいて成績不振学生への指導にあたっている（B6-39 d2-表 36、37、38）。

＜補習・補充教育に関する支援体制とその実施＞

オフィスアワーは全教員が実施している。シラバスにオフィスアワーの時間や連絡先を明記する、また各研究室のドアに掲示するなどの方法によって、学生に周知している（A6-1、B6-31）。健康科学科では、リメディアル教育の一環として、高大連携により、提携高校教師による理系科目（化学と生物）の学内授業を実施している。スポーツ科学科では、1年次のフレッシュマンセミナーにおいて大学で学ぶための心得や基礎知識、学習に必要な基礎技能について扱っており、2年次のスポーツキャリアセミナーにおいて基礎学力や一般教養を補うための教材を用いた内容を扱っている。

さらに、スポーツ科学科では、2017年度に予定しているカリキュラム改正において、1年生を対象としたリメディアル教育を目的とする授業開講の準備を進めている。このほか、教員採用試験（スポーツ科学科）、臨床検査技師（健康科学科）等の試験対策支援として、夏期休業等を利用した学内外の教員による補講を行っている。

6-3 学生の生活支援は適切に行われているか。

(1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、板橋キャンパスと東松山キャンパスに診療所・保健室を置き、医師と看護師を配置している。2014年10月より、両キャンパスともに専任看護師1名・専門嘱託看護師1名とし、体制の強化を図った。また、両キャンパスで実施する定期健康診断の後、再検査あるいは面談の必要がある学生を呼び出し、健康確認および健康指導を行っている。定期健康診断の受診率は、2015年度で94.6%である (B6-17)。

(2) 学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内

学生相談については、両キャンパスに学生相談室を置いてカウンセラー（臨床心理士）、精神科・心療内科の医師が相談を受け、また各学科の専任教員がローテーションにより相談に応じる仕組みを作っている (B6-39 d2-表 41)。学生には年度当初のガイダンスを始め、各種のパンフレット、ホームページ等を通じて利用案内を行っている (B6-18)。

(3) 各種ハラスメント防止に向けた取り組み

ハラスメント防止については、「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」「セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」を制定し、「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」に基づき、ハラスメント防止のための啓蒙活動等を行う防止委員会と、具体的事案への対応等を行う問題調整等委員会を設けている (B6-19)。

ハラスメント防止委員会は、2001年度より隔年で学生アンケートを実施している。そしてアンケート結果の分析に基づき、防止委員会の取り組みを学生に広報・啓発するため、2012年度より大学ホームページにおいて「ハラスメント相談ガイド」を掲載し、ハラスメント防止活動の周知を図っている。また、新入生を対象とする年度初めのガイダンス、あるいは初回の授業時に、「ハラスメント相談ガイド」を配布し、啓発に努めている (B6-20)。新任教育職員には、2013年度から「ハラスメント対応について」（『大東文化大学教育職員ハンドブック《専任・特任・助教用》』所収）を配布し、ハラスメントについて認識を深めるよう促している (B6-21 p.49～p.50)。

(4) 学生の課外活動への支援

学生の課外活動は学生自治会中央執行委員会と、自治会傘下の文化団体連合会、体育連合会、大東祭実行委員会、大東文化大学放送協会等を中心に行われており、大学の支援もこれらの団体を通じて行われる (B6-22 p.114～p.127、B6-34、B6-39 d2-表 42)。

① 体育連合会（運動部）への支援

<支援体制>

本学はスポーツを振興することにより、学生の心身の成長と人格の形成を図ることなどを目的として、「大東文化大学スポーツ振興センター規程」を制定し、スポーツ振興センター（以下、振興センター）を通じて、学生のスポーツ活動への支援を行っている (B6-23)。

振興センターには運営委員会（振興センター所長、学生担当副学長、学部長、学部推薦委員等から構成）を置き、センターの運営ならびに各種事業を企画し実施するため、定期的に委員会を開催している。

振興センター運営委員会の下に、課題ごとの専門部会（強化システム点検評価部会、スポーツ推薦制度運用部会、指導者育成部会）を設置し、問題点の抽出とそれに対する改善策を検討し、運営委員会に提案を行っている。

上記の他に専門部会として大東文化大学スポーツ強化対策委員会を設置し、大東スポーツの振興と強化策について、具体的な提案を運営委員会に行っている。

＜助成金の支給＞

15の強化運動部および7つの育成運動部に対し、大会参加・合宿運営等への支援として、各運動部の申請に基づき、年間を通じて助成金を支給している。支給額は、運動部により異なる。その他25の運動部に対しては、年1回一律に定額の助成金を支給し活動に対する支援を行っている。

＜設備・機器類などの改善と運用＞

トレーニングルームの機器類は、2005年度スポーツ・健康科学部設立時に購入された機器であり、正課体育・課外活動での使用頻度も高く劣化が著しかったことから、4年（2013-2016）計画で機器の入れ替えを行い学生の利用に供している。また、トレーニングルーム、プールを効果的かつ安全に使用するために、随時講習会を開催している(B6-24)。

＜主将主務会議における支援＞

原則月1回の主将主務会議開催時に各種情報（助成金の支給に関する事、施設設備に関する事、キャリア支援に関する事等）を伝達することにより、円滑なクラブ運営ができるよう支援を行っている。また、さまざまなテーマ（事故、怪我に対するリスクマネジメント、熱中症予防等）で講習会を行い、啓発に努めている。

② 文化団体連合会（文化団体）への支援

文化団体に対しては、統括する学生自治会中央執行委員会を通じて、さまざまな支援を行っている。学生の主催する行事についても、自治会と学生支援センターが協議し、支援を行っている。公演活動に対しては、申請に基づき、1回の活動につき定額の助成を行っているが、申請および報告の煩雑さから申請が少なく、手続きの簡素化などの改善が必要である。

（5）学生のボランティア活動への支援の適切性

東日本大震災以降とりわけ、学生のボランティア活動が活発になっており、その実態すべてを大学が把握しているわけではない。現在、ボランティア活動の実態把握に努め、活動への支援強化について、学生支援センター学生支援部会を中心に、検討を始めている。2014年度からは、ボランティア等による支援活動を行い社会への貢献が顕著な学生に感謝状を贈り、社会貢献への意識を育むことを目的として、「大東文化大学ベストボランティア章」の制度が設けられた。2015年度は3件のボランティア活動が表彰されている(B6-25)。

（6）留学生の学生生活への支援体制

毎年、『Cross Worlds』（留学生に対する生活ガイド）を作成し、入学後の留学生ガイドン

スで留学生全員（1年生）に配付し、基本となる大学情報（大学窓口・在留資格・授業・試験・学籍・授業料減免・各種奨学金・健康管理・医療保険・住宅・郵便・銀行・分別ゴミ・防犯・学生行事等）を提供している（B6-26）。

〈法務研究科〉

学生の生活支援について、法務研究科独自の制度はないが、人間関係のトラブルやハラスメント相談などは、学生支援センターのカウンセリング体制やハラスメント問題調整等委員会を広報するだけでなく、窓口やオフィスアワーなどで相談があった場合、学内のさまざまな支援制度を紹介するようにしている。

6-4 学生の進路支援は適切に行われているか。

（1）キャリア支援に関する組織体制の整備

本学のキャリアセンターは、学生のキャリアデザイン支援、進路支援および資格取得支援等に関する基本政策を立案し、これを効率的に遂行すること、ならびに本学学生および卒業生への職業紹介事業を行うことを目的として、2006年度に設置された。上記の目的を達成するために、センター所長（教員）、室長（事務職）および両キャンパスに課長を各1名置き、組織体制の強化を図っている。

この体制の下、板橋キャリア支援課は、室長を除いて専任職員7名で構成し、文学部・経済学部・外国語学部・法学部・経営学部・環境創造学部の3、4年生を中心に、キャリア支援や就職指導を行っている。東松山キャリア支援課は専任職員4名、兼務職員1名で構成し、全8学部の1、2年生と国際関係学部、スポーツ・健康科学部の3、4年生のキャリア支援や就職指導を行っている（B6-39 d2-表54）。この他に、キャリアアドバイザー（非常勤教職員・学外からの委託者）を板橋に8名、東松山に5名配置し、手厚い相談業務を行っている。また両キャンパスにおいて、教職、公務員、金融、留学生、障がいのある学生、インターンシップ、ダブルスクールなどの担当制を敷き、きめ細かな対応を行っている。

キャリアセンターには所長、19学科の代表等から構成される運営委員会を置き、①センターの事業計画に関する事項、②センター所管業務の全学的立場からの支援・調整・推進に関する事項、③キャリアデザインの支援、就職支援および資格取得支援等に関する事項、④その他運営上必要となる事項を審議し、学生の進路支援の方針を定めている（B6-2）。今後、キャリア教育を拡充させていくため、この委員会のさらなる活用を図り、教員との連携を緊密にしていく必要がある。

（2）進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

進路選択に関わる指導・ガイダンスとしては、キャリア形成および就職支援関連行事・講座の実施、進路・就職に関する個人相談、企業・団体等からの求人情報の提供などがその主たる内容である。これらは、対象となる学年および目指す就職先を想定したうえで、きめ細かく行われている。その具体的な内容は以下のとおりである（B6-27）。

①キャリア形成および就職支援の関連行事

- 「就職ガイダンス」（対象3年次生）：就職活動に関するスケジュール、就職活動の心構え、筆記試験等対策、自己分析、業界・業種研究の方法、エントリーの仕方、エン

トリーシート・履歴書の書き方、面接対策などについての説明を行う。各ガイダンスは、同じ内容を最大5日間行い、学生が出席できるように配慮している。2014年度のガイダンス参加者は、東松山キャンパスが1,972名、板橋キャンパスが5,547名。

- 「面接トレーニング」(対象3年次生):企業の人事担当者を招き、1グループ10名以内の少人数形式での模擬面接を実施。終了後は、人事担当者と学生の情報交換会も開催している。2014年度の参加者数は、板橋171名、東松山97名。
- 学内就職セミナー(東松山・板橋共催):
約280社の企業や団体の人事担当者を招いての学内企業説明会(3年次生対象)。2014年度参加者数5,311名。4年次4月以降も、月1回のペースで、1回15社の規模で開催。
- その他年間を通じ、インターンシップ説明会、業界・職種研究セミナー、筆記試験対策、Uターン就職ガイダンスなどを開催し、学生の就職活動を支援している。
- 公務員および教員志望者に対しては、種類や試験内容についての理解を深める入門・基礎ガイダンスから試験に向けての対策講座・模擬試験を実施している。

②キャリアアドバイザーによる個別相談

一般企業・教職・公務員など各業種の勤務経験をもち、かつキャリア相談に関する専門資格を有する「キャリアアドバイザー」が中心となり、またキャリアセンターの事務職員により、学生の所属する校舎ごとに個別相談を行っている。相談事項については、個人情報扱いに配慮しつつ、相談履歴を残し、適切なアドバイスができる仕組みを整えている。2014年度の相談件数は、板橋が4,230件、東松山が783件である。

③外国人留学生、障がいを持つ学生の支援

外国人留学生への支援としては、就職活動の基礎および履歴書の書き方などに関するガイダンスを実施している(2014年度参加者数:板橋52名、東松山30名)。また、企業の合同説明会に専任職員が参加し、企業とのパイプ作りを行っている。

障がいのある学生の支援については、個別相談を中心に学生への就職支援を専門とする企業と連携し、就職先の斡旋を行っている。

④卒業後の支援

卒業生から相談があった場合は、個別相談および企業からの既卒者を対象とした求人の紹介ならびに本学在学学生向けの求人情報検索システム(インターネット)の開放を行っている。また、ハローワークと連携し、同様の支援を行っている。

⑤資格取得講座の開設状況

ダブルスクール講座として、MOS受験対策、宅地建物取引士対策、TOEIC対策など板橋校舎では12講座、東松山校舎では11講座を開講している。これらについては、学外で同様の講座を受けるより安価で受講できるよう配慮している。2014年度を受講者数は、板橋・東松山校舎合わせて365名であった(B6-28)。

《法務研究科》

法務研究科を修了する学生の大半が司法試験を受け法曹の道を目指すという特殊環境にあるため、キャリア支援の体制は設けていない。

2. 点検・評価

【基準6の充足状況】

学生支援の方針については、2013年度に、修学支援・生活支援・進路支援・課外活動支援に関する方針を定め、ホームページなどで公表している（B6-36）。この方針に盛り込まれた支援策を遂行するために、学生支援センター、キャリアセンター、スポーツ振興センターなどの組織体制が整えられている。

修学支援については、留年者および休・退学者の状況を学部・学科ごとに把握し、面談を実施するなどの対応がなされている。補習・補充教育も、両キャンパスの図書館に開設されたラーニング・commonsにおける学習支援コーナーのほか、オフィスアワーを含めて、学部・学科単位で取り組みが行われている（B6-4、A6-1、B6-31）。

障がいのある学生に対する修学支援は、「障がい学生支援の基本方針」を策定し、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、学生ボランティアなどによるきめ細かな支援が行われている（B6-5）。

留学生に対する修学支援も、国際交流センターによる個別面談などを通して、適切に行われている（B6-6、B6-7）。

奨学金等の経済的支援については、給付型の奨学金、授業料減免、特別修学支援金、教育ローン利子補給金など手厚い支援策が講じられている（B6-10、B6-11）。

生活支援については、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮として、板橋・東松山の両キャンパスに診療所・保健室を置いて医師と看護師を配置するなど、適切な対応がなされている。学生相談室の開設状況も同様である（B6-18、B6-39 d2表41）。

ハラスメント防止については、必要な規程を制定し、ハラスメント防止委員会、ハラスメント問題調整等委員会を中心に、対応がなされている（B6-19、B6-20）。

学生の課外活動、ボランティア活動についても、スポーツ振興センター、学生支援センター、地域連携センターを中心に、支援が行われている。

進路支援については、学生のキャリアデザイン支援、進路支援、資格取得支援などがキャリアセンターを中心に行われている（B6-27）。

以上のことから、基準6は充足していると判断する。

（1）効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 身体に障がいのある学生に対する支援は、修学支援・生活支援ともに、学内フローに基づき、個々に適切な対応がなされている。とりわけ、学生による聴覚障がい学生の支援が有効である。支援学生を確保するのは必ずしも容易ではないが、中軸となる学生を中心に毎週休み時間に集まり、学生の新規募集から授業でのサポート体制などを議論し、日々支援策の改善を図っている（B6-5）。
- ② 退学防止のために、学部・学科で出席不良者、学業不振者の把握と個別指導などの取り組みを行ってきた結果、2012年度3.60%、2013年度3.25%、2014年度2.93%と退学率は漸減傾向にあり、取り組みの成果が表れている（B6-39 d2表36、37、38）。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

- ① 補習・補充教育については、学部・学科単位で行われているが、カリキュラムに組み込むなどの組織的な取り組みが行われているとは言えない (A6-1)。多様な入試制度によって学生の学力に幅が生まれている現状にあって、補習・補充教育を充実させる組織的取り組みは喫緊の課題である (d1-表3)。
- ② 身体に障がいのある学生だけでなく、ADHD (注意欠陥・多動性障害)、発達障害など目に見えにくい障がいをもつ学生に対しても、サポート体制を構築していく必要がある (B6-29)。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

《大学全体》

- ① 身体に障がいのある学生に対する支援については、とりわけ学生による聴覚障がい学生の支援体制が整備されてきているが、より充実させるために、学生の支援体制をさらに強化していく (B6-5)。現状では、3年次への進級とともに、支援する学生の大半が板橋校舎に移ってしまうため、東松山校舎所属の支援学生の中に中心的な学生を育成し、高度な継続的支援ができる体制を作っていく。そのために学外での研修会等に学生を積極的に派遣できるようにする。
- ② 2018年度までの中期目標として退学率の改善を掲げている。退学防止のために、2016年度中に、学生支援センター学生支援部会で大学としての対応策をまとめ、退学者のさらなる減少につなげていく (B6-37)。

(2) 改善すべき事項

《大学全体》

- ① 補習・補充教育について、2015年12月に発足した「全学教務委員会」で全学的な方針を議論し、学部学科ごとに具体的な取り組みを行う。
- ② ADHD (注意欠陥・多動性障害)、発達障害に関しては、すでにその対応方法などについて、教員に説明や資料配布を通じて周知を図っている (B6-30)。今後、学生支援センター障がい学生支援部会や学生相談部会を中心に、2016年度中に、支援のためのフローを策定する (B6-38)。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A6-1 大東文化大学・大学院シラバス (CD-R)
大東文化大学ホームページ (Web シラバス)
<http://www.daito.ac.jp/campuslife/syllabus/index.html> 《既出》A4-2-16
- B6-1 大東文化大学学生支援センター規程
大東文化大学学生支援センター運営委員会学生支援部会規則
大東文化大学学生支援センター運営委員会学生相談部会規則

- 大東文化大学学生支援センター運営委員会障がい学生支援部会規則
- B6-2 大東文化大学キャリアセンター規程
- B6-3 退学願（様式）
- B6-4 大学ホームページ（図書館学習支援コーナー）
http://www.daito.ac.jp/research/library/learning_support.html
- B6-5 身体に障がいのある受験生の受入れについて
 障がいのある学生に対する支援状況（板橋校舎・東松山キャンパス）
- B6-6 私費外国人留学生の授業料減免に関する規則
- B6-7 2015年度授業料減免保留者に対する面接実施要領
- B6-8 留学生研修旅行のお知らせ
- B6-9 グローバル人材育成センター埼玉
- B6-10 大東文化大学奨学基金規程、奨学金給付規程、奨学金給付規程施行細則、奨学金貸与規程、奨学金留学規程、奨学金留学規程に係る奨学金給付基準
- B6-11 大東文化大学入学前予約採用型奨学金規程
- B6-12 学生手帳 p.75～p.80 《既出》B1-3
- B6-13 大東文化大学学業成績優秀者表彰規程
- B6-14 大東文化大学学生災害見舞金規程
- B6-15 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）奨学金規程
- B6-16 国際関係学部 オフィスアワー実施表（2015）
- B6-17 大学定期健康診断受診状況（平成27年度）
- B6-18 学生相談室からのお知らせ、学生相談室ガイド2015
 本学ホームページ（学生相談室）
<http://www.daito.ac.jp/campuslife/campus/counseling/index.html>
- B6-19 学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則
 セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）
 学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針
 学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程
 学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程
- B6-20 2015 ハラスメント相談ガイド
- B6-21 大東文化大学教育職員ハンドブック 《専任・特任・助教用》
 大東文化大学教育職員ハンドブック 《非常勤講師用》 《既出》B3-14
- B6-22 学生手帳 大東文化大学学生自治会組織図、学生自治会規約 p.114～p.115 《既出》B1-3
- B6-23 大東文化大学スポーツ振興センター規程
- B6-24 トレーニングルーム利用についての注意事項
 屋内プール利用についての注意事項
- B6-25 大学ホームページ（社会貢献活動功労者表彰（大東文化大学ボランティア章））
<http://www.daito.ac.jp/research/region/volunteer.html>
- B6-26 Cross Worlds（留学生に対する生活ガイド）
- B6-27 大学ホームページ（キャリア・就職支援） <http://www.daito.ac.jp/career/index.html>
 就職支援行事スケジュール表

- B6-28 ダブルスクール講座（2014年度）
- B6-29 2014年度 発達障害やADHDに関する相談件数
- B6-30 発達障害、AD/HDの資料「発達障害・ADHDと言われる学生に会われたことはありませんか？」
- B6-31 法学部オフィスアワー日程表（板橋校舎・東松山校舎 2015年度）
環境創造学部 2015年度オフィスアワー
経営学部からのお知らせ（オフィスアワーの設置について）
http://www.daito.ac.jp/education/business_administration/news/details_10796.html
健康科学科教員オフィスアワー一覧
平成27年度オフィスアワーの実施について（法務研究科）
- B6-32 学部長会議次第 平成27年6月15日(月)
- B6-33 障がい学生支援の方針
- B6-34 大学ホームページ（学生生活） <http://www.daito.ac.jp/campuslife/index.html>
- B6-35 平成27年度第9回法学部教授会議事録 他
- B6-36 大学ホームページ(建学の精神・教育の理念)<http://www.daito.ac.jp/information/about/idea.html>
大東文化大学の基準別基本方針 <http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html>
- B6-37 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html>
- B6-38 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（学生支援センター）
- B6-39 大学データ集 《既出》B1-22

第 7 章 教育研究等環境

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

7-1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

(1) 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

本学は2014年度に、大学基準の10の基準に則して「大東文化大学基準別基本方針」を制定し、その一つとして「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。校地・校舎、施設・設備、図書館、教育支援環境、研究環境等の整備に関するこの基本方針は、ホームページで公表しているほか、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。その内容は、以下のとおりである（B7-1）。

教育研究等環境の整備に関する方針

《基本方針》

本学の教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に定められた規程を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生一人ひとりが学習に専念できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設とともに、キャンパス・アメニティを充実させ、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能の強化を図る。研究環境については、教員がその研究力を最大限に発揮できる環境を保証するため、ハードとソフトの両面で環境整備を進める。併せて、地域に開かれた大学として、地域社会と共生するキャンパスづくりを行う。

1. 校地・校舎、施設・設備

- (1) 長期的なビジョンの下に校地・校舎、施設・設備の整備計画を立て、効率的な整備を進める。
- (2) 老朽化した校舎・施設・設備の更新・整備とともに、教室・研究室等の安全・衛生に留意した環境整備（換気・照明・清掃等）と一層のバリアフリー化を進める。
- (3) 板橋キャンパスについては、学生・教職員の教育研究とコミュニケーションの場としてのアメニティ空間の充実を図り、人と環境にやさしい都市型キャンパスを目指す。
- (4) 東松山キャンパスについては、整備事業計画の第3期工事を着実に進め、自然環境に配慮しつつ、快適な教育研究環境を創出する。
- (5) 緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、スポーツ施設・学生寮としての利用を視野に入れつつ、地域住民に開かれたキャンパスとして、具体的な整備計画を策定する。
- (6) 防災・減災に備えた訓練を実施し、防災備品等を充実させることにより、自然災害に対応できるキャンパスづくりを進める。また、自然災害の発生に備え、帰宅困難者や地域住民への迅速な支援ができるキャンパスを目指す。

- (7) 地域に開かれた大学として、地域住民との交流や研究発表等のための施設開放を進め、地域社会と共生するキャンパスを目指す。
- (8) 学生・教職員が過ごしやすいキャンパスとするために、食堂をはじめとした福利厚生施設（キャンパス・アメニティ）の充実を図る。
- (9) スクールバスについて、利用者の利便性を高める運行を目指すとともに、限られた資源のなかで合理的な運行管理を行う。

2. 図書館

- (1) 学生の自ら学ぼうとする意欲を喚起し支援するための体制を整備し、ラーニングコモンズの設置を図る。
- (2) 本学で生産された知的生産物および本学が収集した貴重な資料を電子上で長期保存し、これを国内外に向けて発信するために「大東文化大学機関リポジトリ」を構築する。
- (3) 教職員および学生の研究活動を支援するため、本学の学部・学科および研究科の研究分野を網羅する図書・学術雑誌・視聴覚資料を体系的に収集し保存する。特に、電子ジャーナルおよびデータベースの採用を積極的に進め、資料への迅速かつ簡易なアクセスを保証する。
- (4) 情報リテラシー教育のさらなる向上のためにゼミガイダンスを充実させる。その実現のために情報センターとの密接な連携を図り、職員の情報リテラシー教育支援に関するスキルアップを図る。
- (5) 他大学・研究機関との連携を強化し、教育に関する情報および知的財産の共有化を図る。また、地域住民に対し知的空間を開放し、地域社会への貢献を行う。
- (6) 本学は、国際化に伴い多くの留学生および外国人客員研究員を受け入れている。これらの人々が円滑に資料の検索、収集ができるよう支援体制を充実させる。

3. 教育支援環境

- (1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備を図る。
- (2) ティーチング・アシスタント（TA）、およびリサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフ等を適切に配置するとともに、ピアサポート、チューター制度の充実を図る。
- (3) ICT（情報通信技術）を活用した授業および教育支援体制の充実と情報セキュリティの確保・強化を図る。

4. 研究環境

- (1) 教員の研究費・研究室および研究専念時間を確保する。
- (2) 附置研究所の配置と運営体制を整備する。
- (3) 研究会、セミナー、シンポジウムなどの開催および学術雑誌の刊行を進める。
- (4) 本学が研究倫理に関して定めた「大東文化大学学術行動憲章」「研究倫理指針」等を適切に運用する。
- (5) 海外の諸研究機関ならびに事業機関との学術交流や共同事業などのグローバルな研究を推進・展開するための環境整備を図る。

5. 教育研究等環境の適切性についての定期的な検証

教育研究等環境の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価において定期的に検証する。また、環境整備は学園の事業計画に盛り込み、学園理事会等において検証と審議を行う。

なお、本学は板橋校舎および東松山校舎について、整備事業計画に基づき、教室棟の建て替えなど大規模な施設・設備の整備を行ってきたが、前者の整備事業は2006年度に、後者は2014年度に完了している（B7-2）。

7-2 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は教育研究施設として板橋校舎、東松山校舎、信濃町校舎の3つを持っている。これら3校舎を合わせた校地面積および校舎面積は、別表のとおり、それぞれ277,153.9㎡、145,258.2㎡で、大学設置基準で必要とされる面積103,600.0㎡、49,417.0㎡を満たしている。運動場等の施設についても、東松山校舎と板橋校舎に整備されている（d1-表5）。

上記の3校舎のほか、閉校になった東松山市立緑山小学校跡地を2008年度に取得した緑山キャンパスがあるが、現在のところクラブ活動や地域活動の施設として一部が利用されているだけで、教育研究用には使われていない。また、東武東上線東武練馬駅近くには大東文化会館があり、生涯学習講座（オープンカレッジ）、研究会・研修会、講演会、特別講義などに利用されている。

以下では、板橋校舎、東松山校舎、信濃町校舎の別に、整備状況を述べる。

《板橋校舎》

（1）校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

板橋校舎は、整備事業計画の基本コンセプトとして、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」を掲げ、学生の快適なキャンパスライフと地球環境への負荷低減の両面を追求した校舎である。5つの建物には講義室、演習室、学生自習室、研究室、図書館、また食堂・売店等の福利厚生施設、部室その他が機能的に配置されている。

キャンパス内には、「交流の杜」「思索の杜」と呼ぶ地上の緑地部分や、中央棟・図書館の5階、3号館の4階および5階、体育館・厚生棟4階の一部に芝生のスペースを設け、緑化することで熱を吸収し、ヒートアイランド対策を行い、大気を浄化し、CO2排出抑制に寄与している。また、3号館では、環境共生への対応として、屋根に風力発電装置と太陽光パネルを設置している。

さらに、キャンパス・アメニティとして、「交流の杜」「思索の杜」にはベンチ等、また年間を通して色とりどりのプランターを設置し、学生の交流・談話スペースとして活用されている。3号館1階の吹き抜け広場および体育館・厚生棟前（スチューデントプラザ）にもテーブルセットを設置し、授業の休み時間に利用されている。課外活動の拠点となる部室については、体育館・厚生棟に学生自治会をはじめ体育系・文化系クラブのすべてが

集約されており、緑地帯を囲って学生たちのコミュニケーションの場となっている。

福利厚生施設としては、食堂2、文具等を扱う購買部1、書店1、コンビニエンスストア1、その他学外者も利用可能な郵便局がある。

(2) 校地・校舎、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

校地・校舎、施設・設備の維持・管理については、管理部管理課が老朽化への対応などに関する年次計画を検討している(B7-23)。安全・衛生の確保については、教室・研究室等の衛生環境(換気・照明・清掃等)に配慮し、空気環境測定・照度測定・害虫等の駆除を実施している。キャンパスの建物内はすべて禁煙とし、喫煙場所は受動喫煙に配慮した場所を指定して、分煙活動を徹底している。ゴミについても、分別を徹底して処分している。

大規模災害などへの対応として、事務職員を中心に自衛消防隊を組織し、学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練を実施するほか、水消火器やAEDを使った部分訓練を行っている(B7-3)。また、各種の事故を未然に防止するために、日常の自主点検(安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など)を行うとともに、緊急地震速報自動受信装置を導入し、非常災害に備えている。さらに、毎年1回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている(B7-4)。非常時への備えとして、飲料、固形食糧、簡易トイレ等の購入・備蓄を進めている。

障がいをもつ学生等のためのバリアフリーに関しては、円滑な通行を保証するため、校舎各棟の出入り口はすべて自動扉を設置し、キャンパス内のスロープにはラインを引き注意を喚起しているほか、各棟の階段には点字ブロックおよび手すりを設置している。

(3) スクールバスの運行

東武東上線東武練馬駅から徒歩3分にある大東文化会館に発着場を設け、板橋キャンパスとの間で無料のスクールバスを運行している。通常授業時の運行は、会館発が7時48分～20時50分、板橋キャンパス発が8時10分～20時50分(B7-5)。スクールバスは5台で、うち2台は障がい者対応のノンステップ機能を備え、他の3台は手動によるステップで対応している。また、利用者がスムーズに乗降できるよう誘導員を配置している。

《東松山校舎》

(1) 校地・校舎の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

1967年(昭和42年)に開設された東松山校舎は、1～2年次生を中心に約7,000名が学んでいる。板橋校舎が都市型キャンパスであるのに対し、埼玉県西部の比企丘陵に立地する東松山校舎は、広大な敷地と豊かな自然環境に恵まれた郊外型キャンパスである。開設時の校舎建設に続いて、1983～1988年に県道212号線を挟んで北側敷地の整備を進める第2期大規模整備事業、2010～2014年に南側敷地を中心とする第3期整備事業を行った。

この第3期整備事業により、老朽化した建物の建て替え(1号館、11号館を除く)、北側敷地と南側敷地の教室面積の不均衡の解消、食堂・売店・宿泊施設等の福利厚生施設の充実、国際交流のための空間および自習・グループ学習ができる多目的空間の整備、学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設の拡充を図った。

教育研究施設としては教室・研究棟12、図書館1、講堂1などが配置されている。また、

東松山キャンパスは、運動部および文化団体の活動の拠点であり、総合グラウンド・野球場・ラグビー場・テニスコート・体育館・プール・多目的ホール・部室などが整備されている。福利厚生施設として、食堂5、文具等を扱う購買部3、書店1、コンビニエンスストア1、郵便局がある。

（２）校地・校舎、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

校地・校舎、施設・設備の維持・管理については、東松山管理課が維持・改修などに関する年次計画を策定し、適切に行っている(B7-24)。安全・衛生の確保についても、東松山管理課・東松山学生支援課を中心に万全の対策を講じている。キャンパスの建物内はすべて禁煙とし、喫煙場所は受動喫煙に配慮した場所に喫煙ルーム5、屋外の喫煙スペース1を設置し、分煙を徹底させている。

バリアフリーについては、古い教室棟である1号館（1967年建設）、11号館（1973年）を除いて自動扉、手すり、スロープなどの設置を終わっているが、キャンパスが高低差のある丘陵地に立地し、身体に障がいをもつ学生にとってスムーズな移動が容易でないところもあるため、必要に応じて見直しと改善を図っている。1号館、11号館については、障がいをもつ学生が移動等に支障がないよう配慮を行っている。

災害への対策としては、緊急避難場所を定めているが、東松山キャンパス整備事業が完了したので、全体の体制の仕組みの再検討が必要である(B7-4)。また、大規模災害などに対応するため、事務職員を中心に自衛消防隊が組織されているが、総合的な避難訓練は実施していないので、実施に向けた準備を進めているところである。非常時に備え、飲料・固形食糧等の備蓄を進めている。

（３）スクールバスの運行

東武東上線高坂駅および JR 高崎線鴻巣駅と東松山キャンパスを結ぶ無料のスクールバスを運行している(B7-5)。通常授業時の運行は、高坂便の駅発が8時00分～20時45分、大学発が7時50分～21時00分、鴻巣便の駅発が7時45分～17時40分、大学発が8時45分～20時10分。通常運行のスクールバスは合計で18台、そのうち3台が障がい者対応のノンステップ機能を備えている。また、利用者がスムーズに乗降できるよう誘導員を配置している。なお、東松山校舎～高坂駅間では、障がいをもつ学生のためにリフト付き専用車を配備し、送迎支援を行っている。

《信濃町校舎》

（１）校地・校舎の整備状況と施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保その他

校舎は JR 信濃町駅ビル3階にある。1,427.8 m²の床面積に、教室・演習室、学生自習室、教員研究室、図書室等が配置されている(d1-表5)。土曜・日曜も授業が行われ、社会人の院生に便宜を図るため、8時半から23時5分まで施設が利用できるようにしている。教室は清掃を業者に委託し常に清潔に保たれている。警備会社と契約し、保安だけでなく、教職員が不在の場合でも対応できる体制を取っている。防災は、ビル地下にある防災センターと連携を取っており、年2回の防災訓練に参加している。信濃町校舎の整備や維持・管理については、管理部管理課が担当している。

7-3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

《板橋校舎・東松山校舎》

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況

大東文化大学図書館規則第6条(B7-6)に基づき設置された図書館運営委員会のもとに、板橋図書館および東松山図書館に、それぞれ図書館資料選書委員会を置き、各学科・研究科および各分野等から選出された選書委員が、年3回、資料の選書・収集方針を審議して適切な蔵書の収集に努めている。その結果、学部・学科、研究科に必要な基本書および専門書、学術雑誌等が和書・洋書を問わず幅広く所蔵されており、蔵書数は、両図書館合わせて図書147万余冊、雑誌1万余タイトルに達する。また、電子ジャーナルの導入を進めており、オンラインデータベース(19種類)や電子ジャーナル(132タイトル)の閲覧が可能である。オンラインデータベースから閲覧可能な電子ジャーナルの全タイトル数は51,547に上る(A7-1、A7-2、A7-3、B7-7、B7-8、B7-30 d2-表48)。

(2) 図書館の規模、開館時間、閲覧室等の座席数、情報検索機器等の利用環境

本学の図書館は板橋校舎と東松山校舎に設置されている(A7-1)。板橋図書館(中央棟図書館)は地下1階、地上5階、総面積4,305.99㎡で、閲覧室・個人研究ブース・情報検索コーナー・貴重図書資料室・グループ学習室・ラーニング・commons・自動架書庫・事務所等を配置している。このほか、キャンパスに隣接して総面積1,437.34㎡の書庫棟を置いている。東松山図書館(60周年記念図書館)は地下2階、地上4階、総面積8,916.33㎡で、閲覧室・情報検索コーナー・参考図書室・ラーニング・commons・個人研究ブース・グループ学習室・AVホール等を配置している。

2014年度の開館日数は、板橋図書館274日(2,763時間)、東松山図書館272日(2,728時間)である。開館時間は、通常期間平日9時～20時30分、土曜日9時～16時30分。長期休業期間平日9時～17時、土曜日9時～12時。定期試験対応として、試験期間前および期間中の開館時間を30分繰り上げ、また土曜日の閉館時間を前期は6月、7月、後期は12月、1月に18時30分まで延長している(B7-8、B7-30 d2-表49)。

座席数は、両図書館合わせて1,759席あり(板橋713席、東松山1,046席)、収容定員に対する座席数の割合は、板橋15.2%、東松山17.3%である(B7-30 d2-表50)。

情報検索機器等の利用環境については、両図書館内に自由に使えるインターネット用PCを205台設置し、OPAC(オンライン蔵書目録)、古典籍目録、オンラインデータベース、電子ジャーナルなどが検索できるようにしている(A7-2)。図書館のホームページにはCiNiiBooks(国立情報学研究所のデータベース)、国立国会図書館および大学図書館関係のサーバーなどのリンクを貼り、利用に供している。また、OPACの利用法を解説した動画を作成してホームページに掲載し、初年次生に親しみやすい図書館を目指している(A7-3、B7-8)。

(3) 司書資格などの専門的能力を有する職員の配置および職員養成のための取り組み

司書資格を有する職員は、2015年5月1日現在、5名が板橋図書館に、5名が東松山図書館に配置されている(B7-30 d2-表49)。さらに、レファレンス対応や、書誌データの作成などのスキルアップを目指して、専任、専門嘱託、臨時職員を問わず、積極的に学外の講習会に参加しており、2014年度は延べ25人が参加した。また、自発的な学内研究会や勉強会

を行っている。なお、研修・講習会に参加した者は、必ず報告書を作成して部内回覧を行い、図書館事務部全体で情報を共有する体制を構築している。

(4) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備状況

他大学、公共図書館、国立国会図書館および国外機関からの図書の貸出(275件)や文献複写の依頼(550件)を受け入れ、また当館から依頼(貸出133件、文献複写300件)するなど相互協力を積極的に行っている(2014年度実績)。また、懸案であった機関リポジトリを構築し、2014年2月、NII(国立情報学研究所)への登録をもって正式に公開した(B7-8)。

(5) ラーニング・コモنزの開設と運用

板橋および東松山図書館に2014年度、ラーニング・コモنزを開設した。板橋図書館は329.32㎡、座席数151、東松山図書館は120.17㎡、座席数36で、ゼミの準備やプレゼンテーションの打ち合わせ等に利用されている(B7-30 d2-表50)。机・椅子ともに可動式で、フレキシブルな利用ができる。また、両図書館ともラーニング・コモنز内に学習支援コーナーを設け、教員と大学院生が相談員となって、レポート等の作成や資料の探し方から大学での学修の仕方まで、学生の相談に応じている(B7-8)。

《信濃町校舎》

法務研究科の図書室は、専有面積104㎡で、閲覧席8席、図書検索用端末2台、コピー機2台を設置している。図書・雑誌の所蔵は、図書14,103冊、雑誌(製本含)178種(B7-30 d2-表48)。所蔵している資料は、本学の図書システムに登録されており、OPACで学内外から検索できる。電子媒体は「官報情報検索サービス」を導入している。現在導入している「LLI統合型法律情報システム」と教務システムTKCには公的判例集等多数のコンテンツを備えている。その他判例百選等DVD等もあり、電子媒体を利用できる環境を備えている。開室状況は次のとおり。授業期間は、平日・土曜日は10時～22時、日曜日は10時～20時、休暇期間中は、平日・土曜日は10時～20時、日曜日は10時～16時。開室日数は326日(B7-30 d2-表49)。

7-4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

(1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

板橋校舎は、大東文化会館を含めて、講義室67室5,792.86㎡、演習室16室454.71㎡、学生自習室(大学院生研究室を含む)24室1,412.09㎡、実習室27室1,786.40㎡、合計面積9,446.06㎡である。2015年5月1日現在、板橋校舎に在籍する学生数(大学院を含む)4,926名で割った学生一人あたりの利用面積は、1.92㎡である(B7-30 d2-表47)。

設備に関しては、講義室は90%、演習室は100%、実習室は81%の割合でVHS/DVD・プロジェクター・スクリーン・LAN端子のいずれかを設置しており、パワーポイントによる授業やVHS・DVDを使った授業が可能である。

東松山校舎は、講義室132室15,381.08㎡、演習室28室1,311.35㎡、実習室57室4,924.60㎡、自習室・院生研究室5室343.28㎡、合計面積21,960.31㎡である。2015年5月1日現在、東松山校舎に在籍する学生数(大学院を含む)6,938名で割った学生一人あたりの利用面積

は、3.17 m²となる (B7-30 d2-表 47)。東松山校舎は、第3期整備事業で建設した5つの建物を中心に、ミーティングルームやラウンジ、屋内テラス、エントランスを各所に設け、テーブルと椅子を置いて、学生の自習やグループ学習ができるようにしている。

設備に関しては、講義室は89%、演習室は86%、実習室は70%の割合でVHS/DVD・プロジェクター・スクリーン・LAN 端子のいずれかを設置しており、パワーポイントによる授業やVHS/DVDを使った授業が可能である。

(2) 両校舎における情報処理機器の整備状況

スマートフォン、タブレット端末の利用が増えている現状を踏まえ、無線LANアクセスポイントを設置当初の80台(板橋キャンパス20台、東松山キャンパス60台)から約300台(板橋キャンパス100台、東松山キャンパス200台)へと増強し、キャンパス全体で利用できる無線LAN環境を提供している(B7-9)。

板橋キャンパスの情報実習教室7室と図書館に約360台、東松山キャンパスの情報実習教室17室と図書館に約790台のパソコンを設置し、授業・レポート作成・自主学习・就職活動等、幅広く利用できる環境を整備している。併せて、貸出用パソコンとして板橋キャンパスに約70台、東松山キャンパスに約40台、またビデオカメラ等の貸出機器を準備し、学生へのサービス向上を図っている。情報機器については、板橋キャンパス、東松山キャンパスとも4~5年に1回更新を行い、教育研究活動の状況に合わせて最新のソフトウェア、設備を整えており、両キャンパスの情報機器の整備状況に大きな差はない(B7-9)。

また、遠隔授業ができるシステムを導入して、キャンパス間の移動を軽減することにより学生が履修しやすい環境を提供している。

《信濃町校舎》

教室は、講義室3(内訳は、大教室1(64人収容)、中教室1(24人)、小教室1(22人))、他に、リーガル・クリニック1室である(B7-30 d2-表 47)。中教室はPC教室を兼ね、22台のパソコンが設置されている。同教室はLANで接続され、判例検索などが可能である。リーガル・クリニック室は、外部者からの無料法律相談(授業「クリニック」の一環として実施)の場として使用するほか、他の授業でも使用される。院生および既卒の法務研修生用に、108人分の机を備える研究室(自習室)がある。貸出用パソコンは9台。廊下にパソコン2台とプリンター1台を備え、学生が常時利用できる。また、持ち込み用の情報端末用にWi-Fiでインターネット接続ができる。

(3) ティーチング・アシスタントなど教育研究支援体制の整備

本学は「教育補助員規程」(1993年制定)により、学部・学科および研究科に置くことのできるティーチング・アシスタントの職務・資格等を定めている(B7-10)。また、学部・学科の教員の教育研究を補佐することを目的として、「研究補助員規程」(1990年制定)により、研究補助員を置いている(B7-11)。法務研究科では、「法務研究科学習指導員規程」(2004年制定)により、法務研究科修了生で司法試験に合格した学習指導員による学習相談制度を設けている(2015年5月1日現在、10名)(B7-12)。教育補助員および研究補助員の配置状況は、別表のとおりである(d1-表 2)。

(4) 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

個人で行う学術研究の助成を目的として、専任教員（教授・准教授・講師）に年額 40 万円、助教に年額 28 万円、特任教員に年額 40 万円、特任実習助手・実習助手に年額 20 万円の一般研究費が支給されている（B7-13 大東文化大学一般研究費使用要領 第 2 条、B7-30 d2-表 43）。また、大学独自の競争的資金として、特別研究費制度が設けられている（B7-14、B7-30 d2-表 45）。

専任教員が学術研究に専念することを目的として、国内の研究機関に教員を派遣する国内研究員制度、海外の研究機関に海外研究員、海外出張者、海外留学生として派遣する海外派遣制度が整備されている（B7-15、B7-16、B7-30 d2-表 44）。また、専任教員の長期的視点における教育研究水準の向上を図ることを目的とした、特別研究期間制度（サバティカル）が設けられている（B7-17、B7-30 d2-表 46）。

学士課程における専任教員の担当コマ数は、週 6 コマを原則としており、国内研究員制度、海外派遣制度、特別研究期間制度と併せ、教員の研究専念時間は十分に確保されている。

研究室については、専任教員、特任教員、助教は 1 人 1 部屋ずつ確保されている。

7-5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

(1) 研究倫理に関する学内規程の整備と運用

研究倫理については、2008 年制定の「大東文化大学学術研究行動憲章」および「大東文化大学研究倫理指針」において、本学の研究活動に携わるすべての者が遵守すべき行動規範、指針を定めている。また、倫理指針に定める事項を適切に運用するとともに、問題が生じた場合の調査および措置を講ずることを目的として、全学の研究倫理委員会が設置されている（B7-18）。

研究活動における不正行為の防止と、不正行為が発生した際の取り扱いについては、「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」において定められている。この規程では研究活動の不正行為を定義し、それらを禁止するとともに、不正行為を事前に防止するために、研究倫理教育責任者、同副責任者、研究倫理教育推進責任者、同副責任者を置き、研究倫理教育の推進を図っている。

このほか、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」では、研究費のうち、科学研究費助成事業をはじめとする公的機関等より交付される研究費の適正な運営・管理体制について定めている（B7-19）。

大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程、大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程、大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領は、2014 年改正の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に対応すべく改正が行われた。これにより、不正の防止体制が確立されただけでなく、研究活動の不正行為および公的研究費の不正使用が認定された場合の手続きについても、2012 年制定の「学校法人大東文化学園職員懲戒規程」「学校法人大東文化学園職員の懲戒処分に関する指針（ガイドライン）」において定められることとなった（B7-20）。

なお、研究倫理委員会の発足後、研究倫理指針に反するとの疑義が持たれて同委員会で

審議に付された案件は、2件である。

学部・研究科の体制としては、スポーツ・健康科学部およびスポーツ・健康科学研究科が研究倫理審査委員会および動物実験委員会を設置しており、前者は人を対象とした研究、後者は動物実験の研究倫理について、独自に審査を行っている(B7-21)。

2. 点検・評価

【基準7の充足状況】

本学は「教育研究等環境の整備に関する方針」において、校地・校舎、施設・設備の整備、図書館の管理・運営、教育研究活動の支援体制等に関する方針を明確に定めている(B7-1)。

校地・校舎は大学設置基準で必要とされる基準を満たし(d1-表5)、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保についても、老朽化への対応、分煙の徹底化、バリアフリーの推進(B7-23、B7-24)、スクールバスの円滑な運行(B7-5)、災害対策(B7-3、B7-4)など適切に行われている。キャンパス・アメニティの形成については、板橋校舎・東松山校舎とも、整備事業計画に基づき十分な配慮がなされている(B7-2)。

図書館については、板橋図書館・東松山図書館とも、計画に従って図書・学術雑誌等の収集・所蔵が進められている(B7-25)。開館時間、座席数は十分に確保され(B7-30 d2-表49、表50)、情報検索機器の利用環境も適切である(A7-2)。司書など専門職員の配置も適切に行われている(B7-30 d2-表49)。国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムも構築されている(B7-8)。

教育研究を支援する環境や条件については、両校舎とも講義室、演習室、実習室などを適切に整備している(d1-表5、B7-30 d2-表47)。情報処理機器の更新・整備も進んでいる(B7-9)。

ティーチング・アシスタントなど教育研究支援体制も、規程に基づき、整備されている(B7-10、B7-11、B7-12)。教員の研究費・研究室、研究専念時間の確保も適切である(B7-13、B7-14、B7-15、B7-16、B7-17)。

研究倫理に関しては、行動憲章および指針を制定し、不正防止のための取り組みを強かに推進している(B7-18、B7-19)。

以上のことから、基準7は充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

- ① 板橋校舎・東松山校舎とも、整備事業計画に基づき大規模な施設・設備の整備を行い、前者は2006年度に、後者は2014年度に完了した。このうち東松山校舎については、学生が授業外時間を快適に過ごせるアメニティ空間の拡充が整備事業の目的の一つであり、各所にラウンジ、屋内テラス、エントランス、またミーティングルームを設けたことで、アメニティ空間が充実した(B7-2)。
- ② 東松山校舎は都心から遠距離にあり、最寄りの東武東上線高坂駅からも相当の距離があるため、スクールバスの円滑な運行が欠かせない。運行にあたっては、東松山校舎発バスの待ち時間の短縮が長年の課題であった。2014年4月に運行ダイヤの大幅な改正、高坂駅前乗降場の整備を行うことにより、バスの待ち時間が20分から6分程度に短縮され、懸案は解決された(B7-5)。また、2007年4月から導入した鴻巣便は、徐々に利用者が増え、JR高崎線沿線に居住する学生の通学手段として大きな成果を上げている。2015

年4月の利用者数は、上り（鴻巣駅→大学）が平均438人、最大548人、下り（大学→鴻巣駅）が411人、552人である。

- ③ 板橋図書館・東松山図書館にラーニング・commonsを開設し、学生の自主的な学修の場を提供している。また、ラーニング・commons内に学習支援コーナーを設け、教員や院生を配置して学生のさまざまな学習相談に応じる体制を整えている(B7-8)。
- ④ 2014年度にコンプライアンス研修として、研究倫理委員会主催により、学園の全教職員を対象に研究倫理に関する研修会を行った。新日本有限責任監査法人を講師に、大学では教授会等に合わせて開催し、教員は計212名の参加があった(B7-22)。2014年度は科学研究費補助金および厚生労働科学研究費補助金を受給している教員のみが対象であったCITI Japanによる研究倫理のeラーニング受講が、2015年度からは、それを管理する立場にある教員、事務を取り扱う事務職員および新たに科学研究費に応募する教員についてもその対象としている(B7-19)。(2014年度および2015年12月11日現在の修了者数：91名)。

(2) 改善すべき事項

研究倫理指針に盛り込まれている利益相反行為に関する規程が十分でないため、今後、兼職に関する規程とともに、整備していく必要がある(B7-18)。また、全学の研究倫理委員会とスポーツ・健康科学部、スポーツ・健康科学研究科が設置する研究倫理審査委員会との関係性が整理されていないことも課題である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 東松山キャンパス整備事業で建て替えられた新しい建物(2、3、4、5、10号館)だけでなく、旧来の建物(1、6、7、8、9、11号館)についても、年次計画に従って点検と改善を行い、アメニティ空間のさらなる充実を図っていく(B7-24)。
- ② スクールバスを円滑に運行できるかどうかは、年度ごとの学生数、学期中の通学者数の増減等に左右される(B7-26)。高坂便・鴻巣便とも、必要に応じてダイヤおよび運行台数の見直しを行いながら、今後ともスムーズな運行を実現していく(B7-27)。
- ③ ラーニング・commonsにおける学生の自主的な学びは緒についたばかりであり、学生に十分に浸透しているとは言い難い。特に学習支援コーナーを利用する学生数を増やすために、ホームページでの広報に加えて、学生をひきつけるイベントを開催するなど、さまざまな媒体・機会を通じて、ラーニング・commonsおよび学習支援コーナーを学生がより身近に感じるような取り組みを行っていく。また、学習支援コーナーのスタッフの増強を図っていく(B7-28)。
- ④ 2016年度以降、新たにCITI Japanのeラーニングの受講対象となった者には、引き続きその受講を課していく。すでに受講を修了している者に対しては、新たに三宮紀彦公認会計士事務所による「公的研究費コンプライアンス研修」の教材を使用し、研究倫理教育、特に公的研究費の取り扱いに関する内容の充実を図っていく。(B7-29)。

(2) 改善すべき事項

受託研究・共同研究および利益相反行為に関する規程の制定、整備を行う。また、大東文化大学研究倫理委員会規程等の改正を行うことを検討し、全学の研究倫理委員会とスポーツ・健康科学部、スポーツ・健康科学研究科が設置する研究倫理審査委員会との関係を明確にする。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A7-1 「図書館利用案内」(日本語)(英語)(中国語)(韓国語)
「図書館フロアガイド」
「60周年記念図書館利用案内」
「資料の探し方」
- A7-2 蔵書検索 OPAC <http://opac.daito.ac.jp/opac/>
- A7-3 大東文化大学図書館 OPAC の使い方 (YouTube 投稿動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=xlJa7eFDD68>
- B7-1 『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』(2016年2月総合企画室発行)
《既出》B1-4
- B7-2 東松山キャンパス整備事業 概要
大東文化大学板橋キャンパス整備計画建設工事(総合計画)
- B7-3 大東文化大学 板橋校舎 自衛消防訓練(総合訓練)実施要領
- B7-4 緊急時対応の手引(2015.04) 防災対応マニュアル
- B7-5 大学ホームページ(学生生活スクールバス)時刻表
<http://www.daito.ac.jp/campuslife/schoolbus/index.html>
- B7-6 大東文化大学図書館規則
- B7-7 大学ホームページ(図書館オンラインベース)
<http://www.daito.ac.jp/research/library/onlinedatabase/index.html>
- B7-8 大学ホームページ(図書館)
<http://www.daito.ac.jp/research/library/index.html>
- B7-9 大学ホームページ(学園総合情報センター)
<http://www.daito.ac.jp/itc/network/wirelesslan/index.html>
- B7-10 大東文化大学教育補助員規程
- B7-11 大東文化大学研究補助員規程
- B7-12 大東文化大学大学院法務研究科学習指導員規程
- B7-13 大東文化大学一般研究費使用要領、同細則、一般研究費科目別用途範囲等に関するガイドライン
- B7-14 大東文化大学特別研究費交付規程
- B7-15 大東文化大学国内研究員規則、同施行細則
- B7-16 大東文化大学専任教職員海外派遣規則、同施行細則
- B7-17 大東文化大学特別研究期間制度規程
- B7-18 大東文化大学学術研究行動憲章

- 大東文化大学研究倫理指針
大東文化大学研究倫理委員会規程
- B7-19 大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程
大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程
大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領
- B7-20 学校法人大東文化学園職員懲戒規程
- B7-21 大東文化大学スポーツ・健康科学部およびスポーツ・健康科学研究科研究倫理審査規程、研究倫理審査運営要綱、動物実験指針、動物実験委員会規程、動物実験施設飼養・保管マニュアル
- B7-22 2014年度コンプライアンス研修（研究倫理）アンケート回答
- B7-23 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（管理部）
- B7-24 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（東松山管理部）
- B7-25 2014年度第1回板橋図書館資料選書委員会議事録
- B7-26 平成27年度4・5月スクールバス鴻巣便利用者調査
- B7-27 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html>
- B7-28 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（図書館事務部）
- B7-29 三宮紀彦公認会計士事務所公的研究費コンプライアンス研修DVDお知らせ
- B7-30 大学データ集 《既出》B1-22

＜大学基礎データ＞

- d1-表2 全学の教員組織
- d1-表5 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

第8章 社会連携・社会貢献

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

8-1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は2013年度に、大学基準を構成する10の基準に従って、「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めた。方針はホームページで公表しているほか、リーフレット『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている。その内容は、以下のとおりである（B8-1、B8-2）。

社会連携・社会貢献に関する方針

《基本方針》

本学は、その有する知的資源等を活用して、人材の育成を図るとともに社会から付託された役割を自覚し、社会の形成と発展に寄与する。

このため、教育・研究活動の成果を社会に還元するとともに、教職員による社会貢献活動を進め、学生主体型の社会貢献活動を支援する。そのことが本学の教育・研究の質を豊かなものにし、自主性と社会性をもった学生の育成に役立つと考えるからである。

以上のことを実現するため、以下の5つの基本方針の下に活動を進める。

1. 教育面では、学生の社会貢献活動への参画を奨励するために、インターンシップの科目設定やボランティア活動等への単位付与を進める。また、本学が所在する地域社会のニーズを的確に把握し、PBL型（問題解決型）の授業を積極的に展開する。
2. 研究面では、研究成果の社会への還元に努めるとともに、自治体・住民・企業・民間団体等と連携し地域の政策課題等に関する共同研究に取り組む。
3. 本学の生涯学習講座（オープンカレッジ）を充実させるとともに、学外の生涯学習制度等への協力を通じ、多様な地域交流活動や社会活動に寄与する。
4. 社会連携・社会貢献活動に多くの教職員が参画できるよう体制を整備する。
5. 社会連携・社会貢献活動の有効性について、定期的に検証を行う。

本学の社会連携・社会貢献を推進する中心組織は、2006年4月に大東文化大学エクステンションセンターを改組して設置された大東文化大学地域連携センターである。センターには所長（教員）および専門スタッフを置き、「本学の地域社会の発展に寄与する事業の調査・研究及び実施に関する諸施策を企画立案し、これを効率的に遂行する」（大東文化大学地域連携センター規程第2条）ために、以下の事業を行うことを定めている（B8-3）。

- ① 地域社会の発展に寄与する調査・研究

- ② 地域の行政機関、団体等との協同による事業
- ③ 地域社会活動への参画
- ④ 生涯学習のための講座等の開設
- ⑤ その他センターの目的を達成するために必要な事業

地域連携センターは、所長および8学部選出の委員等からなる運営委員会を置き、事業計画等センターの運営にかかわる事項について審議する。事務室は公開講座（オープンカレッジ）の拠点である大東文化会館に置かれ、東松山校舎に分室がある。

社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度の自己点検・評価活動の評価項目の第8章に「社会連携・社会貢献」を設定し、大学、学部・研究科、センター、附置研究所等の取り組みについて検証を行っている（B8-4）。

また、2023年の創立百周年に向けて策定した「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」（2014年2月17日）のビジョン5に、「『学術の中心』として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する」ことを掲げ、以下の4つの取り組みを強化することとしている（B8-2）。

- ① 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
- ② 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
- ③ 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
- ④ ボランティア活動を支援し、拡大していく。

国際社会への貢献については、「大東文化大学基準別基本方針」に「国際化に関する方針」を定めている（B8-1）。その内容は、以下のとおりである。

国際化に関する方針

《基本方針》

本学は、「東洋の文化を基礎として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」建学の精神を、わが国と国際社会の変化に対応して、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」へと発展させ、広く世界に開かれた大学を目指す。

1. 教育研究の国際化の方針

本学は創立から90年を経て、地球的な視野に立った教育研究を推進し、日本と国際社会に貢献できる人材の育成を使命とする。そのために以下の6つの柱により国際化に対応した教育研究を行う。

- (1) アジアから欧米までをカバーする幅広い語学教育の強化
- (2) 多文化共生を目指す異文化理解教育の推進

- (3) 国際的な広い視野と感覚の涵養のための国際教養教育の推進
- (4) 教育研究における海外協定校との連携の強化（ダブルディグリー制度を含む）
- (5) 海外派遣プログラムの拡充
- (6) FD・SDを活用した教職員のグローバルコンピテンシーの開発

2. 留学生の受け入れ方針

本学は、多文化が共生する国際色豊かなキャンパスを目指し、アジアを始めとして世界中から留学生を受け入れる。このために以下の5つの施策を進める。

- (1) 海外協定校との連携強化
- (2) 日本語教育の充実
- (3) 奨学金の拡充
- (4) 留学生の学習・生活支援と環境の整備
- (5) 留学生のキャリア教育の強化

3. 国際交流の推進

- (1) 海外拠点の増設と各拠点の機能強化
- (2) 海外同窓会の拡充
- (3) 留学生と地域との交流の推進

本学の国際貢献を推進する中心組織は、国際交流センター（1999年度設置）である。センターは「本学と海外の大学、研究機関等との教育研究、学術及び文化の交流を推進し、もって本学の教育研究の充実、発展及び質的向上を図ることを目的」（大東文化大学国際交流センター規程第2条）とし、板橋校舎に事務室を、東松山校舎に分室を置く(B8-5)。

センターには所長（副学長）および専門スタッフを置き、以下の事業を行うことを定めている。

- ① 本学の国際交流に関する事業の推進
- ② 海外の大学、研究機関等との協定の締結及びその実施にかかわる事業
- ③ 外国人教員及び研究員の受入れ並びに本学教職員の海外派遣にかかわる事業
- ④ 外国人留学生、研究生及び研修生の受入れ並びに本学学生の海外留学及び研修にかかわる事業
- ⑤ 外国人留学生、研究生、研修生、客員研究員等の日本語教育（日本事情を含む。）にかかわる事業
- ⑥ 国際交流にかかわる学術、文化等に関する資料の収集及び交換並びに国際交流行事の実施にかかわる事業
- ⑦ 外国語の大学要覧、案内等の作成及び広報にかかわる事業
- ⑧ その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

大学の立地する東京都板橋区、埼玉県東松山市など近隣自治体が主催する国際交流事業

への講師派遣など、地域社会の国際化への協力を担うのは国際交流センターである。

8-2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

《地域志向活動基礎調査》

地域連携センターは、2013年5月から6月にかけて、学部と法務研究科を対象に「地域志向活動基礎調査」を実施した(B8-6)。調査の目的は、(1)教育面の活動(地域についての学習、地域が求める人材の育成など)、(2)研究面の活動(地域課題を解決するための研究、研究成果の還元、技術指導など)、(3)社会貢献面の活動(子供の学び支援、高齢者・社会人の生涯学習、商店街活性化など)の3分野について、本学の専任教員が個人として、また学部・学科、法務研究科として行っている活動の実態を把握することであった。3分野は、文部科学省が2013年度～2014年度に実施した補助事業「地(知)の拠点整備事業」の設定分野に準拠したものである。

回答があったのは、8学部19学科のうち、文学部日本文学科、同教育学科、同書道学科、外国語学部中国語学科、法学部法律学科、同政治学科、国際関係学部国際関係学科、同国際文化学科、経営学部企業システム学科、環境創造学部環境創造学科、スポーツ健康学部スポーツ科学科、同健康科学科の12学科および法務研究科である。調査の結果、対象となる活動数は、教育面が20、研究面が58、社会貢献面が111、合計で189活動であった。

以下は、3分野について、大学、学部・学科が取り組んでいる特徴的な活動事例である。

(1) 教育面の活動

東松山校舎では、国際関係学部がPBL型授業として、キャンパスの所在する東松山市のさまざまな課題を授業で研究し、学生が市側に政策提言(プレゼンテーション)を行う授業を導入している(国際関係特殊講義半期科目「地域文化の探求」)(B8-7)。2014年度は、東松山市役所文化スポーツ課から出された「若いみなさんがウォーキングに参加したり、実践したりする『ウォーキングのまち東松山』を全国に発信するためにはどうしたらよいか」との課題に対して、市役所からの講師派遣、学生によるヒアリング調査、グループディスカッションなどを通じて、研究成果がまとめられ、7月18日に東松山市長をキャンパスに招いて最終報告会が開かれた(B8-8)。2015年度の課題は、市役所環境産業部商工観光課から提起された「東松山市の観光を振興するための具体的な方策」である(B8-9)。

板橋校舎では、行政側の政策課題を授業で学習して単位認定するPBL型授業は行われていないが、法学部政治学科では、2016年度より、板橋区職員の派遣講師によるオムニバス授業「地域政策総合研究」が開講されることになっている(B8-10)。

(2) 研究面の活動

本学はキャンパスのある東京都板橋区と協定を結び、2000年度から共同研究(地域デザインフォーラム)を行ってきた(B8-18)。本学と板橋区役所それぞれから数名の研究員を出し、2年間を1期として、例えば「人口減少社会における地域行政のあり方」といったテーマで共同研究を推進し、その成果は2014年度までに24冊のブックレットにまとめられた。

また、東松山キャンパスのある東松山市とは、2012年度から、市側が提案した「中心市街地活性化方策」「農業振興方策」の2つのテーマで、共同研究を進めてきた。板橋と同様

に、テーマごとに双方から数名の研究者が研究チームに所属し、テーマに関係する近隣の先進自治体等への視察等を行って、2013年度に簡単な報告書をまとめた。

(3) 社会貢献面の活動 (B8-11)

本学を代表する社会貢献活動は、板橋校舎・大東文化会館および東松山校舎で開講している「オープンカレッジ」である(B8-12、B8-21 d2-表51)。地域連携センターが所管するこの講座は、1993年秋季に「公開講座」の名称で開講されて以来、20年余の歴史を有し、受講者は2000年以降で2万人を超えている。このほか、板橋区教育委員会と本学が隔年で共同開催し、本学側は各学部が回り持ちで担当する公開講座(直近では2015年秋にスポーツ・健康科学部が担当)があり、多くの地域住民が受講している。

学生による社会貢献活動には、さまざま団体や個人による取り組みがあるが、全学の組織的活動の一つとして、宮城県東松島市の被災者への支援活動があげられる。これはキャンパスの所在する東松山市が、「山」と「島」の1字違いの被災地である東松島市に職員派遣等の支援活動を行い、本学にも協力要請がなされたことから始まったものである。2012年度は、秋祭りの「ちびっこ相撲」支援に本学相撲部を派遣し、2013年度以降は、文化団体連合会所属の学生管弦楽団が「復興応援コンサート」を東松島市と共同開催している。

東日本大震災の被災地への復興支援は、ゼミ単位でも行われている。これら団体・個人によるさまざまな支援活動は、学生への教育という観点からも意義深いものである。

なお、本学では、ボランティアなど学生の社会貢献活動を奨励するために、顕著な功績をあげた学生に「大東文化大学ベストボランティア章」を授与する制度(大東文化大学社会貢献活動功労者表彰)を設けている(B8-11)。

国際交流センターの取り組みとしては、東松山市国際交流協会が主催する各種の事業(外国人による日本語スピーチコンテスト・国際交流パーティ・語学講座など)への留学生の派遣、東松山市・鶴ヶ島市・川越市など近隣の小中高校が行う国際交流のための体験授業への協力がある。

また、「ピーターラビット」の原作者の貴重図書等の資料を蒐集・展示する大東文化大学ピアトリクス・ポター資料館(B8-20)は、開館から9年目の2014年3月末現在、累計入館者数が161,478人で、文化施設として広く認知、利用されている。

このほか、学部・学科、研究科単位でも、それぞれの特色を活かしたさまざまな形態の社会貢献活動が行われている。スポーツ・健康科学部が大学周辺の高齢者、児童を対象に実施しているスポーツ・健康指導、国際関係学部が近隣住民に提供している「アジア芸能の夕べ」などはその好例である。

以下、大学として取り組んでいる代表的な社会連携・社会貢献活動を、一覧表で示す。

1. 地方自治体等との連携

(1) 板橋区との連携

・大東文化大学と板橋区教育委員会との共催公開講座（2015年度）※隔年での開催のため、2014年度開講はない。

テーマ：「身体と健康・スポーツ」 会場：大東文化会館ホール 時間：13時30分～15時30分

回	日 程	講座内容	講師
1	10月3日	歩くことと健康	スポーツ科学科教授
2	10月10日	動作のしくみ：心と身体との関係	スポーツ科学科教授
3	10月17日	健康診断データの見方	健康科学科教授
4	10月24日	AEDって何??	健康科学科教授
5	11月7日	ストレスと健康	スポーツ科学科教授
6	11月14日	老化を防ぐ食生活	健康科学科准教授
7	11月21日	子どもの発育発達とトレーニング	スポーツ科学科教授
8	11月28日	第二次健康日本21と身体活動基準	スポーツ科学科教授
受講者データ		受講申込定員	150人
		受講申込者数	100人

・「なかいた環創堂（空き店舗の活用）」の活動（2014年度）

中板橋商店街の活性化を目的とする環境創造学部学生を中心とした活動

事業名	概要
①ゆるキャラを使った広報	学生が制作した着ぐるみを中板橋商店街でのイベントに使用し、「中板橋商店街」および「なかいた環創堂（大東文化大学）」の広報活動を行った。
②へそ祭りへの協力と参加	「へそ祭り」の準備作業の協力と参加。祭りの一部を学生が企画し、準備、広報活動、踊り、屋台出店など行なった。
③中板橋商店街歳末セールでのイベント「サンタトナカイタ」の企画・実行	「クリスマスセール」の企画、飾り付け、広報活動の協力。巨大ケーキを来街者に無償で提供。模擬店の出店や吹奏楽団の演奏会を企画し実施した。
④顔はめパネルを使った広報	中板橋商店街の行事毎に、出店した屋台の脇にパネルを設置。「なかいた環創堂（大東文化大学）」の広報活動を行なった。
⑤さくら祭への協力と参加	中板橋商店街主催「さくら祭」に参加し、屋台出店の協力をした。

・「みらいネット高島平」の活動

環境創造学部の教員と学生、高島平住民の有志によって立ちあげた、高島平団地の課題を協働して解決していくとするプロジェクト。

事業名	概要
①コミュニティ・カフェ・グリーンの運営	学びあい教室（毎週定例の講座と、月に一度の講座や特別講座）の開催
②インターネットラジオの配信	学生と地域の住民と一緒にラジオ番組を作成する。

・板橋区と大東文化大学との連携事業について

主管課	事業名	内容
生きがい推進課	高齢者大学校 (グリーンカレッジ)	講師派遣等。
教育委員会事務局生涯学習課	大東文化大学公開講座(隔年実施)	大東文化大学と板橋区教育委員会が共催して、区内在住・在勤・在学者を対象に大学公開講座を実施。
総務部人事課	地域デザインフォーラム	地域社会の様々な課題について、区と大学が「協働」し、解決策を共同研究している。2000年度から始まり、2013～2014年度は第6期を実施し終了した。
産業経済部産業振興課	起業アイデアコンテスト	2002年地域デザインフォーラムの一環で始まった学生向けビジネスアイデアコンテスト。行政側の視点から外部オブザーバー・第二次審査委員で参加する。

(2) 東松山校舎周辺地域との連携

・東松山市との地域連携事業(2014年度)

① さらめき市民大学、大学院への講師派遣

	日 程	学 習 内 容	講 師
1	2014年5月8日	環境の汚染菌について	スポーツ・健康科学部講師
2	5月8日	中国の経済	国際関係学部教授
3	6月4日	身近な運動生理学	スポーツ・健康科学部教授
4	6月5日	韓国の社会	国際関係学部教授
5	10月9日	まったなし日本の財政状況	経済学部教授
6	11月20日	自然環境の科学	環境創造学部実験助手
7	2015年1月21日	夢を追い求めるということ	スポーツ・健康科学部教授
8	1月29日	中世の物流	文学部教授
9	3月4日	スポーツと健康	スポーツ・健康科学部教授
10	3月4日	舞台芸術としてのフィギュアスケート	外国語学部准教授
11	3月5日	化学物質汚染	経営学部教授

② 「子ども大学ひがしまつやま」の開校

	日 程	学 習 内 容	講 師
1	2014年10月19日	おとなりの国「韓国」のごはんについて	国際関係学部教授
2	11月9日	からだのふしぎ「心臓」をのぞいてみよう	スポーツ・健康科学部准教授
3	11月16日	宇宙から見た東松山	地球観測センター (RESTEC)
4	11月30日	アボリジニアートで動物を描こう	埼玉県子ども動物自然公園
5	12月7日	オリンピックについて学ぼう	スポーツ・健康科学部講師

第8章 社会連携・社会貢献

- ③スリーデーマーチ大会運営ボランティア派遣
日程：2014年11月1日（土）～2日（日） 教職員述べ16名派遣
- ④東松山市 東松島市支援事業実行委員会 委員（監事）：地域連携センター事務室主査
- ⑤東松山市基本構想審議会 委員：国際関係学部教授
- ⑥東松山市指定管理者選定委員会 委員：国際関係学部教授
- ⑦「東松山味噌だれやきそば風」パン開発発売 「大東文化大学×東松山市×山崎製パン」
※産学公連携プロジェクト

(3) 宮城県東松島市との連携事業（2014年度）

日程	内容	場所・概要
2014年8月2日	大東文化大学管弦楽団復興応援コンサート	宮城県東松島市コミュニティセンター 派遣学生17名・運営スタッフ（教職員）9名 来場者数210名
10月26日	大東文化大学全学応援団復興応援活動 （のびる地区民まつり）	宮城県東松島市野蒜市民センター 概要：派遣学生17名・運営スタッフ（教職員）5名
2015年2月8日～14日	大東文化大学ローバースカウト部復興応援ボランティア活動	宮城県東松島市 宮戸島地区を中心に（地元ボランティア活動団体との協力事業） 概要：派遣学生5名
通年事業	東松島市あんでなしょっぷ「まちなど」との事業協力	東松山キャンパス内 売店 「進明堂」にて実施 概要：東松島市特産品等の販売協力（焼海苔、木工製品、航空自衛隊関連グッズ他）

(4) 埼玉県ときがわ町との連携事業（2014年度）

①食文化探求プロジェクト 稲作体験事業 <食品工場見学> 2014年5月11日 参加者21名（学生・教職員） 於：タカノフーズ納豆博物館 <調理実習> 2014年5月25日 参加者10名（学生・教職員） <田植え> 2014年6月1日 参加者21名（学生・教職員） <大豆播種> 2014年6月28日～29日 参加者14名（学生・教職員） 山梨県身延町 <草取り> 2014年8月5日 参加者8名（学生・教職員） <稲刈り> 2014年9月28日 参加者21名（学生・教職員）
②小学校でのバスケットボール指導 男子バスケットボール部員 派遣先：萩ヶ丘小学校 日程：2014年5月15日 2名
④小学校での持久走指導 陸上競技部員・コーチ 派遣先：玉川小学校 日程：2014年11月10日 2名 派遣先：明覚小学校 日程：2014年11月12日 2名 派遣先：萩ヶ丘小学校 日程：2014年11月18日 2名
⑤中学生の大学一日体験 依頼先：都幾川中学校 日程：2014年11月21日 66名 依頼先：玉川中学校 日程：2014年12月3日 55名
⑥ときがわ町スポーツ講演会 講師：佐藤 真太郎 スポーツ・健康科学部講師 「コーチングに役立つ科学的知識」 日程：2015年1月27日
⑦スポーツ連携事業 陸上競技部員部員派遣 派遣先：ときがわ町玉川運動場 スポーツ教室「マラソン&ミニクリニック」 日程：2015年3月21日 16名

・その他地域連携事業（2014年度）

①けんかつオープンカレッジ(埼玉県) 日程：2014年11月1日、15日、29日、12月13日、各土曜 講師：飯国有佳子 国際関係学部講師 テーマ：知られざるミャンマー
②彩の国コンソーシアム主催「公開講座」 日時：2014年9月17日 講師：蕪木 智子 スポーツ・健康科学部准教授 テーマ：老化を防ぐ食生活

2. オープンカレッジ（公開講座）実施状況（2014年度）

・春期講座

	講座名	受講者数	講座名	受講者数	講座名	受講者数
板橋校舎	絵と書のコラボレーション	7	書道（楷書）2	7	書道（篆書）夏期クラス	11
	漢字仮名交じり書をかく	10	書道（篆書）	12	篆刻（石印）夏期クラス	6
	書道（楷書）1	11	書道（楷書）夏期クラス	10		
大東文化会館	『十八史略』を味読する	27	ワールドトラベルナビゲーター	7	英語（中級）	9
	生きた『論語』を楽しもう！	28	琉球の歴史（1）	10	簡単！中国語（中国語初級クラス）	5
	『西行物語』を読もう	12	短歌実作入門	15	中国語を楽しもう（中国語中級クラス）	10
	知られざる東アジアの文化	15	中国の歴史 Part 7	26	韓国語（初級）	10
	漢字の話	13	日本古代史講座	7	韓国語（中級）	5
	現代中国の経済	7	中国水墨画	13	韓国語（会話）	8
	囲碁を楽しむ（初級編）	14	書道（かな）	21	囲碁を楽しむ（初級編）夏期クラス	11
	囲碁を楽しむ（中級編）	15	書道（行書・草書）	12	囲碁を楽しむ（中級編）夏期クラス	8
	囲碁を楽しむ（上級編）	12	フラワーアレンジメント	12	囲碁を楽しむ（上級編）	9
	大人のための児童文学～マザーグースからモーリス・センダックまで	16	楊名時太極拳	18	書道（かな入門）夏期クラス	16
古筆で読む古典文学	8	英語（初級）	11	書道（かな）夏期クラス	31	
東松山校舎	万葉集	10	書道（漢字）2	10	英語（初級）	8
	俳句のよろこび（木曜日クラス）	14	遊びの美術・初歩からの万華鏡づくり	7	英語（中級）	14
	俳句のよろこび（土曜日クラス）	12	書道（かな）	19	はじめて学ぶ中国語（中国語入門クラス）	6
	映画で探る20世紀文化史	6	中国水墨画	11	簡単！中国語（中国語初級クラス）	4
	生きた『論語』を楽しもう！	29	陶芸（手捻り）	8	中国語を楽しもう（中国語中級クラス）	3
	特集・吉田松陰の研究	6	陶芸（電動ろくろ）	8	韓国語（入門）	4
	古代中世武蔵国の職人たち	19	フラワーアレンジメント	9	韓国語（初級）	12
	古墳時代のまつりと延喜式内社	19	楊名時太極拳	17	韓国語（中級）	9
	実践フォトレッスン	18	硬式テニス教室（初・中級者）	14		
	書道（漢字）1	12	アクアフィットネス	21		
春期講座合計		69講座		受講者数 844		

・秋期講座

	講座名	受講者数	講座名	受講者数	講座名	受講者数
板橋校舎	書道（隸書）	10	漢字仮名交じり書をかく	7	書道（篆書）	13
	篆刻（石印）	7	書道（楷書）1	10	書道（楷書）冬期クラス	11
	絵と書のコラボレーション	6	書道（楷書）2	8	書道（篆書）冬期クラス	7
大東文化会館	『十八史略』を味読する	22	ワールドトラベルナビゲーター	9	楊名時太極拳	17
	生きた『論語』を楽しもう！	25	琉球の歴史（2）	8	囲碁を楽しむ（初級編）冬期クラス	10
	新・日本文化探求	13	江戸期の財政改革者たち	7	囲碁を楽しむ（中級編）冬期クラス	12
	イタリアの言語文化	7	短歌実作入門	13	短歌実作入門冬期クラス	12
	榛名由梨がかたるタカラヅカの世界	18	中国の歴史 Part6	25	中国水墨画冬期クラス	10
	漢字の話	11	中国水墨画	11	書道（かな入門）冬期クラス	13
	よくわかる中国事情	17	書道（かな）	18	書道（かな）冬期クラス	26
	囲碁を楽しむ（初級編）	12	料紙加工	11	楊名時太極拳冬期クラス	17
	囲碁を楽しむ（中級編）	14	書道（行書・草書）	12		
	囲碁を楽しむ（上級編）	10	フラワーアレンジメント	8		
東松山校舎	万葉集	9	書道（漢字）1	8	楊名時太極拳	14
	俳句のよろこび（木曜日クラス）	14	書道（漢字）2	10	硬式テニス教室（初・中級者）	13
	俳句のよろこび（土曜日クラス）	11	書道（かな）	17	アクアフィットネス	18
	『十八史略』を味読する	15	中国水墨画	10	『十八史略』を味読する冬期クラス	22
	生きた『論語』を楽しもう！	26	陶芸（手捻り）	8	書道（漢字）冬期クラス	13
	歴史家が語る埼玉ゆかりの歴史小説	17	陶芸（電動ろくろ）	6	楊名時太極拳冬期クラス	11
	考古学史を飾る埼玉の遺跡	20	フラワーアレンジメント	8	アクアフィットネス冬期クラス	14
	実践フォトレッスン	14	音楽の世界 Part 25	16		
秋期講座合計		62講座		受講者数 781		

このほか、さまざまな社会連携・社会貢献の活動が行われているが、ここでは本学の伝統と特色を体现した大学附置研究所である書道研究所の活動をあげておく。

◀書道研究所▶

◆社会交流を目的とした教育システム

1. 月刊『大東書道』誌（1969年創刊）は、全国の小学生から一般社会人を対象に会員数約7,000名を有する国内最大規模の書道専門誌であり、46年の歴史を誇っている（B8-13）。
2. 全国書道展（今年度で第57回）は、全国47都道府県から約24,000点の出品点数があり、国内最大規模を誇っている（B8-14）。
3. 新聞社主催の書道展や博物館・美術館等への貴重資料・所蔵作品の出展協力など、積極的な連携を展開している。
4. 貴重資料・所蔵作品などの、一般公開企画展の実施を推進している。

◆学外組織との連携による教育研究

1. 『大東書道研究』（紀要）を刊行している（B8-15）。
2. 書道研究所所報「桐墨」（専門研究誌）を国内外（中国・台湾）の書学・書法研究者の執筆協力を得て、日本語・中国語で編集し、刊行している（B8-16）。「桐墨」は、国内研究機関をはじめ中国・台湾の大学・研究機関へ寄贈している。
3. 埼玉県ふじみ野市・東松山市教育委員会との連携協力による「文字文化教育推進事業」

を実施している (B8-17)。これは、本学で書を学ぶ教員志望の学生 (3・4年生) を中心に、ふじみ野市・東松山市の小・中学校の教育現場へ出向き、直に書道指導を行う教育連携事業である。

4. 各県主催の書道教育研究会等 (高等学校・教育委員会) からの講座開催・講師派遣要請に対し、積極的に協力している。
5. 産学連携による出版事業 (書道テキスト全 11 巻、他多数) を推進している。

◆地域交流・国際交流について

1. 板橋区養護施設等からの要請に対して、書道実技指導者 (書道研究所専任研究員) を派遣し、ボランティアで協力している。
2. 国際学術交流の一環として、海外 (中国・台湾) 大学からの講演依頼へ協力している。また海外客員研究員の招聘を行うなど、学術研究の相互交流を推進している。
3. 全国書道展へ海外 (中国・台湾の大学・書道家協会) からの出品応募を支援するなど、積極的な書の国際交流の推進を図っている。
4. 各県の書道県人展・企画展などの後援依頼に対しては積極的に対応している。

◆講演会・講習会等の開催状況 (B8-21 d2-表 51)

1. 書道芸術文化講演会 (本校・地方 1 年 2 回)
2. 日中書法伝文化伝習塾 (通年)
3. 北陸の小・中・高校生のための未来創造書道展 (平成 25 年第 5 回で終了)
4. 高校生のための書道講座 (本校・地方 1 年 2 回)
5. その他書道関連組織との共催による講演会を実施している。

以上に述べた本学の社会連携・社会貢献の適切性については、地域連携センター運営委員会、国際交流センター管理委員会において、また学部教授会、研究科委員会、附置研究所運営委員会等において検証が行われている。さらに、毎年度の自己点検・評価活動では、報告書 (点検・評価シート) の第 8 章に「社会連携・社会貢献」の項を設定し、大学全体として、また学部・研究科、研究所、センターごとに検証を行っている。

2. 点検・評価

【基準 8 の充足状況】

社会との連携・協力に関する方針については、大東文化大学基準別基本方針の一つとして「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。また、国際社会への貢献については、同じく基準別基本方針に「国際化に関する方針」を定めている。この 2 つの方針は、ホームページその他の媒体を通じて学内外に公表・周知し、教職員で共有している (B8-1、B8-2)。

社会連携・社会貢献および国際貢献を推進する組織として、地域連携センターと国際交流センターがあり、明確な規程と組織体制の下に活動が行われている。

教育研究成果の社会への還元については、2013 年に実施した「地域志向活動基礎調査」の結果では、教育面においても、研究面においても、また社会貢献においても、本学の特色を活かした活動が行われている (B8-6)。とりわけ、キャンパスの立地する東京都板橋区、埼玉県東松山市など近隣自治体との連携協力 (B8-8、B8-9、B8-10、B8-11)、東日本大震災の被災地の復興支援活動、オープンカレッジ (公開講座) (B8-12)、書道研究所の取り組みが充実して

いる(B8-13、B8-14、B8-15、B8-16、B8-17)。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、実施主体ごとに、また毎年度の自己点検・評価活動において検証が行われている(B8-4)。

以上のことから、基準8は充足しているものと判断する。

(1) 効果が上がっている事項

- ① 地域連携センターが主催するオープンカレッジ(公開講座)は、20年余の実績をもち、受講者数も安定しており、地域社会の教養講座の役割を果たしている(B8-21 d2表51)。
- ② 板橋区との共同研究(地域デザインフォーラム)を約10年間継続して行い、成果は2014年度までに24冊のブックレットとして発行されている。共同研究の過程で、区側と大学側との連携・交流(学生のインターンシップ、区職員による大学院でのオムニバス方式での特別講義など)が深まるとともに、研究成果は区政運営の参考とされている(B8-18)。

(2) 改善すべき事項

社会連携・社会貢献は、いまや大学に課せられた重要な任務であるが、2013年の「地域志向活動基礎調査」から明らかになったのは、活動への参加について学部・学科また個々の教員間で意識の差が大きいということである(B8-6 p.4)。一方で、教職員や学生によって行われている社会貢献、国際貢献は多岐にわたるが、それらが大学によって適切に集約されているわけではない。本学の社会連携・社会貢献を質量ともに充実させていくためには、これらのことの改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① オープンカレッジの講座は語学、書道、絵画、陶芸、短歌・俳句などが中心で、受講者の趣味や実益に資するものの人気が高い。一方、法律、経済、政治、文学、歴史など社会科学、人文科学系の講座は、講師はあるものの受講者が定員に満たないため、開講に至らないものがある。2018年度までに、社会科学、人文科学系講座の充実を図るなど講座の幅を広げ、受講者増のための対策を講じていく(B8-19)。
- ② 板橋区との共同研究は、これまで成果を上げてきたものの、本学から参加する教員が固定化して新たな参加者が少なく、特定の教員によって維持されている面がある。地域連携センターが中心となり、東松山市との共同研究も含めて、継続して行うために幅広い教員の参加が実現するような策を講じていく(B8-4)。

(2) 改善すべき事項

地域連携センターが2013年に行った「地域志向活動基礎調査」を、今後も継続して定期的に実施し、学部や研究科で、また教員個人が行っている社会連携・社会貢献活動の実態を統一的・総合的に把握することに努める。そのうえで幅広い教員の参加を促すために、適切なインセンティブの導入をセンター運営委員会で検討する(B8-4)。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- B8-1 大東文化大学の基準別基本方針 HP
<http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html> 《既出》B1-5
- B8-2 『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）
 《既出》B1-4
- B8-3 大東文化大学地域連携センター規程
- B8-4 大学ホームページ（自己点検・評価シート（全学的視点））
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/zengaku.html> 《既出》B1-16
- B8-5 大東文化大学国際交流センター規程 《既出》A3-4-17
- B8-6 地域志向活動基礎調査結果に基づく課題と対応について
- B8-7 2015年度シラバスキャリア特殊講義（地域文化の探究）新里孝一教授
- B8-8 国際関係学部ホームページ（国際関係学部からのお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_9415.html
- B8-9 国際関係学部ホームページ（国際関係学部からのお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/education/international_relations/news/details_11086.html
- B8-10 法学部ホームページ（法学部からのお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/education/law/news/details_9872.html
- B8-11 大学ホームページ（教育・研究 地域連携）
<http://www.daito.ac.jp/research/region/index.html>
- B8-12 大東文化大学オープンカレッジ 2015 春期講座/秋期講座のご案内
- B8-13 月刊『大東書道』誌500号刊行記念－昭和・平成、書の伝承。（平成23年8月4日刊行） 《既出》A1-19
- B8-14 書道研究所ホームページ（第57回全国書道展のお知らせ）
http://www.daito.ac.jp/research/laboratory/calligraphy/event/all_japan.html
- B8-15 大東書道研究第22号 2015年3月20日発行 《既出》B3-16
- B8-16 大東文化大学書道研究所所報6号「桐墨」
- B8-17 平成27年度文字文化教育推進事業の实地について
- B8-18 大学ホームページ 地域連携センター（板橋区・大東文化大学地域デザインフォーラム） <http://www.daito.ac.jp/designforum/index.html>
- B8-19 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（地域連携センター）
- B8-20 大東文化大学 ピアトリクス・ポター資料館パンフレット
 NEWSLETTER Vol.8、Vol.9 《既出》A2-6
- B8-21 大学データ集 《既出》B1-22

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 現状の説明

9-1-1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

(1) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学は2014年2月に、大東文化大学自己点検・評価基本事項検討委員会（現在は大東文化学園自己点検・評価推進委員会）における議論を経て、大学基準に準拠して「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「管理運営・財務に関する方針」を定めた（B9-1-1 p.16～P.18）。大学・教授会など各組織のガバナンス方針、事務組織の構成と人事配置および職員人事政策、コンプライアンスと危機管理、財政基盤の確立方針、予算の編成と執行、管理運営・財務の適切性の検証について定めたこの基本方針は、他の基準別基本方針とともに、ホームページを通じて学内外に公表している。また、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている（B9-1-2 p.60～p.62）。

その内容は下記のとおりである。

管理運営・財務に関する方針

基本方針

本学は、その理念・目的に基づき、各組織および全教職員の果たすべき役割、担うべき役割を明確化する。また、本学の設置者たる大東文化学園の事業計画に沿って、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかで円滑な管理運営を図る。コンプライアンスと危機管理を徹底させ、情報公開と財政基盤の確立を促進し、公正な管理運営を行う。

1. 管理運営

【各組織のガバナンス方針】

- (1) 学校法人大東文化学園においては、理事長が理事会、常務審議会、学園評議員会等を主宰し、経営の基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに経営上の責任を負う。理事会は、寄附行為の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営を行うよう努める。また理事会は、ステーク・ホルダーのニーズに柔軟に対応した経営戦略を策定し、健全な財務体質の確保に努め、教育環境を整備し、持続する組織としての学園を目指す。
- (2) 教学組織である大学においては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育研究に関する基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに教学の責任を負う。大学の諸課題のうち、必要なものについては、理事会で審議のうえ最終決定する。大学は、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、教学に関する全

学的な課題については学部長会議等を通じて合意形成を図り、高等教育機関としての内部質保証を行う。

- (3) 教授会・大学院研究科委員会・法務研究科の権限と責任、学長・副学長・学部長・研究科委員長等の選出方法および権限と責任を明確にし、規程に則った運営を行う。
- (4) 学園および大学の管理運営・財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園事業計画書」等によって学園・大学の構成員に周知する。
- (5) 情報セキュリティの確保については、教職員が遵守すべきルールを定め、一層の徹底化を図る。
- (6) 内部監査については、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告する。

【事務組織の構成と人事配置、職員人事政策】

- (1) 教育研究活動を円滑に行いその支援業務を効率的に進めるために、適正規模の事務組織を構築し、事務職員の適正な配置と人材育成を促進する。
- (2) 法人（事務局）と大学（学務局）の連携を強化し、学園・大学の一体的運営を図る組織体制を構築するために、事務分掌・職務権限基準の見直し、人的交流の推進等を積極的に進める。
- (3) 限られた人的資源のなかで、社会の変化やステーク・ホルダーのニーズを的確にとらえる柔軟性と機動性に富んだ事務組織とするため、職員の調査・企画・立案能力の強化を図る。
- (4) 良質な人材の確保、適正な業務評価による処遇改善を行うため、諸規程を整備するとともに、スタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する。

【コンプライアンスと危機管理】

組織運営において、コンプライアンスと危機管理は死活的に重要な視点である。本学は、社会に信頼される高等教育機関として、コンプライアンスと危機管理に下記のように取り組む。

- (1) 学園総務部総務課内に法務・コンプライアンス担当者を置き、「学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程」を制定するとともに「コンプライアンス推進会議」を立ち上げ、コンプライアンス推進の中心的機能を担わせる。これらの規程や組織を通じてコンプライアンスに関する諸施策の立案や研修等を進め、教職員のコンプライアンス意識を徹底させる。
- (2) 懲戒に関する諸規定、法令違反行為等を防止するための公益通報制度および公益通報者保護に関する諸規程を整備し、コンプライアンス推進のための体制を構築する。

- (3) 危機管理については、災害発生時の対応の点検および施設の防災・減災化を進める。また、関係規程・マニュアルを整備することにより、災害発生時の学生および教職員の安全を確保し、迅速な学内秩序の復旧と学生支援を行う。
- (4) 自然災害のみならず犯罪行為や感染症、有害物質等の脅威にさらされる可能性を考慮し、危機管理に関する包括的規程を作成し、危機情報を迅速かつ正確に把握・共有・公開する体制づくりを進める。
- (5) 危機に迅速かつ的確に対処するために、一元的体制による指揮系統の確立を図る。

2. 財務

【財政基盤の確立方針】

- (1) 学生に充実した教育を永続的に提供し、教員の良質な研究環境を整えるために、中長期の財政計画の下に安定した財政基盤を確立する。
- (2) 少子化時代を迎え、入学定員超過率が厳格化され、これまで以上の入学者数を望めない現状を踏まえ、授業料への過度の依存を避け、適切な合理化を行い、外部資金を含む授業料以外の財源の確保を図る。
- (3) 科学研究費補助金等の外部資金を受け入れるため組織・支援体制を整備し、多様な外部資金の獲得に積極的に取り組む。
- (4) 資産運用収入については、東松山キャンパス整備事業後、減価償却特定資産の積み増し、および新たな第3号基本金組み入れを中心に検討し、資産運用収入の増加を図る。
- (5) 教育研究活動のキャッシュフローを十分に確保すると同時に、帰属収支差額の収入超過を堅持し、帰属収支差額比率の適正化を図る。
- (6) 社会への説明責任を果たすため、積極的に財務情報を公開する。

【予算の編成と執行】

- (1) 予算の編成は、学園経理規程に基づき適切な手続きに沿って行っているが、学内財政状況や積算の考え方について広く意見を求めつつ、実効性のある予算積算と執行ルールを策定する。また、決算の監査については現行システムを再検証する。
- (2) 予算執行は、予算統制の見地から、より効率的で業務を円滑にかつ迅速に行うための執行ルールを策定する。

3. 管理運営・財務の適切性の検証

管理運営・財務の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。

基本方針の項目は、大学の設置者である学校法人大東文化学園の年度ごとの「事業計画」に盛り込まれ、具体化が図られる。事業計画は、大東文化大学、大東文化大学第一高等学校、大東文化大学附属青桐幼稚園、大東文化学園（法人事務局）の4つの単位で策定されるが、2015年度の大学および学園の事業計画に盛り込まれた管理運営・財務に関する取り組み（行動計画）は、下記の8項目である（B9-1-3 p.1）。

【大学】

- ・大学財政の在り方の改革
- ・大学ガバナンスの改善

【学園】

- ・教学組織（大学）の行動計画を支えるための理事会の機能強化
- ・教学（大学）ガバナンスの改革支援
- ・コンプライアスマネジメントの周知と充実
- ・中長期財政計画の策定
- ・帰属収入増の促進対策への取り組み
- ・教育改革と予算編成方針及び執行方法の見直し

上記項目のうち、例えば、大学ガバナンスの改善については、学長権限の明確化等に関する学校教育法の改正を受けて、学務局長（学務担当常務理事）を委員長とする「大学のガバナンス検討委員会」を発足させ、学長権限や教授会の位置づけなどについて規程の見直しを行い、学部教授会、学部長会議、大学評議会など各レベルでの議論を経て、学則改正に結びつけてきた。改正された規程の内容は、次項（9-1-2）で述べるとおりである。2014年11月から2015年11月末までに、検討委員会は16回開催されており、大学ガバナンスの改善に向けた議論は現在もなお進行中である。

（2）意思決定プロセスの明確化

大学における意思決定プロセスについては、教授会、研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）で審議・建議された案件のうち、日常的なものは、起案により学長が決定を行う。規程等の制定・改廃、その他の重要案件については、それぞれ学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会にて審議・議決され、学長が決定を行う（B9-1-4、B9-1-5、A9-1-1 第11条～第11条の22、A9-1-2 第26条の2）。

「管理運営・財務に関する方針」の【各組織のガバナンス方針】に明記されているとおり、理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）、学園評議員会等の学校法人大東文化学園の会議体、また、学長が主宰する学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等の教学組織の会議体については、次項で述べるように、それぞれの役割が規程により明確に定められている。

原則として、理事会および常務審議会は毎月1回、学園評議員会は年2回、理事長が招集して開催される。教学組織については、学部長会議は毎月2回、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会はそれぞれ毎月1回開催され、いずれも学長が招集し議長となる。大学評議会は学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専

任教員2名、図書館長、東洋研究所長、書道研究所長の計50名から構成され、大学院評議会は学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、各研究科から選出された専任教員1名（法務研究科を除く）、法務研究科長・教務主任・学生主任の計35名から構成される。

学長を補佐する副学長（最大3名）は、現行体制では、国際・改革推進、教務・学生、東松山キャンパスの3部門を担当するとともに、国際交流センター所長、学生支援センター所長、東松山キャンパス運営委員会委員長、大学改革推進会議委員長、全学FD委員会委員長などを兼務し、学長の意を受けて各組織の意思決定と運営に責任を負う(A9-1-1第8条の2、A9-1-5)。

全体的に言えば、教学組織に関するさまざまな事項については、最終的には学長が責任を負い意思決定を行うが、重要事項については、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、可能なかぎり学部長会議や研究科委員長会議を通じて合意形成を図るよう努めている。

学部長会議や大学評議会、大学院評議会での決定事項は、教授会および研究科委員会を通じて全専任教員に周知される。

(3) 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

教学組織(大学)における権限と責任については、下記の学則と規程に明確に定められている。

- ・学部長会議：大東文化大学学部長会議規程第3条 (B9-1-4)
- ・大学評議会：大東文化大学学則第11条の25 (A9-1-1)
- ・研究科委員長会議：大東文化大学大学院研究科委員長会議規程第3条 (B9-1-5)
- ・大学院評議会：大東文化大学大学院学則第26条の5 (A9-1-2)

法人組織(理事会等)については、「学校法人大東文化学園寄附行為」に基づき、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」を定め、理事会の基本的機能、理事会の業務、理事の忠実義務、また常務審議会の役割等を明文化している(A9-1-4、B9-1-6)。

法人組織(理事会等)と教学組織(大学)の関係は、学則の改正および専任教員の採用・昇格人事等の最終決定は理事会の承認を必要とするなど、前者が設置者として後者の管理・運営の基本方針を定めることになっているが、法人側の学園理事長、事務局長と教学側の学長、学務局長による常務会が毎週開催されるなど、両者の意思疎通は十分に図られている。両者の役割分担は、施設設備等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等が法人の、教育課程の編成等が後者の役割であり、連携協力体制が築かれていると言える。

(4) 教授会の権限と責任の明確化

学部教授会の権限と責任については、大東文化大学学則第11条の8において、研究科委員会については、大東文化大学大学院学則第26条において、研究科教授会については、大東文化大学大学院法務研究科(法科大学院)学則第11条において、それぞれ明確に定められている(A9-1-1、A9-1-2、A9-1-3)。

学部教授会は、当該学部に所属する専任の教授・准教授・講師・助教および特任教員で構成され(学則第11条の2)、学部長が議長となって進められる(第11条の3)。ただし、

第11条の8第1項第10号で定めた教員の選考・昇格その他の教員の人事（懲戒審査を除く）に関する事項のうち、専任教員・助教・特任教員および客員教員（特別招聘教授を含む）の人事を審議する教授会については、構成員から助教および特任教員を除く。教授会は、構成員のうち2分の1以上の出席をもって開催し、任免に関する事項は構成員のうち3分の2以上の出席が必要とされる（学則第11条の5）。教授会における決議は、出席した構成員の過半数で決し、同数の場合は議長が決する。ただし、任免に関しては、出席構成員の3分の2以上の同意を必要とする（学則第11条の6）。

大学院研究科委員会および研究科教授会（法務研究科）についても、大学院学則、法務研究科学則において構成員、開催や決議のための要件が定められている。

学長が決定を行うにあたって、学部教授会および研究科委員会、研究科教授会が審議・議決し、学長に建議する事項は学則、大学院学則、法務研究科学則に明記されている。その主な事項は下記のとおりである。

- ① 学生の入学（再入学、転入学及び編入学を含む）、卒業及び課程の修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 入学試験に関する事項
- ④ 教育課程及び授業科目の編成に関する事項
- ⑤ 学生の試験その他の成績評価に関する事項
- ⑥ 学生の進級に関する事項
- ⑦ 学生の指導及び賞罰に関する事項
- ⑧ 学部長、学科主任、東松山担当主任及び学部附置の研究所所長の推薦に関する事項
（研究科では研究科委員長、専攻主任の推薦に関する事項。法務研究科では研究科長、教務主任及び学生主任の推薦に関する事項）
- ⑨ 教員の授業担当に関する事項
- ⑩ 教員の選考、昇格その他教員の人事に関する事項（ただし、懲戒審査を除く）

9-1-2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

（1）関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学内の諸規程については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づき、管理運営に関する諸規則を整備し、適切に運用している。とりわけ、2015年4月施行の学校教育法改正を受けて、改正法の趣旨を踏まえ、本学の実情にも合致するよう大東文化大学学則および大学院学則、法務研究科学則を改めた（A9-1-1、A9-1-2、A9-1-3）。主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 「学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、その教職員を統督する。」とし、学長権限を明確化した（A9-1-1第8条）。
- ② 法改正により副学長の職務が拡大されたことを受け、「副学長は学長の職務を補佐する。ただし学長が必要と認めた場合には、その命を受けて、校務をつかさどることができるとする。」旨の規定を置いた（A9-1-1第8条の2）。
- ③ 改正法93により、教授会の審議事項が第2項と第3項とに分けて規定されるとともに、

校務に関する学長の最終決定権を担保することが求められることになったため、教授会と学長との関係性を明確化し、併せて教授会での審議及び議決事項を整理した（A9-1-1 第11条の8）。

- ④ 教授会の審議事項と同様、大学評議会と学長との関係性を明確化し、併せて大学評議会での審議及び議決事項を整理した（A9-1-1 第11条の25）。
- ⑤ 連合教授会の構成、議決事項及び他の機関との関係性を整理した（A9-1-1 第11条の28及び第11条の30）。
- ⑥ 文部科学省施行通知において、議事録等をホームページで公表するなどの方法により教授会等の透明性を図ることとされたため、教授会、大学評議会及び連合教授会の議事録要旨の公開を行う（A9-1-1 第11条の10及び第11条の34）。
- ⑦ 賞罰についての最終決定権が学長にあることを明確化した（A9-1-1 第46条及び第47条第3項）。
- ⑧ 本学則の改廃について、「学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。」とした（A9-1-1 第50条）。

（2）学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長等の権限と責任については、以下の学則、規程に明確に定められている。

- ・学長：大東文化大学学則第8条第2項（A9-1-1）
- ・学部長・学科主任：大東文化大学学則第8条の3第3・4項（A9-1-1）
- ・法務研究科長：大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第3条第2項（A9-1-3）
- ・学務局長（学務担当常務理事）：学校法人大東文化学園寄附行為第12条（A9-1-4）、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」第9条（B9-1-6）、職務権限基準3（B9-1-7）
- ・副学長：大東文化大学副学長に関する規程第2条1項（A9-1-5）

大学院研究科委員長については、「大東文化大学大学院学則」第25条において、研究科に委員長を置くことは定められているが、権限が明記されていない（A9-1-2）。2016年3月末までに、学則の改正を行い、研究科委員長の権限を明確化することとしている。

（3）学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長選考については、「大東文化大学学長選考規程」の定めにより、本学の専任教育職員（特任教員を含む）、専任事務職員（4級以上）および専任医療職員の投票で行われる。学長選挙の執行については、選挙を適正に行うことを目的とした選挙管理委員会が大学評議会の下に設置される（A9-1-6 第7条）。

また、学長選挙の詳細な方法等は、「大東文化大学学長選挙選挙管理委員会内規」に定められている（A9-1-7）。学部長、研究科委員長の選考方法については、「学校法人大東文化学園職員任免規則」第4条第2項および第3項でそれぞれ定められており（A9-1-8）、各学部・研究科における選挙の執行方法は、学部・研究科の内規で定められている（A9-1-9）。

学長および学部長・研究科長等の選考については、いずれも規程、規則、内規に基づいて適切に行われている。

9-1-3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

(1) 事務組織の構成と人員配置の適切性

事務組織の構成および各職制、事務分掌については、「学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則」に定めている (B9-1-9)。2015年5月1日現在、大学業務を支援する事務組織の構成は31部署、専任職員の人数は188名である。事務組織図は別添資料を参照 (B9-1-19 d2-表55)。

人員配置については、事務職員を対象とする「学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針」に掲げた、下記の7つの基本方針に基づき、事務職員人事委員会において、各部署の円滑な業務運営および業務改善等が可能となるように人員配置を行っている (B9-1-10、B9-1-11)。

- ① 学園と事務職員の相互成長
- ② 事務職員の期待像
- ③ 職務・能力開発の推進
- ④ 公平評価による適切処遇
- ⑤ 組織の自律性向上
- ⑥ 組織目標と個人目標の統合
- ⑦ 事務職員の福祉の向上

人員配置は、なによりも職員本人の成長を重視し、特に若い職員の長期的なキャリア育成計画、自己申告に基づく育成計画などを加味して行っている (B9-1-19 d2-表54)。新たな分野への挑戦を通じて、異なる業務を積み重ねることで潜在能力をさらに開花させ、さまざまな業務に活かせるよう配置計画を策定し、適切な人事異動に努めている。

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

大学を取り巻く環境変化への適応、業務内容の多様化への対応また組織上強化すべき事項などの観点から、段階的に事務組織の再編に向けた取り組みを進めてきた。板橋校舎と東松山校舎それぞれに独立した管理課の設置 (2013年)、学生支援を包括的に行うための学生支援センター事務室の設置 (2013年)、学園と大学をまたいだ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するための総合企画室の設置 (2014年)、教職および資格取得を支援する新たな全学組織「教職課程センター」事務室の設置 (2016年4月予定) などである。

併せて事務組織並分掌規則に基づく分掌業務の明細を分類、列記した職務権限基準を一部見直し、事務職員 (一般職) の業務範囲、権限の拡大も図っている (B9-1-9)。

(3) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

事務職員の採用は、事務職員人事委員会において採用人数、募集方法、採用日程を審議し決定する。募集は大学ホームページ、求人募集サイトを通じた公募により行っている。

数回にわたる学園説明会を開催し、本学の強みやビジョンを伝えるとともに、先輩事務職員の経験談、個別の質疑応答コーナーを設けるなどして、本学が求める大学事務職員像を前面に打ち出し多様で将来性豊かな人材の獲得に努めている。手続きとしては、書類選考・グループ面接・グループディスカッション・筆記試験・面接など種々の観点から選考

し、公正性および透明性を旨とした採用人事を行っている。

採用は新卒者採用が原則であるが、必要に応じて中途採用を行う年度もある。過去5年間の採用実績は、下記のとおりである。

	新卒採用		既卒採用	
	応募者数	採用者数（男/女）	応募者数	採用者数（男/女）
2011年4月採用	486名	5名（2/3）	—	—
2012年4月採用	438名	6名（2/4）	—	—
2013年4月採用	505名	4名（3/1）	388名	6名（5/1）
2014年4月採用	375名	5名（4/1）	305名	7名（6/1）
2015年4月採用	246名	3名（1/2）	267名	3名（3/0）

事務職員の昇格については、2008年にそれまでの人事制度（通称 MIP：Management Innovation Project）を改め、「学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則」第6条に基づいて定めた「学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程」に「事務職員資格制度」を設け、資格等級の格付、資格昇格の基準、資格昇格の審査等についてポイント、基準を明確にして適切な運用を行っている（B9-1-12、B9-1-13）。

9-1-4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

（1）人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

人事考課に基づく業務評価については、事務職員資格制度により、納得性・公正性を確保し事務職員の意欲・資質の向上を図るために、職員本人から自己評価・申告書を提出させ、複数の上職者による面談等を踏まえ、人事評価書の作成により適正に行っている。

処遇改善についても、事務職員資格制度に設けられた等級格付プログラムにより、資格等級の格付・資格昇格の基準・資格昇格の審査を踏まえて、適切に行っている。また、昇格については、5級⇒4級および4級⇒3級に昇格する場合は、事前研修を受講・修了することが必須とされ、これらは対象者の昇格への意欲（自己成長意欲）を学園大学の発展へと結び付ける仕組みとなっている（B9-1-14）。

（2）スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、学内での全体研修は、全職員を対象とした「事務職員総会」を年に一度開催し、学園・大学の今後の方向性や課題を共有認識し、部署間の連携強化を図る場として活用している。階層別としては、入職4年目までの職員を対象とした「職員力基礎研修」を義務づけ、経年を振り返り基本的なスキルを身につけるとともに、業務に対するモチベーションアップにつなげている。

また、学外での研修については、外部教育機関の受講（大学院アドミニストレーター研究科等）、各種通信教育の受講、実務に応じた外部セミナーへの参加等の促進を図っている。

2010年度から2014年度までのSDの実施状況は、下表のとおりである。

	主催等	2010	2011	2012	2013	2014	5ヶ 年 合 計
大学院研修派遣	桜美林大学大学院・大学アドミニス ション専攻（科目等履修）	0	0	1	0	1	2
外部企画研修プ ログラム	私大職員研修セミナー・大学職員 サポートセンター他 （上段：受講件数/下段：受講者 数）	6	0	3	0	3	12
		6	0	3	0	3	12
大学SDフォーラム	（社）日本能率協会 （上段：受講件数/下段：受講者 数）	6	8	5	12	17	48
		6	5	5	10	17	43
通信教育	大東文化学園通信教育コース・(株) 日本能率協会マネジメントセンター （上段：修了者数/下段：受講者 数）	41	38	37	28	21	165
		45	38	44	35	22	184
年度別参加者（受講者）総数 ※		57	46	53	47	43	246

※総数のうち、外部企画研修プログラムは、受講件数にて算出。

※総数のうち、大学SDフォーラムは、受講件数にて算出。

※総数のうち、通信教育は、受講者数にて算出。

2. 点検・評価

【基準9-1の充足状況】

本学は、「管理運営・財務に関する方針」を策定して、各組織のガバナンス方針、事務組織の構成と人事配置および職員人事政策、コンプライアンスと危機管理、管理運営の適切性の検証等について方針を明確にし、学内外に公表するとともに、教職員への周知を図っている(B9-1-1、B9-1-2)。

意思決定プロセスについては、大学および設置者である大東文化学園の諸会議体の役割を規程に定め、明確にしている(A9-1-1、A9-1-2、A9-1-3、B9-1-4、B9-1-5、B9-1-6、B9-1-7)。両者の権限と責任の明確化、また教授会権限の明確化についても、規程に則り適切に行われている。管理運営に関する学内の諸規程は、学長・学部長・研究科委員長・研究科長・理事（学務担当）等の権限と責任を含めて、いずれも関係法令に基づいて整備され、適切に運用されている（研究科委員長については、2016年3月までに規程の改正を行い、権限を明確化する）(A9-1-1 第8条、第8条第2項、第8条の3第3・4項、A9-1-3 第3条第2項、A9-1-4 第12条、B9-1-6 第9条、B9-1-7、A9-1-5 第2条1項)。学長および学部長・研究科委員長・研究科長の選考についても、明確な規程に基づいて行われている(A9-1-6、A9-1-7、A9-1-8 第4条第2項および第3項、A9-1-9)。

教学を支える事務組織については、事務職員の職位・事務分掌、採用・昇格等の規程、基準を定め、適切な構成と人員配置、人事考課が行われている(B9-1-9、B9-1-10、B9-1-11、B9-1-12、B9-1-13、B9-1-14)。事務機能の改善や業務内容の多様化への対応、スタッフ・ディベロップメント(SD)も適切に行われている。

以上のことから、基準9-1は充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

- ① 事務組織に関しては、学生支援センターの開設に伴って事務室を設置し（2013年）、学生の生活支援、福利厚生増進、学生相談、障がい学生の支援、課外活動支援、診療所・保健室の運営等を包括的に推進できるように支援体制の強化を図った（B9-1-9 第23条の2、B9-1-15、B9-1-19 d2表54、d2表55）。
- ② 学園と大学をまたいだ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するための総合企画室の設置（2014年）を行った（B9-1-9 第6条の9、B9-1-19 d2表54、d2表55）。

(2) 改善すべき事項

スタッフ・ディベロップメント（SD）のための事務職員研修については、新入職員研修および職員力基礎研修の初級職員クラスは比較的手厚く行っているが、中堅以降の階層については、外部研修への参加、通信講座の受講といった職員個々の主体性・自発性に委ねている部分が大きく、学園運営の根幹を担うべき管理職位（あるいは管理職位になる前のクラス）の階層別研修の体制整備が不十分である。今日の社会情勢や私学経営をめぐる環境変化への対応といった局面で管理職位の果たすべき役割は年々増大しており、体制の整備が急務である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- ① 学生支援センター事務室の設置後、学生支援センターの目的を達成できるよう幅広い業務に着手している（B9-1-15）。2016年度以降も引き続き、センター運営委員会の下に置かれている部会（学生支援部会、学生相談部会、障がい学生支援部会）で年間テーマを設定し、より包括的できめ細かな支援を行っていく（B9-1-16）。
- ② 総合企画室は、『DAITO VISION 2023』、学園基本方針・行動計画、中長期財政計画、自己点検・評価活動等の支援が主たる業務であり、学園と大学の政策を有機的に連携させる役割を果たしている。2016年度以降も、学部学科再編（新設）を含めたキャンパス将来構想のための情報収集と計画(案)の設計、中長期財政計画の進捗確認・調整・管理、自己点検・評価活動における各部局と大学執行部との調整および点検・評価活動実施のための諸企画の立案等を行い、俯瞰的な目をもって学園・大学の政策推進をサポートしていく（B9-1-17）。

(2) 改善すべき事項

階層別研修の体制整備が不十分であるため、早急に組織的な階層別学内研修体系を整備し、事務職員の養成（SD強化）に取り組む。とりわけ、管理職マネジメントスキル（判断力、部下育成・指導力、学園目標管理、人事労務の理解等）の量的・質的向上は急務であり、学内外の手厚い研修体制によって、より組織的に階層別学内研修を実施し、管理職養成に取り組んでいく（B9-1-18）。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A9-1-1 大東文化大学学則 《既出》A1-1
- A9-1-2 大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
- A9-1-3 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 《既出》A1-3
- A9-1-4 学校法人大東文化学園寄附行為
- A9-1-5 大東文化大学副学長に関する規程
- A9-1-6 大東文化大学学長選考規程/大東文化大学学長解任審査請求手続規程
- A9-1-7 大東文化大学学長選挙選挙管理委員会内規
- A9-1-8 学校法人大東文化学園職員任免規則 《既出》A3-1
- A9-1-9 文学部長選挙に関する内規
 - 文学部長選挙選挙管理委員会内規
 - 大東文化大学経済学部長および経済学部学科主任等の選出に関する規程
 - 経済学部東松山担当主任選出手続要領
 - 外国語学部学部長選考要綱
 - 外国語学部学部長選挙管理委員会内規
 - 学部長の推薦について/学部長の再任 について（法学部）
 - 国際関係学部学部長・国際関係学科主任および国際文化学科主任の推薦に関する内規
 - 経営学部学部長選出基準
 - 環境創造学部・学部長候補者の選出と推薦に関する内規
 - スポーツ・健康科学部学部長および学科主任の推薦に関する規程
 - スポーツ・健康科学部選挙管理委員会内規
 - 大東文化大学大学院経済学研究科委員長および専攻主任選出要綱
 - 外国語学研究科研究科委員長選出要綱
 - 大学院法学研究科研究科委員長選出規程
 - アジア地域研究科委員長・専攻主任の選出に関する内規
 - 経営学研究科研究科委員長選出基準
 - 大学院スポーツ・健康科学研究科研究科委員長及び専攻主任選挙における申し合わせ事項
 - 大学院スポーツ・健康科学研究科研究科委員長及び専攻主任推薦に関する規程
- A9-1-10 学校法人大東文化学園役員（平成27年4月1日現在）
- A9-1-11 財務計算書類(写)2010(平成22)～2014（平成26）年度
- A9-1-12 監査報告書 2009(平成21)～2014(平成26)年度（監事監査報告書・監査法人の監査報告書）
- A9-1-13 学校法人大東文化学園平成26年度事業報告書
- A9-1-14 財産目録（平成27年3月31日現在）
- B9-1-1 大東文化大学基準列基本方針 《既出》B1-18
- B9-1-2 『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）
《既出》B1-4

- B9-1-3 学校法人大東文化学園 平成27年度事業計画
- B9-1-4 大東文化大学学部長会議規程
- B9-1-5 大東文化大学大学院研究科委員長会議規程
- B9-1-6 学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則
- B9-1-7 職務権限基準
- B9-1-8 大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程
- B9-1-9 学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則
- B9-1-10 学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針
- B9-1-11 学校法人大東文化学園事務職員人事委員会規程
- B9-1-12 学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則
- B9-1-13 学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程
- B9-1-14 事務職員資格制度（等級格付プログラム）
- B9-1-15 大東文化大学学生支援センター規程 《既出》B6-1
 - 大東文化大学運営委員会学生支援部会規則
 - 大東文化大学運営委員会学生相談部会規則
 - 大東文化大学運営委員会障がい学生支援部会規則
- B9-1-16 平成27年度第1回大東文化大学学生支援センター運営委員会(次第)
 - 平成27年度第1回学生支援部会議事録
- B9-1-17 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（総合企画室総合企画課）
- B9-1-18 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（総務部人事課）
- B9-1-19 大学データ集 《既出》B1-22

第9章 管理運営・財務

第2節 財務

第9章 管理運営・財務

第2節 財務

1. 現状の説明

9-2-1 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

(1) 中長期的な財政計画の立案

教育研究を安定して遂行するための財政的基盤は、2014年度決算の段階において、必要かつ十分な水準を確保していると判断する(A9-2-1)。一方で、18歳人口の減少はさらに続き、また文部科学省より入学定員超過率の補助金交付基準が2018年度以降、1.10倍以上を不交付とする方針が示されるなど、学生数と学生生徒等納付金収入の安定的確保が年々厳しくなることは確実な状況にある。

財政的基盤を高い水準で維持していくためには、中長期的な財政状況の検証に基づく財政計画の立案が必要である。この認識から、本学は2014年12月より、学園執行部(法人)と大学執行部との協働体制による「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト」をスタートさせ、事務局長(財務担当常務理事)を委員長として検討作業を重ねてきた(B9-2-10)。その目的は、①安定した財政基盤を確立し、質の高い教育・研究活動を永続的に推進する。②DAITO VISION 2023を実現するための財政的根拠を確立する。③都心キャンパス展開、学部学科再編の可能性を展望することである。そして、本学財政の現状分析と将来予測、財政基盤の確立に向けた各種施策の検討を行い、「本学財政の現状と将来予測」「財政健全化に向けた施策の検討」「今後の方向性と施策方針」等からなる「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」をまとめた。

報告書は、2015年9月の学園理事会で報告・承認を受けた後、板橋校舎と東松山校舎において教職員向けの説明会を開催し、学内への周知を図った。今後、本学の財政施策は、この報告書の内容に基づいて進められることになる。

収入の多くを学生生徒等納付金に過度に依存し、また、人件費比率が高く相対的に教育研究経費比率が低いという本学の現状を踏まえ、中長期的な財政基盤の健全化をはかりつつ教育の質を維持、向上させていくことが本学の課題である。

(2) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

本学は、「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」および「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」(ともに2008年11月制定)を定め、科学研究費補助金等の公的研究費の適正な管理・運営に努めている(B9-2-1)。

2014年度の科学研究費補助金の受け入れ状況は、37件、年額計64,732,000円、厚生労働科学研究費は、1件、年額計2,810,000円であった(B9-2-11 d2-表53)。

2015年度の科学研究費補助金は、40件、年額58,708,000円を受け入れる予定である(B9-2-11 d2-表53)。受託研究費等の外部資金の受け入れは、2014年度はなかったが、2015年度は7月現在、3件、年額計950,000円を受け入れる予定である。

(3) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率については、別紙「大学基礎データ」(d1-表6,7,8)のほか、各根拠資料のとおりである(A9-2-1)。

帰属収入に対する人件費比率は、以前は上昇傾向にあり、60%を大きく超過していた。近年は、引き続き、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を上回っているものの、やや改善傾向にある。ただし、学生生徒等納付金に対する人件費依存率については、学生生徒等納付金が年々減少しているため、なお高い比率が続いている。

	人件費比率	人件費依存率
2010年度	59.1%	71.2%
2011年度	60.0%	74.1%
2012年度	58.9%	74.4%
2013年度	59.8%	75.8%
2014年度	56.9%	77.6%

帰属収入に対する教育研究経費比率については、引き続き、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を下回ってはいるが、金額・比率とも上昇傾向にある。消費支出に対する同構成比率についても、ほぼ年々上昇している。

	教育研究経費比率	教育研究経費構成比率
2010年度	28.9%	30.5%
2011年度	29.2%	30.2%
2012年度	28.7%	30.3%
2013年度	31.3%	31.8%
2014年度	29.7%	32.1%

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については、実質的に悪化の傾向にある。2014年度は附設校である旧医学技術専門学校の土地を売却し大きな売却益を得たが、同年度も含めて、消費収支比率は大学単独でも法人全体でも、100%を超える状態が長期間続いている。また、学生生徒等納付金比率は、80%前後の高い状態が続いており、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を上回っている。

貸借対照表関係比率については、現在のところ数値はおおむね良好であると思われる。ただし、消費収支差額は、繰り越しが2011年度決算で支出超過に転換し、その後も単年度支出超過が続いており、悪化の傾向にある。また、帰属収支差額についても、現在のところは収入超過が続いているものの、悪化の傾向にある。

9-2-2 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

(1) 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

予算編成については、「学校法人大東文化学園経理規程」(1971年6月制定)および「同施行細則」(1980年3月制定)の規定に基づき、各会計単位(法人、大学(各学部)、高等学校、幼稚園)による積算をもとに、経理統括部署がとりまとめと調整を行っている(B9-2-2)。

はじめに学園として次年度予算編成方針を理事会決定し、学園執行部および各会計単位

の長、学部長、局長、経理責任者（財務部長）、予算事務責任者（財務課長）等による予算会議を開催し、予算編成方針に基づいて予算作成要領・積算基準を定め、各会計単位の中にある各予算単位（各部署・学科等）を対象に予算編成説明会を実施し、それぞれの予算積算の集計による積み上げ方式を基本として行っている（B9-2-3）。

予算執行については、各役職者、各会計単位・予算単位の長に、項目・金額について一定の決裁権限を付与し、それを超える内容・金額の事案については起案書による決裁、理事会等の決議により実施している（B9-2-4）。

予算編成および執行については、上記のルールが確立されており、適切に行われていると判断する。

また、大学財政のあり方について、2015年6月に「大学予算編成方針・執行の見直しに関する検討委員会」を設置し、学長のリーダーシップによる全学的事業の推進、重点課題へのメリハリある予算配分などを実現させるための検討を行った。2015年7月には委員会答申がまとめられ、全学的な課題に取り組むための学長予算の新設等が提案された（B9-2-5）。

大東文化学園における監査は、学園監事による監事監査、監査法人による会計監査、学園教職員の中から選任された監査員による内部監査という三者の異なる身分・立場から監査を行っている。

監事監査は、「学校法人大東文化学園監事監査規程」（2012年3月制定）に基づき、学校法人の業務について意見を述べるとともに、関係資料の閲覧や関係者への聴取等により監査を行っている（B9-2-6、A9-2-2）。また、財産の状況について、監査法人と連携をとりながら、毎年度決算終了後に、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および各種付属明細表、財産目録等について監査を行っている（A9-2-3）。

また、監査法人による会計監査を毎年度相当回数受けている（2014年度は計44回）。この会計監査は、期首・期末決算の監査に加え、期中においては、当該年度予算に基づく監査として、ほぼ全ての収入支出、固定資産等を対象とした監査となる。ここで指摘を受けた事項については、執行部および関係各部署に報告し、以後の業務執行に向けた改善方を提出させること等により周知させている。

内部監査は、「学校法人大東文化学園内部監査規程」（1998年6月制定）に基づき、監査室を設置し、教職員の中から理事長が任命した若干名（2015年度は8名）の監査員によって実施している（B9-2-7）。監査は、毎年定める内部監査計画により計画的に実施される定例監査、理事長の命により不定期に行われる臨時監査、定例監査の指摘事項等の改善状況を確認するための確認監査の3種類の方法によって行っている。

学園監事と監査法人および監査室との連携は、必要に応じて随時行っている。決算の監査については、学園監事、会計監査法人を中心に、内部監査員および監査室も加え、三者が相互連携を図りつつ細部にわたる監査を実施している。

（2）予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

予算執行に伴う効果を分析・検証するための確立された仕組みというものはないが、詳細な事業計画書および事業報告書を毎年度作成し検証を行っている（A9-2-4）。

また、財政状況については、毎年度決算時において財務計算書類を作成し検証を行っている（A9-2-5）。予算・決算・財政状況等については毎年度ホームページに公開している。また、

決算確定を受けて、さらに詳細な財務分析資料を毎年度作成し検証を行っている。

2. 点検・評価

【基準9-2の充足状況】

教育研究を安定して遂行するための財政的基盤は、2014年度決算では、必要かつ十分な水準を確保している(A9-2-4)。

中長期的な財政計画の立案については、大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクトにより、本学財政の現状と将来予測に基づいて財政健全化に向けた施策の検討を行い、その最終報告書が学園理事会で承認されている。今後、本学の財政施策は、この報告書に盛り込まれた基本方針に基づいて進められる。

科学研究費補助金等の外部資金については、ここ数年、受け入れ件数が増加している(B9-2-11 d2-表53)。また、その管理・運営は規程に基づいて適切に行われている(B9-2-1)。

消費収支計算書関係比率に関しては、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体平均と比べ、依然として、人件費比率および人件費依存率の水準が高い反面、教育研究経費比率は低い水準にあること(d1-表6)、また、帰属収支差額比率や消費収支比率の数値が悪化傾向にあることなど、改善すべき課題がある(d1-表7)。一方、貸借対照表関係比率に関しては、現在のところ適切な水準を保っている(d1-表8)。

予算編成の適切性と執行ルールの明確性については、「学校法人大東文化学園経理規程」「同経理規程施行細則」「職務権限基準」「予算編成方針」に則り、明確な基準と手続きに基づいて適切に行われている(B9-2-2、B9-2-3、B9-2-4)。また、決算の監査については、「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」に基づき監査法人が実施する会計監査、「学校法人大東文化学園監事監査規程」に基づく学園監事監査、および「学校法人大東文化学園内部監査規程」に基づく内部監査を通じて適切に行われている(A9-2-2、B9-2-6、B9-2-7)。

以上のことから、基準9-2はおおむね充足しているものと判断する。

(1) 効果が上がっている事項

学長のリーダーシップによる全学的事業の推進、重点課題へのメリハリある予算配分等を実現するため、「大学予算編成方針・執行の見直しに関する検討委員会」がとりまとめた委員会答申(2015年7月)に基づき、学長予算を創設することが2016年度予算編成方針において示された(B9-2-3、B9-2-5)。2016年度からの運用に向けて、2015年12月に関連する規則を制定し、運用体制を整備した。これにより学長のリーダーシップを予算面で支える体制の一つが整ったことになる(B9-2-3、B9-2-5)。

(2) 改善すべき事項

帰属収支差額比率、消費収支比率が悪化しつつあり、中長期財政計画に基づいた改善が求められる。すでに、中長期財政計画策定プロジェクトで策定された今後の財政施策の方針が、2015年9月の理事会において承認されており、今後はこの方針に沿って着実に財政施策を進めていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

総合企画室と財務部が連携しながら、2016年度から新設される学長予算（全学プロジェクト予算）の利用状況を分析し、学長予算のより効果的な活用方法の検証、および将来的な予算規模の充実を図ることができるような予算編成・予算執行に関する管理体制を整備する（B9-2-8）。

(2) 改善すべき事項

2016年度も引き続き中長期財政計画策定プロジェクト推進本部において、理事会で承認された提案内容に基づき、個々の施策方針の実現に向けた具体的な検討を行い、財政基盤確立のための実質的な成果に結びつけていく（B9-2-9）。他大学に比して高い水準にある人件費比率および人件費依存率の抑制、教育研究経費比率の改善等、消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率を通じて、施策の効果を検証していく。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A9-2-1 5カ年連続資金収支計算書（大学部門/学校法人）
5カ年連続消費収支計算書（大学部門/学校法人）
5カ年連続貸借対照表
- A9-2-2 監査報告書 2009(平成21)～2014(平成26)年度（監事監査報告書・監査法人の監査報告書） 《既出》A9-1-12
- A9-2-3 財産目録（2015年3月31日現在） 《既出》A9-1-14
- A9-2-4 学校法人大東文化学園平成26年度事業報告書 《既出》A9-1-13
- A9-2-5 財務計算書類(写) 2010(平成22)～2014（平成26）年度 《既出》A9-1-11
- B9-2-1 大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程
大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領《既出》B7-19
- B9-2-2 学校法人大東文化学園経理規程、同施行細則
- B9-2-3 平成28年度予算編成方針
平成28年度予算説明会開催通知等
- B9-2-4 職務権限基準 《既出》B9-1-7
- B9-2-5 大学予算編成方針・執行の見直しに関する検討委員会答申
- B9-2-6 学校法人大東文化学園監事監査規程
- B9-2-7 学校法人大東文化学園内部監査規程
- B9-2-8 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（総合企画室総合企画課）
《既出》B9-1-17
- B9-2-9 平成27年9月30日開催の理事会報告
- B9-2-10 平成27年度事業計画兼業務確認シート(案)（総合企画室総合企画課）
- B9-2-11 大学データ集 《既出》B1-22

＜大学基礎データ＞

d1-表6 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）

d1-表7 消費収支計算書関係比率（大学単独のもの）

d1-表8 貸借対照表関係比率

第 10 章 内部質保証

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

10-1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

(1) 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学の自己点検・評価活動はすでに20年余の歴史を有している。すなわち、1994年度に制定された「大東文化大学自己点検及び評価規程」と同施行細則に基づいて、活動を開始し、1997年度に最初の報告書『大東文化大学の現状と課題』を公表したのが嚆矢である。2冊目の報告書『大東文化大学の分析と評価』（1998年度）の公表を経て、1999年度には新しい規程を制定し、組織的かつ継続的に自己点検・評価を行う体制を整えた。

その後、2001年度に受審した大学基準協会の相互評価結果を受けて、2002年度より毎年度、「自己点検・評価基本事項検討委員会」を責任主体として点検・評価活動を行い、ホームページ等でその結果を公表してきた。

さらに、2013年10月には、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」を新たに制定し、2014年度より、「大東文化学園自己点検・評価推進委員会」を責任主体として自己点検・評価を実施することとした(A10-1)。新体制の柱は、大学だけが行ってきた自己点検・評価活動に、学校法人大東文化学園（法人経営）と設置校である大東文化大学第一高等学校を加え、いわばオール大東で諸活動の自己点検・評価を行うこと、自己点検・評価の信頼性と客観性を担保するために、本学独自の外部評価委員会による評価を導入したことである。

新体制による自己点検・評価では、第1章「理念・目的」から第10章「内部質保証」まで、大学基準を構成する10の基準を「自己点検・評価シート」に設定し、大学全体として、また学部・研究科、附置研究所、センターごとに点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、上記規程の第16条において、「ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たさなければならない」と定められている。この規程に基づき、「大東文化学園自己点検・評価報告書」（自己点検・評価シート）および「大学基礎データ」を、外部評価委員会報告書とともに、ホームページで公表している(A10-2)。

(2) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

情報公開については、学校教育法施行規則で求められる教育研究活動等の情報のほか、財務情報等を学園の刊行物、ホームページなどで公表している(A10-3)。基本となる刊行物は、毎年度総合企画室総合企画課が発行している『学園の現況』で、以下の情報が掲載されている。

1. 学生（学生数、入学状況、卒業後の進路状況、厚生・生活環境）、2. 教職員（教職員数、年齢別構成、在職年数別構成、役員・委員会等）、3. 学事（教育活動状況、研究活動状況、地域・社会・国際的な交流、図書館の状況）、4. 施設（土地・建物の面積、機器備品の配備状況等）、5. 財務（資金収支計算書、消費収支計算書、消費収支計算書関係比率、貸借対照表の推移、貸借対照表関係比率、資金収支予算書、消費収支予算書、学費）、6. 庶

務（新たに制定された諸規定等、学園のSD活動等）、7. 付録。

これらの情報は毎年度更新し、ホームページで公開している（A10-2、A10-3、A10-4、A10-5）。

また、学部教授会、研究科委員会、法務研究科教授会、大学評議会、大学院評議会の議事録の概要も、ホームページで公開している（A10-3）。

以上のように情報公開は適切に行われているが、情報公開請求への対応については、手続きの明確さと迅速性にやや欠けるところがあり、2010年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）において、「大学関係者からの情報公開請求への対応については、財務情報以外の情報開示の手続きが明確になっていないので、改善が望まれる」との助言が付された。

これを受けて、2014年度に「学校法人大東文化学園情報公開規程」を制定し、公開する情報の種類、情報開示請求の手続き等を定め、大東文化学園総務課を窓口として適正かつ迅速な情報公開に努めている。この規程に基づいた情報開示請求書等の書式は、ホームページから入手できるようになっている（A10-3、A10-6）。

10-2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

（1）内部質保証の方針と手続きの明確化

本学は2013年度に、「大東文化大学基準別基本方針」の一つとして、「内部質保証に関する方針」を定めて手続き等を明確化し、ホームページ等で公表して学内外への周知を図っている（A10-7）。その内容は、以下のとおりである。

内部質保証に関する方針

《基本方針》

本学は、その理念の実現と教育目的の達成のために、教育研究上の組織と個人の諸活動およびそれを支援する組織・業務について、不断の自己点検・評価を実施することで教育研究水準の向上を図り、もって大学に課せられた社会的責務を果たす。

この活動は、大学が教育研究機関として行う自己点検・評価と、教員個々人の教育研究活動の自己点検・評価の二つから成る。組織としての点検・評価と個人としての点検・評価、この二つがともに機能することで内部質保証は可能となる。

1. 自己点検・評価の体制

教育研究機関としての大学が行う自己点検・評価は、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」（2014年4月1日施行）に基づいて、学校法人大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に設置される大東文化大学自己点検・評価委員会が担う。大学自己点検・評価委員会は、大学全体の内部質保証に責任を負い、下記に掲げる事項を行う。

（1）大学の自己点検・評価に関する基本方針の策定および点検・評価項目の設定

に関する事項

- (2) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (3) 評価結果に基づく改善状況の検証に関する事項
- (4) 点検・評価結果の報告および公表に関する事項
- (5) 認証評価に関する事項
- (6) 外部評価委員会に関する事項
- (7) その他、大学自己点検・評価委員会が必要と認めた事項

大学自己点検・評価委員会の下に学部、大学院研究科・大学院法務研究科、図書館、国際交流センター、学生支援センター、キャリアセンター、附置研究所等の部局別点検組織を置き、それぞれ課題の設定、改善の実施、点検作業を行う。

大学自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価の報告書等を精査し、助言・勧告等を行うため、評価専門委員会を置き、ピアレビューを実施する。

教員個人の教育研究活動の自己点検・評価は、「大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD 委員会）」規程に基づいて、学生による授業評価、FD 活動等がその柱となる。

2. 自己点検・評価のサイクル

大学全体とすべての部局が自主的・自律的な改善を図るために、毎年度自己点検・評価を行う。この自己点検・評価においては、中期および年度ごとの目標を設定し、達成度の検証を通じてPDCAサイクルの円滑かつ持続的な推進を図る。

教員個人の自己点検・評価は、FD 委員会が毎年度実施する学生による授業評価等の活動が中心となる。

3. 外部評価

自己点検・評価の信頼性と妥当性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下に外部評価委員会を設置する。外部評価委員会は、学外委員と学内委員から構成され、本学の教育研究活動を評価・検証し、必要な提言を行う。

4. 改善の義務

組織および個人としての自己点検・評価活動には本学の全教職員が参加し、みずから日常的に教育・研究活動およびその支援業務並びに学園全体の管理運営業務を不断に点検・評価する。自己点検・評価の結果は全教職員が真摯に受け止め、みずからの活動・業務の改善に努めなければならない。

5. 情報公開

自己点検・評価の結果は、外部評価委員会と併せて、大東文化学園理事会に報告

するとともに、ホームページや刊行物を通じて外部に積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たす。

(2) 内部質保証を掌る組織の整備

本学の自己点検・評価は、2013年10月に制定された「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」に基づいて行われる(A10-1)。自己点検・評価活動の組織には、以下のものがある。

<大東文化学園自己点検・評価推進委員会>

大学、法人経営、第一高等学校の自己点検・評価活動を統括する。構成メンバーは、学長、高等学校長、常務理事(学務局長、事務局長)、副学長、学部長、大学院研究科委員長、大学院法務研究科長、大学図書館長、学園情報センター所長、高等学校教頭その他で、学園理事長の指名により学長が委員長を、高等学校長と常務理事(事務局長)が副委員長を務める。自己点検・評価に関する基本方針の策定および学園全体の調整、自己点検・評価報告書の検討と理事会への報告に関する事項、評価結果に基づく改善状況の検証、点検・評価結果の報告および公表に関する事項などがその任務である。

<大東文化大学自己点検・評価委員会>

大学の自己点検を掌る組織であるが、親委員会である大東文化学園自己点検・評価推進委員会と構成員の大半が重なることから、2014年度は推進委員会を責任主体として自己点検・評価を行ってきた。推進委員会→大東文化大学自己点検・評価委員会→学部・研究科等の自己点検組織という3層構造ではなく、推進委員会→学部・研究科等という2層構造にして、より迅速な意思決定と政策遂行を図るためである。2015年度からは、自己点検・評価推進委員会と大学自己点検・評価委員会の合同開催というかたちをとっている。

<企画委員会>

大学、高等学校および法人の教職員6名(2015年度)をもって構成され、自己点検・評価に関する企画・立案・調査・調整等の実務を行う。副学長が委員長を務める企画委員会は、自己点検・評価活動のエンジン役を担っている。

<評価専門委員会>

大学、高等学校および法人の教職員13名(2015年度)から構成され、自己点検・評価の報告書(自己点検・評価シート)を精査し、助言・勧告等を行う。評価専門委員会報告書はホームページで公開されている(A10-2)。

<外部評価委員会>

学外の有識者7名と学内教員3名(大学2名、第一高校1名)の10名の委員から構成される(2015年度)。自己点検・評価シートおよび評価専門委員会報告書を精査し、本学の教育研究活動について必要な提言を行う。外部評価委員会報告書は、学園理事会での報告・承認の後、ホームページで公開されている(A10-2)。

<総合企画室総合企画課>

自己点検・評価活動等、学園と大学をまたぐ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するために設置された。7名のスタッフを置き(2015年5月1日現在)、上記の諸委員会の運

営および評価結果を改善に結びつける取り組みをサポートしている。

＜監査室＞

その他、内部質保証を掌る組織として、大東文化学園監査室がある(B10-1)。監査室は毎年度、内部監査規程に基づき、教職員を監査員として、学部・大学院研究科・事務部署等の業務全般について定期的な内部監査を実施し、その結果を「内部監査結果報告書」にまとめ学園理事会に報告している。

(3) 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

大学の全部局および法人の関連部局（総務部、財務部、管理部管理課など）を対象とする自己点検・評価は、毎年度実施している。2014年度からは、大学基準を構成する10の基準について、本学独自の点検・評価項目（例えば、基準4-2「教育課程・教育内容」に「国際化に対応した教育を行っているか」、基準6「学生支援」に「学生の課外活動への支援は適切に行われているか」、基準7「教育研究等環境」に「スクールバスの運行」など）を加え、「点検・評価項目ごとの現状説明」「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」「根拠資料」「達成目標」からなる報告書（自己点検・評価シート）を作成している(A10-2)。

達成目標は、単年度目標と5年間の中期目標（2014～2018年度）に分かれ、各目標に「指標」（どのような状況になれば目標が達成されたと言えるのか）を設けている。単年度目標については、年度末に「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で自己評価を行い、「S」評価以外の項目は次年度以降の改善が求められる。

学内の教職員から構成される評価専門委員会は、報告書（自己点検・評価シート）を精査して「所見」を付し、評価を行う。各部局は、所見に対する「対応」を回答し、残された課題がある場合は「次年度への課題」として明記する。

自己点検・評価の信頼性と客観性を高めるために2014年度に設置された外部評価委員会は、報告書（自己点検・評価シート）および評価専門委員会報告書を精査し、「特筆すべき事項」「改善すべき事項」を挙げて大学に改革・改善を促すことになっている。

自己点検・評価の結果は、諸組織および構成員の義務として真摯に受け止め、自らの活動・業務の改善に努めなければならないこと、理事長・学長は、改善が必要であると認められる事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならないこと、理事会は、改善が必要であると認めた事項については速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならないことが、学校法人大東文化学園自己点検・評価規程で定められている(A10-1)。

以上のように、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムは整備されている。今後は、自己点検・評価活動の意義と評価結果について、大学構成員がさらに理解を共有し、確実に改善に結びつけていく必要がある。

(4) 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

公益通報制度をはじめコンプライアンス関連規則を再整備し、全学的な体系化を図った。「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」（2000年2月制定）、「学校法人大東文化学園個人情報保護に関する規程」（2005年3月制定）等、コンプライアンスに関する個々の規程の位置づけを明確化し、学内コンプライアンス制度の全体像を示すとともに、

新たにコンプライアンス推進委員会を設置し、学内コンプライアンス推進にかかる施策立案やコンプライアンス全般のチェック機能を持たせた。継続性を持った定期的なコンプライアンス研修も制度の一環として取り入れている (B10-2、B10-3)。

10-3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

(1) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

大学の諸活動に関する組織レベルの点検・評価は、毎年度の自己点検・評価活動により実施している (A10-2)。教員の個人レベルでの点検・評価活動は、FD活動や学生による授業評価を通じた改善の努力が中心である (B10-7)。事務職員については、年に1回、業務遂行等にかかわる自己評価、上職者による面談等を通じた点検・評価が行われている (B10-4)。

(2) 教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教育研究活動は、2011年度より、全専任教員を対象に「教育・研究業績システム」を導入し、随時データの更新を行いホームページで公開することを義務づけている (A10-8)。

(3) 学外者の意見の反映

自己点検・評価活動について、2014年度より外部評価委員会を設置し、学外の有識者7名に委員を委嘱している (A10-1、B10-5)。学内委員3名を加えた外部評価委員会は、自己点検・評価活動を点検して改善すべき課題などを盛り込んだ報告書を作成し、学園理事会に提出して改善を求める (A10-2)。また、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するために、「大東文化大学研究倫理委員会」にも学外委員を委嘱し、その意見を反映させている (B10-6)。

(4) 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

本学が前回2010年度に受けた大学評価(認証評価)では、17項目の問題点に助言が付き改善を求められた。これについては全項目で改善を図り、2014年7月末までに改善報告書を提出した。この報告書に対し、2015年4月に大学基準協会の検討結果を受理し、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」として、以後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされた (A10-9)。

また、受審時に完成年度を迎えていなかった大学院スポーツ・健康科学研究科は、同時期に完成報告書を提出したが、これについても検討結果で「目標はおおむね達成されていると判断できる」との評価を得た (A10-9)。

専門職大学院の法務研究科は、2012年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受け、「適合」の評価を得た (A10-10)。財団の評価報告書で指摘された問題点については着実に改善の取り組みを行っている。

なお、学部・学科、大学院等の設置に関する文部科学省からの指摘事項については、着実に改善を行ってきた。2011年度に設置した大学院外国語学研究科中国言語文化専攻博士後期課程については、文部科学省に2011年、2012年、2013年に「設置計画履行状況報告書」を提出し、「設置届出書」とともに大学ホームページに公開している (A10-3)。

2. 点検・評価

【基準10の充足状況】

本学は内部質保証に関する方針を定め、大東文化学園自己点検・評価推進委員会の下で、大学全体および学部、研究科、附置研究所、事務部署の諸活動について定期的な自己点検・評価を行い、教育研究と大学運営の質を向上させるよう努めている。また、外部評価委員会を設置し、本学の諸活動に学外者の意見を反映させる仕組みを構築している(A10-1)。

情報公開については、自己点検・評価の結果および大学の基本情報、財務情報、教育研究情報等をホームページに公開し、社会的説明責任を果たしている(A10-3、B10-10 d2-表57)。

内部質保証システムの検証については、2013年度までは、自己点検・評価基本事項検討委員会において定期的に検証してきた。さらに、2014年度からスタートした新しい自己点検・評価体制において、大東文化学園自己点検・評価推進委員会、評価専門委員会、外部評価委員会等を通じて責任主体・組織、権限、手続きのいっそうの明確化を図り、適切な検証プロセスを構築している(A10-1)。

以上のことから、内部質保証については、基準10を充足していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

大学、法人経営、第一高等学校を包括したオール大東で自己点検・評価を実施し、その適切性を確保するために外部評価委員会を設置するなど、内部質保証システムを整備している(A10-1、A10-2)。

(2) 改善すべき事項

情報公開について、規程の制定などは進んだが、ホームページでのアクセス方法がやや煩雑であるため、スムーズな情報アクセスができるよう改善する必要がある(A10-3)。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

内部質保証システムを有効に機能させるために、企画委員会・総合企画室が定期的に行っている学部・研究科、事務部署との面談を継続して行い、現状の分析→課題の抽出→改善の取り組み→検証のサイクルをより確実なものとしていく。また、自己点検・評価シートで2014年度に設定した中期目標(2014-2018年度)について、大学全体、学部・研究科、各センター、附置研究所等において、中間年にあたる2016年度に中期目標の進捗状況の確認または見直しを行い、目標の確実な達成に結びつけていく(B10-8)。

(2) 改善すべき事項

情報公開について、2016年度に予定されているホームページのリニューアルに合わせ、総合企画室と入試広報課を中心に各種情報の掲示の仕方を見直し、ホームページでのアクセス方法を改善する(B10-9)。

4. 根拠資料

<根拠資料>

- A10-1 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程 《既出》A4-1-17
- A10-2 大東文化大学ホームページ（自己点検・評価活動）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/index.html>
- A10-3 大学ホームページ（情報公開） <http://www.daito.ac.jp/information/open/index.html>
《既出》B1-6
- A10-4 大学ホームページ（学部・大学院） <http://www.daito.ac.jp/education/index.html>
- A10-5 大学ホームページ（国際交流） http://www.daito.ac.jp/international_exchange/index.html
- A10-6 学校法人大東文化学園情報公開規程
- A10-7 大東文化大学の基準別基本方針
<http://www.daito.ac.jp/information/about/basicpolicy.html>
- A10-8 大学ホームページ 教員情報 <http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp>
《既出》B3-13
- A10-9 大学ホームページ（自己点検・評価/FD活動 認証評価）
<http://www.daito.ac.jp/information/examine/accreditation.html>
- A10-10 法科大学院概要 情報公開
<http://www.daito.ac.jp/lawschool/profile/open.html>
- B10-1 学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則 《既出》B9-1-9
- B10-2 「学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則」「セクシュアル・ハラスメントに関する指針（ガイドライン）」「学校法人大東文化学園アカデミック・ハラスメント防止に関する指針」「学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会規程」「学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程」 《既出》B6-19
- B10-3 学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規定、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規定施行細則、学校法人大東文化学園コンプライアンス推進会議規則
- B10-4 事務職員資格制度
- B10-5 2014年度外部評価委員会名簿
- B10-6 大東文化大学研究倫理委員会規程 《既出》B7-19
- B10-7 授業評価結果に対する教員コメント抜粋 《既出》B4-4-21
- B10-8 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（総合企画室総合企画課）
《既出》B9-1-17
- B10-9 平成28年度事業計画兼業務確認シート(案)（入試広報部）
- B10-10 大学データ集 《既出》B1-22

終章

終章

本報告書のベースになったのは、2014年度の「大東文化学園自己点検・評価報告書」（自己点検・評価シート）である。本学の自己点検・評価はすでに20年余の歴史を有するが、2014年度から、大学のほかに、学園（法人経営）および第一高等学校が参加して、新体制で点検・評価活動を行ってきた。そのなかで大学と法人経営は、大学基準を構成する10の基準に則った「自己点検・評価シート」に、独自の「点検・評価項目」と「評価の視点」を加え、シートの形式も「現状説明」「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」など、認証評価報告書の形式に準拠させた。

前回2010年度に受けた認証評価では、本学が行ってきた自己点検・評価活動がベースにあったとはいえ、毎年度の点検・評価の基準・項目は大学基準に則ったものではなく、報告書作成の作業は毎年度の活動の延長線上というより、新たな別個の作業という性格のものにならざるを得なかった。その意味で、今回の報告書は、2014年度の自己点検・評価シートの内容を2015年度時点で見直し、その結果を反映させたものであり、大学独自の自己点検・評価と認証評価は、内容・形式とも連動している。

これにより、前回より学部・研究科等の作業負担が軽減されただけでなく、大学独自の自己点検・評価と認証評価機関による大学評価を同一の基準、視点でとらえることができるようになった。

以下では、10の評価基準ごとの現状と課題を全学的な観点から要約し、次いで今後大学として取り組むべき重要課題と展望を述べることにする。

I 現状と課題

1. 理念・目的

「東西文化の融合」という理念をもって1923（大正12）年に設立された本学は、数次にわたる検証を経て、現在では、「アジアから世界へ—多文化共生を目指す新しい価値の創造」を大学の理念として掲げている。この理念に基づき、大学および学部・研究科・法務研究科の目的を大学学則、大学院学則、法務研究科学則に明記している。

2014年4月には、創立百周年を展望して、実現すべき6つのヴィジョンを柱とする「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を策定し、本学の将来像を描いた。これにより、本学が目指すべき方向、実現すべき課題が明確になった。

大学および学部・研究科等の目的は、ホームページや各種印刷物、ガイダンス等の機会を通じて、学生や教職員に周知が図られ、広く社会に公表されている。課題は、理念・目的がどこまで大学構成員に認知されているかを検証し、認知させるための方策を講じていくことである。

2. 教育研究組織

本学の教育研究組織は、2015年5月1日現在、学士課程が8学部19学科、大学院が7研究科14専攻である。専門職大学院として、法務研究科があるが、将来の閉科を前提として、2015年度より学生募集を停止している。

学士課程は学科ごとに、大学院は専攻ごとに、教育目的を定め、それに基づいた教育研究組織を編制している。教育課程にかかわる事項は、学部教授会、大学院研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）等において審議し、学部・研究科を超えた大学共通の課題は、大学評議会、学部長会議、大学院評議会、研究科委員長会議等において協議・調整を行う。1、2年次生が学ぶ東松山キャンパスの学部横断的な共通課題については、同キャンパス担当副学長と8学部選出の東松山担当主任からなる東松山キャンパス運営委員会が協議・調整を行う。

教育研究を支える組織としては、図書館、学生支援センター、キャリアセンター、国際交流センター、地域連携センター、スポーツ振興センター等があり、それぞれ運営委員会もしくは管理委員会を置き、適切な運営が行われている。

教育研究組織のなかには、複数年連続して入学定員を満たさない学科、収容定員を満たさない専攻を抱える研究科があり、その編制について検討すべき時期に来ている。このことについては、2012年度に設置された大学改革推進会議で検討が続けられ、学部・学科の再編制と大学院改革が具体的な日程に上っている。なお、経営学部は2016年度より、経営学部経営学科の1学部1学科体制に移行することになっている。

3. 教員・教員組織

本学は、求める教員像・教員組織の編制方針を定め、ホームページ等で公表している。また、学校法人大東文化学園職員任免規則に基づき、大学の「教員選考基準」を設け、教員の資格に関して必要な事項を定めている。

いずれの学部・研究科も、求める教員像・教員組織の編制方針に基づいて、課程にふさわしい教員組織を編制し、設置基準の定める教員定数を満たしている。

教員の配置は、学部および研究科の編制方針に則って行われ、授業科目と担当教員の適合性は、学部・研究科の教務委員会等により点検が行われる。教員構成では、前回の認証評価で指摘された年齢構成（61歳以上の構成比が高い）になお偏りがあり、今後の改善課題である。

教員の募集・採用・昇格は、大学の規程・基準を定めるとともに、学部ごとに人事に関する内規を定め、明確な基準と手続きに基づいて適切に行われている。

教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みは十分とは言えず、今後の課題である。

4. 教育内容・方法・成果

4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学として、またすべての学部・学科、研究科・専攻・課程で教育目標を定め、それに基づいて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明文化している。社会および大学構成員には、ホームページ、『履修の手引き』『大学案内 CROSSING』『大学院案内』など各種の媒体を通じて公表し周知を図っている。とくに在学生には、建学の精神と併せて、『学生手帳』によって、教員には、『大東文化大学教育職員ハンドブック《専任・特任・助教用》』および『大東文化大学教育職員ハンドブック《非常勤講師用》』によって周知している。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は制定されて日も浅いこともあり、教育目標

や方針がどこまで大学構成員に認知されているかという問題がある。認知度を検証し周知を徹底させるのが現在の課題である。

4-2 教育課程・教育内容

学士課程の授業科目は、基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の3つの科目群から構成され、学部・学科ごとに、順次性と体系性に配慮した授業科目が適切に開設されている。教養教育・基礎教育については、東松山キャンパス運営委員会が所管する全学共通科目・外国語科目のほか、専門教育を受けるために必須の科目が学部・学科ごとに配置されている。教育課程の編成は、各学部・学科の教務委員会、カリキュラム委員会、学科協議会、教授会、東松山キャンパス運営委員会等において十分に検証され、必要に応じて改正が行われる。

教育効果を高めるための配当年次の指定、必修科目・選択科目（選択必修科目）・自由科目の別、授業期間（半期・通年）の設定、全学部共通の学年暦も適切である。

研究科については、それぞれの教育目標に基づき、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮しつつ、専攻・課程ごとに適切に授業科目を編成している。

教育課程・教育内容についての課題は、初年次教育、高大連携、キャリア教育、時間割編成の合理化など、学部・学科をまたいだ共通の教育課題を議論し、企画・調整する体制が構築されていないことであったが、2015年12月に設置された全学教務委員会においてこれらの課題に取り組んでいく。

4-3 教育方法

授業形態は、教育目標・授業内容によって講義、演習、実験、実習、海外研修など、さまざまな形態がある。それらはシラバスに明記し、あらかじめ受講者に周知している。履修登録希望者が400人を超える大規模授業は、抽選などによりできるだけ抑制している。

履修登録単位数の上限は、全学部・学科の全学年で50単位未満に設定し、学部の『履修の手引き』に明示している。

学習指導については、オフィスアワー、授業終了後の教室、電子メールなどの方法により行っている。シラバスは、2010年度の認証評価で「教員間で記述に精粗の差がある」と改善を求められたが、すべての学部・研究科が統一書式でシラバスを作成し、精粗の差はおおむね解消されている。

成績評価と単位認定、既修得単位の認定は、学則の定めにより、またシラバスに記載した個々の教員の評価方法・割合・評価基準に基づき、適切に行われている。

大学院研究科では、研究指導計画に基づき、適切な研究指導・学位論文作成指導が行われている。

改善すべき課題としては、オフィスアワー等の情報が学生に十分に伝わっていないこと、シラバスの記載内容の学生への周知が十分でないことが挙げられる。シラバスの記載内容については、形式上のチェックだけでなく、教育課程の編成・実施方針に照らして、内容が適正かどうかのチェックを第三者が行う体制を学部・研究科で強化する必要がある。FD活動については、全学のFD委員会が研究会を開催しているが、教員の参加率を高めることが課題である。

4-4 成果

学生の学習成果を測定する評価指標は、学生自身の自己評価であるが、「学生による授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「学生生活調査（アンケート）」を活用している。調査結果は、学部・学科にフィードバックし授業改善の資料としている。より実効性の高い学習成果の測定を行うには、アンケート設問の改善などの工夫が必要である。

研究科では授業評価アンケートは導入していないが、博士課程前期課程・後期課程の学位取得者数と取得率が学修成果を測る指標になる。

学位授与については、卒業・修了の要件を『履修の手引き』『大学院の手引き』に記載し、あらかじめ学生に明示したうえで、規則に基づき、学部教授会、研究科委員会で公正かつ厳格に判定している。大学院の学位授与基準、学位審査基準も明確である。

学習成果の測定については、アンケート設問の工夫のほか、全学教務委員会でポートフォリオ、ルーブリックなどの開発・導入を検討していく。

5. 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針は、大学および学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに明文化し、各種の媒体を通じて、受験生を含め広く社会に公表しているが、入学にあたってあらかじめ修得しておくべき知識の内容や水準が必ずしも具体的ではなく、改善が必要である。

障がいのある学生の受け入れについても、全学で「障がい学生支援の基本方針」を制定し、ホームページで公表している。

入学者の募集と選抜に関しては、入学者選抜に関する規程に基づき、明確な責任体制と手続きに従って行われている。

学部の定員管理については、2015年度入試における入学数比率は大学全体で1.13倍、収容定員に対する在籍学生数比率は1.12倍であり、いずれも適正な水準を保っている。研究科では、専攻・課程によって収容定員を大幅に下回っているところがあり、適切な定員管理が行われているとは言い難い。

学士課程では、一部の学科で定員未充足が続いており、研究科でも、在籍者数比率で1.00倍を超えているのは、スポーツ・健康科学研究科のみで、とりわけ博士課程後期課程で比率が低い。

学部の在籍者に占める女子学生の比率が、全国の4年制大学の平均値を下回っており、一部の学部では10%台にとどまっている。女子学生の入学者を増やすことは、大学として優先的に取り組むべき課題である。

6. 学生支援

学生支援については、修学支援・生活支援・進路支援・課外活動支援に関する基本方針を定め、ホームページなどで公表している。支援体制としては、学生の生活支援、福利厚生者の増進、学生相談、障がい学生の支援、診療所・保健室の運営等にかかわる業務を行う学生支援センター、学生の進路支援を行うキャリアセンター、課外のスポーツ活動を支援するスポーツ振興センターなどの組織がある。

修学支援では、留年者および休・退学者への対応、補習・補充教育などが大学、学部・学科単位で行われている。障がいのある学生に対する修学支援は、「障がい学生支援の基本

方針」を策定し、学生支援センター障がい学生支援分室を中心に、学生ボランティアなどによる支援が行われている。奨学金等の経済的支援については、給付型の奨学金、授業料減免、特別修学支援金などの支援策を講じている。

生活支援については、両キャンパスに学生相談室のほか、診療所・保健室を置いて医師と看護師を配置するなど、適切な対応がなされている。ハラスメント防止については、必要な規程を制定して、適切に対応している。

進路支援については、学生のキャリアデザイン支援、進路支援、資格取得支援などがキャリアセンターを中心に行われている。

今後の改善すべき事項としては、補習・補充教育を正規のカリキュラムに組み込むなどより組織的な取り組みが求められる。オフィスアワーも十分に活用されているとは言い難く、改善が必要である。また、身体に障がいのある学生だけでなく、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、発達障害など把握しにくい障がいをもつ学生に対しても、サポート体制の構築が必要である。

7. 教育研究等環境

教育研究等環境の整備に関する方針を定め、校地・校舎、施設・設備の整備、図書館の管理・運営、教育研究活動の支援体制等に関する方針を明確にしている。校地・校舎は大学設置基準で必要な基準を満たし、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保についても、老朽化への対応、分煙の徹底化、バリアフリーの推進、スクールバスの円滑な運行、災害対策など適切に行われている。

図書館は、板橋図書館・東松山図書館とも、計画に従って図書・学術雑誌等の収集・所蔵が進められている。開館時間、座席数は十分に確保され、情報検索機器の利用環境も適切である。司書など専門職員の配置も適切に行われている。

ティーチング・アシスタントなど教育研究支援体制も、規程に基づき、整備されている。教員の研究費・研究室、研究専念時間の確保も十分になされている。

研究倫理に関しては、行動憲章および指針を制定し、不正防止のための取り組みを推進している。

現状では、受託研究・共同研究を含めた利益相反行為に関する規程の制定・整備が必要なこと以外、教育研究等環境の整備について大きな改善点は見当たらない。

8. 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する方針、国際化に関する方針を定め、ホームページ等の媒体を通じて学内外に公表・周知し、教職員で共有している。社会連携・社会貢献および国際貢献を推進する組織には、地域連携センターと国際交流センターがある。

教育研究成果の社会への還元は、教育・研究・社会貢献において、本学の特色を活かした活動が行われている。東京都板橋区、埼玉県東松山市など近隣自治体との共同研究、東日本大震災の被災地の復興支援活動、オープンカレッジ、書道研究所などの取り組みが実績を上げている。

課題としては、社会連携・社会貢献について学部・学科また個々の教員間で意識の差が小さくないということである。近隣自治体との共同研究を継続的に行うには、幅広い教員の

参加を促す必要がある。また、社会貢献の大きな取り組みであるオープンカレッジの開講講座について、社会科学、人文科学系講座の充実を図るなどの工夫が必要である。

9. 管理運営・財務

9-1 管理運営

管理運営・財務に関する方針を策定して、各組織のガバナンス方針、コンプライアンス等について方針を明確にしている。意思決定プロセスは、大学および学園の各種諸会議体の役割を規程に定め、明確にしている。学長等の権限と責任については、いずれも関係法令に基づいて整備され、適切に運用されている。

教学を支える事務組織については、事務職員の職位、採用・昇格等の基準を定め、適切な構成と人員配置、人事考課が行われている。事務機能の改善や業務内容の多様化への対応、スタッフディベロップメントも適切に行われている。

改善すべき点として、管理職養成のためのプログラムを充実させることが必要である。

9-2 財務

中長期的な財政計画については、大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクトで財政健全化に向けた施策の検討を行い、最終報告書が学園理事会で承認されている。今後、本学の財政施策は、この報告書に盛り込まれた基本方針に基づいて進められる。

科学研究費補助金等の外部資金については、受け入れ件数が増加しており、その管理・運営も規程に基づいて適切に行われている。

予算編成と執行は、学校法人大東文化学園経理規程、予算編成方針等に則り、明確な基準と手続きに基づいて行われている。また、決算の内部監査については、会計監査、学園監事監査、内部監査により適切に行われている。

教育研究を安定して遂行するための財政的基盤は、2014年度決算では、必要かつ十分な水準を確保しているが、消費収支計算書関係比率に関しては、改善すべき課題がある。

財政についての課題は、中長期財政計画に基づき、帰属収支差額比率、消費収支比率の改善を図ることである。

10. 内部質保証

内部質保証の方針を定め、2014年度から、学園（法人経営）を含めて、自己点検・評価を行っている。点検・評価の客観性・適切性を確保するために、外部評価委員会を設置し、大学の諸活動に外部の意見が反映されるような仕組みを構築した。

情報公開については、自己点検・評価報告書、大学の基本情報、財務情報、教育研究情報等をホームページに公開し、社会的説明責任を果たしている。

課題としては、情報公開に関して、規程の制定などは進んだが、ホームページでのアクセス方法がやや煩雑で、スムーズな情報アクセスができるよう改善する必要がある。

II 本学が取り組むべき重要課題と展望

本報告書では、「現状説明」「効果が上がっている事項」「改善すべき事項」の検討を通じて、大学として、学部や研究科、センター、附置研究所等として、取り組んでいくべき改

善課題と、さらに伸長させていくべき課題を明らかにしてきた。

ここでは、大学として、喫緊に取り組むべき4つの重要課題と展望について記しておきたい。

(1) この数年、大学や学部・研究科ではさまざまな計画・方針を策定してきた。戦略的なものでは、2023年の創立百周年に向けた「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」(2014年2月)、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」(2015年9月)がそれである。また、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針という3つのポリシーに加え、「大東文化大学基準別基本方針」として、教員組織の編制方針、学生支援方針、学生の受け入れ方針、社会連携・社会貢献に関する方針、管理運営・財務に関する方針などを、学内議論を経て制定してきた。

これらの基本計画や方針に基づく施策を実現する第一歩は、基本計画や方針の中身が大学構成員(教職員)に周知され、その意義が理解されていることである。しかしそのような共通理解は、残念ながら、十分とは言えない。さまざまな媒体や機会を通じて、大学が歩むべき方向性、具体的な施策について、大学構成員の共通理解を深めていく。総合企画室作成のリーフレット『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』をそのためのツールとして活用する。

(2) 教育課程の課題としては、全学的なカリキュラムの共通化・柔軟化・スリム化、時間割編成の合理化、アクティブ・ラーニング等を通じた学生の主体的な学びの促進、学習効果の可視化、キャリア教育・初年次教育の充実などがある。「教育の大東」を実現するために、新たに発足した全学教務委員会を中心に、これらの教育課題に取り組んでいく。

(3) 教育研究を安定して遂行するためには、財政基盤の確立が不可欠である。本学の財政は、2014年度決算では、十分な水準を保っているが、消費収支計算書関係比率等の数字は悪化しており、積極的な施策を講じなければ事態は改善されない。最重要の課題は、単年度収支において、バランスのとれた学園・大学財政を実現することである。すでに、中長期財政計画策定プロジェクトがまとめた報告書が学園理事会で承認されており、全学的な教員定数の見直しなど、報告書に盛り込まれた財政健全化のための諸策を確実に実行していく。

(4) 教育研究組織については、学部・学科の新設・再編制などが大学改革推進会議で継続して検討されており、そのいくつかは具体的な日程に上っている。大学院改革、附置研究所の改革を含めて、教育研究組織の改革に全力で取り組んでいく。

上記の(2)(3)(4)の課題は、すでに「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」に盛り込まれていることである。

本学は、学生支援センター、キャリアセンター、地域連携センターなどのセンター化によって、学生の学修支援、生活支援、進路支援、社会連携・社会貢献活動などに成果を上げてきた。2016年4月からは、教員養成・諸資格の取得支援を行う教職課程センターを発

足させることになっている。東松山キャンパス運営委員会、大学附置研究所である書道研究所などの取り組みにも特筆すべきものがある。今後もこのような本学の強みをさらに伸長させる方策を講じていく。

Ⅲ おわりに

本学はこれまで、2001年度の大学基準協会による相互評価、2010年度の大学評価（認証評価）を受けてきた。2002年度からは、毎年度、自己点検・評価を実施し、現状の分析と課題の抽出を行ってきた。その過程で明らかになった諸課題は、改善が進んだものもあれば、未解決のまま積み残されたものもある。

本報告書を作成している現在、大学を取り巻く環境は、相互評価を受けた2001年はもとより、1期目の認証評価を受けた2010年と較べても、格段に厳しくなっている。本報告書は、直接には認証評価を受けるための報告書であるが、それと同時に、本学が主体的にさまざまな課題と強みを見出し、さらなる発展のために改善・改革を進めていくためのものである。

それらの課題は、教育課程の充実によって魅力ある大学をつくるという課題と財政健全化の課題といったように、場合によっては相矛盾するものを孕んだ課題もあるが、本学は衆智を集め、全力で諸課題に取り組んでいく。

2016年3月